

第十三條 製茶期外ニ於テ職員ノ執務時間及休暇ハ中央會議所ノ規程ニ準ルモノトス  
委員の選任 大正四年三月十六日、販賣擴張委員會常務委員會に於て紅茶研究主任に中村圓一郎氏を囑託し技術に伊達民三郎氏を委任し庶務會計事務は靜岡出張所書記馬場寅藏氏に兼務せしむることに決定した。

五年年度成績 四年年度の成功に鑑み更に規模の擴張を圖り五年三月下旬採拾工場三十二坪、乾燥工場五坪、庇間三十坪の増築の外小部分の擴張改修を施し、尙ほ採拾機二臺、塊解機一臺を増設することとしその製作を注文したが未だ届付くるまでに到らずして早くも茶期に入つたので、五月一日研究生の入所を許し二日生葉の買入と共に製造を開始し一二、三番茶を経て四番茶の終了期なる九月十九日迄製造を繼續し、それ以後は精製仕上げを専らとし十一月十三日全部の工務を終了した。その工程は

△一番茶 五月二日より三十日迄三十三日間、使用生葉量五千五百八十匁。 △二番茶 六月十七日より七月二十二日迄三十三日間、使用生葉量五千四百九十九匁九百六十匁。 △三番茶 八月三日より二十九日迄二十七日間、使用生葉量七千五百一十匁六十匁。 △四番茶 九月二日より十九日迄十八日間、使用生葉量三千八百三十三匁六百五十匁(以上合計一八、〇四五匁三五〇匁)  
△製造高 紅茶製造精製仕上り高本茶三千三百三十八匁八百五十匁、出物一千二百八匁七百匁。 △使用人数 作業延日數百八十八日間、職工男七人延人数千六十五人四分五厘、女工五十五人延人数千六百七十七人四分、研究生十八人延人数千四十五人。 △諸經費 建築費機械其他設備費五、〇九三圓五七錢、生葉買入代金六、六〇二圓八九錢、工資動力燃料生徒費等二、五九三圓五五錢、給料雜費八一七圓〇一錢、合計一五、一〇七圓〇二錢。

右經費の支辨は前年同様の方法を用ひた。研究生は左の如くである。

△二期修了(二年生) 西ヶ谷自助(靜岡) 江川可六(同) 土肥茂(長崎) 横倉榮太郎(栃木) △一期修了(初年生) 杉山廣三郎(靜岡) 増井厚(同) 中山吉松(同) 杉浦静之助(京都) △從業員(三番期入場) 橋本實(靜岡) 平田重市(同) △短期入場 戸塚忠次右衛門(靜岡) 森本梅吉(三重)

この年五月二十一日農商務大臣河野廣中氏視察し、八月下旬の三番茶期に於て靜岡縣聯合會議所主催の紅茶傳習所開設

され右第二期生二名を臨時教師として派遣した。尙本紅茶研究場は同年九月二十九日より製茶研究場と改稱した。

六年年度成績(五年九月より製茶研究場と改稱) 本年度の設備は、採拾機二臺、精製用機械藤兼玉切機一臺、唐箕二臺の新調及蒸潤槽の増設に醱酵室の改修を加へて製産の増大を圖つたが、本年は茶園收穫の減少と綠茶の好況により紅茶への原葉供給潤滑を欠き一番茶に於て多少の増加を見たのみで三番茶の如きは前年の三分の一に過ぎざる有様であつた。これは氣候の變調と茶樹の深刻とにより三番發芽を遅緩せしめた結果であり、且つ一面綠茶の好況が生葉の買収を困難ならしめ、昨年三十八九錢に始まり三十四五錢に終つた相場が、本年は四十二三錢に始まり八月末には五十錢に上るといふ實狀で勢ひ市場に於る競争を避け消極的作業に甘んずるの餘儀なき結果を見たのである。而して其工程如左

△一番茶 五月二日より六月五日迄三十五日間、使用生葉量八千十匁。 △二番茶 六月十八日より七月二十五日迄三十八日間、使用生葉量五千五百八十六匁。 △三番茶 七月二十六日より八月三十日迄三十四日間使用生葉量二千五百十八匁(合計一六、一五匁) △生葉補給 △一番茶前年平均四十二錢五厘、本年四十三錢八厘。 △二番茶前年三十二錢三厘、本年三十四錢五厘。 △三番茶前年三十五錢七厘、本年四十四錢七厘。 △使用人数 研究生八名(一時生三名) 延人数八六六人、男女職工十三名一時雇二名延人数一、四〇三人、採拾女工八名延人数二六四人。 △研究生 △第三期修了、横倉榮太郎(栃木) 土肥茂(長崎) 江川可六(靜岡) △第二期修了、杉浦静之助(京都) 中山吉松(靜岡) 平田重市(同) △第一期修了、大高眞次(靜岡) 前田由太郎(同)

伊達技師報告(概要) 本年は既に研究の三年目なので經濟的に良品を製出すべく機械設備の改善に苦心を拂つた。中にも乾燥機には最も苦心し終期に漸く曙光を認めたのである。製品は良好で米國露國等へ相當高價の賣行を見た。予は多年の經驗により、紅茶製造上の必要要件が原葉の選擇にあることを知つた。元來本邦の茶園は雜種の混植で、綠茶と紅茶と其適業を各別に採収することの困難なる状況におかれて居る。是れ我國紅茶の發達を阻害したる第一の原因で、我が研究場に於てはこの點に注意し、各方面より適業を集めて精製し、印度錫蘭にも劣らざる優秀品を得た譯である。若し原葉の選擇を誤り雜駁なる混葉を以て製造するときは、その或ものは紅色に變ずるも、或物は綠色を帯び、紅茶としての適性を傷け到底お使ひ物にはならぬ。是れは種類にもよるが又氣候のためにも色素の差を生ずるもので、紅茶の製造者は第一にこの點に注意を拂ひ原葉の統一を計るべきである。され

ばといつて現在の茶園のままで、その中から紅茶の適業のみを摘み取ることは到底不可能であるから、先づ是當りの問題としては日當りのよい色素の最も強い山畑の茶を摘んで摘採するがよい。他の樹木の多い所又は平地で日當りの良くない所は駄目、肥料の少ないのも紅茶としては特に良しからず、従つて既に本邦紅茶の發展を期するには、その根柢たる茶樹の統一を圖り、所謂紅茶園を作るのが肝要である。予は數年來各地を視察したが紅茶に適する茶樹は決して少くはない。だから、これ等紅茶に適せる茶樹を撰抜蒐集し、これを適當の圃地に植栽して合理的の繁殖法を計ることにより力を致すべきで、その實行は決して困難の事ではあるまい。これを約言すれば、今の混植茶園を整理して適種茶園に改植するの急務なるを感ずるものである。

**七年度成績** 大正四年静岡市安西町に於て花々しきスタートを切つた紅茶研究事業も、既に三箇年の經驗を重ね、日本紅茶の内容が如何なるものか、その今後の改良點を何處に求むるかなど、大體の目安がついて、伊達技師の所謂茶園統一に關しても、去る大正二年以來、大谷嘉兵衛氏の所有に係る静岡市外谷田の茶園二町三反五畝歩を借り受け、これに各種の試験を施し、紅茶製造の研究と相俟つて、紅茶園の試験をも行ひつゝ、中央會議所は年々別途會計より多額の支出を續けて来たのである。そこで七年度に於ては工場設備に新たななる能率を加へることとなり、蒸溜室、簡易乾燥室等を増設し、醱酵室の異動改修を行ひ、二番茶期よりは更に大形揉捻機二臺を増置して銳意増産を計つたが、一方戦時景氣により縫茶の市場未曾有の好況を呈し、一般に原葉騰貴を來し、爲めに充分の買葉をなすことが出来なかつたのは遺憾であつた。本年度の作業は五月一日製造を開始し、一、二、三番茶を通じ九月十八日迄に一萬八千五百九十六貫餘の原葉を扱ひ、その延人員一千五百八十餘人を費して居る。研究生は、三期卒業生三名、二期終了者二名、一期終了者四名を出し、この外九州各縣聯合の紅茶製造試験場の事業及、三重、兵庫、滋賀等の紅茶事業に補助金を交付して外部的に獎勵につとめた。

**八年度成績** 前年來生葉相場の高騰、工賃燃料の騰貴甚しく、爲めに紅茶の製造經營に難からぬ打撃を受け、本研究室の當路者は非常なる苦心を重ねたのである。八年度の作業は五月五日製造を開始し八月三十日迄續續し、爾後十一月六日迄精製仕上をなし、生葉四、八九一貫餘を以て本茶九八二貫、出物二九〇貫を得、職工其他延人員一、八二〇人を使用した。研究生の入所せるもの甚だしく三期卒業生一名を出したに止まる。兵庫、高知等の紅茶事業に對しては従來の方針に従つて補助金を交付した。

**九年度成績** 前年來の高物價時代尙は依然として續き、生葉相場も、工賃燃料も共に甚しく高價にして紅茶を製造するも到底引合はず、製造機構もこれを縮少し、仕上茶七百餘貫を得たるに止め、専ら製品の改善研究に力を致した。従つて研究生の志望もなく、従來の卒業生をして研究に従事せしめ、一方野呂米三郎氏に囑託して製造の研究をなした。以上の如く歐洲戰亂の影響は、日本の經濟界を物々しく活躍せしめ、物價の騰勢益々甚しく、綠茶の好況による原葉の騰貴が紅茶の製造を萎縮せしめ、大正十年度よりは、静岡市外の試験茶園に對して特に紅茶用茶樹試験を行ひ、野呂米三郎氏が印度から携へ來れる「アッサム」種子四百七十七粒を、同年四月四日播種し、發芽七割に止まつたが、發育は極めて良好であつた。それと共に一方には製茶機械の操法に關する研究會を起し、専ら製産費の節約方面に意を注ぎつゝ、紅茶の製造研究を續續したが、原葉の統一も容易に行はれず、その効果未だ顯揚せざるに先ちて、米國に於ける日本綠茶粗悪の不評あり、今は歴史の浅い紅茶などに手数をかけて居る時でないといふので、大正十二年度限り、紅茶研究のため別途會計より支出して居た經費を廢止し、昭和二年度の第五十回定時會議に於て、左の如く研究場全部の處分をなすに至つた。

財産處分に關する件

- 一、舊静岡出張所及製茶研究所屬建物全部
- 一、舊静岡出張所及製茶研究所屬備品全部
- 一、舊静岡出張所及製茶研究所屬機械器具全部

試験研究指導委員事業

右ハ紅茶研究ニ使用セシムル條件ヲ以テ日本紅茶株式會社ニ無償譲渡スルモノトス

以上の如く、紅茶研究場を引續いた日本紅茶會社は、故大谷嘉兵衛氏を中心に、中村圓一郎氏、三橋四郎次氏等に依りて苦心經營され、工場も、舊長田村澤渡に移し、露園茶方シーニンダ氏の指導を受け、昭和九年には第二日本紅茶會社を合併して資本を増大し、漸く世界に向つて雄飛の端緒を開くに到り、これを一大轉機として日本の紅茶貿易も漸く本格的の軌道に乗つたかの如く、茶業者一般はその健全なる發達を衷心より庶幾して居るのである。因に中央會議所が大正四年以來大正十二年まで、別途會計を以て支出した紅茶製造研究費は左の如くである。

- △大正四年度五、〇〇〇圓(外一會會計より一、五〇〇圓) △五年度六、〇〇〇圓 △六年度一〇、五〇〇圓 △七年度一〇、五〇〇圓
- △八年度一〇、七〇〇圓 △九年度一二、九〇〇圓 △十年度九、八七五圓三五錢 △十一年度九、九五〇圓 △十二年度九、四五〇圓

### 第三 全國的製茶技術員の養成

明治の末期に於ける本邦輸出綠茶の着色問題は、米國側の注意を深め、貿易上に幾多の支障を及ぼして居たが、明治四十四年五月、米國政府は遂に法律を以て着色茶輸入の絶對禁止を行ふことになつたので、我國當業者は、茲に大に鑑みる所あり、輸出茶の製造に關し互に戒心を加へつゝ、その改善普及について根本方策を樹立するの必要を唱へ、右禁止令の施行前、即ち同年四月静岡市に於て全國茶業者大會を開き、その席上。

- 第一、海外輸出と内地需用とを問はず製茶に着色又は粉色することを嚴禁しある規定を勵行すること。
- 第二、製茶貿易の發達を期すべく根本を涵養し矯弊改善の實を擧ぐるため便宜の地に中央製茶試驗場を速かに設置することを政府に建議すること。
- 第三、新製茶の現狀に鑑み品質の改善を具體的に圖る方法手段を講ずること。

第四、以上決議の實行を期する爲め中央會議所に於て若干名の委員を設けることを同所へ建議すること。

等の數項を決議してこれを中央會議所に建議し、中央會議所は直にこれが實行に取掛り、委員として清水精三郎、中村圓一郎、原崎源作、笹野徳次郎、エフ・ダブリュー・ゴッチ、伊藤六治郎、大内達三郎、繁田武平、岡本耕一、加藤彌太郎、中村清治、岡野利兵衛、杉山彦三郎の諸氏を擧げ、これに正副會頭理事評議員を加へて實行方法を講究の結果、取敢えず省令及規約の改正を行ひ、全國各生産地に委員を特派し、歩調を一にして不正茶の掃蕩を督勵する一方、製造の改善を指導した。その運動の部署は左の如くであつた。

- △四國地方。 海野孝三郎、中村清治、大林雄也
- △九州地方。 相澤喜兵衛、大内達三郎、杉山彦三郎、和仁幸之進
- △關西北陸地方。 大谷會頭、大原重右衛門、柿岡十郎、原崎源作、岡本耕一、加藤彌太郎、伊藤六治郎
- △關東地方。 大谷會頭、繁田武平、岡野利兵衛
- △靜岡縣下。 大谷會頭、木下七郎、伊藤市平、笹野徳次郎

以上の如く全く中央會總動員を以て着色不正茶の根絶に大奮となり、日本茶の革新を唱導巡廻したのでその効果大に現はれ、當時米國桑港に於て輸入拒絶の厄に遇はんとした本邦茶も再審の結果無事通關することを得た程で、全國的に不正着色の迷夢を醒ます必要を痛切に會得せしめ、爾來毎年、大谷會頭以下會議所主眼部各地に出張して、製造の改善を叫び大に効果を収めたが、更に地方的に、製造技術の向上を促がし、一般に之を指導するの必要を認め、大正二年度の中央會議所豫算に一千圓を計上し、製茶機械の研究を兼ね綠茶製造の技術員養成を企て、静岡市に養成所を設け、且つ會頭大谷嘉兵衛氏の所有地二町三反五畝歩を借受け、これを試験茶園となし、その摘採生葉により製造技術を修得せしめた。是れ第一回の養成で大正二年五月一日より開始し、全國から選拔せる有爲の茶業青年三十四名を收容し、同月三十日迄超スピードの晝夜兼行を以てその事業を遂行したのであつたが、この第一回の卒業生にして、今日各地方茶業界

の中堅となり有力なる技術指導者として活躍しつつあるものが少なくない。當時中央會に於て編成せる技術員養成規定は左の如きものである。

製茶機械研究並製茶技術員養成規定

- 第一條 製茶技術員養成所ハ當分静岡市豊原町一丁目ニ置ク
- 第二條 養成期間ハ大正二年五月一日ヨリ同三十日迄トス
- 第三條 養成スヘキ人員ヲ三十名トシ左ノ割合ニ依リ募集ス
  - 静岡縣六名、三重縣三名、京都府二名、他ノ府縣一名宛トス若シ應募セザル地方アルトキハ適宜他ノ地方ヨリ募集員ヲ増加スルコトアルヘシ
- 第四條 練習生ニハ期間中滞在費補助トシテ其技能ニ應ジ獎勵ノ爲メ若干ノ日當金ヲ支給スルコトアルヘシ
- 第五條 養成所ニハ教師一名、助手一名若ハ二名、庶務兼會計係一名ヲ置ク
- 第六條 教授時間ハ毎日午前五時ヨリ午後五時迄トシ休憩時間ハ別ニ之ヲ定ム
- 第七條 五月一日ヨリ同月二十日迄茶ノ製造並機械應用法ヲ教授シ二十一日ヨリ三十日迄茶樹栽培法、再製法(内外用共)等ヲ口授シ且ツ實見セシメ其要領ヲ知得セシムルモノトス
- 第八條 茶ノ製造並機械應用法ハ日々教師ノ指導ニ從ヒ練習生各自之ヲ自習ス、栽培法ハ本所屬託技術員ニ西ヶ原、牧野原兩試驗所ヨリ講師ヲ聘シ之ヲ口授シ且ツ牧野原其他適當ノ茶園ヲ實見セシム再製法ハ適當ノ技術員ヲシテ口授セシメ其實際ヲ見聞セシム
- 第九條 養成期間中中央會議所會頭臨時臨場シ精神修養上必要ノ訓戒ヲ爲シ其他有力ナル實踐家ノ講演ヲ乞フコトアルヘシ
- 第十條 製造法ハ揉切ヲ主トシ最モ進歩セル各種ノ製造法ヲ採用スルモノトス
- 第十一條 練習生ハ監督者ノ指揮命令ニ背クコトヲ得ス
- 第十二條 製茶器械ハ最モ善良ト認ムルモノ數種ヲ使用シテ之ヲ試驗ス

右の規定により養成事業を開始することとなり、その下準備として四月二十五日、静岡縣下の老練なる茶師數名を集め意見交換の上、教授内規及び修業生心得を左の如く制定した。

製茶法教授内規

- (一)炭ノ量目、凡ソ一貫五百匁位、仕舞火ハ活ケ込ム事、掛子ハ伏セ置ク事、衣盆百六十匁。(二)生葉蒸シ方、一貫匁ヲ六杯ニ分チ甘香ノ出ル處ヲ以テ良シトス、葉沈ミタル處ヲ見テ箸ヲ入ル事。(三)葉打ノ事、二十分ヨリ二十五分位
- (四)葉形付揉込ミハ二十五分。(五)蒸リ落シ度合ハ充分黒味ヲ帶ブル迄蒸リ切ルヘシ。(六)デンゲリヲ掛クル度合ハ十五分ヨリ二十分迄。(七)一焙爐ノ分量ハ一貫目。(八)蒸向製仕上時間ハ二時間。(九)蒸向製仕上時間ハ二時間半。(十)初メニ相當揉揉ヲ爲シ立揉ニテ充分ニ蒸リ込ミタル上蒸リ落シニ移ル、火度ヲ充分ニスル事ヲ容ミ込マシムル事。
- 修業生心得 (一)修業時間ハ午前六時ヨリ午後六時迄トス、但シ蒸シ方關係者ニ限リ午前五時ヨリ就業シ生葉掛、炭配布掛等ハ午後七時迄トス。(二)修業生ハ各日交代ニ左ノ役割ニ就クセノトス。蒸シ方一組ニ付蒸シ手一人手傳一人、薪炭衣盆、糊紙ノ掛一人、火種掛二人、乾燥掛一人、換備一人、焙爐掛二十人。(三)五月二日ヨリ五月二十日迄製造ノ實習中一日二時間製二焙爐、二時間半製二焙爐ノ四杯揉トス。(四)修業生各自ノ揉上タル茶ハ二時間製ト二時間半製トノ二種ニ分チテ見本ヲ取り残リハ合組乾燥ス見本ハ翌日審査シテ製造上ノ注意ヲ與フルモノトス。(五)宿直ハ教師一名ニ任シ修業生一名交代ニテ之ニ加ハルモノトス。(六)工場内ニ於テハ喫煙ヲ禁シ食事ハ午前十一時、午後九時就寝、午前五時迄ニ起床スヘシ。(七)寄宿舎ニ於テハ取替員ノ指圖ニ應ヒ舎内ノ整理ヲナシ午後九時就寝午前五時迄ニ起床スヘシ。(八)各自信義ヲ守リテ勉勵シ將來教師タルニ恥チサル操行技術ヲ修ムル事ニ勉ム可シ。

右各項中必要ニ應ジ適宜斟酌スルコトアルヘシ。

右製造法の教師に小長谷松五郎、和田三治郎二氏、模範製造人に加藤健十郎氏を任命雇用し、四月二十九日より教師をして豫備製造に従事せしめ、五月一日製兩製茶會社工場内に於て開所式を挙げ大谷會頭、海野理事、大林技師、尾崎靜岡縣聯合會議所會頭、及び生産改良委員の岡本、杉山、笹野の三氏並に原崎源作氏等臨席、大谷會頭は

製茶は我國産中重要な地位を占め居るに近時種々の非難が起つて、この重要國産の死活問題ともなるべき状態に立ち到つて居るとは誠に憤嘆に堪えない。従つてこれが挽回策として技術員養成の急務なるを痛感し、茲に中央會の決議により本養成所を設け諸君の入所を見るに到つた次第で茶業の將來のため満足とする所である。諸君は克くその出處進退を慎み教師の指導に隨ひ完全に其目的を達することに一身を傾倒せられんことを望む。

との挨拶を述べ、養成授業に入る、同年入所の修業生は左の三十四名であつた。

△静岡縣 村松英一、小泉武雄、海野久太郎、漆畑辰蔵、藤田計次郎、佐藤金次郎、榎本金蔵、鈴木啓次郎、△三重縣 藤森鐵治郎、林政右衛門、村田末吉、村田普松、△奈良縣 池田幸太郎、冬木龜太郎、△岐阜縣 福島永太郎、△高知縣 山本八郎、大井武美、△埼玉縣 宮本武平、△愛媛縣 山之内源六、北源太郎、△天城縣 木村維壽、渡邊幸一、△石川縣 高野友三郎、△千葉縣 兼坂榮、△鹿兒島縣 古市常吉、廣仁原菅夫、△和歌山縣 寒川信之丞、久保文治、山東龍之助、△福岡縣 堤謙蔵、△岡山縣 丸吉佐一、△福井縣 栗田勝治郎、八木太吉、前野幸太郎、

以上の生徒は、五月二日より實務に入り毎日十名宛の交代で、生葉係、蒸葉係、乾燥係、薪炭係、掃除係等を分擔し、爾餘のものは全部焙爐につき手揉製造の實習を受け、五月十一日より機械製に取掛り、望月式葉打機、柴田式粗揉機、高林式粗揉機、白井式揉捻機、望月式揉捻機、高林式精揉機、ケイエム式仕上機、竹田式乾燥機等について實習し金網助炭についても試作を行った。以上の實習に當り、生徒をして規定通りの作業を行はしむることは傳習の性質上不可能なので、特に模範製造人をして規則通りの作業に當らしめ、一日二時間焙爐六回又は二時半焙爐五回を繰返して製造し生徒の参考に供し、右期間中製茶の仕上、釜茶籠茶の再製に關して實見講話を行ひ、この間大谷會頭は時々精神修養上の講話をなし、海野理事も茶業全般について講話し、大林技師は製茶の學理につき、原崎源作、繁田武平、宮地鐵治氏等も夫々得意の問題について講話した。かくて五月二十二日には製造實習を終り、二十三日は本所菱川技師の製茶検査法、大谷會頭の製茶沿革講話、二十四、二十五兩日は東部研究所、小鹿試験所、中吉田茶園等を視察栽培耕耘に従事し二十六日休養、二十七日牧野原製茶試験場川崎囑託の茶樹栽培施肥法、静岡縣聯合會議所北川副會頭の組合規約、牧野原試験場丸尾技師の製茶化學、西海外派遣員の米國茶況等の講演、二十八日吉田茶園の道路を改修し、二十九日静岡市物産陳列館に於て終了式を擧ぐ、静岡縣の小島事務官、水野静岡市助役その他各方面の首腦者參列卒業證書を授與し、終つて伊達民三郎氏の紅茶製造に關する多彩なる實驗談あり、三十日大谷氏の日本製茶會社に於て再製事業の實況を視察の上散會した。この第一回の技術員養成は、機械の研究を兼ね豫算一千圓を計上してあつたが、實際の支出は三千二

十九圓六十二錢で効果も大きかつたが非常なる豫算超過を示したのであつた。尤も養成所に於て製造せる製茶代金の收入五百二十圓五十錢の外に茶園農作小屋諸器具代四百三十五圓七十一錢の固定物も保存され結局豫算の實超過額は一千百三十三圓四十一錢といふことになり、その得た處の成果は寧ろ支出額以上に輝かしきものがあつた譯だ。

**大正三年度養成** かくて大正三年度に於ても同様五月一日より静岡市鷹匠町二丁目製茶會社工場内で開催、同月三十一日市内日本製茶株式會社樓上に於て修了證書授與式を舉行、大谷會頭の式辭及訓示來賓祝辭等ありて散會した。證書受領者左の如し。

△静岡縣 齋藤福次郎、望月芳吉、岡本善次郎、長島榮佐久、△長崎縣 吉岡性衛、△茨城縣 河野安太郎、金久保照、荒井源五郎、△奈良縣 谷忠太郎、△熊本縣 平井政三、△鹿兒島縣 山口市左衛門、△高知縣 大井武美、△宮崎縣 和田豊、△岡山縣 丸吉佐一、△埼玉縣 大館林蔵、△岐阜縣 福岡新吉、

**大正四年度養成** 過去二年の經驗に鑑み、四年度に於ては、實資本位を以て時代の要求に應ずる計畫を樹て、養成所を静岡市安西外新田に移し、こゝに三十坪の焙爐室を作り練習生二十名募入の豫定を以て準備を完成、主任に大林雄也技師、庶務兼會計に馬場實藏氏、教師に小長谷松五郎氏を囑託して指導監督の任に當らしめ、四月二十五日より一月間極めて嚴格に實習指導を行った。因に本年は特に養成所の規定を左の如く改正した。

**綠茶技術員養成所規定**

- 第一條 綠茶技術員養成所ハ静岡市安西外新田ニ置ク
- 第二條 綠茶技術員養成期間ハ大正四年四月二十五日ヨリ五月二十四日迄トス
- 第三條 養成人員ハ二十名以内トシ左ノ割合ニ依リ募集ス
- 静岡縣六名、三重縣三名、京都府二名、他ノ府縣一名宛トス若シ應募セザル地方アルトキハ適宜他ノ地方ヨリ募集スル事アルヘシ
- 第四條 練習生ハ品行方正ニシテ茶製造ノ經驗ニ富ミ將來製茶教師トナリ得ヘキモノニ限ル

試験研究指導委託事業

- 第五條 練習生ニハ期間中食費トシテ若干ノ補助ヲ支給スルコトアルヘシ
- 第六條 緑茶技術員養成所ニハ主任一名、教師一名、庶務兼會計一名ヲ置ク
- 第七條 教授時間ハ毎日午前五時ヨリ午後五時迄トシ休憩時間ハ別ニ之ヲ定ム
- 第八條 四月二十五日ヨリ五月十六日迄緑茶ノ手揉製法並機械應用法ヲ教授シ十八日ヨリ二十四日迄茶樹栽培法、再製法等ヲ口授シ且ツ實見セシメ其要領ヲ知得セシムルモノトス
- 第九條 緑茶ノ手揉製法並機械應用法ハ日々教師ノ指導ニ從ヒ練習生各自之ヲ自習シ時々競技採ヲナサシメ栽培法ハ本所囑託技師並ニ西ヶ原、牧野原、兩試験場ヨリ講師ヲ聘シ之ヲ口授シ且ツ牧野原其他適當ノ茶園ヲ實見セシム再製法ハ適當ノ技師ヲシテ口授セシメ其實際ヲ見聞セシム 但シ教授ノ方法ハ教授内規ヲ以テ之ヲ定ム
- 第十條 養成期間中中央會議所會頭臨時臨場シ精神修養上必要ノ訓戒ヲナシ其他有力ナル實踐家ノ講演ヲ乞フコトアルヘシ
- 第十一條 緑茶手揉製法ハ揉切ヲ主トシ最モ進歩セル各種ノ製造法ヲ採用スルモノトス
- 第十二條 練習生ハ監督者ノ指揮命令ニ背クコトヲ得ス
- 第十三條 製茶機械中ノ最モ優良ト認ムルモノ數種ヲ使用シ之カ研究試験ヲナス
- 第十四條 練習生ニシテ技術素行ノ優等ナルモノニハ修業證書ヲ授與ス
- 第十五條 練習生ハ前條規定ノ外本所製茶試験場規定ヲ遵守スヘシ

右により同養成所に入所したるものは左の如くである。

- △京都府 伊藤徳太郎、藤川兵司、 △静岡縣 長島水佐久、長島勇典、戸田辰治、 △和歌山縣 竹原勝重、宮本利一、西田益一、 △奈良縣 柘榴清吉、 △兵庫縣 橋本兼治郎、 △三重縣 北松源六、廣本甚兵衛、 △埼玉縣 宮本武平、 △茨城縣 高橋榮藏、 △滋賀縣 大森芳三郎、 △高知縣 五百藏峰吉、 △宮崎縣 齋藤實盛、 △石川縣 前田孫智、 △熊本縣 平井改三
- 實習は四月二十五日より五月十六日迄、學科は二十日より二十三日迄、栽培實習は十七日より十九日迄之を行ひ、練習生には組長副組長各一名を選舉せしめ寄宿内務及就業中に於ける諸般の取締に任ぜしめた。製造の實習には麻機村覆下茶園の生葉を以て玉露茶の製造をもなさしめ大に得る處があつた。又適に對する燃料節約器の試験をも行つたが、其使

用法に過誤あり、これを築き直すの餘日なくその儘中止し、次で焙爐用厚紙の試験に移り志太安倍兩郡産の厚紙及純生紙中十數種を買入れこれを試みたるに、純生紙は其價格高きも破損少く安價なる不純紙よりも遙かに經濟的なることを確め得た。又木炭については樗、楡、雜木の寒焼、春焼を試験したが、寒焼は春焼に比し火力保持の時間長く能率に於て非常に優越し居るを認めた。殊に樗の木尻なき寒焼が最も上々であることを知つた。尙ほ京都及愛媛方面で考案された石綿入の焙爐紙も試験したが、京都製のは厚くして重く破損少く火度平均し綠色及香味保存には適し居るも取扱不便の失あり、愛媛製のは薄くして軽く取扱便なるも紙質毛羽立ち耐久力前者に及ばず尙ほ改良の餘地ありと認められた。

實習中に製造せる茶は生葉四百六十四貫より製品百十九貫を得、内二百ポンドは桑博日本茶寮に送りて喫茶の原料に供した。本年の生葉相場は意外に高く四月二十五日一錢に付十一匁二八、九日十五、七匁五月六七日頃に至るも十七匁から二十匁位であつた。揉方は揉切り製法を主となし、デングリ揉は仕上の部分に於て少し之を行ひ所謂揉切との折衷法を練習せしめた。學科は大谷會頭の茶業道德、及製茶改良の要旨、岡田靜岡縣技師の茶樹病害蟲、川崎茶業部技師の茶樹栽培法、西村庄太郎氏の北米合衆國及加奈陀に於ける茶況、宮地農商務省技師の製茶大要、伊達技師の紅茶製法等極めて有益のもののみであつた。

かくて五月二十四日午後二時より修了證書授與式を挙げ大谷會頭の式辭、來賓の祝辭等ありて散會。修了者は夫々郷里に歸り、廣く茶業の指導に従事した。

**大正五年度養成** 前年と同一の組織により、規定もそのまゝとし、練習生も二十名の定員で、四月二十五日から開始することゝなり、三月中旬舊養成所建物の移動及び増築に取掛り、焙爐場蒸場等の設備を充分にし、新築十八坪の建物も竣工し、これを機械室、生葉室、及び生徒控室等に分ち四月二十四日には練習生の先着せるものありて、早くも緑茶の製造に着手し、五月十八日の終了までに生葉總量八百二十七貫百匁を以て製茶百七十七貫四十匁を得、日本製茶株

式會社其他へ販賣し、十九日以後は専ら近村の製造工場並に茶園、再製工場等の實地見學をなしたが、二十一日には、偶々農商務大臣河野廣中氏の來觀あり特に養成所に於て製造實習を觀覽に供した。越えて二十四日には午前中靜岡縣農事試験場岡田技師の病害蟲に關する講演を聴取し、午後一時より大谷會頭、尾崎副會頭その他臨場修了證書授與式を擧げ左記二十名に證書を授與した。

△靜岡縣 秋山喜三郎、長島永佐次、後藤長作、平田重市、△京都府 林巳之助、松井本吉、△宮崎縣 藤田榮、△奈良縣 今谷松石(以上優等) △靜岡縣 長島勇龜、△宮崎縣 有川孫右衛門、福永重義、△鹿兒島縣 有村惠吉、△岡山縣 清水佐平、△熊本縣 佐野輝親、△和歌山縣 竹原勝重、△高知縣 五百藏時吉、宅間慎兒、△岐阜縣 長良與三郎、△茨城縣 細川甲午郎、△長崎縣 梅津龜男、右の外一具入所せるも中途退場、修了證書授與に到らざりしもの京都府片山彌三郎、岡山縣丸吉佐一、滋賀縣大森芳三郎の三名があつた。

大正六年度養成

前年通り靜岡市安西製茶研究所に於て少しく時期を早め四月十九日より開始し學科及實習に亘りて講習を進め、五月十七日までに全部を終了、同日午前十一時より同所に於て修了證書授與式を擧げ大谷會頭、尾崎副會頭、海野靜岡出張所長、相澤理事、西海外派遣員、其他役員列席、大林技師の經過成績の報告あり、大谷會頭より左記の如く證書を授與して一場の告辭を與へ修了生總代の答辭にて式を閉ち懇談を重ねて一同歸任す。

(學術講習及製造實習) △靜岡縣 見城忠平、横山貴雄、水上輝三郎、△石川縣 大森仁三郎、島田伊三夫、△福岡縣 月足芳太郎、△埼玉縣 平沼謙三郎、△宮崎縣 宮永善之、長倉國良、中武常藏、△和歌山縣 西田益一、岡本周三郎、酒井岩松、△京都府 村上多一、西山作治、井上政雄、△三重縣 伊藤作二郎、岡田嘉藏、△岡山縣 藤本嵩、△茨城縣 加藤熊吉、△熊本縣 野田良矩、△高知縣 秋月廣裕、(製造實習) △高知縣 伊吹順次郎、中屋琴榮、小笠原三夫、岡初次、△和歌山縣 廣押彌平、西村政一、立石慶藏。

大正七年度養成

四月十八日より靜岡市安西研究所に於て開始、五月十七日終了、同日大谷會頭その他臨席左記練習終了生に對し證書授與式を行つた。

△靜岡縣 土屋茂、橋本太作、△岡山縣 戸田吾三郎、伊達松藏、△滋賀縣 辻惣吉、△宮崎縣 森安熊、宮永善之、中武常藏、△三重縣 代田德三郎、福永留松、△埼玉縣 大野良平、△神奈縣 山口森一郎、△熊本縣 高橋清作、原田覺、△和歌山縣 藤山榮一、△岐阜縣 植原亮一、福田豆一、△高知縣 清岡清、岡野人、山中清志、小松正廣、廣田留一、△京都府 川島平一、△福岡縣 野中淺吉、

以上の外農林學校優等卒業生三名を牧野原茶業部に託し給費練習をなさしむること前年の如くである。

大正八年度養成

四月十八日より前年と同様靜岡市安西研究所に於て開會、實習學習を勵み五月十七日の修了證書授與式には大谷、尾崎副會頭その他臨席した。修了生左の如し。

△靜岡縣 増田辨作、鈴木關次、小長谷俊夫、渡邊仁作、△熊本縣 藤原三男、井口友義、△石川縣 岡本實、△岡山縣 網島仁美、戸田吾三郎、△茨城縣 横山熊吉、△京都府 井上政次郎、△岐阜縣 加藤文次郎、△三重縣 谷河原作平、△埼玉縣 柳川恒吉、

大正九年度養成

四月十八日より開始し、五月十七日終了、入所せる各府縣の練習生左の如し。

△靜岡縣 村松吉藏、望月信作、△鹿兒島縣 高吉盛藏、△宮崎縣 渡邊綱男、飯元製茶吉、△埼玉縣 黒須淺右衛門、△熊本縣 谷山誠、福島敏雄、△京都府 藤井重松、△高知縣 藤原丑太郎、

大正十年度養成

實習期間を短縮し四月二十六日より五月十一日まで學科及び實習を行ひ、左記練習生十四名に對し修了證書を授與した。同期間に使用したる生葉三百二十一貫四百九十匁で、製茶六十九貫九十匁あり日本製茶會社其他の商店に賣却又は分譲した。

△靜岡縣 小野田勝太郎、藤原藤作、鈴木昇、△鹿兒島縣 田中清治、△京都府 上村吉之助、△宮崎縣 飯元製茶吉、渡邊綱男、△茨城縣 秋森岩治郎、染野繁松、△岐阜縣 安江幹夫、△三重縣 伊藤義正、△和歌山縣 福井智次、△埼玉縣 齋藤作藏、△石川縣 南出豊次、





には大體の見當がつき、十四年からは、茶業中央會が、理研に對して一千五百圓の研究費を交付し、それから年々この事業を繼續するやうになり、實際の状況を活動寫眞に撮つたり、その成績を印刷發表したり。對米宣傳にも日本綠茶を特徴づけるものとして大に之を利用した。その後三浦博士の研究は、辻村女史などが助け、博士亡き後、辻村女史によりてカロチン、タンニンの新發見が公けにせられるやうになつた。

以上は宮地氏の語るウキタミ生立の荒筋だが、この研究は日本茶の藥効的存在に一新時機を劃するものであつて、爾來各種の化學的研究が茶を繞りて多角的に試みられ、糖尿病、動脈硬化等にも特効ありとされ、軍隊では餘えない飯に應用するなど飲料以外の用途を擴大するやうになつた。

ウキタミ研究の爲めの理化學研究所への中央會交付金は別項の如く大正十四年度より昭和六年度まで繼續し、その總額一萬五百二圓八十七錢に上り、この外ウキタミ宣傳の爲めにも數千圓を費して居るのである。かくて、昭和七年度よりは、例の砒素劑禁止による害蟲驅除法の研究を必要とし、名和昆蟲研究所に對し年々左記の如く研究費を交付して之を繼續し、一部の成績は既にその大要を發表したが、葉捲蟲の如き頑強なる害蟲の驅除に關しては、その性能上の適應法は未だ充分には發見されないが、名和研究所の熱心なる研究により速からず解決の鍵を提供せらるゝものと期待されてゐる。

理研といひ名和研究所といひ、その茶に關する研究は中央會の委託であるが、共に獨特の事業を行ふものであつて、或は之を委託事業とも云ひ或は補助事業と云ふことも出来る。この外委託又は補助としての事業は各方面に於て行はれ所謂衆智を集めて茶の堂奥を極めんとするにありて何れも着々その功を現はして居るのである。その主なるものを擧ぐれば左の如くであるが、是れ前にも述べたる如く、各府縣組合に對する一律的の補助事業と併行して、特殊事業の主體を動員する事の如何に近代的名を示すものとして、中央會のこの方策は各方面の共鳴を得て居るのである。

◇奈良縣農事試験場に於ける茶の温室挿木繁殖並品種選擇の事業に對し、府縣財政緊縮時代中止の運命に陥らんとしたのを中央會

に於て兎に角試みに繼續費を補助的に支出した。これは京都茶業研究所の竹崎氏が品種の試験は温室に依るの必要があるといふ所から始まつたもので之が基礎となつて温室繁殖は成功を認めらるゝに至り、更に宮崎縣農事試験場にも行つた。尙ほ農林省でもその必要を認め奈良及び鹿兒島に設備されたのである。この温室試験は挿木の繁殖ばかりでなく、結實の爲めの茶の花を咲かせるのに、時季を問はず何時でも咲くので各種の試験が自由に出来る。奈良の温室は最初二十一坪、それから農林省の補助により三十九坪を擴張し、鹿兒島も農林省の手で三十九坪を設備したのである。

◇鹿兒島高等農林學校教授谷口熊之助氏に對し、自生茶(ヤマ茶)分布の調査を委託した。之は日本に於ける自生茶が、日本自生のものか、それとも支那あたりから渡來したものかをその分布状態によりて知らんとするもので、昭和四年から九年まで四國九州その他の各地を跋渉して得たる調査により、日本のヤマ茶は元來日本にあつたものといふ事を突き止めた。

◇京都大學教授武居三吉農學博士に對し、理研の鈴木梅太郎博士を通じて「綠茶の香氣」に關する研究を乞ふた。かの綠茶の青臭味についても新茶と古茶との相違。朝乾性と茶素との關係など、兎に角茶の内部に潜んで居る微妙なる香氣については非常に興味ある研究が進められて居る。

◇臺北大學教授山本亮農學博士に對しては「紅茶の香氣」に關する研究が委託されてある。紅茶の香氣と水色との關係も重要な研究であり、最近滿洲向の茶に對する着香の問題に關し、内地茶業としては香の合成から、人工着香の事まで研究が進まねばならず香氣の問題は尙ほ前途に重要部面が残されて居るのである。

◇京大賀和田益二醫學博士の「茶の糖尿病に關する研究」は餘りにも有名である。博士はその研究によりて、既に茶を原料とする飲料「ミノアリン」を完成した。中央會は之に對しても事業費を交付して居る。

◇慶大醫學部教授大森憲太博士に對しては「茶の醫學的性質に關する研究」を委託し研究費を交付して居るが、博士は、茶が貧血に特効あることを説いて居り、京都の碾茶、埼玉の煎茶等で研究を進めて居る。

◇宮崎縣農事試験場川南分場に對し、「着香作物」の研究を依頼して居る。これは臺灣から着香作物の苗を取寄せ栽培試験を行ふものであるが、一部は農林省からも指定して試験をやつて居る。川南分場の囑託である宮崎高農教授宮澤文吾博士が、各種の着香作物を蒐集し、研究の結果を圖解して世に問ひつゝあるのである。

各年度に於ける研究委託に關する交付經費は左の如くである。

△大正十四年度、理化學研究所交付一、五〇〇圓 △昭和元年度、理化學研究所交付一、〇〇〇圓、ウキタミ實驗活動寫眞調製費

九二六圓六錢 △昭和二年、理化學研究所交付一、五〇〇圓、ウキタミ研究成績發表宣傳冊子調製一、九二七圓四六錢 △昭和三年、日本食糧品展ウキタミ宣傳費一、五四〇圓二二錢、理化學研究所交付一、五〇〇圓 △昭和四年、理化學研究所交付一、〇〇二圓八七錢 △昭和五年、理化學研究所交付二、〇〇〇圓 △昭和六年、理化學研究所交付二、〇〇〇圓 △昭和七年、名和昆蟲研究所交付一、八五〇圓 △昭和八年、名和昆蟲研究所交付一、八〇〇圓(以上決算) △昭和九年、製茶化學的研究費、病害蟲研究及成績發表費三、〇〇〇圓 △昭和十年、同上三、〇〇〇圓(以上豫算)

### 第五 大谷氏寄附茶園の利用

本會議所々有財産として、靜岡縣安倍郡有度村谷田に畑(茶園)二町六反五畝二十步、宅地七畝二十八步がある。右は元會頭故大谷嘉兵衛氏が、明治四十五年、同村在住の茶樹品種改良家杉山彦三郎氏の熱意に感じ、杉山氏の事業を助成するの意味で、當時一萬圓を投げ出し、二町七反歩の畑地を買ひ取り、之を杉山氏の管理に一任し、大正二年から實際の品種試験に供したものであるが、當時右畑地を買取るに當り、杉山氏は左の如く語つて居る。

私も品種の問題では、人から狂人とまで嘲けられ、随分苦い経験を嘗め盡して居るが、中頃家庭の關係で折角の事業も中絶の己むなき事情に陥り、非常に窮つて居る矢先、中央會の大谷會頭に遇つたのを幸ひ、品種改良と自分の境遇とを耳に入れると「地所は私が買ふから大にやつて見たらどうか」といはれ、私も生き返つたやうな氣持になつて大に勢ひづいて來ました。そこで私は大谷會頭の力に頼り、自分の所有地三反三畝歩の地續きに、七反歩ばかりを買つて頂いて合計一町歩位の規模でやつて見たいと、大谷氏の實地踏査を乞ひ、現地へ案内しました。其時大谷氏は山本寅三郎氏と馬場寅藏氏とを伴つて來ましたが、翁は附近の畑地を一巡し終つて、一寸小高い處に立ち「一町歩といはず、こゝで見える丈の處を買はふではないか」と云ふのです。見える丈といふと二町七反歩からあつて、それに自分の三反歩を加ふれば三町歩にもなるので、そんなに深山は要りませんと遠慮して居ると、翁は「ナニ土地は出来る丈け廣くあつた方がよい」といひ、傍に居た山本氏も馬場氏も、大谷さんが斯様に仰しやるから遠慮するには及ぶまいとの事で早速その手續を進め、翁は一萬圓を投出して買収したのです。地所の名義は翁で、私はそれを管理することになり、こゝに私の一世一代の大事業が再建された譯で、忘れもしない明治四十五年の事でした。それから準備を進めて大正二年から

實際の仕事に取りかゝつたのです。

以上の如き経緯により、二町七反歩の畑地が大谷嘉兵衛氏の名義となり、杉山氏之を管理し、大正二年には、本會議所の試験茶園として各種の試験を合せ行ふやうになつたものである。

大正二年の本會議所事業報告によれば

「試験茶園」は總面積二町六反五畝歩ありて、大谷會頭の私有茶園だが、中央會議所の決議に基き之を借入れ、全體を八區に分ち初年は茶樹の勢力を一定せしむるため、豫め肥培を懇切にし、病害蟲の驅除に努め、茶樹の植付なき區には各産地より種子を取寄せ之を播下して種類の優劣比較試験を施すこととした。この茶園の收葉は技術員養成の綠茶の原料とし、又その一部を紅茶試験に供した。

と記され。大正三年も引續き同様の試験を行ひ、大正四年には、大谷會頭より右茶園の無償寄附の申出あり、同年二月の定時會に於て左の如き決議をなして、本會議所に受領したのである。

#### 茶葉組合中央會議所製茶試験場無償受領ノ件

先ニ大谷嘉兵衛氏ヨリ借用シアル靜岡縣安倍郡有度村ノ茶園約二町五反歩ハ同氏ニ於テ我が茶業ノ趨勢、世ノ大勢ニ鑑ミ將來益々紅綠茶研究ノ緊切ナルヲ感ゼラレ、之ヲ本所ヘ無償ニテ寄贈センコトヲ申出デラレタリ、右ハ斯業ニ對シテ最モ篤志ナル次第ニシテ我が茶業ノ現況ニ見ルニ寔ニ必要ナルコト、信ズ、依ツテ之ヲ本所ニ受領シ一層試験研究事業ノ規模ヲ擴張セントス。但シ本所ニ於テ試験研究ノ不用ナル場合ニハ該地全部ヲ無償ニテ同氏ニ還付スルモノトス。

斯くして右の茶園は、本會議所の所有に歸し、爾來年々品種の試験研究に供し、その收葉は技術員の養成及び紅茶製造に利用し、多大の効果を挙げつゝあつたが、大正十三年度を以て本會議所直營の試験研究事業を休止したので、大正四年大谷氏より寄附受領の際の條件に基き同氏に還付することになつて居たが、同氏から改めて寄附の申出があつたので昭和二年二月の定時會議に於て、左の如き決議をなした。

財産取得ニ關スル件

一、静岡縣安倍郡有度村大字谷田試験茶園二町九反一畝十六歩  
 右ハ大正四年二月第三十六回中央會議ノ決議ニヨリ大谷嘉兵衛氏ノ寄附ヲ受領シ試験研究ニ供シタルガ大正十三年度ヨリ本所直營ノ試験研究ヲ休止シタルニヨリ附帶決議ニ基キ同氏ニ還付スベキモノナリシガ今回同氏ヨリ更メテ無條件ヲ以テ本所ノ財産トセン事ヲ申出アリタルニヨリ之ヲ取得スルモノトス

財産管理ニ關スル件

一、本所ニ取得シタル静岡縣安倍郡有度村大字谷田試験茶園二町九反一畝十六歩ノ管理方法ハ評議員會ニ委任決定スルモノトス  
 斯くして右の茶園は、永く本會議所の所有に歸したのであるが、之が利用に關しては前記杉山彦三郎氏の品種改良事業に充てしむる外、其後約七反歩を静岡縣安倍郡茶業組合の試験園とし、他の二町歩は七人の茶業者に小作せしめ、小額ながら地代を徴收して公課その他の費用に充て、居たが、昭和九年度に於ては、安倍郡組合が事業を廢止すると共に、試験茶園は舉げて之を静岡縣農事試験場茶業部の附屬園となし、擔當者を置き之を管理するやうになり、只その内の一部を静岡縣茶業聯合會議所の附屬茶園とし紅茶用品種改良、並に滿洲向茶に必要な茉莉花苗木の栽培研究に充て、之は十年度も繼續し、紅茶用品種としては艾毛種、加藤錦種、宇治寶生種、晚七號種、晚四號種などを定植し、茉莉花の耐寒試験の外、昭和二年より三ヶ年間民間當業者に委託せる優良茶樹品種十二種をもこゝに定植し、静岡縣農事試験場の事業と並んで、大に本會議所々有地の利用に當つて居る。

故大谷嘉兵衛氏が、杉山彦三郎氏の希望に任せて買取りたる右二町七反歩の茶園は、大正の初年より今日に及び、本會議所の試験、杉山氏の品種改良、安倍郡組合の事業並に静岡縣聯合會議所の利用等によりて、試験園上の茶園として充分にその機能を發揮し、今後更に静岡縣農事試験場の活躍によりて一段と其面目を改め來るものと豫期されて居る。

第六 農林省の最新委託試験

農林省に於ては昭和十年度の新しき試みとして、埼玉縣立豊岡茶業研究所に委託して新製茶試験の計畫を樹て、太田技師の手に於て各種の準備を進め、同年八月から本格的の試験に取掛つた。この試験は新需用に適合する新製茶の試験研究で例へば藥品、清涼飲料、食料品等の原料に利用が出来るか否か、又綠茶と紅茶と性質の全然異りたるものを混合して新製の茶が出来るか否か、生葉の火入熱度と時間とによりて製品に如何なる變化影響を與へるものかどうか等を試験するものであつて、新に取掛つた試験の種類其計畫の内容は左の如きものである。

第一、新製茶原料の經濟的生產研究

茶の摘採季節、回数、方法に依つて收量、品質に種々の變化を及ぼし、且つ經濟的關係にも夫々の影響を受くる點に關し試験研究を行ふもので、その試験方法左の如し。

試験方法 ▽標準區 茶樹が五、六葉に伸びた際、一心三葉を基準として摘採する。 ▽二段摘の一區 五、六葉に伸長したる際一心二葉を摘採し、五日後に殘葉を摘採、更に残つた新梢を摘採する。 ▽二段摘の二區 右の一區と同様、最初一心二葉を摘採し、十日後に於て殘葉を摘採し、更に残りの新梢を摘採する。

第二、新製茶用具機械の考案改良の研究

製茶機械の精粗優劣如何によつて製品に種々の變化を及ぼすこと必然で、この試験に於ては如何なる機械が如何なる茶葉を製造するに適するか、又如何なる要領で製造するのが適切であるかを確めやうとするのである。その方法は左の如く、燃料費、動力費、能力工作費、製茶の品質等を比較する。

**試験方法**   ▽熱風蒸機の考案   熱風蒸機に適切な装置方法を考案して、若芽を原料とする製造の方法。   ▽蒸熱機の考案  
蒸熱に適切な装置方法を考案し、之によりて硬葉を原料に試験を行ふ、原料には新梢を用ふ。   ▽焙茶機の考案   ほうじ茶の生産に適切な装置方法を考案し、硬葉を原料として研究する。   ▽木炭切斷機の考案   この装置の考案により、専ら新梢を原料として試験を行ふ。

### 第三、新製茶法の試験

この試験に於ては主として製造に於ける熱度、火入時間等に對する研究をなすに在りて、供試の茶葉は、夏季に於て苦澁の最も多いものを原料とし、其主要成分と品質の比較を行ふものである。

**試験方法**   ▽標準區   火入熱度を七十五度、一時間三十分を標準として試験を行ふ。   ▽三十度區   熱度三十度で四時間の火入を行ふ。   ▽四十度區   熱度四十度を以て三時間の火入を行ふ。   ▽五十度區   五十度の熱度を以て火入時間二時間の試験。

### 第四、製茶加工配合試験

加工試験としては溫度、時間の各異なる火入方法によつて茶素其他剝軟性緩和の研究をなし、又配合試験に於ては、狭山煎茶、狭山玉露、静岡紅茶、狭山ほうじ茶、近江煎茶、肥後煎茶、宇治玉露、嬉野茶等を利用し、玉露と煎茶の混合煎茶と紅茶の配合、綠茶と紅茶の混合によつて新しく近代人の嗜好に適した製茶を創製する。加工試験の方法は左記四部に分つ。

**試験方法**   ▽熱度八十度で火入時間一時間三十分。   ▽熱度九十度で一時間。   ▽熱度百度で三十分間。   ▽熱度七十五度の標準火入法に依る。

### 第五、新製茶創製に關する基礎調査事項

生産地と製茶品質並に主要成分との關係、土質と製茶品質並に主要成分との關係、需要多き製茶の品質と主要成分と

の關係、外觀と需要との關係、香味水色と需要との關係、添加物との調和關係、新製品の試賣並に批評等を知らんとするもので調査の方法左の如し。

**調査の方法**   ▽各種製茶を各地別に蒐集して特質を調査する。   ▽市場販賣の茶を集めて特質と需要との關係を調査する。   ▽製茶の需要の一般的趨勢。   ▽縣内の異なる土地に於て生産する生葉を原料に標準製法によつて製造し、その製品につき各種の調査を行ふ。

### 第六、製茶の新なる使用法に關する基礎調査

製茶需要の増加を期待し、新利用法を考案する爲めに茶の藥品として利用されて居る現況、茶の清涼飲料、茶の食料品に利用されて居る狀況を調査する。

## 第六章 議會建議及通牒警告

### 第一 衆議院提出の茶業建議

茶業に關する各種の問題が、建議案として帝國議會に現はれたのは、茶業非常時ともいふべき昭和四五年頃の事であつて、茶業を代表する静岡縣の選出代議士を中心として提出され、不況對策として政府を動かし大に施設せしめんとしたものである。その建議案は左の如きものであつた。

#### 販路擴張補助建議

昭和五年二月濱口内閣下に於て執行された總選舉の結果として、同年四月召集された特別議會に當り、静岡縣選出代議士、小久江美代吉、平野光雄、海野數馬、岸衛、樺部荒熊、井上剛一、永田善三郎六氏の提唱、斯波貞吉氏外三十四名の賛成により左記の如き建議案を衆議院に提出多數を以て採擇された。

綠茶海外販路擴張費國庫補助ニ關スル建議

政府ハ綠茶海外販路擴張ノ費用ヲ補助セラレムコトヲ望ム  
右建議ス

(理由書) 綠茶ハ安政六年橫濱開港ト共ニ貿易ヲ開始シ、以來富業者ハ銳意海外市場ノ開拓ニ努メ大正十四年以降年額三十有餘萬圓ヲ投ジテ販路ノ擴張ニ苦心シ昭和四年度ノ輸出量ハ千七百八十八萬斤此ノ金額千二百萬圓ニ達セリ、而シテ從來ノ北米ヨリ近時漸ク歐洲其他ノ市場ニ進出シ將來同地方頗ル有望ナリト雖モ、製茶貿易ハ獨リ我が帝國ノ獨占事業ニ非ズ、印度、錫蘭、爪哇、支那等ノ諸國競争年々進フテ激甚トナリ、殊ニ我が勁敵タル印度錫蘭茶ガ最近大規模ノ運動ヲ開始シテ盛ンニ我が製茶ノ販路ヲ侵蝕シツ、アリ、若シ夫レ之ガ對策ヲ講ズルニ非レバ數年ナラズシテ我が製茶ハ驅逐セラレ、コトナキヲ保セズ、仍テ一層我が製茶ノ聲價ヲ保持シ市場ノ擴張ヲ企圖スルハ頗ル緊急ノ事業ナルニ拘ラズ富業者ノ現狀ハ微力ニシテ到底之ニ要スル費用ノ負擔ニ堪エザルガ故ニ政府ハ須ラク右經費ニ充當スル費用ヲ國庫ヨリ補助シ以テ我が製茶貿易ノ振興ヲ期シ國際貨借改善ニ資スル必要アリト認ム、是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

栽培製造獎勵建議

昭和七年八月、齋藤舉國一致内閣によりて召集された時局匡救に關する第六十三回特別議會に對し、同年二月の總選舉に當選せる静岡縣選出代議士山口忠五郎、宮本雄一郎、深澤豐太郎、仁田大八郎、勝又春一、春名成章、太田正孝、倉元要一の八氏により茶業振興に關する建議案が提出された。(建議書ハ本書概説中ニ蒐録ス)

日本茶熱河進出建議

昭和八年三月、第六十四議會の衆議院に對し、静岡縣選出代議士山口、宮本兩氏は加藤、井上其他多數代議士の贊成を得て、滿洲熱河方面綠茶輸出獎勵に關する建議案を提出、大多數を以て採擇された。(建議書ハ本書概説中ニ蒐録ス)

北阿商品陳列館建議

昭和九年二月、第六十五議會の衆議院に對し、静岡縣選出代議士山口、宮本兩氏外三十四名に依り、北阿商品陳列館建設に關する建議案が提出され、大多數を以て採擇された。(建議書ハ本書概説中ニ蒐録ス)

試驗場擴張建議

静岡縣選出代議士宮本、山口、深澤、仁田、勝又、太田、倉元の諸氏は砂田代議士外三十二名の贊成を得て、昭和十年一月二十三日、左記國立茶業試驗場擴張に關する建議案を衆議院に提出、審議の結果採擇となつた。

國立茶業試驗場擴張ニ關スル建議

政府ハ製茶海外貿易ノ現狀ニ鑑ミ紅茶並ニ滿洲向製茶試驗研究ノ爲メ其ノ設備ヲ擴張セラレムコトヲ望ム  
右建議ス

(理由) 本邦ノ製茶ハ從來之ヲ綠茶トシテ内外ノ需用ニ應ジ來レリ、然レドモ綠茶ノ需要ニ限定セラレテ販路擴張ニ努ムルモ今後多クノ輸出増加ヲ期待スル能ハズ、之ニ反シテ紅茶ハ世界何レノ國モ之ヲ需要スルガ故ニ其數量ハ綠茶ノ十餘倍ニ上ル、サレバ今本邦ノ茶ヲ綠茶ノ外紅茶ニ製スレバ其販路頗ル廣ク價格亦高クシテ獨リ茶業者ヲ利益スルニ止マラズ貿易ヲ増進シテ國富ニ貢獻スル所尠カラザルモ綠茶ノ不釀酵ナルニ對シ紅茶ハ釀酵茶ナルヲ以テ茶樹ノ品種ヨリ栽培製造ニ互リテ全ク其趣ヲ異ニスル爲メ茶業者ガ試製ニ努ムルモ未ダ品質優良ノモノヲ產出スルヲ得ズ、更ニ滿洲國ニ於テ需要スル製茶ハ年額二千萬斤以上ニ達シ綠茶ナルモ支那風ノ釜炒茶ニシテ茉莉花等ノ花香ヲ付シタルモノナレバ是亦我が茶業者ノ着手シ得ザルガ故ニ今竊支那ノ占有ヲ傍觀スルノ外ナキ現狀ニアリ、故ニ國立茶業試驗場ヲ擴張シテ從來ノ綠茶ノ外ニ紅茶及滿洲向製茶ニ對スル品種栽培製造ノ試驗研究ヲナシ以テ製茶貿易ノ進展ニ裨益セントスル所以ナリ

茶業振興の建議

静岡縣選出代議士宮本雄一郎、山口忠五郎兩氏は勝又春一氏外三十餘名の贊成を得て、昭和十一年五月七日左記茶業振興に關する建議案を特別議會の衆議院に提出採擇された。

茶業振興ニ關スル建議

政府ハ製茶ノ海外貿易躍進ノ狀況ニ鑑ミ一層之ガ助長ヲ圖ル爲メ國立茶業試驗場ノ施設計畫ヲ擴張シ紅茶並ニ滿洲向製茶ノ試驗研究ヲ遂ゲシメ海外輸出茶ニ關シテハ國營検査ヲ斷行シ海外市場ニ於ケル日本茶ノ聲價ヲ維持セシメ且ツ

製茶新販路開拓事業ヲ執行セラレンコトヲ望ム  
右建議候也

(理由) 近時海外製茶販路ノ多邊化ニ伴ヒ海外ヨリ需要セラル、製茶ノ種類性質益々多岐ニ亘ルニ至レリ特ニ紅茶ノ輸出漸ク其緒  
ニツキ滿蒙向特種茶ノ輸出ガ開拓セラレントスルニ際シ是等製茶ノ栽培製造ニ特殊ノ研究ヲ要シ從來ノ綠茶單一時代トハ全ク趣ヲ  
異ニスルニ至レリ然ルニ農林省茶業試驗場ノ規模ハ狭小ニシテ到底各般ノ要求ニ應ズル能ハザル狀態ナリ故ニ政府ハ速カニ同試驗  
場ノ施設計畫ヲ擴大シ先ヅ紅茶滿蒙向茶ノ研究ヲ達シテ以テ製茶ノ對外輸出ヲ一層助長セラレンコトヲ望ム。  
一方既ニ開拓セル市場ニ於テ日本茶ノ聲價ヲ維持センニハ需要國ノ嗜好ニ適スル製茶ノ輸出ヲナスベキハ勿論ニシテ之ガ品質保持  
ニハ輸出茶ノ統制アル検査ニ俟タザルベカラズ。  
日本茶ノ舊販路タル米、加兩國ヘノ綠茶輸出ハ年々減少ノ傾向ニアリ之ガ原因ニ種々アリト雖モ主トシテ無益ナル値段ノ競争ニ依  
ルモノニシテ此際強力ナル輸出検査ノ必要切ナリ。  
新販路向茶及紅茶ニツキテハ茶業組合中央會議所ニ於テ數年前ヨリ輸出検査ヲ實行シ來リタルモ組合規約ニ基ク検査ノミヲ以テシ  
テハ充分ニ検査ノ目的ヲ達シ得ザリシコト屢々ニシテ之ニ加フルニ法的威力ヲ以テスルノ要アリ故ニ政府ハ製茶ノ輸出検査ヲ國營  
トシ之ガ實行ヲ組合ニ委ヌルニ於テハ永キ歴史ヲ有スル組合經營ノ長ト國家ノ法的威信並ニ政府機關トノ融合合體ニヨリ兩々相俟  
ツテ検査ノ目的ヲ達成シ以テ海外ニ於ケル日本茶ノ聲價ヲ保持シ得ベシ、近年政府ノ助成ニ依リ製茶ノ新販路開拓目覺シキモノア  
リタル紅茶、滿蒙向茶等新ナル製茶ノ製造ト共ニ新販路トシテ開拓スベキモノ尙幾多殘サレタルヲ以テ政府ハ新販路開拓ニ付キ  
諸種ノ事業ヲ施行シ以テ日本茶ノ全般的輸出ヲ促進セラレンコトヲ望ム、是レ本案提出ノ理由ナリ。

第二 本省の通牒及告示

農林省(農商務省)が、茶業の取締指導獎勵に關し、中央會議所、各府縣廳及茶業聯合會議所に發したる通牒は大正初年  
より其數多く、殊に着色茶の禁止、木葉混入茶の取締については一段の關心を以て全國當業者を警めて居る。その他規則  
改正に關する告示も屢々發せられて居るが、大正初年以降に於る中央會議所關係のものとしては大體左の如くである。

茶業組合合併ノ手續ニ關スル件

(明治四十二年六月一日)  
(農發第一一八號農務局長通牒)

本邦ノ茶業ハ印度錫蘭茶及咖啡ノ如キ有力ナル競争者ヲ有スル  
ヲ以テ茶業ノ發展ヲ計ラントスルニハ當業者ノ奮勵ト茶業組合  
ノ活動トヲ要スルハ勿論ノ儀ニテ今回茶業組合規則改正セラ  
レタルモ全ク組合ノ活動ヲ計ラシメ外ナラザル次第ニ有  
之候規則改正ニ伴フ諸般ノ準備ニ關シテハ組合當業者トモ充分  
御協議ノ上遺漏ナキ様特ニ御配慮相煩ハシ度尙別記事項ハ組合  
ノ監督上必要ト認メ候條御合置相成度依命此段及通牒候也

記

- 一 茶業者少數ニシテ地區狭小ナリト認メラルル地方ニアリテ  
ハ他ト事情ヲ調査シ規則第三條ニ依リ組合規約中ニ合併ノ  
手續ヲ加ヘシメテ組合合併ヲ行ハシムルカ又ハ第九條ノ二  
ニ依リ合併ノ命令ヲ發スルカ何レトモ地方ノ事情ニ適應セ  
ル方法ニ依リ一管下ヲ一組合ト爲スカ又ハ數組合ヲ合併ス  
ルカ其地方ニ適當ナル整理方法ヲ講スルコト
- 二 茶業組合ノ現任役員及聯合會議所ノ現任議員ノ任期ハ第二  
十四條及第三十一條ノ改正ニ依リ三ヶ年ニ延長セラレタル  
モノナルコト
- 三 改正規則附則ニ依リテ開クヘキ聯合會議ニ於テハ規約ニ概  
觸セザル限り成ルヘタ來年度豫算其他本年度中ニ議決スヘ  
キ事項ヲ議決セシメ以テ年度内更ニ會議ヲ召集スルノ煩累

議會建議及通牒警告

マシケシムルコト

着色取締通牒

(大正三年六月十五日農商務省ヨリ)  
(各地方長官茶業組合ニ對シ通牒)

- 一、茶業組合又ハ聯合會議所ニ於テ着色茶又ハ其ノ嫌疑アル茶  
ヲ發見シタル場合ハ之カ處分ノ場所及方法等ヲ地方廳ニ急報  
スヘキコト又地方廳ニ於テ前記ノ事項ヲ發見シタルトキハ農  
商務省ニ急報スヘシ殊ニ急速ヲ要スル場合ハ豫メ相當取計ヲ  
爲シ置カレタシ
- 二、中央會議所ニ於ケル着色茶ノ處分方法ハ全部之ヲ棄却スル  
ヲ原則トス只其程度極メテ輕微ニシテ水洗除去シ得ルモノハ  
除去ノ後荷主ニ還附スルコトニナリ居ルモ着色料ヲ除去スル  
ハ相當困難ナルヲ以テ今後組合ニ於テ水洗ヲ行フ時ハ(イ)地方  
廳職員ヲシテ水洗後着色有無ノ検査ヲ周密ニ行ハシメ除去セ  
サル限リ當然着色茶トシテ處理セシムルコト(ロ)無着色ト決定  
シタル場合ハ參考ノ爲メ水洗茶約半斤ヲ地方廳職員及當業者  
立會ノ上封印ヲ施シ即時農商務省ニ送付セラレタシ
- 三、着色茶ニ關スル省令違反事件ニシテ不起訴又ハ無罪トナリ  
タル場合又ハ罰金刑ノミニテ現品ヲ沒收スルニ至ラサル場合  
ニ於テモ苟モ着色茶タル限リハ會議所ノ規約違反トシテ相當  
處分ヲ爲サシメラレタシ
- 四、着色茶ノ製造又ハ賣買ニ對シ組合又ハ會議所ノ徵スル違約  
金ノ多寡ハ取締上重大ナル關係アルヲ以テ情實ヲ避ケ適當ノ  
額ヲ徵スル様監督セラレタシ而シテ取締ハ苟モ當業者ノ地位

三一七一

議會建議及通牒警告

勢力又ハ内外人ノ別ニヨリ偏頗アルカ如キ疑ヲ招クコトナキ  
緣組合及ヒ會議所ニテ十分注意ヲ加フヘシ  
五、リード式検査法ハ頗ル簡單ニシテ何人ニモ容易ニ行ヒ得ル  
カ故地方廳農事試驗場及ヒ農會ノ職員數名ニ一應實習セシメ  
置クハ監視上效果多カルヘシ且ツ必要ニ依リ製茶集散市場ノ  
警察官ニ豫メ着色茶ノ簡易鑑定法ヲ講習セシメラレタシ  
六、輸出茶ニ對スル着色有無ノ検査ニ付テハ地方廳員並ニ組合  
等ノ検査員ヲシテ職權ノ範圍内ニ於テ屢々再製工場ニ臨檢シ  
輸出荷造前ノ再製茶ヲ嚴密ニ検査セシメラレタシ

硬葉木莖注意通牒

(大正十一年十月農務省ヨリ通牒)

製茶輸出貿易ハ大正九年以來頗ル不振トナリ昨十年ノ如キ  
ハ二三十年以來未ダ曾テ見サル不況ニ有之憂慮致居候處本年度  
ニ於テハ稍々好況ニ向ヒ漸ク恢復ノ兆ヲ被認聊カ慰眉ヲ開カレ  
候ヘ共最近又復一部富業者間ニ粗製濫造行ハレ甚キハ粗製ナ  
ル刈落茶(硬葉及木莖ヲ多ク含ムモノ)ヲ混入スルモノ有之ヤ  
ニ承知致候由本邦製茶輸出減少ノ主因ハ其ノ品質ノ低下ト價格  
ノ騰貴ニ有之候事ハ既ニ周知ノ事實ニ有之候然ルニ漸ク輸出恢  
復ノ兆ヲ認メタル今日早クモ再ヒ粗製濫造ニ流ル、ニ於テハ製  
茶輸出貿易ノ消長ニ其大ナル影響ヲ及ホス候ニ有之候ニ付此際  
至急事實ノ有無ヲ調査シ其ノ事實有之ニ於テハ府縣茶業組合及  
同聯合會議所ヲ督勵シ製茶ノ検査及取締ヲ嚴ニシ規約違反者ニ  
對シテ嚴重處分スル等ノ方法ヲ講シ極力粗製濫造ノ防止ニ努ム

(三七二)

ル様特ニ御配慮相成度依命此段及通牒候也  
(同時ニ農商務省ハ靜岡、三重ノ兩縣知事宛右同様ノ通牒ヲ發  
シ、兩縣茶業聯合會議所ヲシテ再製原茶並ニ再製茶見本各五六  
種ヲ提出セシメタロ)

不夏茶改善警告

(大正十二年八月農商務省ヨリ一般富業者ニ警告)

- 一、經濟上及ヒ經營上極力生産費ノ遞減ヲ圖ル事
- 二、製茶ノ生産力有利ニ行ハル、場合ニ於テハ適當ノ方法ニ依  
リ茶園ノ増加ヲ圖ル事
- 三、必要ニ應シ茶園ノ整理又ハ更新ヲ行フ事
- 四、茶園ノ肥培方法ノ改善ニ努ムル事
- 五、適切ナル茶樹ノ剪枝法ノ普及ニ努ムル事
- 六、病苗害虫ノ驅除豫防ニ注意スル事
- 七、適切ナル方法ニ依リ茶葉摘採費ノ節約ヲ圖ル事
- 八、茶葉ハ摘採後可成速ニ製造スル様努ムル事
- 九、製茶機械ノ濫用ヲ戒ムル事
- 十、機械製茶ニ關スル研究及ヒ傳習ヲ盛ニ行ヒ其ノ技術ノ普  
及發達ヲ圖ル事

規約改正注意

(十三農務局第三六六號 大正十三  
年四月九日農務局長ヨリ知事宛)

今回茶業組合中央會議所ニ於テ其規約ヲ改正シ一層製茶取締ノ  
勵行ヲ期スルコト、相成候處右ハ茶業組合聯合會議所及茶業組  
合ニ於テモ其規約中ニ中央會議所ト同様ノ取締規定ヲ設ケ相協

力シテ之ヲ取締ノ勵行ヲ期スルニアラサレハ其目的ヲ達スルコ  
ト困難ニ有之殊ニ今回中央會議所ノ改正規約ハ其反則者處分ニ  
付テハ聯合會議所又ハ茶業組合ニ於テ其規定ニ依リ處分シタル  
場合ハ中央會議所ニ於テハ之ヲ行ハサルコトニ相成居リ候條之  
等相互ノ取締規定ニ步調ヲ揃ヘシムルノ必要有之候、就  
テハ中央會議所會議所及聯合會議所及茶業組合ニ對シテ同所ノ  
取締規定ニ準シ夫々其ノ規約改正上通牒致候趣ニ候ヘ共  
本件ハ本邦茶業ノ取締上極メテ重要ナル關係ヲ有スル儀ニシテ  
萬遺憾ナキヲ期スルノ必要有之候條御了知ノ上貴管下茶業組合  
及ヒ同聯合會議所ニ對シテハ其ノ規約ノ改正認可ノ際又ハ適當  
ナル方法ニヨリ其規約中製茶取締之カ違反者處分ニ關スル規  
定ヲ茶業組合中央會議所規約(改正規約)第十二條第十三條第  
十四條第十六條第十七條第五十六條第五十七條第五十八條及第  
五十九條等ヲ參照シテ適當ニ改正セシメ相協力シテ製茶取締ノ  
徹底ヲ期スル様特ニ御配慮相成度茶業組合中央會議所會議所ヨリ  
依頼ノ次第モ有之此段及通牒候也  
追テ茶業組合中央會議所ノ規約ハ直接同所會議所ヨリ送付ノ事  
ニ取計ヒ置候間御合意申添候

法人茶業者違反注意

(農第七二一三號 大正十三年八  
月一日農務局長ヨリ中央會議所宛)

茶業取締ニ關スル農商務省令第二十號ハ茶業者ニ對シテノミ  
議會建議及通牒警告

議會建議及通牒警告

用有リ茶業者以外ノ者ニハ適用ナク殊ニ茶業者法人ナル場合ニ  
於テハ其ノ法人ノ行爲ニ付テハ法人又ハ其ノ代表者ニ適用スヘ  
キ旨ノ規定ナキ爲メ法人タル茶業者ノ行爲ニ付テハ全ク處罰ヲ  
ナスコトヲ得ヌ不正粗製濫造取締上遺憾不勝候處八月一日農務  
省令第十七號ヲ以テ右省令改正(八月一日官報掲載)相成茶業者  
ニ非ルモノニ適當セラレ、コト、相成從テ法人タル茶業者ノ行  
爲ニ付テハ其ノ行爲ヲナシタル代表者若ハ從業者又ハ從業者ニ  
對シ指圖ヲナシ其行爲ヲナサシメタル者ニ適用セラレ、コト、  
相成刑法第十九條第一號又ハ第三號ニ該當スルモノニシテ地方  
長官ノ認可ヲ經テ茶業ノ原料ニ供スル爲メ賣渡又ハ讓渡又ハ讓  
受ニ付テハ適用セラレサルコト、相成候ヘ共刑法第十九條第一  
號又ハ第三號ニ該當スルモノハ嚴密ニ取締ルノ必要有之候條右  
御了知相成度此段依命及通牒候也

製茶取締ニ關スル件

(大正十三年八月一日  
農商務省令第十七號)

明治四十四年農商務省令ヲ左ノ通り改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施  
行ス  
大正十三年八月一日 農商務大臣 高橋 是 清  
第一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル製茶ハ之ヲ販賣ノ目的ヲ以テ  
製造シ若ハ讓受又ハ賣渡ス事ヲ得ヌ  
但シ刑法第十九條第一號又ハ第三號ニ該當セサルモノニシテ  
地方長官ノ認可ヲ經テ茶業ノ原料ニ供スル爲メ賣渡シ又ハ讓受  
タルコトハ此ノ限ニ在ラス

三一七三

議會建議及通牒警告

- 一、粘質物ヲ用ヒテ製造シタルモノ又ハ之ヲ他ノ茶ニ混シタルモノ
  - 二、物料ヲ用ヒテ色澤ヲ附シタルモノ又ハ是ヲ他ノ茶ニ混シタルモノ
  - 三、腐敗シタルモノ又ハ之ヲ他ノ茶ニ混シタルモノ
  - 四、土砂其ノ他ノ不純物料ヲ混シタルモノ
- 第二條 前條ノ規定ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス  
前項ノ未達ハ之ヲ罰ス  
明治四十四年四月廿四日 布法律第四十五號刑法抄錄  
第十九條第一項

茶葉取締取扱方ニ關スル件

(大正十四年四月二十七日農商部第四三八四號)  
(農務局長依命通牒、關係地方長官宛)

- 一、茶葉取締ノ嚴正ヲ期スル爲メ大正十三年六月十五日付農商部第五四二五號通牒着色茶取締ニ關スル件ハ之ヲ廢止更ニ別記ノ通り相定メ候ニ就テハ爾今一層茶葉取締ニ關シ御留意相成度依命此段及通牒候也

記

- 一、茶葉組合又ハ同聯合會議所ニ於テ明治四十四年農商部省令

(三七四)

- 第二十號第一條ノ各號ノ一ニ該當スル製茶又ハ其嫌疑アル茶ヲ發見シ又ハ發見ノ報ニ接シタル場合該之カ處分ノ場所方法等ヲ決定シタル場合ニハ其都度地方長官ニ急報スヘキ様豫メ各茶葉組合及同聯合會議所ニ示達シ置クコト
- 二、第一條ノ各號ノ一ニ該當スル製茶又ハ其ノ嫌疑アル茶ヲ發見シ又ハ發見ノ報ニ接シタル場合其事嚴重大ナルモノト認メタルトキハ其都度之ヲ農務局長ニ報告スルコト
- 三、前條ノ製茶及違反者ノ處分ノ細末ハ其都度之ヲ農務局長ニ報告スルコト
- 四、他府縣ヨリ移入シタル製茶ニシテ第一條ノ各號ノ一ニ該當スルモノヲ發見シ又ハ發見ノ報ニ接シタル場合ハ速カニ其關係府縣ニ通報シ聯絡ヲ圖リ處分ノ嚴正ヲ期スルコト
- 五、茶葉組合又ハ同聯合會議所等ノ規約ハ刑罰權ノ行使トハ別個ノ見地ヨリ運用セラルヘキモノナルニ依リ本省令ノ違反事件ニ付テモ其組合又ハ會議所ノ獨自ノ見地ヨリ其ノ必要ニ應ジテ相當ノ處分ヲサシムルコト
- 六、輸出茶ニ付テハ地方廳當該職員該茶葉組合及同聯合會議所ノ検査員等ヲシテ屢々製茶再製工場ニ臨檢シ輸出荷造前ノ再製茶ニ付キ取締ノ周密ヲ期スルコト
- 七、違反事件中、明治四十二年五月農商部省令第十七號第二項及第三項ノ場合ニ於ケル茶葉組合又ハ同聯合會議所等ノ規約ニ依リ違反者處分ハ其ノ事件發生地ニ於テ爲スル原則トスト

雖モ時宜ニ依リ事件發見地ニ於テモ發生地ノ茶葉組合又ハ同聯合會議所ト協議ノ上行ハシムルモ差支ナキコト

- 八、違反ニ係ル物件ハ成ルヘク其ノ發見地ニ於テ速カニ處分スルコト
- 九、第一條但書ニ依リ認可ノ事務ノ執行ハ成ルベク所屬官廳ニ委任シテ之ヲ行ハシムルコト
- 十、茶葉原料ノ認可ニ付テハ事情ノ許ス限リ茶葉組合又ハ同聯合會議所ノ製茶検査員等ヲ立會セシメ其意見ヲ徵スルコト
- 十一、茶葉原料ノ認可ニ付テハ該製茶カ再ヒ飲用ニ供シ得ラレサル状態ニ至ラシメタルモノニ限リ認可シ得物一個毎ニ認可ヲ與ヘタルモノナルコトヲ明示スルコト

茶葉取締ニ關スル省令改正ノ件

(大正十四年十一月二十日農商部第三七八四七號)  
(石黒農務局長通牒、中央會議所會頭宛)

明治四十四年農商部省令第二十號「茶葉取締ニ關スル件」改正(十一月二十日官報第三九七三號掲載)相成候處右ハ海草類ヨリ製出シタル無害ナル粘質物ヲ用ヒテ茶粉ニ加工シタルモノノ例ヘハ最近京都府宇治郡宇治村林屋製茶合名會社ノ創製セル宇治進化茶焙茶ノ如キモノヲ取締上除外スルノ趣旨ニ有之候條御了知相成度依命右及通牒候也

茶葉取締ニ關スル件

(大正十四年十一月二十日改正)

議會建議及通牒警告

明治四十四年農商部省令第二十號ヲ左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

- 第一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル製茶ハ之ヲ販賣ノ目的ヲ以テ製造シ若ハ讓受又ハ賣渡スコトヲ得ス但シ刑罰第十九條第一號又ハ第三號ニ該當セサルモノニシテ地方長官ノ認可ヲ經テ茶葉ノ原料ニ供スル爲メ賣渡シ又ハ讓受クルコトハ此限ニアラス
  - 一、粘質物ヲ用キテ製造シタルモノ(茶粉ト海草類ヨリ製出シタル無害ナル粘質物トヲ以テ製造シタルモノヲ除ク)又ハ之ヲ他ノ茶ニ混シタルモノ
  - 二、物料ヲ用キテ色澤ヲ附シタルモノ又ハ之ヲ他ノ茶ニ混シタルモノ
  - 三、腐敗シタルモノ又ハ之ヲ他ノ茶ニ混シタルモノ
  - 四、土砂其他ノ不純物料ヲ混シタルモノ
- 第二條 前條ノ規定ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス  
前項ノ未達罪ハ之ヲ罰ス

長崎貿易組合削除

(大正十四年一月二十八日)  
(農商部省令第二十八號)

明治四十二年五月農商部省令第二四十二號茶葉組合中央會議員ヲ選舉スヘキ茶葉組合中左ノ通り改正シ大正十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

「長崎縣長崎市貿易茶葉組合」ヲ削除

(三七五)

農商務大臣 高橋 是清



中央會議々員配當

(大正十四年一月二十八日)

農告七五號、明治四十二年五月農商務省告示第二百四十四號

明治四十二年五月農商務省告示第二百四十三號茶業組合中央會議々員ノ總數及其ノ配當中左ノ通り改正シ大正十四年四月一日ヨリ施行ス

中『佐賀縣』ヲ削ル(昭和四年四月一日)

及通牒候也

中央會議々員總數四十七人

中央會議々員總數(農林省告示第二百二號)

『京都府同二人』

明治四十二年五月農商務省告示第二百四十三號中左ノ通り改正ス

『三重縣同三人』

昭和四年七月十九日 農林大臣 町田 忠 治

『靜岡縣同十四人』

『中央會議々員總數四十一人』

『神奈川縣橫濱市茶業組合委員三人』

『改メ』

『兵庫縣神戸市同三人』

『組合支部設置ノ件』

『長崎縣長崎市貿易茶業組合委員一人』

茶業組合ノ支部設置ニ關スル件

『福岡縣茶業組合會議所議員』

九月三十日付第二一七號御照會標記ノ件ニ付テハ左記ノ通り御了知相成度此段及回答候也

『熊本縣茶業組合會議所議員』

茶業組合ノ規約ヲ以テ其地區内町村ニ於ケル茶業組合ノ事務ノ一部ヲ分掌セシムル爲メニ支部ヲ設置スルハ差支ナシ

『佐賀縣規則施行』

長崎崎玉異動告示

『農第一四四號 昭和四年四月一日農務局長松村眞一郎』

明治四十二年五月農商務省告示第二百四十三號中左ノ通り改正ス

『福岡縣茶業組合會議所議員』

『長崎縣同』

『熊本縣茶業組合會議所議員』

『改メ』

組織異動告示

(農林省告示第二一號)

中央會議々員總數(農林省告示第七十一號)

明治四十二年五月農商務省告示第二百四十三號中左ノ通り改正ス

『滋賀縣同』

『愛媛縣同』

『改メ』

『高知縣同』

『同』

『愛媛縣同』

『上』

『高知縣同』

『同』

『愛媛縣同』

『同』

『高知縣同』

『同』

『愛媛縣同』

『同』

『高知縣同』

『同』

『愛媛縣同』

『同』

『高知縣同』

『同』

『愛媛縣同』

『同』

『高知縣同』

『同』

『愛媛縣同』

『同』

『高知縣同』

『同』

『愛媛縣同』

『同』

『高知縣同』

『同』

『愛媛縣同』

『同』

『高知縣同』

『同』

『愛媛縣同』

『同』

『高知縣同』

『同』

『愛媛縣同』

『同』

『高知縣同』

『同』

『愛媛縣同』

『同』

『高知縣同』

『同』

『愛媛縣同』

『同』

『高知縣同』

『同』

『愛媛縣同』

『同』

『高知縣同』

『同』

『愛媛縣同』

『同』

『高知縣同』

『同』

『愛媛縣同』

『同』

『高知縣同』

『同』

『愛媛縣同』

『同』

『高知縣同』

『同』

『愛媛縣同』

『同』

『高知縣同』

『同』

『愛媛縣同』

『同』

『高知縣同』

『同』

『愛媛縣同』

『同』

『高知縣同』

『同』

『愛媛縣同』

『同』

議會建議及通牒警告

「宮崎縣同」ヲ「宮崎縣茶業組合委員」ニ改ム  
鹿兒島縣茶業組合會議所議員ニ改ム

中央會議々員數變更

(農林省告示第百六十三號 昭和九年五月七日)

明治四十二年五月農商務省告示第百四十三號中左ノ通り改正ス

「三十九人」ヲ「四十人」ニ改メ「岐阜縣茶業組合會議所議員一人」ノ次ニ「福井縣茶業組合委員一人」ヲ加ヘ「石川縣同」ヲ「石川縣茶業組合會議所議員」ニ改ム

(參照)

茶業組合中央會議々員ノ總數及其配當

明治四十二年五月二十七日農商務省告示第二四三號、大正二年二月、同十四年一月、昭和三年一月、同八月、同年七月、六年六月、七年七月、九年二月、九年三月、九年四月、九年五月改正

茶業組合規則第三十條ニ依リ中央會議々員ノ總數及其ノ配當ヲ左表ノ通定ム

中央會議々員總數四十人

內譯

- △東京府茶業組合會議所議員 一人 △京都府同 三人
- △大阪府同 一人 △神奈川縣同 一人 △兵庫縣茶業組合委員 一人 △長崎縣同 一人 △埼玉縣茶業組合會議所議員 一人 △茨城縣同 一人 △奈良縣同 一人 △三重縣同 三人 △靜岡縣同 十三人 △滋賀縣茶業組合委員

(三七八)

- 一人 △岐阜縣茶業組合會議所議員 一人 △福井縣茶業組合委員 一人 △石川縣茶業組合會議所議員 一人
- △岡山縣茶業組合委員 一人 △和歌山縣茶業組合會議所議員 一人 △愛媛縣茶業組合委員 一人 △高知縣同 一人 △福岡縣同 一人 △佐賀縣同 一人 △熊本縣茶業組合會議所議員 一人 △宮崎縣茶業組合委員 一人
- △鹿兒島縣茶業組合會議所議員 一人

茶業組合規則

(明治二十年十二月二十九日) (農商務省令第四號)

改正

明治二十二年三月第五號、二十三年一月第一號、二十三年二月第三號、二十四年三月第二號、二十五年三月第五號、二十五年十月第一號、二十九年六月第六號、三十二年七月第一號、四十二年五月第一六號、四十四年十一月第三二號

第一章 總 則

第一條 此規則中茶業者トアルハ茶ヲ製造シテ販賣シ又ハ茶園ヲ所有シ茶生葉ヲ販賣スル者及生葉若クハ製茶ヲ仲買又ハ販賣スル者ヲ總稱ス

第二條 茶業者ハ製造ヲ精良ニシ販路ヲ擴張シ販賣ヲ正確ナラシムルノ目的ヲ以テ組合ヲ設ケ之ニ加入スヘシ但農商務大臣ニ於テ加入ノ必要ナシト認ムル者ハ此ノ限ニ在ラス

自家用製茶ノ殘生葉ヲ販賣スル者ハ各組合ニ於テ制限ヲ設ケ

組合ニ加入セシメサルモ妨ナシ

第三條 組合ノ設置ハ郡區ノ區畫ニ依ルヘシ若シ一郡區内ニ於テ茶業者少數ナルトキハ近隣郡區ノ同業者ト合併スル事ヲ得

第四條 營業ノ種別ニ依リ各別ニ組合ヲ設ケタル必要アルトキハ農商務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第五條 組合ノ名稱ハ何郡區茶業組合ト稱スヘシ

第六條 組合ハ郡區内便宜ノ場所ニ各組合事務所ヲ置キ其組合ニ關スル一切ノ事務ヲ整理スヘシ

第七條 組合ハ其販賣ヲ聯通スル爲メ府縣ノ區畫ニ依リ便宜ノ地ニ聯合會議所ヲ、製茶外國貿易ノ發展ヲ圖ル爲メ全國便宜ノ地ニ中央會議所ヲ設ケヘシ

第八條 組合ハ此規則ノ範圍内ニ於テ其業務ニ關シ組合及會議所ノ規約ヲ定ムヘシ

第九條 組合及聯合會議所ノ規約及豫算ハ地方長官ノ認可ヲ受ケ中央會議所ノ規約及豫算ハ農商務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

但二府縣以上ノ組合員全部若クハ農務部聯合シテ別ニ規約ヲ設ケタルノ必要アルトキハ其規約ヲ添ヘ農務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第九條ノ二 地方長官ハ茶業組合又ハ聯合會議所ニ、農務大臣ハ中央會議所ニ對シ規約又ハ區域ノ變更ヲ命シ其他必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲナスコトアルヘシ

第九條ノ三 地方長官ニ於テ第九條ニ依リ聯合會議所又ハ一府

議會建議及通牒警告

縣ヲ區域トスル茶業組合ニ對シテ處分ヲナシタルトキハ規約又ハ豫算書ヲ添付シテ、第九條ノ二ニ依リテ處分ヲナシ若クハ命令ヲ發シ第二十四條ニ依リテ處分ヲナシ又ハ第三十四條ニ依リテ議員ノ改選ヲ命シタルトキハ事情ヲ具シテ其都度之ヲ農務大臣ニ報告スヘシ

第九條ノ四 經費ノ決算及事業成績ハ次年度ニ於テ茶業組合及聯合會議所ニ在リテハ地方長官ニ、中央會議所ニ在リテハ農務大臣ニ報告スヘシ

第二章 組 合 員

第十條 組合員ハ組合ノ名義ヲ以テ營利事業ヲナスコトヲ得ス

第十一條 組合員ハ組合及會議所ノ規約並ニ二府縣以上ノ聯合組合員ハ其聯合規約ヲ遵守シ且其費用ヲ負擔スルノ義務アルモノトス

但費用負擔ノ割合及徵收方法ハ規約ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

第十二條 社名若クハ組名ヲ以テ組合員タル者ハ相當ノ代表人ヲ定メ置キ組合ニ關スル一切ノ責ニ任セシムヘシ

第十三條 各組合事務所ニハ組長及委員ヲ置キ委員ハ部内ノ組合員之ヲ選定シ組長ハ委員中ヨリ之ヲ互選スヘシ

但組長ヲ選任又ハ改選シタルトキハ地方長官ノ認可ヲ受ケ委員ヲ選任又ハ改選シタル時ハ其都度届出ツヘシ

第十四條 組長ハ委員ト協議シテ部内組合ノ取締ヲナシ其他一

(三七九)

議會建議及通牒警告

- 切ノ事務ヲ整理スヘシ
- 第十五條 組長ハ常ニ營業上ノ利害ニ注意シ組合ノ確實ヲ圖ルヘシ
- 第十六條 組長ハ部内組合中ニ生シタル紛議ヲ仲裁シ及ヒ違約者アルトキハ規約ニ依リ處分スルコトヲ得  
但會議所ノ規約ニ違背シタル者ヲ處分シタルトキハ其旨會議所ニ通知スヘシ
- 第十七條 削除
- 第十八條 聯合會議所ニハ會頭、副會頭各一名ヲ置キ聯合會議ニ關スル事務及ヒ聯合會議所ノ規約ヲ以テ定メタル事務ヲ取扱ハシムヘシ
- 第十九條 聯合會議所ノ役員ハ會議ニ於テ部下組合員ニ於テ之ヲ選定シ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ
- 第二十條 聯合會議所ノ會頭、副會頭ハ議員ノ資格ヲ以テ聯合會議ニ列スルコトヲ得
- 第二十一條 中央會議所ニハ會頭、副會頭、理事各一名及評議員五名乃至七名ヲ置キ中央會議ニ關スル事務及中央會議所ノ規約ヲ以テ定メタル事務ヲ取扱ハシムヘシ
- 第二十二條 中央會議所ノ役員ハ中央會議々員ニ於テ全國組合員中ヨリ定員倍數ノ候補者ヲ選定シ農商務大臣ノ認定ヲ請フヘシ  
但時宜ニ依リ組合員外ノ者ト雖モ選舉スルコトヲ得

(三八〇)

- 第二十三條 中央會議所ノ會頭、副會頭及理事ハ議員ノ資格ヲ以テ中央會議ニ列スルコトヲ得
- 第二十四條 役員ノ任期ハ三箇年トス若シ役員其任ニ適セサルトキハ中央會議所ノ役員ハ農商務大臣ニ於テ聯合會議所ノ役員及組合事務所ノ役員ハ地方長官ニ於テ其改選ヲ命スヘシ  
但補副役員ノ任期ハ前任役員ノ任期ニ依ルヘシ
- 第二十四條ノ二 茶業組合、聯合會議所又ハ中央會議所ニハ前數條ニ依ル役員ノ外規約ノ定ムル所ニ依リ他ノ役員ヲ置クコトヲ得

第四章 會議

- 第二十五條 會議ヲ分テ聯合會議及中央會議トシ聯合會議ハ聯合會議所ニ於テ中央會議ハ中央會議所ニ於テ定時又ハ臨時ニ之ヲ開クヘシ  
但中央會議定時會ノ會期ハ七日以内臨時會ノ會期ハ三日以内トス若シ會期ヲ延長スルノ必要ヲ生シタルトキハ豫メ農商務大臣ノ認可ヲ受クヘシ
- 第二十六條 聯合會議ニ於テハ會議所所在府縣ノ組合ニ關スル事項ヲ議定シ中央會議ニ於テハ全國ノ組合ニ關スル事項ヲ議定スルモノトス
- 第二十七條 聯合會議ノ議員ハ部下各組合ノ委員ニ於テ其組合員中ヨリ選舉スヘシ  
中央會議ノ議員ハ聯合會議所議員、聯合會議所ナキ府縣ニ於

ケル茶業組合ノ委員及農商務大臣ノ指定スル茶業組合ノ委員ニ於テ組合員中ヨリ之ヲ選舉スヘシ

- 第二十八條 削除
- 第二十九條 削除
- 第三十條 第二十七條ニ依ル指定並ニ中央會議ノ議員ノ總數及其配當ハ別ニ之ヲ告示ス
- 第三十條ノ二 地方長官ハ議員定數ノ五分ノ一ヲ超エサル聯合會議特別議員ヲ命スルコトヲ得  
農商務大臣ハ議員定數ノ五分ノ一ヲ超エサル中央會議特別議員ヲ命スルコトアルヘシ  
特別議員ハ決議ノ數ニ加ハルコトヲ得  
特別議員ニ關スル費用ハ各其會議所ノ負擔トス
- 第三十一條 議員及特別議員ノ任期ハ三箇年トス補副議員ノ任期ハ前任議員ノ任期ニ依ルヘシ
- 第三十二條 會議ノ正副議長ハ議員中ヨリ之ヲ互選スヘシ
- 第三十三條 會議ノ正副議長及議員ノ氏名並ニ會議開閉期日其聯合會議ニ係ルモノハ地方廳ニ其中央會議ニ係ルモノハ農商務省ニ届出ツヘシ
- 第三十四條 農商務大臣ハ中央會議地方長官ハ聯合會議ノ開閉又ハ議員ノ改選ヲ命スルコトアルヘシ
- 第三十五條 會議ハ議員半數以上出席セサレハ當日ノ議事ヲ開クコトヲ得ス

議會建議及通牒警告

但議員半數以上ノ缺席三日以上ニ涉ルトキハ半數以内ト雖モ議事ヲ開クコトヲ得

- 第三十六條 議事ハ出席員過半數ニ依テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ據ル
- 第五節 規約
- 第三十七條 各組合ノ規約ハ其部内組合員中ヨリ委員ヲ選定シテ左ノ事項ニ依リ之ヲ定ムヘシ
  - 一 組合ノ位置
  - 一 組合員ノ證票
  - 一 租額不正茶取締ノ方法
  - 一 役員選舉ノ方法
  - 一 組合入退者取扱ノ方法
  - 一 違約者處分ノ方法
  - 一 經費賦課徵收支出ノ方法
  - 一 其他組合ノ情況ニ依リ必要ナル條件
- 第三十八條 聯合會議所ノ規約ハ左ノ事項ニ據リ會議ニ於テ之ヲ定ムヘシ
  - 一 聯合會議所ノ位置
  - 一 製茶ヲ改良シ販路ヲ擴張スルノ方法
  - 一 製造及ヒ販賣上ノ弊害ヲ矯正スルノ方法
  - 一 部下ノ組合ニ關スル事務ヲ處辨シ及ヒ紛議ヲ仲裁スルノ方法

(三八一)

- 一 聯合會議員及ヒ役員選舉ノ方法
  - 一 聯合會ニ關スル規程
  - 一 違約者處分ノ方法
  - 一 經費賦課徵收支出ノ方法
  - 一 其他地方ノ情況ニ依リ必要ナル條件
- 第三十九條 中央會議所ノ規約ハ左ノ事項ニ據リ會議ニ於テ之ヲ定ムヘシ
- 一 中央會議所ノ位置
  - 一 製茶外國貿易ノ發展ヲ圖ル方法

### 第三 一般製茶に關する警告

粗惡茶の撲滅其他茶業改善に關する指導取締等については中央會議所として常に怠らず注意を拂ひ、時々必要に應じて、警告又は注意書等を發して、一般當業者の覺醒を促し來つたのであるが、不正粗惡の製品は容易に之を清掃するところが出來ず、以上の如き警告書は全國に向つて屢々繰返されて居る。今大正三年以降に於ける本會議所發布に係る主たる警告注意書を摘録すれば左の如くである。

#### 警告書

大正三年四月新茶期を目前にして本會議所が全國當業者に向つて配布したる警告書は左の如くである。

我製茶は年を逐ふて粗製に流れ濫造に陥り、今や殆ど挽回の途なきに至れり、之を過去に徴し之を將來に察するに不安の念生

- 一 内外茶業ノ實況ヲ調査シ及ヒ之ヲ報告スルノ方法
  - 一 中央會議員及ヒ役員選舉ノ方法
  - 一 中央會議ニ關スル規程
  - 一 經費賦課徵收支出ノ方法
  - 一 其他中央會議ニ於テ必要ト認メタル條件
- 第六章 罰則
- 第四十條 此規則第二條第九條第十條第十一條ニ違犯シタル者ハ金貳圓以上金貳拾五圓以下ノ罰金ニ處ス

じ憂懼措く能はざるものあるを覺え、昨大正二年の晩期に於て或る地方に於ける主たる當業者は、之等の弊害を矯正して改善の實を擧げんと焦慮し、製法を古に則り、手採獎勵會若くは手採獎勵所を設置し、之を鼓吹し之を提擧し、只普之が實行を期せり。

我製茶が海外貿易の先驅なりし當時は、宇治製(手採)にして日本茶獨特の香味を有し、名聲赫々なりし爲、容易に當業者の嗜好に投じ、販路を開拓するを得たり、然るに星移り物換り品質漸次劣惡粗惡となりたる結果、手採獎勵を爲すにあらずんば、其廉價を維持する能はざるに至る、之れ誠に遺憾の極なり。

茶は我祖先が播種し培養し、改良工夫を凝らし、遂に今日あるを得せしめたるもの、之れ我等の世襲財産なり。能く之を増殖するは我等の責務なり、我等の祖先が丹精し、能く今日あらしめたる茶業をして衰微に歸せしめ、貿易衰退するに至らしめば、單り祖先に對し其罪を負ふのみならず、國家に對する責任や重大なり、而して茶は一度播種すれば、之を伐り之を燒くとも容易に枯死するものにあらず、其生育や無限にして其發芽や亦不盡也、然れども我製茶にして品質劣惡となり、固有の特色を失ひ、需要者の嗜好一變するに至らば、其製茶たる實に一文字錢の價値なきなり、事茲に及んでは如何なる方法も施すに途なく、何等の手段も亦行ふに術なし、我貴重なる世襲財産をして益々之を増殖し、子々孫々相傳へて其利益を享受せしむるか、或は品質をして益々粗惡に陥らしめ、事業の衰微を招き、茶樹を伐り薪となして若を煮るに至らしむるか、其責任や一に繋りて當業者の双肩にあるなり。

然れば我製茶事業の發展を策するの途は輸出貿易の振興にあり輸出貿易の振興は品質の改善にあり、品質の改善や其窮極す

る所當業者の覺醒にあり、覺悟にあり、幸なる哉、本年は此種運に際會し、聊か愁眉を開くに足るものありと雖も、未だ俄に安ずるを許さず、難を避け易に就き繁を厭ひ簡を好み、小利に汲々たるは人情の常なり、機械の濫用の如き即ち之にして、其濫用は品質を粗惡に陥らしむる根源なり、機械の濫用は我茶業の死活に關する問題なり。

我綠茶の特色は香味にあり、見よ錫蘭の模造綠茶が機械にのみ頼りたる結果、我綠茶の如き特色を發揮すること能はず失敗に歸したるに徴し機械の功果如何は瞭然たり、若し我綠茶にして機械に依る爲其獨特の香味を失ふに至らば、海外に於ける需要者は、必ずしも特色なき製茶を要せず、下物は形状好く併も價廉なる印錫綠茶の爲め蠶食せられ需要は一層衰退の懼れあるやも知る可らず、然れば之等の弊害を匡さんと欲せば、先づ當業者の精神を改むるにあり、當業者は日進月歩の世界的大勢に従ひ、製茶の改良發達に努むべきに、此大勢を度外視し寧ろ退歩の傾向あるは奈何、我當業者の精神にして改善せられざる限り、機械の濫用を取締り品質の改良を圖らんと欲するも、豈に得べけんや、茲に悲しむべき事情の伏在するものあり其悲しむべき事情とは何ぞ

- 一、嫩芽を摘めば香味佳良にして、形状も自然良好となるに拘らず、生産家は機械力に依頼し、故らに摘採を三日乃至十日も遅延せしむること

- 二、生産費及勢力の關係上機械に依り仕上まで行ひ、爲めに香味を損し形状を害ふに至らしむること
  - 三、不完全なる機械を使用するのみならず、甚しきに至つては之を濫用し、品質をして益々不良に陥らしむること
- 以上の諸點に鑑み、利は元であり元は利にありとの萬世不易の眞理に照し、先づ精神の改善を圖つて此等の伏在せる事情を排除すると共に、左の諸項に注意して我製茶固有の特色を發揮し、聲價の恢復に努めざる可らず。

- 一、我製茶が廣く海外に販路を開拓するに至りたるは、香味佳良なるに因る、然れば深く此點に留意するを要す
- 一、日本茶獨特の香味を發揮せんが爲、生産家は茶芽の發育に注意し、必ず早摘を勵行せざる可らず
- 一、茶の摘採期は各地方の状況に依り、或は氣候の關係に依り、多少の遅速あれど、一番茶は先づ八十八夜前後を適度とし、二番茶も亦之に準すべし
- 一、茶の摘採を殊更遅延せしめ、硬葉を摘採し製造すれば、我製茶業は近き將來非運に陥るの懼あり
- 一、日本茶特有の香味、水色、形状、色澤は、新茶即ち一番茶にあり、之れ一番茶が海外需要者の嗜好に適する所以なるを忘る可らず
- 一、茶を製造するには生葉の摘採に注意すること肝要なるを以て當業者は深く茲に留意し精神的改善を圖らざる可らず

にあり元は利にありとの實を挙げ、根本的改善を圖らざる可らず

**紅茶製造注意書**

本會議所に於ては大正六年四月紅茶熱の勃興に鑑み其製造に關する左の如き注意書を一般當業者に配布し覺醒を促した。

我が國紅茶の製造は明治七八年の交より諸所に研究せられたるも未だ以て充分なる成績を見る能はざる内に惜い哉、自然粗製濫造に流れたるは誠に遺憾とする所なりき、然るに紅茶は世界的需用品たるを以て此儘に放棄する能はず、依て本所は數年來紅茶製造の研究に努めつゝありしが、其の結果稍や理想的製造法の編纂を啓き、將來益々有望ならんとするに當り、頃來一般當業者も亦期せずして紅茶の製造に注意するの機運に向ひたるは洵に悦ぶべき現象なりとす。此の時に於て最も注意を要すべきは、若し其の流行に驅られて當業者各自恣に製造するが如きことあらんか、其の結果忽ち粗製濫造に陥り復た遂に救済す可らざるに至るの懼れなき能はず、而かも猶ほ未だ研究時代に屬するものなれば更らに一層の研究をなすの必要あり、況んや總ての事業は其創めに於て周到の用意あるにあらざれば後必らず啖賸の悔あるに於てをや、近時漸く此の好機運に向ひつゝある紅茶の爲め着實慎重の注意を要する次第なり、今や新茶季を

- 一、生産家たる主人は其摘子の監督を嚴にし、毎朝茶摘に出づる際、摘採方法の注意を爲し、且つ之より生ずる種々の惡弊の免除に努むべし
- 一、黄葉、枯木、古葉、骨、塵埃等は、外國需要者の甚く嫌忌するものなれば、飽くまで之が混入を防止することに努むべし
- 一、昆臭等は甚だしき惡臭あり、若し一葉たりとも混入することあれば、忽ち日本茶の信用を失し需要減退すべし
- 一、摘子は摘採開始に先立ち、必ず茶樹に在る塵埃、黄葉虫、昆臭等を拂ひ除くべし、摘採の良否は直に其品質に影響し、延びて我茶業の興廢に關す
- 一、生産家が摘採の注意を怠る時は、其製茶が再製業者の手に渡りたる後、再製に非常の手数と無益の勢力を費し、加之形状を傷け香味を損す、之れ即ち粗製濫造の根源なれば最も警戒を要すべし
- 一、機械の濫用は赤茶の品質を害し、我製茶貿易廢滅の因となるべし
- 一、機械の稍完備せるものありとするも、一切萬事機械力に依頼し仕上まで爲すが如き無責任の行爲は斷じて慎まざる可らず
- 一、生産家が不完全なる機械を濫用し、粗製濫造に陥らしむるが如き惡弊を除去するは、生産家の精神より改め利は元

迎へんとするに當り紅茶製造に關し、研究上左に其の要點を掲げ、以て一般當業者の注意參考に資せんとす。

- 一、製造場の設備は其の地方の氣候に適應するは勿論にして成るべく空氣風通し良き装置をして總て室内に於て製造をなし、決して日光を用ひざること
- 二、製造の大要は左の四項目にして之れに付き最も注意を用ひべきこと
  - イ、蒸溜水乾、室内の最も空氣の流通よき所を擇むこと
  - ロ、揉捻、茶葉其の物の大小硬軟に應じ各適當の揉捻をなすに注意すること
  - ハ、醱酵、器内に於て適當に純正の醱酵を促すに注意すること
  - ニ、乾燥、始めの乾燥は醱酵停止の爲め最も高温度にて少時間となし再度の仕上げ乾燥は成るべく緩温度を用ひること
- 三、紅茶は適當の茶葉を必要とすれば之れを選擇すること
- 四、老硬又は龐大なる茶葉を用ひず成るべく嫩芽を用ひべきこと
- 五、紅茶の製造は専ら機械的なるが故に、其の機械の選擇に注意するは勿論總て製造方法につき未だ研究をなすべき事項多々あるに依り、當分の内は組合又は團體に於て眞面目に研究試製をなし以て一般的粗製濫造を防止すること。

以上當業者に於て宜敷熟慮考慮研究せられんことを切望する次第なり。

粗製濫獲警告

本會議所は大正六年九月茶園愛護の思想を喚起するため全國製茶業者に對し左の如き警告書を印刷配布した本年製茶一般の實況を觀るに、概ね目前の利に趨り機械あるを恃み故らに生業の摘採を遅延せしめて機械の濫用を恣にし、我が製茶固有の本質を没却したり。如此は我が茶業前途の爲誠に寒心に耐へざる所なり。

抑々本年下茶の比較的高價に、而かも多量に賣行きつゝあるは、時局の影響として船腹の不足は延いて運賃の暴騰を來し、我が競争國たる印、錫、支製茶の輸出、甚だ少きに反し、我が製茶は幸に船腹の需給、時宜に適ひ、運賃亦過當ならざるより其の輸出上、特殊の便宜を得たるに因るものなり。然れども、如此現象は決して永く持續すべきものに非ず。

此の故に、一朝平和克復の時期至り、市場の情況一變せんか之れが反動として我が當業者の被る打撃は、蓋し豫測し難きものあらむ。

由來、本邦製茶の米國に歡迎せられつゝあるは、他の模倣し能はざる特質を具有するが爲なり、然るに本年の製茶は市場の好況に誘はれ粗製粗次ぐ有様にして、就中二番茶以來殊に甚し

きに至れり、此趨勢にして底止する所なくんば遂に需要者の信用を失墜するのみならず、粗製茶輸入禁止の運命に陥らむ、今にして當業者たるもの相共に警め、斯業永遠の計に想到せざれば彼等競争國の乗ずる所となり、忽にして販路の類運を見るや必せり。且夫れ製茶持久の計を思はば、平素茶園愛護の爲茶樹の耕耘と施肥とに最も留意すべきは勿論、其の摘採も茶樹の健康に堪ふる程度に止むべきなり、然るに本年の如く、生産の多額を回らんとして晩季に及ぶ迄、過長の硬葉を採收したる結果は勢ひ茶樹の衰耗を招き、其の種、茶園は荒廢に歸すべし。而して一度衰耗したる茶樹は、速に肥料を倍施するも徒に病蟲の害を見るのみにして其の回復の實を擧ぐる可き容易の業に非ず。是を以て當業者たるもの須らく眼前の利に迷はず誠心誠意斯業前途の爲益々改善發展を期すべし、之れ則下の急務なりとす。右警告す。

警告書

本會議所は大正七年四月新茶期を迎へんとするに當り粗製濫獲を根本的に防止する目的を以て左の如き警告書を一般當業者に配布した。

我茶業の狀況を觀察するに、概して機械の在るに任せ生業の摘採を遅延せしめ機械の濫用を恣にし、以て我製茶固有の特色を没却せしむ、是れ我茶業の死活問題にして誠に遺憾の極にあら

す。

最近作物の比較的高價に賣行きたりと雖是れ昔時局の影響にして、各國一般に船腹の不足を告げ延びて運賃の暴騰を現出したる爲、我競争國たる印錫支那茶の輸入少かりしに反し、我製茶は幸に輸出上特殊の便宜を得たるに因る、然りと雖も此の如き特殊の現象は決して永く持續すべきものに非ず。

由來本邦製茶の米加兩國に歡迎せられつゝあるは、他の模倣し能はざる特質を具有するが爲なりと信ず、然るに之を省みず徒に市場の好況に惑ひ、硬葉を濫採し更に底止する所なくんば遂ひに需用者の信用を失墜するのみならず、輸入禁止の運命に陥らむも亦測り知る可らず。

且つ夫れ茶業持久の計を思はば平素茶園愛護の念を堅うし茶樹の肥培茶園の耕耘に注意するは勿論、殊に茶芽の摘採に對して最も留意すべきものなり。

然るに過長の硬葉を採收したる結果は勢ひ茶樹の衰耗、地力の耗盡を招き、其極茶園の荒廢に歸するや明かなり、若夫れ一旦衰耗せむか遂に肥料を倍施するも徒に病蟲の害を見るのみにして、回復の實を擧ぐる可き能はざるに到るべし、是を以て利は元在り元は利にあり、須らく眼前の利に迷はず左の要項を嚴守すべし。

- 一、若芽を摘採し主として我製茶固有の特質を發揮する事。
- 二、機械の濫用を止め之れが善用を究め以て堅燃れの茶を製

出すること。

- 三、摘採に注意し黄葉、草枝、塵埃等の混入を避け之れが擇出しに努むること。
- 四、生業の取扱を慎み若葉しを避け以て乾燥を充分ならしむること。

粗製茶警告

大戦の刺戟より日本茶輸出の好況が年々當業者の心理を啖り、賣行の足取りとは全く正反對に粗悪茶の氾濫を來し、爲に輸出先の米國に於てはこの弊に堪え切れず、遂に粗悪茶輸入禁止條例を制定して是を取締ることになつたのは大正七年三月であつた。その條例は左の如きものである。

三月二十九日付發表米國輸入茶検査に關する新規則を掲載せる大藏省裁決第三四卷第一四號中

(一九一八年三月二十九日増補改訂同年五月一日より實施) 第二十一條に左の一項を追加す

製茶にして反覆検査を爲すも貯浮物(茶葉が完全に浸洗せられたる後に浮留する木葉)又は浮渣が標準茶よりも多量なる場合には當然拒絶せらるべきものとす

第三十條として左の規定を増補 特に標準茶の設定なき粉茶及フワ茶は其所屬茶の標準に比較

し品質、純正又は飲用の適合を検査すべきものとす  
右の條例に對する我方の善後策として、本會議所は取  
敢て一般茶業者の覺醒を促す必要ありとし、同年五月  
二十三日左の警告書を發した。

頃日、米國最高製茶検査官、デヨーヂ、エフ、ミツチエル氏  
が本邦製茶の品質に關し、在米大使館員に對し、「近來米國に  
輸入せらるゝ日本製茶中、多量に木竿 Woody stems (Chunks)  
の混入せるもの多く、甚しきは十二パーセント半（即一割二分  
五厘）に達するものありて、爲に多量の不合格品を出しつゝあり、  
而して此の傾向は昨年十二月以來の現象にして、近々之に  
關し警告的新規則を發表する考なり云々」の注意を與へたりと  
の報導に接し、次いで、該新規則の發表を見たが、之れに依  
れば木竿の検査一層厳密となりたるものゝ如く茶業の前途深憂  
に堪へず、茲に、再警告する所あらむとす。我が製茶の品質に  
關し、かくの如き非難を受くるは對米貿易上信用の毀損にして  
誠に由々數問題なり。近時、米國相次で輸入制限令を發布すれ  
ども、製茶は日用必需品なるの點より、之が除外を受け、貿易  
上優遇せられつゝあるに當り、品質低下の故を以て警告的新規  
則に據りて嚴密なる取締を受くるに至りたるは、一方に輸入制  
限を免れながら、他方に煩瑣なる取扱を受くる事となり、彼我  
貿易上、一大支障を惹起するものと謂はざるべからず、而も當  
業者尙ほ覺らず自ら求めて益々品質不良に陥らしめ、其の極、

彼等の嫌忌する所ともならば、輸入拒絶は當然に起る問題たら  
ずんばならず。

米國検査官の鑑査に會ふて木竿夥しき多量の不合格品を出し  
つゝありと云ふ不面目の現象を呈するに至りし所以のもの一に  
昨年の好況に俾れ、只昔目前の利に趨りて粗製茶を輸出したる  
に之れ因るものなり。本所はかかる惡弊を事前防止せむと憂  
慮して昨年大に當業者一般に警告する所ありしも、勢の赴く所  
遂に、此處に到りしものにして悔いても尙ほ及ばざる所なり。  
然れども、今に於て徒に過去を追ふとも詮なき事なり。或むべ  
きは専ら今後にあり。是を以て、復た悔を昨年遺さざらむと  
欲して、茶期に先ち四月初、茶芽の摘採に關し警告を發して各  
々嚴守すべき所を指示するに努めたり、然るに昨今既に市場に  
現れつゝある製茶に就いて之れを見るに、其の品質甚しく下向  
せるものあるは如何、當業者各自亦も慣成する所なく此の趨勢  
にして底止する所なくんば、今年茶業の景況も概ね量り知るべ  
きのみ。此の時に當り、當業者相共に警め斯業前途の爲、宜し  
く左掲の條項を遵守し鋭意其の生産に従事せらるべし。

我製茶固有の特色は其の形狀香味の佳良なるにあり、故に深  
く此點に注意すること。

一、黄葉、散枝、木竿、古木竿、古葉、塵埃等の混入を避く  
る爲、生産の摘採に留意し、且、之れが擇り出しに努むる  
こと。

警告書

大正十年四月左の警告書を印刷各府縣茶業組合其他に  
配布して一般茶業者の注意を喚起した。

一年の計は元且にあり、一生の計は少壯の時にあり、然り、茶  
業今年の計は一番茶季にあり、而して斯業才造の大計亦繫つて  
正に此の一年にあり。嗚、悔を歲晩に残さざらば幸なり、悔を  
後世に遺さざらば福なり。

憶ひ起す日露の役、日本海大戦將に開かれむとするや、旗幟  
三笠の幟頭高く掲揚せられたる「皇國の興廢此の一戦にあり」  
の必勝無敵の大決心を。偉なる哉、戦前既に應として敵艦を歴  
し、勝敗の數早くも定れり。今や、茶業危機の絶頂に立つ一番  
茶季の前、「日本茶業の興廢正に此一年にあり」の警語は既に  
業に高く標榜せられたり。舉國當業者總動員の下に、克く茶業  
の正道、茶業の根本精神を體得し、一致協力誓つて斯業振興の  
計を今年に確立する異常の大決心を持つるにあらずんば、將來  
の命運を夫れ如何にせむや。

抑々萬事成敗の因は、其の命運定まるの時に偶發せずして必  
ずや遠く、且、久しき以前に萌芽するを常とす。徳川幕府衰亡  
の因は近く元治、慶應年間に存せずして遠く嘉永、安政の昔に  
あり、茶業の危機亦今年遂に湧出したるにあらずして其の因溯  
つて歐洲戰爭勃發時に胚胎せり。此の間、本所は鋭意數々の警

一、器械の濫用を止め、これが善用を究め、以て堅摺れの茶  
を製出すること  
一、硬葉の採取を廢止し、以て粗製茶の生産を防止すると共  
に茶樹の營養を圖ること  
對米貿易上、我が製茶が、殆ど獨占の地歩を有する未曾有の好  
機に際會しつゝ、當業者各自の淺慮に因り愈々我が茶の聲價を傷  
け、以て茶業を窮地に導く如きは所謂自滅自縛にあらずして何  
ぞや、之を大にしては、國利國益の爲、小にしては當業者一般  
の福利のため、各自深く慎戒努力する所あれ、然り而して能く  
其の改善の實績を擧ぐると、擧げざると、一に繫つて當業者各  
自の精神如何にあり、唯夫れ誠意如何にあり。

警告書

大正八年四月には前年摘採過度の茶園に對する保護に  
關し左記の如き緊急警告書を一般茶業者に配布した。

昨年晩芽の摘採其の當を失し、甚しく茶樹に傷害を與へたる  
折柄、氣候の變化激しかりしを以て枯木帯の如く續出するに至  
れり、今や新芽發生の時に當り茶樹保護の爲め應急手當をして  
此等の枯木を刈取る事は焦眉の急なるのみならず、米國政府の  
嚴禁する木茎混入の禍根を絶つ所いなれば、當業者各自宜しく  
此點に留意して、速かに之が實行を計られん事を望む。

告を發し、或は大會を開催して改善刷新を促したるも、好況に意驕り心惑ひて毫も覺らざる俚耳には大擧入り難く、畢世消々粗製に陥り、濫造風を作し遂に今日危機の頂點に達せり。

然ども、國難越つて人心爰に猛然振起す、斯業の危機其の極に達して當業者何ぞ覺醒せざるの理あらむや。果然、各府縣聯合會議所、各組合、及各地先覺者交々起つて危機を絶叫し、茶業正道の大旗を陣頭に聳して宣傳最も務め官府之れに應援して人を各地に派し斯の道の要義を講述せしむ。皆、是れ悉く茶業の根本義に則りて而も各地の風土慣習に割切なる改善方策ならざるはなく、本所はこれに向つて更に屋上屋を築するの要を見ず。衷心希ふ所は、幸に當業者各位が均しく是等の警策に覺醒せられ眞に克く刻下の急難を憂ひ、速に之れを救済して斯業を磐石の安きに置くの精神に出づるにあり。偏に俟つ所は當業者各位の決議と實行とに在り。

茶業者及び茶業關係各位に對する要望

品質低下の甚しきを警むるため大正九年一月次の如き要望書を各府縣聯合會議所を通じて一般の茶業者に周知せしめた。

戦後の經濟的施設として國産を奨励し、輸出貿易の隆盛を期するの最も急務たるや固より論を俟たず。隨つて製茶の如き重要な輸出品については官民相協力し一層これが改良發達を圖

以て最も有力にして適切なる方法なりと信ず、各位宜しく本所要望の趣旨を諒し對外製茶貿易の發展に向つて極力盡せられんことを望む。

大正九年一月

茶業組合中央會議所

茶業警告

大正十一年の茶期に入れる五月中粗製を警むる爲、左の如き警告を新聞に廣告し又は宣傳ビラとして各府縣に周知徹底せしめた。

日本緑茶の生命はどこまでも性よし茶にあり

- 性よし茶を造るには
  - 一、茶樹の愛護栽培の周到なるにあり
  - 一、若芽摘(所謂三葉摘)の實行にあり
  - 一、生葉即日製の實行にあり
  - 一、手揉製法の特長を發揮するにあり
  - 一、機械使用の注意綿密なるにあり
  - 一、製茶の乾燥貯蔵を完全にするにあり
- 性よし茶は恒に内外の歡迎を受け其の生命は無窮也
- 大正十一年五月

茶業組合中央會議所

茶業者に告ぐ

議會建議及通譯警告

り益々其の生産の増加と販路の擴張に務めざるべからず。歐洲戰亂勃發以來其の本邦製茶貿易に及ぼす影響に關しては甚だ憂慮する處ありしも幸に事實は豫想に反し製茶の貿易は却つて順潮となり、未曾有の盛況を見るに至りたるは國家及び茶業界の爲め頗る慶賀に堪へざる所なり、然るに今や世界の平和は回復し、茶業貿易も亦常態に復歸せんとする状態を示せるに際し茶業界の特に猛省警戒を要するは、近時本邦茶の粗製濫造なり、現に在ポートランド杉村領事の如きも最近主務大臣に對し「本邦茶は近來粗製濫造に流れ品質益々低下しつゝあるを以て或外人茶商の如きは、日本人は自ら日本茶の貿易を減殺するものにしてその前途や知るべきのみと慨嘆しつゝあり」と報告せるが如き亦以てその大勢を察知るに足るべし、由來本邦製茶の米國に歡迎せられつゝあるは、品質の優良なる特質を有するが爲なり、然るに上述の如く最も重要な販路先に於て其の品質劣變の非難を聞くに至れる如きは實に遺憾に堪えざる所なり、今若し斯の如く本邦製茶にして其の品質の劣變することあらんか等しく劣等にして而かも低廉なる他國産綠茶の爲め壓倒せられ販路擴張の施設も遂に水泡に歸すべく本邦茶業界の前途轉た深憂に堪えざるなり、故に最も健全なる生産費節減方法を講ずると同時に、不正粗製茶の産出を防止し以て本邦製茶の信用の發達を期せざるべからず、特に製茶機械の濫用、茶葉摘採期の遅延、茶葉の混入其の他粗製濫造の防止は我茶業者各位の覺醒を

大正十二年五月八日より六日間左記本草警告を主産地たる静岡の新聞紙上に掲載した。

茶業者に告ぐ

本草！

- 本草混入茶を米國では不純物混入茶として輸入拒絶を致します
  - 本草混入茶を米國では一層嚴重に取締る趣です。
  - それ故に
  - 製茶に本草混入の無き標生産家も商人も互に御務め下さい。
- 大正十二年五月

茶業組合中央會議所  
静岡縣茶業組合聯合會議所

對露輸出茶製造に注意

昭和五年度對露製茶貿易に關し五月初旬モスコイ本部より前年取引茶検査のため來朝せる茶師シェーニンダ氏が再び派遣され東京に於て輸出擔當者と交渉を重ねたが、同氏は未だ日本茶の品質に充分の満足を表せず、時恰かも一番茶の製造を終り將に二番茶に入らんとするに際し、當業者一般に向つて左記注意を促されたき旨、本會議所に要望し來つたので、直に之を關係



組合に通達して一般生産家の注意を喚起した。即ち左の如き内容のものである。

- 一、形 狀 堅く摺れ曲りたるを要求し木葉、黄葉、浮粉末の混入、のび茶の混在、不揃なる形状等は絶対買付をなさず。
- 二、色 澤 黄味勝ちなる緑色を要求し、黒味勝ちなるは買付をなさず。
- 三、品 質 澄明にして緑色なる水色、芳高なる香氣、新鮮にして滋味を要求す。
- 四 一般的注意 として蒸を充分に且つ火入を完全にすること。

と。  
日本より輸出する茶は全體的に見るときは蒸度若く火入不充分なるを以て輸出當時は其の色澤美事なるが如きも、既にオデッサに到着する頃には早くも褪色するものありて新鮮茶たるの光澤を失ひ如何にも一、二年を経過したる茶の如き感あり、之に反して錫蘭及支那茶は製法を異にするものならんも變色するものなしと謂ふも過言ならず、日本茶將來の發展上褪色若くは變質するが如き事無き採原茶の製造を一層入念ならしむるを希望す。

## 第七章 創立五十周年記念

### 第一 時世は遷る五十年

茶業組合の發祥より正に五十年、本中央會議所では昭和十年二月、之が記念の式典を挙げ、茶業功勞者の表彰、物故功勞者の慰靈及び、記念事業として施行せる製茶品評會の褒賞授與等夫々の行事に輝かしき五十年の印象を深めた。前三十周年の記念大會は過ぐる大正二年十一月二十四日東京築地精養軒に於て舉行、當時の顯官名流を迎へ、茶業日本の過去を讃へ將來を祝福したが、それより二十年を加へて茶業の進歩は著しく、世界大戰の洗禮は、機械製茶の勃興と共に品質の低下に拍車し、對米輸出の減退から、新販路を歐露、北阿、印度アフガンに求むる一方、紅茶の製造漸く本格

的となり、世界各國を目標して進出、一時三千万ポンドを割つた輸出茶の趨勢も、昭和八年以來次第に之を取戻し、從來の普通綠茶以外、玉綠茶、紅茶を加へて多角的の經營に成功の端緒を握り、更に滿蒙向綠茶及び蒙古相手の磚茶等益々多方面に羽翼を張るに及んで大に前途を期待せらるゝに至つた。この時に當りて組合創立五十周年を迎ふることは其意義最も深く、之を往時に顧るも、産業團體として日本に最も早く目覺めたる茶業者は、自ら警め、自ら磨き、以て生産の改良と販路の擴張に當り、多難多艱の時流を突破して、一步は一步より漸を追ふて茶業の新時代を築き、今日の盛運を致して居るのである。本會議所は、この五十年の記念に際し、其の特別事業として、本茶業史の編纂と、茶業に關する新文献の集成とに多大の資金と努力とを費し、輝ける茶業日本を永く將來に傳へんとするものであるが、こゝには五十周年記念の式典概況を記述する。

### 第二 茶業功勞者表彰式

記念の一なる全國茶業功勞者表彰式は、昭和十年二月二日午後一時半より、東京丸の内農林省會議室内に於て舉行、來賓には、農林大臣代理長瀬次官、外務大臣代理松村參與官、商工大臣代理宮島書記官の外、間部農林省農産課長、久木元農林屬其他茶業關係者新聞記者等多數列席、各種功勞者又は遺族及び中央會役職員議員等參集、式は中央會議所理事三橋四郎次氏の擧式の辭を以て開始され、會頭中村圓一郎氏、茶業功勞者に對する感謝表彰の式辭を朗讀したる後、功勞者感謝狀（代表醫學博士諸岡存氏）物故功勞者追感謝狀（代表故殿岡崎石氏遺族殿岡幸治郎氏）功勞者表彰狀（代表

溝田文吉氏）功勞者謝狀（代表森岡牛五郎氏）記念狀（代表池田万藏氏、淺田美穂氏）の各旌表に記念品を添えて夫々の代表者に贈呈し、續いて農林大臣（長瀬次官代讀）外務大臣（松村參與官代讀）商工大臣（宮島書記官代讀）の祝辭、岡田總理大臣の祝電及び茶業來賓總代鮎坂貞盛氏（鹿兒島縣會頭）の祝辭あり、感謝

追彰、表彰、記念状等を受けたる功勞者の總代として、諸岡存、殿岡幸治郎、溝田文吉、森岡牛五郎、淺田美穂、池田万藏諸氏感激の裡に答辭を述べ、三橋理事の閉式の辭にて二時半式を終り、歡談を交したる後退出した。當日の功勞者に對する感謝狀、追感謝狀、表彰狀、追表彰狀には『美術置時計』試験場及組合聯合會議所に對する記念狀には『爵』を記念品として添付贈呈した。會頭式辭、來賓祝辭祝電、表彰者答辭は左の如くである。

式辭

昭和ノ新政既ニ十年ヲ迎ヘ梅花春リニ芳香ヲ發シ國民更生ノ意氣ニ炎ユルノ時茲ニ本月本日ヲトシ大臣閣下並ニ朝野ノ諸賢貢職ノ下ニ東方日本ノ代表的國際産業タル茶業ノ開發進展ニ寄與セラレタル各方面ノ功勞者ニ對シ感謝表彰追彰ノ典ヲ舉クルハ本茶業組合中央會議所ノ最モ欣幸トスル所ナリ

本邦茶業ノ國民經濟ニ接觸シテ其根底ヲ固メタルハ安政開國以後七十餘年ノ事ニ屬スルモ日本固有ノ國支不明ナル茶道トシテ廣ク民衆ノ間ニ其生命ヲ植付タルヨリ數フレバ實ニ五百有餘年此ノ悠久ナル茶ノ國民的存在ニ對シテ徐ロニ往事ヲ追懐シ以テ多望ナル將來ニ備フルコトハ其意義尙ニ深キモノアリ惟フニ我カ光輝アル功勞者諸氏ハ其過去ニ於テ茶園ノ開發品種ノ改良機械ノ考案紅綠其他各種茶ノ製造改善ヨリ茶ニ關スル深遠ナル學術的研究ニ寄與セラレタル内外販路ノ擴張組合團體ノ組織運用並ニ茶業經營ノ統制等凡有ル方面ニ涉リ其智能ト熱意トヲ傾倒シ幾多ノ苦難ト闘ヒツ、後進ヲ指導誘掖セラレ以テ本邦茶業今日ノ盛運ヲ致ス其功績偉大ニシテ本日ノ感謝表彰モ尙遠ク及ハサルノ憾ミアリ今ヤ世界ノ更新期ニ際シ我國茶業亦道ヲ多角的經營ニ邁ヒ輝ケル諸氏ノ功績ヲ範トナシ以テ益々前進ヲ續ケントス

茲ニ茶業組合創立五十周年ヲ記念スルニ方リ過タル三十周年記念ニ倣ヒ誠意ヲ披瀝シテ感謝ト表彰トヲ明カニス冀クハ今後尙ホ斯業ノ發展ニ對シ一段ノ努力ヲ賜ハラントコトヲ

茶業組合中央會議所會頭

從六位勳四等

中村 圓 一 郎

祝辭

本日茶業組合創立五十周年記念ノ式典ノ舉行セラル、ヲ禮トシテ茶業功勞者ノ功績ヲ顯彰シテ斯界ノ啓發ニ資スル所アラントス其ノ意義頗ル深ク實ニ慶賀ニ堪ヘサル所ナリ

惟フニ茶業ハ本邦農業經營上並ニ外國貿易上重要ナル地位ヲ占メ斯業ノ發達ハ農業經營ノ作興、國際貨價ノ改善ニ種メテ重要ナル關係ヲ有ス茲ニ推選ノ士ハ或ハ多年斯界ニ在リテ刻苦精勵茶業經營ノ實際ニ當リ生産ノ改良ニ力ヲ竭シ或ハ製茶ノ科學的研究ヲ行ヒテ其ノ改良ニ資シ或ハ組合理事者トシテ孜孜運籌ノ術ニ當リ組合本來ノ使命達成ニ盡瘁シ或ハ中央會議所ノ議員トシテ海外ノ事情ヲ洞察シ時勢ニ適應セル方策ヲ樹ツルニ努ムル等執レモ功勞者シク斯業ノ發達ニ寄與スル所跡カラス他ノ僉鑑ト仰カルヘキ人士ニシテ深甚ノ敬意ヲ表スル所ナリ

今ヤ國ヲ舉ゲテ非常難局打開ニ邁進スヘキノ秋實クハ表彰ノ榮譽ヲ擔ハレタル諸士益自重努力以テ今日ノ榮譽ヲ永ク光輝アラシムルト共ニ斯業ノ健全ナル發達ニ竭サレムコトヲ

農林大臣 山崎 達 之 輔

祝辭

本日茲ニ茶業組合創立五十周年ヲトシ茶業功勞者表彰ノ式典ヲ舉ケラル、ニ當リ祝辭ヲ陳フルノ機會ヲ得タルハ予ノ最モ欣幸トスル所ナリ

惟フニ從來比較的局限セラレタル需要ヲ有スルニ過キサリシ本邦茶業カ最近國外各方面ノ新販路ヲ開拓シテ逐年輸出増進ノ一路ヲ辿リツ、アルハ對外商權擴張ノ見地ヨリ定ニ慶賀ニ堪ヘサル次第ナル處現下各國ハ互ニ關稅其ノ他ノ通商障礙ヲ高メテ經濟鎖國ノ方途ニ出テツ、アリ斯界ノ前途必スシモ樂觀ヲ許サス今後益々當業者各位ノ精勵努力ニ俟ツ所大ナルモノアリ茶業組合ニ於テハ夙ニ想ヲ遠キニ馳セ各般ノ施措ヲ講シテ茶業ノ振興ヲ圖リ來リ日本亦組合創立五十周年ニ當リ或ハ科學的研究ニ依リ或ハ生産改良、海外販路擴張等ニ依リ多年斯業ノ進展ニ拮据盡瘁セラレタル各位ニ對シ表彰ノ式典ヲ舉行セラル、ハ定ニ故アリト謂フヘシ

外務大臣 廣 田 弘 毅

祝辭

遂ケテ斯業ノ繁榮ヲ期シ以テ國運ノ隆昌ニ寄與セラレムコトヲ切望シテ止マス

本日茲ニ茶業組合創立五十周年祝賀記念茶業功勞者表彰式ヲ舉行セラル、ニ方リマシテ所懐ノ一端ヲ申述フル機會ヲ得マシタコトハ私ノ最も欣快トスル所デアリマス

惟フニ製茶ハ我國ノ最重要ナル産業ノ一デアリマシテ輸出品トシテ極メテ重要ナル地位ヲ占メテ居ルノデアリマス

本組合ハ創立以來斯界ノ中堅トシテ多年經濟界幾多ノ變遷ニ處シ遺憾ナク其機能ヲ發揮シ榮界今日ノ隆盛ヲ招致スルコトヲ得マシタノハ實ニ榮界ノ爲ノミナラス邦家ノ爲メニ慶賀ニ堪ヘサル所デアリマス是レ固ヨリ關係各位ノ努力ノ賜デアリマシテ本日茲ニ斯界ノ功績顯著ナル各位ヲ選ビ表彰セラレマシタコトハ實ニ意義深キ措置ト信ズルノデアリマス

今ヤ我邦經濟界ハ内外共ニ非常ノ秋ニ際シ本日表彰ノ榮譽ヲ擔ハレタル諸君ハ此ノ直面セル難局ノ打開ニ對シ深ク思フ致サレマシテ内ハ生産ノ改良ニ努メ外ハ鞏固ナル輸出統制ヲ行ヒ以テ日本茶ノ聲價ヲ中外ニ發揚シ斯業ノ發展延イテハ國運ノ隆昌ニ資セラレシコトヲ切望シテ己マザル次第デアリマス

昭和十年二月二日

商工大臣 町田 忠 治

内閣總理大臣岡田啓介氏祝電

ツツシメテチャギ ヨウクミアイソウリツ五〇シウネンキネンチャギ ヨウコウロウシヤヒヨウシヨウシキノセイカイヲシユクス  
○ナイカクソウリダ イジ シノカダ ケイスケ

祝 辭

東洋ノ一角ニ於ケル日本茶ノ存在ハソノ内容ニ於テ全ク特殊ノ地位ヲ獲得シ多様多彩ナル歴史ハ水クソノ輝キヲ殘シ今ヤ世界的活躍ノ新機運ヲ迎ヘントスコノ時ニ方リ茶業組合創立五十周年ヲ記念シ栽培製造販賣ヲ始メ複雑ナル學術的研究等ニ功績顯著ナル茶業ノ先覺諸氏ニ對シ感謝表彰ノ典ヲ舉グルハ洵ニ時宜ヲ得タル盛儀ニシテ過去ヲ讚ヘ將來ヲ導クモノトシテ其意義甚タ深キモノアルヲ思フ我等茶業者ハ先覺諸氏ノ功績ニ學ヒ多望ナル明日ノ本邦茶業ノ前進ニ當ラント欲スルモノナリ茲ニ本日ノ榮譽ニ對シ誠意ヲ披瀝シテ以テ祝辭ヲ呈ス

昭和十年二月二日

鹿兒島縣 鯉坂 貞 盛

挨拶

茶業組合創立五十周年記念トシテ茲ニ茶業功勞者表彰式ヲ舉行セラレ朝野貴國ノ御臨席ノモトニ私共功勞者トシテ表彰サレル事ハ實ニ身ニ餘ル光榮デアリマス

今ヤ我國茶業ハ從來ニ見サル發展振リヲ示シ亞細亞ハ勿論世界全土ヲ風靡セムトシツ、アル今日特ニ此式ヲ舉ケラレル事ハ茶業獎勵産業興進ノ爲メ意義深キ御企テト存シマス

固トヨリ私共ハ國家ノ爲メ社會ノ爲メ或ハ自己ノ研究的立場カラシテイサ、カ斯道ニ盡ス處カアツタトシテモソレハ至ツテ微細ナモノデアリマシタニモ拘ラス斯クモ盛大ナル式ヲ舉行サレテ表彰ヲ賜フコトハ勿論將來ニ對スル御獎勵ノ意味カアル事ト存シマス

サレバ以後コノ旨ヲ體シテ一層ノ努力ヲ續ケ以テ益々斯業ノ發展ヲ期シ度イト存ジマス

表彰狀受領者一同ニ代リ一言以テ御挨拶申上ゲマス

昭和十年二月二日

表彰狀受領者總代 茶業組合顧問醫學博士 諸 岡 存

答 辭

追彰者三十二名ノ遺族ニ代リ御挨拶ヲ申述ベマス

茶業組合創立五十周年トイフ由緒深キ盛典ニ際シ茶業ニ功勞アルモノトシテ各方面ニ亘リ表彰ヲ賜ハリマシタカソノ内ニハ前後四十八年モ茶業組合ノタメニ盡瘁サレマシタ大谷嘉兵衛翁ノ如キアリコノ大谷翁ヲ始メトシテ私ノ先考嶺石ニ至ルマテ追彰狀並ニ記念品ヲ御贈與ニ預リマシタコトハ光榮之ニ過クルモノハアリマセン私共夫々歸國ノ上ハ親戚知己郷黨ニ之ヲ披露シ光榮ヲ頌ツト共ニ將來茶業ノ發展ニ益々力ヲ致ス覺悟デアリマス今ヤ世界の重大時機ニ際シ我國茶業發展ノ爲メ獻身的ニ御盡力ヲ賜ハツタ中村會頭以下幹部諸公ニ對シ衷心ヨリ感謝スルト共ニ尙ホ將來ノ大進展ヲ祈リテ止ミマセン茲ニ追彰遺族一同ヲ代表シテ御禮ノ誠意ヲ表シマス

昭和十年二月二日

殿岡 幸 治 郎

答 辭

今回茶業組合規則實施五十周年並ニ中央會議所創立五十年記念祝賀會ヲ開カル、ニ當リ不肖等其功勞者トシテ表彰ヲ忝フス吾人ノ榮譽是ニ過ギズ願ミレバ既往五十年本邦茶業ノ進歩ハ頗ル驚嘆スベキモノアリ畢竟之レ政府當局及ビ中央會役員諸氏ノ指導獎勵宜シキヲ得タル所以ニシテ不肖等其間何等ノ貢獻スル處ナシ而カモ本日ノ光榮ニ浴シ誠ニ慚愧ニ絶ヘザルナリ

創立五十周年記念

創立五十周年記念

(三九八)

今後一層本邦製茶ノ聲價發揚ニ努力シ以テ本日ノ榮譽ニ副ハン事ヲ期ス茲ニ受賞者一同ニ代リ謹ミテ答辭ヲ宣ス  
昭和十年二月二日 受賞者總代 溝田文吉

答 辭

本日茲ニ茶業組合創立五十周年ヲ記念スルニ方リ茶業ノ進展ニ功勞アルノ故ヲ以テ感謝狀ヲ授與セラレタルハ洵ニ感銘ニ堪ヘズ爾  
來益々微力ヲ致シテ我國茶業ノ發達ニ努メ聊カ國富ノ増進ニ貢獻センコトヲ誓ヒ謹ンデ答フ

昭和十年二月二日

謝狀受領者總代 森岡牛五郎

挨拶

光輝アル茶業組合創立五十周年記念祝賀ノ盛典ヲ舉ゲラル、ニ當リ吾々茶業研究機關ニ對シ記念狀ヲ賜リ不肖御禮ヲ申述ベルノ光  
榮ヲ得マシタコトハ誠ニ欣幸トスル所デアリマス

顧レバ明治二十四年西ヶ原農事試験場ニ茶業部ノ創設セラレテ以來茶業ノ隆盛ニ伴ヒ各地ニ續々之ガ研究機關ノ設立ヲ見マシタコ  
トハ洵ニ喜ブベキコトデアリマス我ガ茶業ニ國際的ニナルニ從ヒ愈々競争ガ激甚ヲ加ヘ現ニ日本茶ノ海外新販路ノ發展ニツレテ時  
ニ非難中傷ヲ受クルノ實狀ニアルニ鑑ミ日本茶ノ發展上綠茶ト云ハズ紅茶ニ限ラズ栽培ニ製造ニ將又新用途ノ開拓ノ上ニ研究機關  
ニ於テ幾多解決ヲサナサネバナラヌ事柄ガ殘サレテ居ルコトヲ痛感セラル、ノデアリマス此時ニ當リ茶業組合中央會議所ガ吾々ヲ激  
勵サレマスコトハ誠ニ力強ク感ズル次第デアリマシテ吾々ノ責務ハ彌々重大ト謂ハネバナリマセヌ吾々研究ニ從フ者ハ一意専心  
新業ノ發展ニ微力ヲ盡シ以テ茶業關係當事者茲當業者各位ノ御期待ニ副ハンコトヲ確念致シテ居リマス

昭和十年二月二日

茶業研究機關總代 淺田美徳

答 辭

茶業組合創立五十周年記念式典ニ於テ各茶業組合ニ記念狀ヲ贈ラレタルハ洵ニ一同ノ光榮トスル所ナリ惟フニ各組合ノ今日アル實  
ニ茶業組合中央會議所ノ指導誘掖ニ因ルモノ多シ自今愈々其ノ聯絡提携ヲ因フシ本邦茶業進展ノ爲添勵ノ誠ヲ致サンコトヲ期ス以  
テ答辭トス

昭和十年二月二日

全國茶業組合總代 東京府茶業組合聯合會議所會頭 池田芳藏

次に感謝、表彰、追彰、謝狀、記念狀を受けた人々及び團體は左の如くである。

感謝狀之部 (下ノカッコ内ハ住所)

大杉 繁殿 (農學博士) 本邦ニ於ケル茶園ノ荒廢ハ今ヤ茶業界ノ重大問題ナリトス君ハ最高學府ニ後進ヲ啓發教導スル傍  
ラ京都府茶業研究所囑託シテ率先本問題ノ研究ニ從ヒ殊ニ山城地方荒廢茶園ノ分布並ニ土壤ノ理學的性質ニ關シ權威アル研究成  
績ヲ發表セラル君ノ我國茶樹栽培上ニ致セル功勞ハ洵ニ大ナリ仍テ茲ニ茶業組合創立五十周年ヲ記念スルニ當リ其功績ヲ頌シ聊カ  
記念品ヲ贈呈シ以テ感謝ノ意ヲ表ス (京都市左京區北白川町)

谷口熊之助殿 多年鹿兒島高等農林學校教授トシテ育英ノ要職ニ在ル傍ラ豐富ナル學識ヲ傾注シテ日本茶ノ研究ニ精進ス就中  
我國ニ於ケル自生茶ノ分布ニ關スル踏査ハ其尤ナルモノニシテ學界並ニ茶業界ヲ裨益スル處夥カラス義ニハ爪哇茶業ヲ調査報告セ  
ラル君ノ我茶業ニ致セル功勞ハ洵ニ甚大ナリ仍テ茲ニ茶業組合創立五十周年ヲ記念スルニ當リ其功績ヲ頌シ聊カ記念品ヲ贈呈シ以  
テ感謝ノ意ヲ表ス (鹿兒島市上荒田町)

高取九郎殿 先考伊好氏ノ遺志ヲ體シ高取盛氏ト共同シ佐賀縣產業開發ノ責トシテ金五拾萬圓ヲ提供セラタリ之ヲ以テ昭  
和二年佐賀縣產業協會ノ設立成リ其主要事業トシテ基礎鞏固ナル茶業研究所ノ開設ヲ見茶業上各般ノ研究諸般ノ重要改良事業著々  
トシテ成果ヲ收ム君カ本邦茶業界ニ貢獻セル處洵ニ大ナリト云フヘシ仍テ茲ニ茶業組合創立五十周年ヲ記念スルニ當リ其功績ヲ頌  
シ聊カ記念品ヲ贈呈シ以テ感謝ノ意ヲ表ス (佐賀縣唐津市大字唐津一六八)

高取 盛殿 先考伊好氏ノ遺志ヲ體シ高取九郎氏ト共同シ佐賀縣產業開發ノ責トシテ金五拾萬圓ヲ提供セラタリ之ヲ以テ  
昭和二年佐賀縣產業協會ノ設立成リ其主要事業トシテ基礎鞏固ナル茶業研究所ノ開設ヲ見茶業上各般ノ研究諸般ノ重要改良事業著  
々トシテ成果ヲ收ム君カ本邦茶業界ニ貢獻セル處洵ニ大ナリ仍テ茲ニ茶業組合創立五十周年ヲ記念スルニ當リ其功績ヲ頌シ聊カ記  
念品ヲ贈呈シ以テ感謝ノ意ヲ表ス (佐賀縣唐津市大字唐津二五〇)

武居三吉殿 (農學博士) 茶ノ香氣ニ關スル研精ハ學界ニ於テ最モ難シトス然ルニ君ハ率先萬難ヲ排シテ多年  
綠茶香氣ノ研究ニ力ヲ致シ其業績ハ既ニ屢々公表セラレ茶業界一大難問ノ解決ニ光明ヲ與フルニ至ル其功勞洵ニ大ナリ仍テ茲ニ茶  
業組合創立五十周年記念

(三九九)

業組合創立五十周年記念スルニ當リ其功績ヲ頌シ聯カ記念品ヲ贈呈シ以テ感謝ノ意ヲ表ス（京都市左京區北白川上池田町三七）

**竹崎嘉徳殿**（農學博士） 我國茶業經營上最モ重要ニシテ困難ナルハ茶樹品種改良事業ナリト博士ハ本問題ニ關シ豐富ナル育種學上ノ學識ヲ傾倒シ萬難ヲ排シテ基礎的研究ヲ進メラレ以テ品種改良ノ氣運ヲ促進シ且其指針ヲ明カニス實地ニ就キテハ奈良縣立農事試驗場員ヲ指導シ諸種ノ計畫ヲ樹立シ各地ノ研究所ヲシテ根據スル所ヲ知ラシム洵ニ斷界ノ先覺ニシテ其功績甚大ナリ仍テ茲ニ茶業組合創立五十周年記念スルニ當リ其功績ヲ頌シ聯カ記念品ヲ贈呈シ以テ感謝ノ意ヲ表ス（京都市左京區北白川京大農學部）

**辻村みちよ殿**（農學博士） 日本綠茶ノ榮華の價値ニ關シ故醫學博士三浦政太郎氏ト協力研究ノ結果綠茶中抗壞血病要素タルウキタミンCノ存在ヲ發見立證シ進ミテ茶ノ重要成分タルタンニンカロチン等ニ關シ前人未踏ノ研究業績ヲ發表セラレ君ノ本邦茶業ニ致セル功勞ハ洵ニ大ナリ仍テ茲ニ茶業組合創立五十周年記念スルニ當リ其功績ヲ頌シ聯カ記念品ヲ贈呈シ以テ感謝ノ意ヲ表ス（京都市本郷區上富士前町理化化學研究所）

**長島春藏殿** 由來碾茶ノ品質保存ハ極メテ困難トスル處ナリ君ハ其貯藏ノ良法ヲ得ント欲シ弱苦碎心運ニ固形脂肪ヲ以テ碾茶ヲ練固ムル新法ヲ發明シ日本兩國政府ノ專賣特許ヲ得タリ其應用甚廣ク之ヲ材料トセル諸種ノ製葉ハ大ニ内外ノ嗜好ヲ喚起シ碾茶ノ需用ニ一新生面ヲ開拓セリ然ルニ君ハ之ヲ以テ足レリトセス更ニ日本綠茶加工研究所ヲ設立シ鋭意研究ノ歩ヲ進ム君ノ製茶ニ關スル熱意ト功績トハ洵ニ推賞ニ値スヘキモノトス仍テ茲ニ茶業組合創立五十周年記念スルニ當リ其功績ヲ頌シ聯カ記念品ヲ贈呈シ以テ感謝ノ意ヲ表ス（京都市淀橋區下落合二ノ五七六）

**久木元 猛殿** 多年職ヲ農林省農務局ニ奉シ其茶業主任トシテ本邦茶業行政上當ニ犀利ナル手腕ヲ振ヒ茶業者ニ對スル指導誘掖ハ勿論各種茶業團體ノ統制アル基礎ヲ鞏固ニシ其活動ニ力ヲ致ス其功績洵ニ大ナリ仍テ茲ニ茶業組合創立五十周年記念スルニ當リ其功勞ヲ頌シ聯カ記念品ヲ贈呈シ以テ感謝ノ意ヲ表ス（京都市豐町區大手町農林省農務局農産課）

**山本賴三殿** 君ハ茶ノ重要成分ニ關シ深ク研究スル處アリ既ニ公表セラレタル綠茶ノウキタミンA其他ニ關スル論文ハ本邦茶業者ヲ裨益スル處夥カラス仍テ茲ニ茶業組合創立五十周年記念スルニ當リ其功績ヲ頌シ聯カ記念品ヲ贈呈シ以テ感謝ノ意ヲ表ス（京都市麻布區竹谷町一〇）

**山本 亮殿**（農學博士） 多年茶ニ關スル化學的研究ニ從事シ其權威タリ君ニ對スル茶業者ノ信頼又頗ル大ニシテ既ニ研究

公表セラレタル紅茶ノ香氣其他數種ノ論文ハ茶業上裨益スル處夥カラス君ノ茶業ニ致セル功勞ハ洵ニ大ナリ仍テ茲ニ茶業組合創立五十周年記念スルニ當リ其功績ヲ頌シ聯カ記念品ヲ贈呈シ以テ感謝ノ意ヲ表ス（靜岡縣榛原郡相良町相良四六二、臺北市昭和町四六二）

**丸山捨吉殿** 故三浦醫學博士ニ辻村農學博士ノ協力發見ニ係ル日本綠茶ノ榮華成分ウキタミンCニ關シ更ニ研究ノ歩ヲ進メ遂ニ之ヲ結晶狀トシテ分離スルコトニ成功シ我茶業界ニ一大光明ヲ齎シタリ其功勞洵ニ大ナリ仍テ茲ニ茶業組合創立五十周年記念スルニ當リ其功績ヲ頌シ聯カ記念品ヲ贈呈シ以テ感謝ノ意ヲ表ス（京都市本郷區上富士前町理化化學研究所）

**小東重郎殿**（醫學博士） 多年研鑽ノ醫學的見地ヨリ各種綠茶ヲ研究シ昭和八年論文「各種ノ綠茶ガ幼若家兔骨發育ニ及ボス影響」ニ之ガ蛋白及ビ脂肪ノ偏食ニ因ル食餌性アチドージス性骨病發生ニ及ボス影響ニ就イテ「ヲ發表セラレ茶業上裨益スル處極メテ大ナリ仍テ茲ニ茶業組合創立五十周年記念スルニ當リ其功績ヲ頌シ聯カ記念品ヲ贈呈シ以テ感謝ノ意ヲ表ス（兵庫縣川邊郡伊丹町伊丹一七一ノ一）

**安藤廣太郎殿**（農學博士） 多年我國茶業ノ最高研究指導機關タル國立茶業試驗場長ノ要職ニ在リ其深遠ナル學識ト不斷ノ努力トヲ以テ茶業ノ改善發達ニ貢獻シ斯業今日ノ盛大ヲ致ス其功勞洵ニ大ナリトス仍テ茲ニ茶業組合創立五十周年記念スルニ當リ其功績ヲ頌シ聯カ記念品ヲ贈呈シ以テ感謝ノ意ヲ表ス（京都市淀野川區西ヶ原町八六二）

**實和田益二殿**（醫學博士） 君ハ碾茶ノ糖尿病ニ對スル影響ヲ研究シ昭和八年論文「綠茶ノ糖尿病ニ對スル偉効」ニ就テ「ヲ發表シ學界ニ貢獻セラレ今ヤ碾茶ノ效能廣ク世ニ喧傳セラレルニ至リ其需要モ亦著シク増加セントシ爲ニ我茶業界ノ利スル處極メテ大ナリ仍テ茲ニ茶業組合創立五十周年記念スルニ當リ其功績ヲ頌シ聯カ記念品ヲ贈呈シ以テ感謝ノ意ヲ表ス（京都市中京區三條通新町東入）

**芝 時 孝殿** 多年茶ノ化學的研究ニ邁著ヲ傾注シ幾多ノ業績ヲ舉ケタルコトハ昔ク人ノ知ル所ナリ特ニ其顯著ナルハ鹽化コバルトニ依ル製茶水分檢定法ナリトス其正確ニシテ使用法ノ簡易ナルハ世ノ推賞スル處ニシテ今ヤ廣ク製茶審查ニ應用セラレ當業者亦之ヲ實用ニ供スルニ至リ我國製茶ノ重要問題タル乾燥改善上ニ著シキ效顯ヲ及ホシタリ君ノ本邦茶業ニ致セル功勞ハ洵ニ大ナリ仍テ茲ニ茶業組合創立五十周年記念スルニ當リ其功績ヲ頌シ聯カ記念品ヲ贈呈シ以テ感謝ノ意ヲ表ス（京都市左京區下鴨北園町三二）

諸岡 存殿 (醫學博士) 夙ニ博識醫學ヲ以テ仰カラル博士ハ其専門ノ醫學的見地ヨリ茶ノ效用ヲ研究推賞シ義ニハ喫茶新  
養生記ヲ著シ廣ク茶ニ對スル江湖ノ認識ヲ革メ成ハ多能ナル醫學ノ力ニ由リテ内外ノ珍籍ヲ涉獵シ警覺的意見ヲ發表ス今又我中央  
會議所ノ茶ニ關スル文獻蒐集ニ盡瘁セラル君ノ本邦茶業ニ致セル功勞ハ洵ニ大ナリ仍テ茲ニ茶業組合創立五十周年ヲ記念スルニ當  
リ其功績ヲ頌シ謝カ記念品ヲ贈呈シ以テ感謝ノ意ヲ表ス (東京澁谷區大和田一〇二)

鈴木梅太郎殿 (農學博士) 君ハ農藝化學ノ權威ニシテ世ニ貢獻セラレタル多數ノ業績ハ一世ノ具瞻スル處ニシテ茲ニ贅言ス  
ルヲ要セス茶ニ關シ研究發表セラレタル重要成績亦殊メテ多ク茶ノ重要成分タルゴキタミンヲ闡明シ以テ我製茶ヲシテ内外ニ重キ  
ヲナサシムルニ至リタルハ全國茶業者ノ感謝措ク能ハサル所ナリトス純正茶ノ重要成分ニ關シ諸學者ノ研究勃興スルニ至リタルハ  
實ニ君ノ指導啓沃ニヨルモノ多シ君ノ本邦茶業上ニ致セル功績ハ洵ニ大ナリ仍テ茲ニ茶業組合創立五十周年ヲ記念スルニ當リ其功  
績ヲ頌シ謝カ記念品ヲ贈呈シ以テ感謝ノ意ヲ表ス (東京澁谷區宇田川町三八)

追感謝狀之部

(下ノカフコ内ハ住所並遺族)

故遠家 齊殿 君ハ大正年間農商務省農務局長トシテ長ク農政ノ衝ニ當リ大ニ茶業ノ改善發達ニ貢獻ス時代ノ趨勢ニ鑑ミ多  
年國立茶業試驗場設立ノ必要ヲ力説シ遂ニ大正八年其設立ヲ見ルニ至ル此間ニ於ケル君ノ苦心努力ハ我茶業者ノ感謝シ措ク能ハサ  
ル處ナリ大正九年萬國農事協會々議ニ日本代表トシテ列席シ同協會調査事項中ニ日本茶ヲ加ヘシメ大正十四年ニハ茶業組合中央會  
議議員ニ舉ケラル君ノ本邦茶業ニ對スル功績ハ洵ニ大ナリ仍テ茲ニ茶業組合創立五十周年ヲ記念スルニ當リ其功績ヲ追頌シ謝カ記  
念品ヲ君ノ英靈ニ捧ケ感謝ノ意ヲ表ス (東京市四谷區三光町二四 遠家齊一郎)

故高林謙三殿 君ハ初メ生地武州川越ニ醫ヲ以テ身ヲ立ツ明治初年製茶カ本邦輸出品ノ大宗ナルヲ以テ大ニ茶業改善發達ヲ  
計リ以テ國恩ニ報セント欲シ醫ヲ廢シテ製茶業ニ從テ率先荒蕪ヲ開拓シテ茶園トシ手揉製法カ其功程小ニ勞費大ニシテ茶業ノ大發  
展ヲナス所以ニアラストシ製茶機械ノ考案ヲ決意シ食ヲ忘レテ之ニ從ヒ苦心慘澹明治十八年茶生業蒸氣器械焙茶器機械ヲ創  
作シ專賣特許ヲ得タリ實ニ特許第二號乃至第四號ナリトス然ルニ時未タ至ラスシテ當業者ノ顧ル所トナラサリ君之ニ屈セス困難  
ニ堪ヘ萬難ヲ排シテ研鑽治年其勞空シカラス遂ニ高林式茶葉製糖機ヲ發明ス然レトモ當時世ニ重視セラレサルノミナラス柱々ニシ  
テ排斥ノ聲ヲ聞ケリ然レトモ今ヤ大勢ハ一變シ製茶ノ機械化時代ヲ實現スルニ至リ愛ニ高林式茶葉製糖機カ大ニ其光輝ヲ放チ三拾

餘年後ノ今日尙製茶機械中ノ自顧トシテ廣ク世ニ重用セララル惟フニ君ハ本邦製茶機械化ノ先驅ヲナシ功績洵ニ大ナ  
リ仍テ茲ニ茶業組合創立五十周年ヲ記念スルニ當リ其功績ヲ追頌シ謝カ記念品ヲ君ノ英靈ニ捧ケ感謝ノ意ヲ表ス (埼玉縣人間郡坂  
戸町 高林由松)

故高取伊好殿 君ハ夙ニ意ヲ育英並ニ社會事業ニ用ヒ篤行洵ニ多シ進ミテ産業ニ力ヲ盡シ没スルニ臨ミ遺言シテ令子九郎盛  
剛氏ヲシテ佐賀縣產業開發ノ資トシテ金五拾萬圓ヲ寄附セシメラル是ヲ以テ昭和二年財團法人佐賀縣產業協會ノ設立成リ其主事  
業トシテ基礎鞏固ナル茶業研究所ノ開設ヲ見茶業上各般ノ研究諸般ノ重要改良事業者ヲトシテ成果ヲ收ム君カ本邦茶業界ニ致セル  
貢獻ハ洵ニ大ナリ仍テ茲ニ茶業組合創立五十周年記念祝賀會ニ當リ其ノ功績ヲ追頌シ感謝ノ意ヲ表ス (佐賀縣唐津市大字唐津一六  
八 高取九郎)

故田邊 實殿 君壯年身ヲ茶業界ニ投シ職ヲ茶業研究機關ニ奉シ獻身設置研究ニ從事スルコト三十年ノ永キニ渉ル其間國立  
茶業試驗場技師京都府茶業研究所長トシテ大ニ其抱負ヲ實行ス又本所中央會議特別議員タルコト拾年其豐富ナル茶業上ノ知識ト獨  
創的才能ヲ以テ茶業者ヲ啓發スル處勢カラヌ君ノ本邦茶業發展ニ盡瘁セル處極メテ大ナリ仍テ茲ニ茶業組合創立五十周年ヲ記念ス  
ルニ當リ其功績ヲ追頌シ謝カ記念品ヲ君ノ英靈ニ捧ケ感謝ノ意ヲ表ス (東京市澁谷區東大久保二ノ二三六 田邊實)

故高山卓爾殿 君國立茶業試驗場創立ニ當リ同場ノ主席技師トシ熱心努力試驗計畫ヲ立テ傍豐富ナル學識ヲ以テ茶業者ヲ指  
導シ在職五年後九州帝國大學教授ニ進ミ其間歐米ニ遊ヒ茶ニ關シテハ常ニ調査研究ヲ怠ラス且ツ能ク後進ヲ指導誘掖ス殊ニ九州帝  
國大學在職中發表セル茶樹ノ根ノ發育ニ關スル研究ハ茶業界ヲ利スル處勢カラヌ君ノ茶業上ニ致セル功績ハ永ク没ス可カラサルモ  
ノアリ仍テ茲ニ茶業組合創立五十周年ヲ記念スルニ當リ其功績ヲ追頌シ謝カ記念品ヲ君ノ英靈ニ捧ケ感謝ノ意ヲ表ス (靜岡市千代  
田上善之谷五 高山ふく子)

故澤村 眞殿 (農學博士) 東京帝國大學教授タル傍ラ農商務省農事試驗場茶業部囑託トシテ茶ニ關スル各種ノ研究ニ從ヒ  
數多ノ成績ヲ發表ス殊ニ苦香製茶論說ニ製茶化學ハ世人ニ重視セラレタリ他面茶業組合中央會議特別議員トシテ前後六年間其任ヲ  
完フセラル君ノ本邦茶業界ニ貢獻セシ處洵ニ大ナリ仍テ茲ニ茶業組合創立五十周年ヲ記念スルニ當リ其功績ヲ追頌シ謝カ記念品ヲ  
君ノ英靈ニ捧ケ感謝ノ意ヲ表ス (福岡市大濠町三一九 澤村眞)

故三浦政太郎殿 (醫學博士) 君ハ醫學ノ士ニシテゴキタミン研究ノ權威タリ多年研鑽ノ結果學界ノ定説ヲ覆ヘシ日本綠茶ノ  
創立五十周年記念

批發血病要素タルヴキタミンCヲ多量ニ含有セル重要事實ヲ發見シ大正十三年之ヲ公表シ我茶業者ヲ驚喜セシメ日本製茶ヲシテ内  
外ニ重キヲナサシメタリ更ニ進ミテヴキタミンニ關スル貴重ナル諸種ノ研究論文ヲ發表セラレ君ノ本邦茶業上ニ胎シタル功績ハ洵  
ニ大ナリ仍テ茲ニ茶業組合創立五十周年ヲ記念スルニ當リ其功績ヲ追頌シ聊カ記念品ヲ君ノ英靈ニ捧ケ感謝ノ意ヲ表ス(清水市入  
江町二ノ八〇〇 三浦猛)

追彰狀之部

(下ノカッコ内ハ住所並遺族)

故伊藤市平殿 君在世中茶業組合中央會議議員トシテ前後二十九年其任ニ在リ一意専心本邦茶業ノ改善發達ト販路擴張トニ  
力ヲ致シ其功勞洵ニ多大ナルヲ以テ茲ニ茶業組合創立三十周年記念ニ當リ之ヲ表彰セリ今ヤ五十周年記念ニ際會シテ君既ニ亡シ茲  
ニ度ミテ英靈ヲ慰メ聊カ記念品ヲ遺族ニ贈呈シ以テ之ヲ追彰ス(靜岡縣引佐郡龜玉村宮口 伊藤辰男)

故伊藤仙太郎殿 君在世中茶業組合中央會議議員タリシコト十二年其間評議員及ヒ販路擴張委員トシテ一意専心本邦茶業ノ改  
善發達ト販路擴張トニ力ヲ致シ其功勞洵ニ多大ナリ茲ニ茶業組合創立五十周年ヲ記念スルニ當リ度ミテ英靈ヲ慰メ聊カ記念品ヲ遺  
族ニ贈呈シ以テ之ヲ追彰ス(靜岡縣榑原郡金谷町 伊藤利司)

故初見周吉殿 君在世中茶業組合中央會議議員タリシコト十九年其間生産改良調査委員トシテ一意専心本邦茶業ノ改善發  
達ト販路擴張トニ力ヲ致シ其功勞洵ニ多大ナリ茲ニ茶業組合創立五十周年ヲ記念スルニ當リ度ミテ英靈ヲ慰メ聊カ記念品ヲ遺族ニ  
贈呈シ以テ之ヲ追彰ス(茨城縣猿島郡八俣村谷貝 初見喜一郎)

故林 勝治郎殿 君在世中茶業組合中央會議議員タリシコト六年其間生産改良調査委員トシテ一意専心本邦茶業ノ改善發達  
ト販路擴張トニ力ヲ致シ其功勞洵ニ多大ナリ茲ニ茶業組合創立五十周年ヲ記念スルニ當リ度ミテ英靈ヲ慰メ聊カ記念品ヲ遺族ニ贈  
呈シ以テ之ヲ追彰ス(奈良縣添上郡田原村大字香掛 林春次)

故長谷部理右衛門殿 君在世中茶業組合中央會議議員トシテ前後十五年其任ニ在リ一意専心本邦茶業ノ改善發達ト販路擴張ト  
ニ力ヲ致シ其功勞洵ニ多大ナルヲ以テ茲ニ茶業組合創立三十周年記念ニ當リ之ヲ表彰セリ今ヤ五十周年記念ニ際會シテ君既ニ亡シ  
茲ニ度ミテ英靈ヲ慰メ聊カ記念品ヲ遺族ニ贈呈シ以テ之ヲ追彰ス(石川縣能美郡小松町字龍助町八一 長谷部理右衛門)

故殿岡嶽石殿 君在世中茶業組合中央會議議員トシテ九年其任ニ在リ一意専心本邦茶業ノ改善發達ト販路擴張トニ力ヲ致シ

其功勞洵ニ多大ナリ茲ニ茶業組合創立五十周年ヲ記念スルニ當リ度ミテ英靈ヲ慰メ聊カ記念品ヲ遺族ニ贈呈シ以テ之ヲ追彰ス(靜  
岡縣榑原郡上川根村千頭 殿岡嶽石)

故岡本耕一殿 君在世中茶業組合中央會議議員タリシコト六年其間生産改良調査委員トシテ一意専心本邦茶業ノ改善發達  
ト販路擴張トニ力ヲ致シ其功勞洵ニ多大ナリ茲ニ茶業組合創立五十周年ヲ記念スルニ當リ度ミテ英靈ヲ慰メ聊カ記念品ヲ遺族ニ贈  
呈シ以テ之ヲ追彰ス(京都府相樂郡加茂町字觀音寺 岡本恒一)

故尾崎伊兵衛殿 君在世中茶業組合中央會議議員タリシコト前後三十四年其間評議員販路擴張委員日本製茶販路擴張聯合特別  
委員會相談役トナリ明治四十二年推サレテ本所聯合會頭ニ舉ケラレ一意専心本邦茶業ノ改善發達ト販路擴張トニ力ヲ致シ其功勞洵ニ  
多大ナルヲ以テ茲ニ茶業組合創立三十周年記念ニ當リ之ヲ表彰セリ今ヤ五十周年記念ニ際會シテ君既ニ亡シ茲ニ度ミテ英靈ヲ慰メ  
聊カ記念品ヲ遺族ニ贈呈シ以テ之ヲ追彰ス(靜岡市安西三ノ六〇 尾崎元次郎)

故柿 彌十郎殿 君在世中茶業組合中央會議議員トシテ前後二十五年其任ニ在リ又評議員トシテ一意専心本邦茶業ノ改善發達  
ト販路擴張トニ力ヲ致シ其功勞洵ニ多大ナルヲ以テ茲ニ茶業組合創立三十周年記念ニ當リ之ヲ表彰セリ今ヤ五十周年記念ニ際會シ  
テ君既ニ亡シ茲ニ度ミテ英靈ヲ慰メ聊カ記念品ヲ遺族ニ贈呈シ以テ之ヲ追彰ス(三重縣三重郡千種村 柿次郎丸)

故横山寛一郎殿 君在世中茶業組合中央會議特別議員トシテ六年其任ニ在リ一意専心本邦茶業ノ改善發達ト販路擴張トニ力ヲ  
致シ其功勞洵ニ多大ナリ茲ニ茶業組合創立五十周年ヲ記念スルニ當リ度ミテ英靈ヲ慰メ聊カ記念品ヲ遺族ニ贈呈シ以テ之ヲ追彰ス  
(長崎縣東彼杵郡大村町下久原 横山寛一郎)

故吉永仁藏殿 君在世中茶業組合中央會議議員トシテ前後二十年其任ニ在リ一意専心本邦茶業ノ改善發達ト販路擴張トニ力  
ヲ致シ其功勞洵ニ多大ナルヲ以テ茲ニ茶業組合創立三十周年記念ニ當リ之ヲ表彰セリ今ヤ五十周年記念ニ際會シテ君既ニ亡シ茲ニ  
度ミテ英靈ヲ慰メ聊カ記念品ヲ遺族ニ贈呈シ以テ之ヲ追彰ス(横濱市中區元濱町二ノ一三 吉永仁藏)

故武田林治郎殿 君在世中茶業組合中央會議議員トシテ九年其任ニ在リ一意専心本邦茶業ノ改善發達ト販路擴張トニ力ヲ致シ  
其功勞洵ニ多大ナリ茲ニ茶業組合創立五十周年ヲ記念スルニ當リ度ミテ英靈ヲ慰メ聊カ記念品ヲ遺族ニ贈呈シ以テ之ヲ追彰ス(岡  
山縣英田郡林野町 武田功子)

故中村清治殿 君在世中茶業組合中央會議議員トシテ前後二十二年其任ニ在リ一意専心本邦茶業ノ改善發達ト販路擴張トニ

創立五十周年記念

〔四〇五〕

カヲ致シ其功勞洵ニ多大ナルヲ以テ義ニ茶業組合創立三十周年記念ニ當リ之ヲ表彰セリ今ヤ五十周年記念ニ際合シテ君既ニ亡シ成  
 ミテ英靈ヲ慰メ聊カ記念品ヲ遺族ニ贈呈シ以テ之ヲ追彰ス（兵庫縣武庫郡御影町郡家下リ二〇九 中村誠次）  
**故村松播太郎殿** 君在世中茶業組合中央會議議員トシテ六年其任ニ在リ一意専心本邦茶業ノ改善發達ト販路擴張トニ力ヲ致シ  
 其功勞洵ニ多大ナリ茲ニ茶業組合創立五十周年ヲ記念スルニ當リ度ニテ英靈ヲ慰メ聊カ記念品ヲ遺族ニ贈呈シ以テ之ヲ追彰ス（靜  
 岡縣磐田郡大藤村藤上原 村松育三）

**故大原重右衛門殿** 君在世中茶業組合中央會議議員タリシコト前後三十三年其間推サレテ本所副會頭ニ舉ケラレ又評議員及ヒ  
 販路擴張委員トシテ一意専心本邦茶業ノ改善發達ト販路擴張トニ力ヲ致シ其功勞洵ニ多大ナルヲ以テ義ニ茶業組合創立三十周年記  
 念ニ當リ之ヲ表彰セリ今ヤ五十周年記念ニ際合シテ君既ニ亡シ茲ニ度ニテ英靈ヲ慰メ聊カ記念品ヲ遺族ニ贈呈シ以テ之ヲ追彰ス  
 （滋賀縣甲賀郡土山町大字南上山甲一六三 大原忠次郎）

**故大谷嘉兵衛殿** 君在世中茶業組合中央會議議員タリシコト四十八年其間推サレテ本所會頭ニ舉ケラレ又日本綠茶販路擴張聯  
 合特別委員會議總裁トシテ一意専心本邦茶業ノ改善發達ト販路擴張トニ力ヲ致シ其功勞洵ニ多大ナリ茲ニ茶業組合創立五十周年ヲ記  
 念スルニ當リ度ニテ英靈ヲ慰メ聊カ記念品ヲ遺族ニ贈呈シ以テ之ヲ追彰ス（横濱市中區元福町二ノ八 大谷嘉一）

**故織田利三郎殿** 君在世中茶業組合中央會議議員トシテ六年其任ニ在リ一意専心本邦茶業ノ改善發達ト販路擴張トニ力ヲ致シ  
 其功勞洵ニ多大ナリ茲ニ茶業組合創立五十周年ヲ記念スルニ當リ度ニテ英靈ヲ慰メ聊カ記念品ヲ遺族ニ贈呈シ以テ之ヲ追彰ス（濱  
 松市田町一四二 織田利三郎）

**故矢作榮藏殿**（法學博士） 君在世中茶業組合中央會議特別議員トシテ六年其任ニ在リ一意専心本邦茶業ノ改善發達ト販路  
 擴張トニ力ヲ致シ其功勞洵ニ多大ナリ茲ニ茶業組合創立五十周年ヲ記念スルニ當リ度ニテ英靈ヲ慰メ聊カ記念品ヲ遺族ニ贈呈シ以  
 テ之ヲ追彰ス（東京市品川區千駄ヶ谷町一ノ五六二 矢作允悦）

**故丸吉佐太郎殿** 君在世中茶業組合中央會議議員トシテ前後十六年其任ニ在リ一意専心本邦茶業ノ改善發達ト販路擴張トニ力  
 ヲ致シ其功勞洵ニ多大ナルヲ以テ義ニ茶業組合創立三十周年記念ニ當リ之ヲ表彰セリ今ヤ五十周年記念ニ際合シテ君既ニ亡シ茲ニ  
 度ニテ英靈ヲ慰メ聊カ記念品ヲ遺族ニ贈呈シ以テ之ヲ追彰ス（岡山縣英田郡福山村田淵 丸吉より）

**故松浦五兵衛殿** 君在世中茶業組合中央會議議員タリシコト前後二十七年其間評議員標準茶設定委員販路擴張委員日本綠茶販  
 路擴張聯合特別委員會議總裁トナリ昭和二年推サレテ本所會頭ニ舉ケラレ一意専心本邦茶業ノ改善發達ト販路擴張トニ力ヲ致シ其功  
 勞洵ニ多大ナルヲ以テ義ニ茶業組合創立三十周年記念ニ當リ之ヲ表彰セリ今ヤ五十周年記念ニ際合シテ君既ニ亡シ茲ニ度ニテ英靈  
 ヲ慰メ聊カ記念品ヲ遺族ニ贈呈シ以テ之ヲ追彰ス（靜岡縣小笠原郡西郷村 松浦昂）

**故遠藤彌三郎殿** 君在世中茶業組合中央會議議員トシテ前後二十四年其任ニ在リ一意専心本邦茶業ノ改善發達ト販路擴張トニ  
 カヲ致シ其功勞洵ニ多大ナルヲ以テ義ニ茶業組合創立三十周年記念ニ當リ之ヲ表彰セリ今ヤ五十周年記念ニ際合シテ君既ニ亡シ茲  
 ニ度ニテ英靈ヲ慰メ聊カ記念品ヲ遺族ニ贈呈シ以テ之ヲ追彰ス（靜岡縣富士郡大宮町黒田一七八六 遠藤善）

**故木津慶次郎殿** 君在世中茶業組合中央會議議員タリシコト前後二十一年其間評議員販路擴張委員及ヒ日本綠茶販路擴張聯合  
 特別委員トシテ一意専心本邦茶業ノ改善發達ト販路擴張トニ力ヲ致シ其功勞洵ニ多大ナルヲ以テ義ニ茶業組合創立三十周年記念ニ  
 當リ之ヲ表彰セリ今ヤ五十周年記念ニ際合シテ君既ニ亡シ茲ニ度ニテ英靈ヲ慰メ聊カ記念品ヲ遺族ニ贈呈シ以テ之ヲ追彰ス（東京  
 市外吉祥寺村二三九四ノ四 木津壽一）

**故木村 良殿** 君在世中茶業組合中央會議特別議員トシテ前後十年其任ニ在リ一意専心本邦茶業ノ改善發達ト販路擴張トニ  
 カヲ致シ其功勞洵ニ多大ナルヲ以テ義ニ茶業組合創立三十周年記念ニ當リ之ヲ表彰セリ今ヤ五十周年記念ニ際合シテ君既ニ亡シ茲  
 ニ度ニテ英靈ヲ慰メ聊カ記念品ヲ遺族ニ贈呈シ以テ之ヲ追彰ス（京都市左京區淨土寺南田町五四ノ一 木村貞子）

**故樋渡次右衛門殿** 君在世中茶業組合中央會議議員タリシコト十四年其間評議員生産改良調査委員及ヒ輸出茶審議會委員ト  
 シテ一意専心本邦茶業ノ改善發達ト販路擴張トニ力ヲ致シ其功勞洵ニ多大ナリ茲ニ茶業組合創立五十周年ヲ記念スルニ當リ度ニテ  
 英靈ヲ慰メ聊カ記念品ヲ遺族ニ贈呈シ以テ之ヲ追彰ス（鹿児島市上之園町一六三 樋渡サユ）

**故鈴木辰次郎殿** 君在世中茶業組合中央會議議員トシテ前後九年其任ニ在リ又特別議員トシテ一意専心本邦茶業ノ改善發達ト  
 販路擴張トニ力ヲ致シ其功勞洵ニ多大ナルヲ以テ義ニ茶業組合創立三十周年記念ニ當リ之ヲ表彰セリ今ヤ五十周年記念ニ際合シテ  
 君既ニ亡シ茲ニ度ニテ英靈ヲ慰メ聊カ記念品ヲ遺族ニ贈呈シ以テ之ヲ追彰ス（靜岡縣志太郡大洲村忠兵衛 鈴木たね）

表彰狀之部

（カッコ内ハ住所）

伊藤佛藏殿

君ハ維ニ農商務省農務局農産課長トシテ農政ノ斷ニ當リ本邦茶業ノ爲メ盡忠セラレタル所跡カラス後茶業組合

創立五十周年記念



創立五十周年記念

〔四〇八〕

中央會議特別議員トシテ九年ノ長キニ亙リ又販路擴張委員生産改良調査委員日本緑茶販路擴張聯合特別委員トシテ新業ノ改善發達ニ海外販路ノ擴張ニ力ヲ致シ其功績洵ニ顯著ナリ仍テ茲ニ茶業組合創立五十周年ヲ記念スルニ當リ記念品ヲ贈呈シ以テ之ヲ表彰ス(東京市大森區山王二ノ二四二)

原崎源作殿

君ハ曩ニ茶業組合中央會議議員タルコト五年終始一貫日本茶業ノ改善發達ニ海外販路擴張ニ盡瘁シ其功績ハ既ニ茶業組合創立三十周年記念ニ之ヲ表彰セリ其後尙引續キ中央會議議員トシテ十九年其間特ニ販路擴張委員標準茶設定委員及ヒ日本製茶販路擴張聯合特別委員トシテ専心力ヲ致シ以テ新業今日ノ盛ヲ築ク其功績洵ニ顯著ナリ茲ニ茶業組合創立五十周年記念ニ際會シ記念品ヲ贈呈シ以テ再ヒ其功績ヲ表彰ス(静岡市末廣町一七)

繁田武平殿

君ハ曩ニ茶業組合中央會議議員タルコト十八年終始一貫日本茶業ノ改善發達ニ海外販路擴張ニ盡瘁シ其功績ハ既ニ茶業組合創立三十周年記念ニ之ヲ表彰セリ其後引續キ中央會議議員トシテ十八年其間特ニ評議員標準茶設定委員及ヒ生産改良調査委員トシテ専心力ヲ致シ以テ新業今日ノ盛ヲ築ク其功績洵ニ顯著ナリ茲ニ茶業組合創立五十周年記念ニ際會シ記念品ヲ贈呈シ以テ再ヒ其功績ヲ表彰ス(埼玉縣入間郡豐岡町)

西尾安長殿

君ハ茶業組合中央會議議員トシテ九箇年間終始一貫日本茶業ノ改善發達ニ海外販路擴張ニ専心力ヲ致シ以テ新業今日ノ盛ヲ築ク其功績洵ニ顯著ナリ愛ニ茶業組合創立五十周年記念ニ際會シ記念品ヲ贈呈シ以テ之ヲ表彰ス(高知縣香美郡上那生村第一一六)

長 政次郎殿

君ハ茶業組合中央會議議員トシテ六箇年間終始一貫日本茶業ノ改善發達ニ販路擴張ニ専心力ヲ致シ以テ新業今日ノ盛ヲ築ク其功績洵ニ顯著ナリ愛ニ茶業組合創立五十周年記念ニ際會シ記念品ヲ贈呈シ以テ之ヲ表彰ス(滋賀縣甲賀郡大野村大字今郷六一六)

岡野利兵衛殿

君ハ曩ニ茶業組合中央會議議員タルコト十九年終始一貫日本茶業ノ改善發達ニ海外販路擴張ニ盡瘁シ其功績ハ既ニ茶業組合創立三十周年記念ニ之ヲ表彰セリ其後尙引續キ中央會議議員トシテ十年其間専心力ヲ致シ以テ新業今日ノ盛ヲ築ク其功績洵ニ顯著ナリ茲ニ茶業組合創立五十周年記念ニ際會シ記念品ヲ贈呈シ以テ再ヒ其功績ヲ表彰ス(横濱市中區根岸町三ノ一六一)

岡本英太郎殿

君ハ曩ニ農商務次官トシテ農政ノ衝ニ當リ本邦茶業ノ爲メ盡瘁セラレタル所跡カラス後茶業組合中央會議特別

議員トシテ八年又輸出茶審議會委員トシテ其間四年專ラ新業ノ改善發達ニ海外販路ノ擴張ニ力ヲ致ス其功績洵ニ顯著ナリ仍テ茲ニ茶業組合創立五十周年ヲ記念スルニ當リ記念品ヲ贈呈シ以テ之ヲ表彰ス(東京市大森區新井宿二ノ一六一三)

尾崎元次郎殿

君ハ茶業組合中央會議議員タルコト九年終始一貫日本茶業ノ改善發達ニ海外販路擴張ニ盡瘁セリ特ニ評議員販路擴張委員輸出茶審議會委員及ヒ日本緑茶販路擴張聯合特別委員トシテ専心力ヲ致シ以テ新業今日ノ盛ヲ築ク其功績洵ニ顯著ナリ茲ニ茶業組合創立五十周年記念ニ際會シ記念品ヲ贈呈シ以テ之ヲ表彰ス(静岡市安西三ノ六〇)

渡邊辰三郎殿

君ハ茶業組合中央會議議員タルコト九年終始一貫日本茶業ノ改善發達ニ海外販路擴張ニ盡瘁セリ特ニ評議員販路擴張委員標準茶設定委員及ヒ輸出茶審議會委員トシテ専心力ヲ致シ以テ新業今日ノ盛ヲ築ク其功績洵ニ顯著ナリ茲ニ茶業組合創立五十周年記念ニ際會シ記念品ヲ贈呈シ以テ之ヲ表彰ス(京都市上京區寺町通り二條上ル)

加藤彌太郎殿

君ハ茶業組合中央會議議員タルコト十五年終始一貫日本茶業ノ改善發達ニ海外販路擴張ニ盡瘁セリ特ニ標準茶設定委員及ヒ生産改良調査委員トシテ専心力ヲ致シ以テ新業今日ノ盛ヲ築ク其功績洵ニ顯著ナリ茲ニ茶業組合創立五十周年記念ニ際會シ記念品ヲ贈呈シ以テ之ヲ表彰ス(三重縣鈴鹿郡石藥師村大字上田)

狩野閑八郎殿

君ハ茶業組合中央會議議員トシテ十二箇年終始一貫日本茶業ノ改善發達ニ海外販路擴張ニ専心力ヲ致シ以テ新業今日ノ盛ヲ築ク其功績洵ニ顯著ナリ愛ニ茶業組合創立五十周年記念ニ際會シ記念品ヲ贈呈シ以テ之ヲ表彰ス(静岡縣安倍郡玉川村落合一三)

影山滋樹殿

君ハ茶業組合中央會議議員トシテ九箇年間終始一貫日本茶業ノ改善發達ニ海外販路擴張ニ専心力ヲ致シ以テ新業今日ノ盛ヲ築ク其功績洵ニ顯著ナリ愛ニ茶業組合創立五十周年記念ニ際會シ記念品ヲ贈呈シ以テ之ヲ表彰ス(静岡縣富士郡岩松村岩本二一八三)

田中林藏殿

君ハ茶業組合中央會議議員トシテ九箇年間終始一貫日本茶業ノ改善發達ニ海外販路擴張ニ専心力ヲ致シ以テ新業今日ノ盛ヲ築ク其功績洵ニ顯著ナリ愛ニ茶業組合創立五十周年記念ニ際會シ記念品ヲ贈呈シ以テ之ヲ表彰ス(横濱市中區吉田町二)

玉川源太郎殿

君ハ茶業組合中央會議議員トシテ六箇年間終始一貫日本茶業ノ改善發達ニ海外販路擴張ニ専心力ヲ致シ以テ新業今日ノ盛ヲ築ク其功績洵ニ顯著ナリ愛ニ茶業組合創立五十周年記念ニ際會シ記念品ヲ贈呈シ以テ之ヲ表彰ス(静岡縣庵原郡西

創立五十周年記念

〔四〇九〕

奈村潤名)

**五井源次郎殿** 君ハ茶業組合中央會議議員タルコト六年終始一貫日本茶業ノ改善發達ニ海外販路擴張ニ盡瘁セリ特ニ評議員トシテ専心力ヲ致シ以テ斯業今日ノ盛ヲ榮ク其功績洵ニ顯著ナリ茲ニ茶業組合創立五十周年記念ニ際會シ記念品ヲ贈呈シ以テ之ヲ表彰ス(京都市伏見區向島吹田河原町)

**伊達民三郎殿** 君ハ兼ニ茶業組合中央會議議員タルコト六年終始一貫日本茶業ノ改善發達ニ海外販路擴張ニ盡瘁シ其功績ハ既ニ茶業組合創立三十周年記念ニ之ヲ表彰セリ後大正四年本所紅茶研究所ノ設置セラル、ヤ囑託技師トシテ九年爾來今日ニ至ルマテ紅茶研究ヲ續ケラレ斯業ニ貢獻スル所跡シトセス其功績洵ニ顯著ナリ茲ニ茶業組合創立五十周年記念ニ際會シ記念品ヲ贈呈シ以テ再ヒ其功績ヲ表彰ス(東京府北多摩郡保谷村上保谷新田二二九九)

**園部源一殿** 君ハ茶業組合中央會議議員トシテ十二年終始一貫日本茶業ノ改善發達ニ海外販路擴張ニ専心力ヲ致シ以テ斯業今日ノ盛ヲ榮ク其功績洵ニ顯著ナリ愛ニ茶業組合創立五十周年記念ニ際會シ記念品ヲ贈呈シ以テ之ヲ表彰ス(神戸市神戶區榮町通リ六ノ二七)

**園部住藏殿** 君ハ兼ニ茶業組合中央會議議員タルコト五年終始一貫日本茶業ノ改善發達ニ海外販路擴張ニ盡瘁シ其功績ハ既ニ茶業組合創立三十周年記念ニ之ヲ表彰セリ其後尙引續キ中央會議議員トシテ十年其間専心力ヲ致シ以テ斯業今日ノ盛ヲ榮ク其功績洵ニ顯著ナリ茲ニ茶業組合創立五十周年記念ニ際會シ記念品ヲ贈呈シ以テ再ヒ其功績ヲ表彰ス(神戸市須磨區天神町一ノ七二)

**堤米次殿** 君ハ茶業組合中央會議議員トシテ六箇年間終始一貫日本茶業ノ改善發達ニ海外販路擴張ニ専心力ヲ致シ以テ斯業今日ノ盛ヲ榮ク其功績洵ニ顯著ナリ愛ニ茶業組合創立五十周年記念ニ際會シ記念品ヲ贈呈シ以テ之ヲ表彰ス(福岡縣八女郡市毛村)

**中川幸太郎殿** 君ハ茶業組合中央會議議員トシテ十三箇年終始一貫日本茶業ノ改善發達ニ海外販路擴張ニ専心力ヲ致シ以テ斯業今日ノ盛ヲ榮ク其功績洵ニ顯著ナリ愛ニ茶業組合創立五十周年記念ニ際會シ記念品ヲ贈呈シ以テ之ヲ表彰ス(兵庫縣水上郡久下村谷川一五四)

**中川機太郎殿** 君ハ茶業組合中央會議議員タルコト六年終始一貫日本茶業ノ改善發達ニ海外販路擴張ニ盡瘁セリ特ニ生産改良調査會委員トシテ専心力ヲ致シ以テ斯業今日ノ盛ヲ榮ク其功績洵ニ顯著ナリ茲ニ茶業組合創立五十周年記念ニ際會シ記念品ヲ贈呈シ以テ之ヲ表彰ス(京都府久世郡富野村)

**中村圃一郎殿** 君ハ兼ニ茶業組合中央會議議員タルコト二十一年終始一貫日本茶業ノ改善發達ニ海外販路擴張ニ盡瘁シ其功績ハ既ニ茶業組合創立三十周年記念ニ當リ之ヲ表彰セリ其後尙引續キ中央會議議員トシテ二十一年其間評議員販路擴張委員輸出茶審議會委員標準茶設定委員トナリ昭和六年推サレテ本所會頭ニ舉ケラレ今日ニ及ヘリ又現ニ日本製茶販路擴張聯合特別委員會委員長トシテ専心力ヲ致シ更ニ屢歐米各國ヲ歴訪シテ販路ノ開拓ニ努メ以テ斯業今日ノ盛ヲ榮ク其功績洵ニ顯著ナリ茲ニ茶業組合創立五十周年記念ニ際會シ記念品ヲ贈呈シ以テ再ヒ其功績ヲ表彰ス(靜岡縣麻原郡吉田村神戶)

**野呂異之助殿** 君ハ兼ニ茶業組合中央會議議員タルコト七年終始一貫日本茶業ノ改善發達ニ海外販路擴張ニ盡瘁シ其功績ハ既ニ茶業組合創立三十周年記念ニ之ヲ表彰セリ其後尙引續キ中央會議議員トシテ二十一年其間特ニ評議員トシテ専心力ヲ致シ以テ斯業今日ノ盛ヲ榮ク其功績洵ニ顯著ナリ茲ニ茶業組合創立五十周年記念ニ際會シ記念品ヲ贈呈シ以テ再ヒ其功績ヲ表彰ス(三重縣度會郡小俣町七二二三)

**野崎傳兵衛殿** 君ハ茶業組合中央會議議員トシテ六箇年間終始一貫日本茶業ノ改善發達ニ海外販路擴張ニ専心力ヲ致シ以テ斯業今日ノ盛ヲ榮ク其功績洵ニ顯著ナリ茲ニ茶業組合創立五十周年記念ニ際會シ記念品ヲ贈呈シ以テ之ヲ表彰ス(東京市杉並區河津ヶ谷一ノ七五三)

**大石仙作殿** 君ハ茶業組合中央會議議員トシテ六箇年間終始一貫日本茶業ノ改善發達ニ海外販路擴張ニ専心力ヲ致シ以テ斯業今日ノ盛ヲ榮ク其功績洵ニ顯著ナリ茲ニ茶業組合創立五十周年記念ニ際會シ記念品ヲ贈呈シ以テ之ヲ表彰ス(靜岡縣麻原郡川崎町静波二二六一)

**大林雄也殿** 君ハ兼ニ茶業組合中央會議特別議員タルコト四年日本茶業ノ改善發達ニ海外販路擴張ニ盡瘁シ其功績ハ既ニ茶業組合創立三十周年記念ニ當リ之ヲ表彰セリ其後尙引續キ十五年中央會議特別議員トシテ専心斯業ニ力ヲ致ス其功績洵ニ顯著ナリ仍テ茲ニ茶業組合創立五十周年記念ニ當リ記念品ヲ贈呈シ以テ再ヒ其功績ヲ表彰ス(千葉縣船橋町一ノ一五七)

**桑原善助殿** 君ハ茶業組合中央會議議員タルコト九年終始一貫日本茶業ノ改善發達ニ海外販路擴張ニ盡瘁セリ特ニ評議員トシテ専心力ヲ致シ以テ斯業今日ノ盛ヲ榮ク其功績洵ニ顯著ナリ茲ニ茶業組合創立五十周年記念ニ際會シ記念品ヲ贈呈シ以テ之ヲ表彰ス(京都府宇治郡宇治村大字本橋)

**山田實太郎殿** 君ハ茶業組合中央會議議員トシテ九箇年間終始一貫日本茶業ノ改善發達ニ海外販路擴張ニ専心力ヲ致シ以テ  
斯業今日ノ盛ヲ榮ク其功績洵ニ顯著ナリ茲ニ茶業組合創立五十周年記念ニ際會シ記念品ヲ贈呈シ以テ之ヲ表彰ス（靜岡縣椛原郡五  
和村五五）

**山口忠五郎殿** 君ハ茶業組合中央會議議員タルコト九年終始一貫日本茶業ノ改善發達ニ海外販路擴張ニ専心力ヲ致シ以テ  
トシテ専心力ヲ致シ以テ斯業今日ノ盛ヲ榮ク其功績洵ニ顯著ナリ茲ニ茶業組合創立五十周年記念ニ際會シ記念品ヲ贈呈シ以テ之ヲ  
表彰ス（靜岡縣志太郡西谷津村田中一三〇）

**山本常松殿** 君ハ茶業組合中央會議議員トシテ二十一年終始一貫日本茶業ノ改善發達ニ海外販路擴張ニ専心力ヲ致シ以  
テ斯業今日ノ盛ヲ榮ク其功績洵ニ顯著ナリ茲ニ茶業組合創立五十周年記念ニ際會シ記念品ヲ贈呈シ以テ之ヲ表彰ス（和歌山縣那賀  
郡粉河町粉河一六七七）

**間部 彰殿** 君ハ現ニ農林省農務局農産課長トシテ農政ニ力ヲ致シ茶業ニ貢獻セラル、所跡カラス又八年ノ長キニ亙リ茶業  
組合中央會議議員及ヒ販路擴張委員トシテ一意専心斯業ニ盡精セラル其功績洵ニ顯著ナリ仍テ茲ニ茶業組合創立五十周年ヲ記念ス  
ルニ當リ記念品ヲ贈呈シ以テ之ヲ表彰ス（東京市澁谷區神山町二二）

**藤田政次郎殿** 君ハ茶業組合中央會議議員トシテ十九箇年間終始一貫日本茶業ノ改善發達ニ海外販路擴張ニ専心力ヲ致シ以テ  
斯業今日ノ盛ヲ榮ク其功績洵ニ顯著ナリ茲ニ茶業組合創立五十周年記念ニ際會シ記念品ヲ贈呈シ以テ之ヲ表彰ス（三重縣一志郡八  
知村三七二）

**小森久郎殿** 君ハ現ニ茶業組合中央會議議員タルコト五年終始一貫日本茶業ノ改善發達ニ海外販路擴張ニ専心力ヲ致シ以テ  
既ニ茶業組合創立三十周年記念ニ之ヲ表彰セリ其後尙引續キ中央會議議員トシテ九年其間特ニ標準茶設定委員生産改良調査委員  
及ヒ輸出茶審議委員トシテ専心力ヲ致シ以テ斯業今日ノ盛ヲ榮ク其功績洵ニ顯著ナリ茲ニ茶業組合創立五十周年記念ニ際會シ記  
念品ヲ贈呈シ以テ再ヒ其功績ヲ表彰ス（三重縣員御郡治田村養村）

**阿波野松太郎殿** 君ハ茶業組合中央會議議員トシテ七箇年間終始一貫日本茶業ノ改善發達ニ海外販路擴張ニ専心力ヲ致シ以  
テ斯業今日ノ盛ヲ榮ク其功績洵ニ顯著ナリ茲ニ茶業組合創立五十周年記念ニ際會シ記念品ヲ贈呈シ以テ之ヲ表彰ス（神戸市神戸區  
榮町通六ノ四二）

**栗谷喜八殿**

君ハ現ニ茶業組合中央會議議員タルコト九年終始一貫日本茶業ノ改善發達ニ海外販路擴張ニ専心力ヲ致シ以テ  
既ニ茶業組合創立三十周年記念ニ之ヲ表彰セリ其後尙引續キ中央會議議員トシテ十八年其間評議員及ヒ販路擴張委員トナリ昭和三  
年推サレテ本所副會頭ニ舉ケラレ専心力ヲ致シ以テ斯業今日ノ盛ヲ榮ク其功績洵ニ顯著ナリ茲ニ茶業組合創立五十周年記念ニ際會  
シ記念品ヲ贈呈シ以テ再ヒ其功績ヲ表彰ス（大阪府西區北堀江二番町一七四）

**阿部野利泰殿** 君ハ茶業組合中央會議議員トシテ九箇年間終始一貫日本茶業ノ改善發達ニ海外販路擴張ニ専心力ヲ致シ以テ  
斯業今日ノ盛ヲ榮ク其功績洵ニ顯著ナリ茲ニ茶業組合創立五十周年記念ニ際會シ記念品ヲ贈呈シ以テ之ヲ表彰ス（熊本市内井町  
一三六）

**相澤善兵衛殿** 君ハ現ニ茶業組合中央會議議員タルコト十六年終始一貫日本茶業ノ改善發達ニ海外販路擴張ニ専心力ヲ致シ以テ  
既ニ茶業組合創立三十周年記念ニ之ヲ表彰セリ其後尙引續キ中央會議議員トシテ九年其間推サレテ本所副會頭ニ舉ケラレ又理事  
及ヒ販路擴張委員トシテ専心力ヲ致シ以テ斯業今日ノ盛ヲ榮ク其功績洵ニ顯著ナリ茲ニ茶業組合創立五十周年記念ニ際會シ記念品  
ヲ贈呈シ以テ再ヒ其功績ヲ表彰ス（東京市杉並區河津ヶ谷四ノ九〇五）

**佐藤寛次殿**（農學博士） 君ハ現ニ東京帝國大學教授トシテ廣ク農業ニ關シ調査研究セラレ茶業ノ改善發達ニ盡精セラル、  
所跡シトセス殊ニ茶業組合中央會議特別議員トシテ九年ノ長キニ亙リ終始一貫斯業ニ力ヲ致シ其功績洵ニ顯著ナリ仍テ茲ニ茶業組  
合創立五十周年ヲ記念スルニ當リ記念品ヲ贈呈シ以テ之ヲ表彰ス（東京市世田ヶ谷區赤堤町二ノ四四〇）

**笹野徳次郎殿** 君ハ現ニ茶業組合中央會議議員タルコト二十一年終始一貫日本茶業ノ改善發達ニ海外販路擴張ニ専心力ヲ致シ以  
テ既ニ茶業組合創立三十周年記念ニ之ヲ表彰セリ其後尙引續キ中央會議議員トシテ十八年其間特ニ評議員販路擴張委員及ヒ標準  
茶設定委員トシテ専心力ヲ致シ以テ斯業今日ノ盛ヲ榮ク其功績洵ニ顯著ナリ茲ニ茶業組合創立五十周年記念ニ際會シ記念品ヲ贈呈  
シ以テ再ヒ其功績ヲ表彰ス（靜岡縣志太郡藤枝町）

**溝田文吉殿** 君ハ現ニ茶業組合中央會議議員タルコト十一年終始一貫日本茶業ノ改善發達ニ海外販路擴張ニ専心力ヲ致シ以  
テ既ニ茶業組合創立三十周年記念ニ之ヲ表彰セリ其後尙引續キ中央會議議員トシテ二十一年其間特ニ評議員トシテ専心力ヲ致シ以  
テ斯業今日ノ盛ヲ榮ク其功績洵ニ顯著ナリ茲ニ茶業組合創立五十周年記念ニ際會シ記念品ヲ贈呈シ以テ再ヒ其功績ヲ表彰ス（長崎  
市本下町二九）



高知縣	大井武美殿	靜岡縣	大下義八郎殿	靜岡縣	大片胤作殿	靜岡縣	帶金治作殿
熊本縣	黒田龍起殿	靜岡縣	山田繁平殿	高知縣	山中一郎殿	埼玉縣	山崎覺太郎殿
神奈川縣	松田守松殿	靜岡縣	松浦定平殿	靜岡縣	松下勘十殿	靜岡縣	藤江勝太郎殿
岡山縣	福同長藏殿	滋賀縣	小堀甚三郎殿	福岡縣	古賀儀一郎殿	宮崎縣	兒玉伊織殿
靜岡縣	小山兼吉殿	岡山縣	小坂田幸作殿	埼玉縣	小島善作殿	愛媛縣	安倍小源太殿
京都府	秋山覺治郎殿	鹿兒島縣	宮原直二殿	鹿兒島縣	重村菊藏殿	靜岡縣	榛葉幸藏殿
靜岡縣	遠藤泰吉殿	岐阜縣	平塚純二殿	愛媛縣	森岡牛五郎殿	宮崎縣	傳三郎殿
靜岡縣	森信吾殿	岐阜縣	森秀一殿	奈良縣	森本豐次郎殿	熊本縣	森木利三吉殿
茨城縣	瀨谷司之助殿	宮崎縣	須藤清馨殿	兵庫縣	菅普次郎殿	靜岡縣	杉山鐵藏殿
岡山縣	鈴木嶺治郎殿	靜岡縣	鈴木繁藏殿				

記念狀之部

(各通同文)

記念狀文 茶業組合創立五十周年ヲ記念スルニ方リ先輝アル本邦茶業ノ研究指導機關トシテ其使命ヲ全フセラレタル功績ニ對シテ愛ニ記念品ヲ贈呈シテ謝意ト敬意トヲ表ス(各通)

農林省 茶業試驗場殿 埼玉縣立茶業研究所殿 靜岡縣立農事試驗場茶業部殿  
 三重縣 茶業試驗場殿 滋賀縣 農事試驗場殿 岐阜縣 農事試驗場殿  
 奈良縣立農事試驗場茶業分場殿 京都府 茶業研究所殿 福岡縣立農事試驗場筑後分場殿  
 熊本縣 茶業研究所殿 宮崎縣立農事試驗場川南分場殿 鹿兒島縣立農事試驗場知覽分場殿  
 財團法人佐賀縣茶業協會茶業研究所殿 長崎縣立農事試驗場茶業指導所殿

記念狀文 茶業組合創立五十周年ヲ記念スルニ方リ先輝アル本邦茶業ノ指導獎勵研究取締等ニ關スル公共團體トシテ貴キ使命ヲ完フセラレタル努力ニ對シ愛ニ記念品ヲ贈呈シテ謝意ト敬意トヲ表ス(各通)

東京府	茶業組合會議所殿	東京市	茶業組合殿	西多摩郡	茶業組合殿
北多摩郡	茶業組合殿	八王子市	茶業組合殿	京都府	茶業組合會議所殿
京都市	茶業組合殿	宇治郡	茶業組合殿	八世郡	茶業組合殿
福喜郡	茶業組合殿	相樂郡	茶業組合殿	乙訓郡	茶業組合殿
何鹿郡	茶業組合殿	船井郡	茶業組合殿	天田郡	茶業組合殿
丹後國	茶業組合殿	大阪府	茶業組合會議所殿	大坂市	茶業組合殿
堺市	茶業組合殿	北河內郡	茶業組合殿	泉北郡、泉南郡、岸和田市	茶業組合殿
中河內郡、南河內郡	茶業組合殿	豐能郡	茶業組合殿	三島郡	茶業組合殿
神奈川縣	茶業組合會議所殿	橫濱市	茶業組合殿	橫須賀市	茶業組合殿
兵庫縣	茶業組合殿	長崎縣	茶業組合殿	埼玉縣	茶業組合會議所殿
人間郡	茶業組合殿	熊谷市	茶業組合殿	北足立外四郡二市	茶業組合殿
茨城縣	茶業組合會議所殿	水戸市	茶業組合殿	東茨城郡	茶業組合殿
西茨城郡	茶業組合殿	那珂郡	茶業組合殿	久慈郡	茶業組合殿
多賀郡	茶業組合殿	行方郡	茶業組合殿	稻敷郡	茶業組合殿
茨波郡	茶業組合殿	眞壁郡	茶業組合殿	結城郡	茶業組合殿
廣島郡	茶業組合殿	北相馬郡	茶業組合殿	三重縣	茶業組合會議所殿
員辨郡	茶業組合殿	三重郡	茶業組合殿	鈴鹿郡	茶業組合殿
桑名郡	茶業組合殿	四日市市	茶業組合殿	河藝郡	茶業組合殿
安濃郡	茶業組合殿	一志郡	茶業組合殿	飯南郡	茶業組合殿
津市	茶業組合殿	度會郡	茶業組合殿	松阪市	茶業組合殿
多氣郡	茶業組合殿	阿山郡	茶業組合殿	宇治山田市	茶業組合殿
志摩郡	茶業組合殿			名賀郡	茶業組合殿

南牟婁郡茶業組合殿	靜岡縣茶業組合會議所殿	賀茂郡茶業組合殿
田方郡茶業組合殿	富士郡茶業組合殿	庵原郡清水市茶業組合殿
安倍郡茶業組合殿	靜岡市茶業組合殿	志太郡茶業組合殿
榛原郡茶業組合殿	小笠原郡茶業組合殿	周智郡茶業組合殿
磐田郡南部茶業組合殿	磐田郡北部茶業組合殿	濱名郡濱松市茶業組合殿
引佐郡茶業組合殿	靜岡縣再製茶業組合殿	靜岡縣製茶業組合殿
滋賀縣茶業組合殿	岐阜縣茶業組合會議所殿	岐阜市茶業組合殿
大垣市茶業組合殿	稻葉郡茶業組合殿	羽島郡茶業組合殿
海津郡茶業組合殿	養老郡茶業組合殿	不破郡茶業組合殿
掛壁郡茶業組合殿	本巢郡茶業組合殿	山縣郡茶業組合殿
武儀郡茶業組合殿	郡上郡茶業組合殿	加茂郡茶業組合殿
可兒郡茶業組合殿	土岐郡茶業組合殿	惠那郡茶業組合殿
益田郡茶業組合殿	大野郡茶業組合殿	吉城郡茶業組合殿
福井縣茶業組合殿	石川縣茶業組合會議所殿	江沼郡茶業組合殿
能美郡茶業組合殿	石川郡金澤市茶業組合殿	鹿島郡茶業組合殿
岡山縣茶業組合殿	和歌山縣茶業組合會議所殿	和歌山市茶業組合殿
海草郡茶業組合殿	那賀郡茶業組合殿	伊都郡茶業組合殿
有田郡茶業組合殿	日高郡茶業組合殿	西牟婁郡茶業組合殿
東牟婁郡茶業組合殿	愛媛縣茶業組合殿	高知縣茶業組合殿
福岡縣茶業組合殿	佐賀縣茶業組合殿	熊本縣茶業組合會議所殿
熊本市臨託郡宇土郡茶業組合殿	玉名郡茶業組合殿	鹿本郡茶業組合殿

菊池郡茶業組合殿	阿蘇郡茶業組合殿	上益城郡茶業組合殿
下益城郡茶業組合殿	八代郡茶業組合殿	葦北郡茶業組合殿
球磨郡茶業組合殿	天草郡茶業組合殿	宮崎縣茶業組合殿
鹿兒島縣茶業組合會議所殿	鹿兒島市茶業組合殿	鹿兒島郡茶業組合殿
日置郡茶業組合殿	薩摩郡茶業組合殿	出水郡茶業組合殿
川邊郡茶業組合殿	熊毛郡茶業組合殿	嘸啖郡茶業組合殿
伊佐郡茶業組合殿	掛宿郡茶業組合殿	肝屬郡茶業組合殿
始良郡茶業組合殿	奈良縣茶業組合會議所殿	添上郡茶業組合殿
山邊郡茶業組合殿	生駒郡茶業組合殿	磯城外四郡茶業組合殿
吉野宇智郡茶業組合殿		

第三 物故茶業功勞者慰靈祭

五十年記念の一行事である物故茶業功勞者慰靈祭は昭和十年二月二日午前十時より東京丸之内東京會館三階大ホールに於て舉行された。正面の齋壇には神祠大眞神を配し、齋主は靖國神社禰宜男爵芝小路豊後氏之を奉行し、神官伶人名威儀を正して控え、來賓農林大臣代理間部農産課長以下八十二名、物故功勞者遺族五十七名着席、中央會議所理事三橋四郎次氏學式を宣し、神官の修誡、齋主の招魂ありて、奏樂裡に山の幸、海の幸を献饌し、齋主の祝詞、主催者たる祭主中央會議所會頭中村圓一郎氏の祭辭、農林大臣祭辭(間部課長代讀)來賓小森久郎氏(三重)の祭辭ありて玉串奉奠に移り、神官より順次中村會頭、粟谷副會頭、三橋理事、尾崎中央會議所議長、市村副議長、間部農相代理等一々奉奠拜禮、遺族は五名づゝ同列修儀、最後に參列者總代として小森久郎氏神前に頼づき、續いて撤饌、送魂の儀ありて祭事を

終り、來賓、遺族、參列者一同別席に於て午餐を共にし正午退散した。遺族及參列者には、供物の菓子一箱宛を記念として贈呈した。會頭來賓の祭辭左の如し。

祭主 中村中央會頭祭辭

維時昭和十年二月二日茶業組合中央會頭所會頭從六位勳四等中村圓一郎皮ミテ本邦茶業ノ開發ニ偉功ヲ貽シタル先賢ノ諸靈ニ語テ抑々茶ハ東洋ノ聖地ニ發祥シ生々相傳ヘテ支那、日本、印度共ニ大ニ之ヲ産業化シ世界人類ノ日常嗜好飲料トシテ重要ノ地位ヲ占ムルニ至レルガ彼ノ茶道ニヨリ宗教道徳ヲ超越シタル剛玄枯淡ノ眞生命ヲ味得シタルモノハ實ニ我が日本ニシテ中古室町時代ニ興隆シ織田豊臣ニ至リテ次第ニ民衆化シ泰平ノ徳川幕政ヲ通過シテ安政ノ開國ニ及ビコ、ニ始メテ海ヲ越エ堂々國際線上ニ飛躍ノ第一歩ヲ印シテヨリ七十五年更ニ組合結成ヨリ五十年我が茶業先賢ノ献身ノ努力ハ茶園ノ開拓品種ノ改良ハ固ヨリ紅綠各種茶ノ學術的研究乃至製茶機械ノ考案發明等ニ及ビ茶業立國ノ意氣ヲ旺ンニシテ常ニ後進ヲ指導誘掖鞭撻獎勵シ更ニ組合團體ノ活力ヲ以テ全國的ニ經營ノ統制ヲ圖リ幾多ノ難關ヲ突破シテ、販路ノ擴張ヲ策シテ貿易上ノ商權ヲ獲得シ以テ先賢アル日本茶ノ聲價ヲ發揚シ世界的存在ヲ明カニシタル功績水タ活ケルガ如ク炳トシテ洵ニ日星ヲ凌ゲ

今ヤ世界ノ更生期ニ際シ本邦茶業ノ多角的經營ハ其機運益々濃厚ニシテ新販路ノ開拓期シテ持ツベク全國百萬ノ我茶業組合員ハコノ機運ニ乗ジ協力一致内ニ製品ヲ改善シ外ニ愈々聲價ヲ高メ先賢ノ遺業ヲ繼承シテ毫モ餘ヌ所ナキ鞏固ナル地歩ヲ築キ以テ日本茶業ニ與ヘラレタル明日ノ大使命ヲ全フスルニ遺憾ナキヲ期セムトス  
茲ニ茶業組合創立五十周年ヲ記念スルニ方リ先賢ノ英靈ヲ迎ヘ祭祀ノ儀ヲ捧ゲ全組合員擧ツテ誓ヲ立テ誠ヲ致ス  
在天ノ諸靈實クハ彷彿トシテ來リ鑒ケラレムコトヲ

農林大臣 山崎達之輔氏祭辭

茲ニ茶業組合中央會頭所ガ先達ノ功績ヲ追慕シ謝恩ノ誠ヲ致シ慰靈祭ヲ執行スルニ當リ皮ミテ諸士ノ英靈ニ告ゲ諸士ハ或ハ製茶ノ生産改良ニ或ハ製茶ノ科學的研究ニ或ハ茶業組合ノ經營ニ或ハ製茶輸出貿易發展ノ畫策ニ熱心盡力セラレ當ニ意ヲ本邦茶業ノ堅實ナル發達ニ注シ以テ我が茶業今日ノ隆昌ヲ見ルニ至レリ諸士ノ功績ハ斯業ノ發展ト俱ニ彌々其ノ光輝ヲ發スルモノト謂フベシ

茲ニ諸士ノ靈ヲ祭ルニ當リ謹仰益々加フ  
在天ノ靈實クハ來リ鑒ケヨ

來賓代表 小森久郎氏祭辭

日本茶業ノ光輝アル歴史ノ中ニ幾多ノ功績ヲ貽シタル物故先賢ノ英靈ニ對シ本日ノ茶業記念ヲ最モ意義アラシムルコトハ我等後進ノ當然ノ責務ニシテ兼テ本邦茶業ノ根柢ヲ將來ニ固ムル所以ナリト信ス  
日本茶業發達ノ道程ニハ艱峻ナル幾山河ノ横ハルアリ内外多難ニシテ栽培製造ヨリ販路ノ擴張乃至組合團體ノ統制的活動等先賢諸氏ノ苦心奮闘ハ實ニ想像ニゲモ及バザルモノアリ今ヤ我が茶業組合創立五十周年ヲ記念スルニ方リ悠久ナル茶ノ沿革ニ攻ヘソノ興隆ノ跡ヲ尋ネ以テ先賢ノ功績ニ及ブ時我等茶業者ハ唯感奮興起ヲ以テ之ニ酬ユルノ外ナキヲ思フモノナリ  
茲ニ莊嚴ナル祭壇ヲ仰キ至誠ヲ捧ゲテ以テ慰靈ノ辭ヲ致ス

物故茶業功勞者氏名

(イロハ順)

静岡縣 岩澤吉兵衛	静岡縣 岩崎元三郎	京都府 伊東熊夫	静岡縣 伊藤市平
三重縣 伊藤茂三郎	静岡縣 伊藤仙太郎	三重縣 乾 覺 郎	岐阜縣 五十川源左衛門
東京府 泉 猪太郎	高知縣 池上彦次郎	鹿児島縣 池田芳太郎	宮崎縣 池田貞記
宮崎縣 池田善太郎	埼玉縣 池谷幸太郎	静岡縣 池谷佐平	三重縣 池山惣助
静岡縣 石川良平	宮崎縣 石川大八郎	静岡縣 石垣長右衛門	茨城縣 飯田瀧藏
静岡縣 石田兼次郎	静岡縣 石井謙次郎	鹿児島縣 濱 田 隆	茨城縣 初見周吉
奈良縣 林 勝治郎	三重縣 林 善之助	静岡縣 橋山倉吉	静岡縣 橋本馬吉
石川縣 長谷部理右衛門	静岡縣 長谷川 元太郎	静岡縣 伴田源藏	埼玉縣 繁田滿義
高知縣 西内義顯	高知縣 西内 丑吉	静岡縣 西野平四郎	兵庫縣 西口清助

高知縣	西山精一	神奈川縣	堀山精輔	靜岡縣	殿岡嗽石	靜岡縣	戶塚豐藏
靜岡縣	中條景昭	三重縣	岡山定助	高知縣	岡崎常吉	京都府	岡本耕一
靜岡縣	岡本新吉	靜岡縣	尾崎伊兵衛	三重縣	尾崎行正	靜岡縣	和野喜郎
靜岡縣	和田豐太郎	靜岡縣	和田長次郎	神奈川縣	渡邊庄次郎	奈良縣	片桐泰二
石川縣	川村雄	兵庫縣	川口清次	熊本縣	可徳乾三	靜岡縣	影山熊吉
靜岡縣	高山卓爾	福井縣	加納五兵衛	靜岡縣	影山市郎兵衛	靜岡縣	影山熊吉
三重縣	柿十郎	宮崎縣	甲斐直衛	福井縣	藤見萬右衛門	靜岡縣	漢人惠助
靜岡縣	横田保	長崎縣	横山寅一郎	三重縣	横山久平	茨城縣	吉成誠
神奈川縣	吉永仁藏	高知縣	吉村穰彌	佐賀縣	吉村新兵衛	靜岡縣	吉成誠
兵庫縣	谷掛八十八	京都府	谷村與三郎	靜岡縣	立花兵吉	佐賀縣	田川徳太郎
埼玉縣	高林謙三	宮崎縣	高橋正一	佐賀縣	高取伊好	石川縣	高岡五平
靜岡縣	高田市三郎	靜岡縣	高塚和吉	佐賀縣	高柳嘉一	靜岡縣	多田元吉
東京府	田邊貢	神奈川縣	田中林藏 <small>(三代)</small>	靜岡縣	田中萬次郎	靜岡縣	田村宇之吉
東京府	道家齊	東京府	田口傳右衛門	靜岡縣	田北隆道	靜岡縣	武田林治郎
福井縣	竹山仁平	東京府	田北隆研	靜岡縣	田北隆道	靜岡縣	多田元吉
靜岡縣	塚田彌太郎	東京府	塚野文之輔	靜岡縣	築地光太郎	京都府	築山甚兵衛
京都府	辻利兵衛	宮崎縣	長友儀平次	靜岡縣	中川耕一郎	兵庫縣	永田平四郎
京都府	永谷宗七郎義弘	靜岡縣	中村藤五郎	京都府	中村藤吉	靜岡縣	中村吉太郎
靜岡縣	中村五郎右衛門	靜岡縣	中村圓藏	兵庫縣	中村清治	茨城縣	中山元成
東京府	長井利兵衛 <small>(三)</small>	熊本縣	長船壯次郎	東京府	村山銀助	靜岡縣	村松力太郎
靜岡縣	村松嘉藏	靜岡縣	村松猪太郎	靜岡縣	村松彌助	靜岡縣	村松吉平

靜岡縣	上田榮吉	京都府	上阪清左衛門	靜岡縣	内田忠正	東京府	内山平三郎
靜岡縣	海野孝三郎	靜岡縣	海野太七	高知縣	井上傳十郎	宮崎縣	井上泉
靜岡縣	野村一郎	愛媛縣	野本直樹	福井縣	大家嘉兵衛	靜岡縣	大石琢磨
石川縣	大幡佐平	茨城縣	大島金悟	滋賀縣	大原重右衛門	靜岡縣	太田才八
神奈川縣	大谷嘉兵衛	神奈川縣	大谷幸兵衛	靜岡縣	大嶽久三郎	茨城縣	大内達三郎
靜岡縣	大久保忠利	靜岡縣	大草高重	神奈川縣	大澤晋	靜岡縣	織田利三郎
靜岡縣	織田喜作	石川縣	表久吾	靜岡縣	栗田和作	東京府	矢作榮藏
靜岡縣	山田治郎藏	靜岡縣	山梨清六	靜岡縣	山村淺次郎	石川縣	山崎三太郎
靜岡縣	山下幸五郎	三重縣	山本伊兵衛	東京府	山本嘉兵衛 <small>(七代)</small>	兵庫縣	山本龜太郎
福井縣	山本宇平	大阪府	山本佐五兵衛	靜岡縣	山本庄次郎	靜岡縣	山本善吾
靜岡縣	丸尾文雄	靜岡縣	丸尾文六	岡山縣	丸吉佐太郎	福岡縣	松尾太郎五郎久家
靜岡縣	松浦五兵衛	靜岡縣	松浦才治	岡山縣	丸山篤實	靜岡縣	松下幸作
靜岡縣	松下牧男	靜岡縣	松下儀八	宮崎縣	松山仲吉	靜岡縣	松本丑太郎
佐賀縣	眞島宣徳	靜岡縣	増田源作	靜岡縣	松本林吉	佐賀縣	藤川義泰
靜岡縣	藤田平吉	奈良縣	藤井加之松	京都府	藤木林種	京都府	古川精一郎
東京府	古谷竹之助	三重縣	深井友郎	東京府	藤瀬眞一	靜岡縣	小林太三郎
兵庫縣	小林常三郎	岡山縣	小林久助	靜岡縣	小林三郎平	佐賀縣	古賀千代吉
靜岡縣	小長谷松五郎	福岡縣	許斐久吉 <small>(三代)</small>	石川縣	近藤一歩	福岡縣	近藤懋
靜岡縣	江原素六	靜岡縣	江澤長作	茨城縣	寺門治平	宮崎縣	寺本覺峰
熊本縣	手島岩雄	靜岡縣	赤堀玉三郎	靜岡縣	淺羽平八	靜岡縣	淺羽平九郎
高知縣	秋山楠藏	東京府	相澤城之助	靜岡縣	齋藤保次郎	茨城縣	齋藤万介



創立五十周年記念

- |            |            |             |           |
|------------|------------|-------------|-----------|
| 東京府 澤村 眞   | 静岡県 澤野 精一  | 愛媛縣 佐伯義一郎   | 静岡県 佐藤喜代藏 |
| 福井縣 坂井 精一  | 静岡県 坂本 藤吉  | 三重縣 佐野 直市   |           |
| 愛媛縣 木原 喜作  | 岐阜縣 桐谷 市藏  | 三重縣 木津慶治郎   |           |
| 静岡県 木村 忠七  | 京都府 木村 良   | 三重縣 木下 七郎   |           |
| 福岡縣 木屋 石門  | 神奈川県 御園彌一郎 | 静岡県 水上 房吉   |           |
| 東京府 水谷 友恒  | 静岡県 水野 福壽  | 宮崎縣 南崎常右衛門  |           |
| 静岡県 三浦政太郎  | 熊本縣 宮原 政雄  | 三重縣 三宅 良三   |           |
| 東京府 宮本 頼三  | 京都府 宮本彌二郎  | 静岡県 柴田作太郎   |           |
| 宮崎縣 志戸木 次兵 | 静岡県 遠藤 龜吉  | 滋賀縣 平尾 仁平   |           |
| 高知縣 平尾 喜壽  | 静岡県 樋口 林次郎 | 佐賀縣 諸石 彬文   |           |
| 静岡県 望月發太郎  | 三重縣 森川 友藏  | 鹿児島縣 樋渡次右衛門 |           |
| 静岡県 瀨谷彌八郎  | 静岡県 菅沼 正作  | 茨城縣 森田 惣重   |           |
| 茨城縣 瀨谷彌八郎  | 静岡県 鈴木 徳一郎 | 大阪府 杉田 良藏   |           |
| 奈良縣 杉元久三郎  | 宮崎縣 鈴木 徳一郎 | 静岡県 鈴木 長十   |           |
| 静岡県 鈴木 宗次郎 | 静岡県 鈴木 常次郎 | 茨城縣 鈴木 昭    |           |

(四二四)

第四 五十周年記念祝賀會

五十周年記念の大祝賀會は、昭和十年二月二日午後五時より東京丸之内東京會館大ホールに於て開會、來賓農林大臣代理守屋政務次官、間部農産課長各關係代議士の外茶業功勞者、茶業役員二百餘名出席、開會前の餘興として三階ホールで桃中軒峯右衛門の浪花節『乃木將軍』及び漫才日出夫日出丸兩人の掛合漫遊あり、六時半四階大食堂を開き、盛

美を盡せる洋式饗宴に一同満腹、デザートコースに入るや、主人側中央會頭中村圓一郎氏起つて一場の挨拶を述べ來賓及び日本茶業祝賀の爲めに乾杯し、來賓側代表守屋農林次官、功勞表彰代表箕和田醫學博士の兩氏祝辭を述べ同様杯を舉げて茶業の發展を祝し、午後八時盛會裡に意義ある五十周年の祝賀宴を閉じた。當日の參列者に對しては本所編纂の『日本茶貿易概観』一部及び『俳句茶托』一具を記念として贈呈した。右席上に於ける會頭の挨拶、來賓の祝辭は次の如くである。

中央會々頭 中村圓一郎氏挨拶

閣下並に諸君、本日茲に茶業組合創立五十周年記念の祝典を舉ぐるに當り遠近より斯く多數の御集會を得ましたことは本茶業組合中央會議所の甚だ光榮とし且つ欣快に存ずる所であります。この度の記念に際しては何は兎もあれ、日本茶の實質を明かにして將來の發展に資せんが爲め全國製茶品評會を催し、昨日その賞賞授與式を挙げましたが、成績非常に優秀で日本茶業として大に意を強ふするに足るものがあります。又本日は茶業先賢の慰靈祭と功勞者に對する感謝表彰の式典を挙げ組合團體としての責務を果たしましたことをこの上もなき欣幸に存じます。

従來茶業を以て立つ日本茶の販路については、七十年來の常得意であるアメリカ以外、最近アフリカ、及び印度方面に擴張され今日に於ては、世界各國至る處殆ど日本茶の足跡を印せざるなきまで發展致しつゝありますことは誠に御慶に堪えません。

併しながら最近各地に於て日本茶の品質低下を非難するの聲を絶えず耳にすることは誠に遺憾の極みであります。不肖昨年歐米視察におきまして特に痛切にこれを感じました。これをアメリカについて見るに、嘗て支那及び臺灣の烏龍茶が賣れるに任せて品質を低下せしめ、一般市場から、斯く品質が低下しては賣行減退の外はなからうと警告されたに拘らず、産地ではこれに耳を聳さなかつたため遂に同方面の需用は半減以下となつた歴史がある。日本茶も今日の如き粗悪なる品質をそのまゝ好しとして何等改むる所なきに於ては烏龍茶の轍を踏んで取返しつかぬ運命に陥ることなしとの保證は到底出來ないのであります。従つて今日の急務は國家の力を以て嚴重なる輸出検査をなし、先方に於て非難の的となるやうな茶は只の一ポンドも出さぬといふ強力な自制的處置によりて日本茶の信用を繋ぐの必要があらうと存じます。これはアメリカに於ける有力なる茶商間の一致せる切實なる意見で

創立五十周年記念

(四二五)

あります。この品質ばかりの關係ではありませんが、昨年アメリカへの輸出は前年よりも四百萬ポンドから減少して居ります。今後我々茶業者はお互の努力によりてこの衰勢を挽回しなければなりません。アメリカは漸く減退しましたが、一方ソヴェートへは八百萬ポンドの聲を聞かうとし、その他コロコ、アフガン印度等へも相當の進出を見、殊に紅茶の發展によりまして彼是れ一昨年同様三千萬ポンドの輸出を見るであらうと豫想されて居りますが、何といつても歴史の古い綠茶の最大顧客たるアメリカを失ひつゝあることは最も關心を要する次第と存じます。

紅茶は昨年に至りて俄かに、製造も輸出も目醒まししく増進致し、この勢ひで進みますと本年は一千萬ポンドにも達するかと思はれますが、問題は矢張り品質であります。昨年不肖が視察した各方面について見ましても、日本紅茶は、未だ遺憾ながら獨立の聲價を認められて居りません。實際昨年程度の品質では誠に心細いと申す外はないのでありますから、本年の紅茶に對しては特に慎重の態度を以てその製造に當らるゝやう、熱心なる全國多數の方々にお願ひ致します。と同時に綠茶についても昨年より一段と品質の向上を圖り、日本茶に對して親切なる注意をされたロバートヘクト氏を始め、有力なる茶商ヘリヤ、アーウケン、シーグフリードの諸氏をして、安心の出来る品物であるといふ認識を深めさせるやうに努めたいものであります。

尙ほ新友邦滿洲國に對する販路の擴張については、中央會議所に於ても既に決議を以て之に臨んで居りまするし、その製造研究についても相當に準備が進んで居りますから政府當局に於ても一段の御注意御指導を戴きたく存じます。本日は諸事不行届でありましたが、來賓各位には特に寛大なる御用捨により、今後一層のお力添を下されて、更に七十年、百年の大記念式を挙げ、生絲と共に貿易上重要な地位を築き上げますやう切にお願ひを致します。

農林政務次官 守屋榮夫氏祝辭

本日の茶業盛典にお招きを受けた來賓一同に代り一言祝辭を申述べたいと存じます。只今中村會頭の御挨拶中にもありました如く、茶業組合は明治十七年の準則發布から今日まで滿五十年の歳月を閲して居る。その五十年は百年の半ばで間分と長い間の事であり幾多の紆餘曲折を重ねながらも漸次發展して今日この盛大なる祝典を挙げらるゝことは、單り茶業のみならず、日本産業のため慶賀に堪えざる所であります。而してこの五十年記念祝典に對し、私共は形式的方面に於てお祝ひ申すばかりでなく、その内容に於て、大にお祝ひすべき點が多々あることを認めるのであります。現在日本に於て茶の産地は三府二十一縣に亘り、その團體機關としては組合百四十、聯合會議所十四あり、その上に中央會議所があつて全國を統轄

して居る。今その事業の内容を見るに生産の増進、技術の改善、海外貿易の擴張等逐年進歩の跡歴然たるものあるは誠に欣ぶべき現象である。然し我國茶業の前途は必ずしも樂觀すべきものばかりではないと存じます。凡そ國民の心理ほど微妙なものはなく時には思はぬ方面に動いて行く。茶は國民の嗜好物だからといふて決して安心は出来ない。宜しく國民嗜好の變化に伴つてそれに應ずる支けの用意を以て進むの必要がある。是を海外の情勢について考へて見ると、日本の紅茶は漸次販路が狭まつて行くといふ。そこで新たに紅茶について考へを進める。又滿洲についても充分に研究を遂げ、出來た品物が如何に嗜好せらるゝか、支那は如何、露國は如何、その何れに對してもよく最善の手段方法を攻究し、茶業者一般に確實なる方針を提奉して益々前進を續くべきである。殊に競争國との對抗についても夫々準備を立て、後れを取らぬやうに方策をねるの必要がある。一度び後れを取ると再びこれを取戻すことの困難なるは過去の歴史がよくこれを語つて居る。我茶業者は眼を世界の各方面に放ち、その有望なる地方に對して盛んに進取の策を立て以て、日本茶業の振興を圖り百年の大計を定め、次の記念式典には更に大なる發展を期すべきである。

醫學博士 養和田益二氏祝辭

私は日本抹茶の糖原病に對する藥理的効果に就て講究を試み、それがために本日過分の表彰を受け恐縮に存じて居ります。日本紅茶の販路は今日紅茶又はコーヒーのために、その領域を侵され悲觀すべき状態にあるとお話ですが、日本紅茶の成分には尙ほ未發見の部面が多分に残されて居りませうし、研究すればするほど新たな有効成分が発見されるであらうと思はれます。されば日本紅茶は、その嗜好以外藥物上の効力を以て世界に對する新しき商品價値を高めることが出来るのでありますから、日本の茶業者は主としてこの方面に力を注ぎ、その前途を悲觀することなく益々猛進すべきであると存じます。

第五 記念展覽會と三種の記念品

五十周年記念の全國製茶品評會の内容及授賞式の狀況は、別面品評會欄に載録せる通りであるが、同品評會の出品茶は何れも優秀品揃ひで日本茶本來の面目を充分に發揮し居り全審査員を喜ばせた。これ等の全部は、記念のため二月一日より五日間、東京銀座松坂屋デパート六階に陳列し、他の參考品と共に、五十周年記念茶業展覽會として公衆の觀

覽に供し、非常の喝采を博した。同会場では、別に紅茶、綠茶、抹茶キャンデー等の即賣店を設けて希望者に實價販賣をなし、各種の統計、ポスター、研究成績、各國茶の見本、茶樹の鉢植其他を配して茶に關する智識と興味を加へ、東京池田氏の好意による無料喫茶所にては、各府縣の出品茶を交互に煎出吟味せしめて都人士の嗜好に投するなど、各方面の人氣を呼び會期中の入場者數萬人に上り即賣品の賣上も相當の額に達し、出品茶の展覽會としても、日本茶宣傳の鑑賞會としても大成功であつた。又、記念の催しとして、茶業功勞者には美術置時計、組合及試験場には爵、一般來賓には俳句茶托、等何れも茶に因みたる記念品を贈與したが、是等三種の記念品の内容は左の如きものであつた。

**置時計** 帝展第四部(工藝)の無鑑査勳章香取正彦氏に依頼し、同氏の苦心制作に成れるもので、その意匠は日本茶の生命とする滋味を充分に現はした藝術品である。時計を中心にしてその飾飾には、茶の葉枝をあしらひそれに銀の花を加へ、椿を富士形とし、時計の周邊は茶葉組合のマークを模倣化したもので、讀く困難に落つた好ましい作品である。

**爵** 作者は勳章界の新進新田藤太郎氏である。「爵」は支那では之を盃とし、古代國家に功勞のあつたものに對し、天子自ら之に酒を盛つて賜はつたもので、之を受けたものは水く家の寶として保存する。我國の爵位などもこゝから起つたものであるといはれ、その形は鳥の格向をして居る。即ち「爵」は「雀」であるといふ意味から、横から見ると成程雀の格向をして居る。今度作つた爵は眞は青銅で、鉾くまで古雅な味はせて居り、用途は床置、欄置又は香爐代りである。

**俳句茶托** 五客一組の古銅製のもので、一客毎に左記の茶に因る俳句を鑄込んである。作者は「置時計」と同じ香取正彦氏で、俳味茶味タツアリの藝術作品で、茶業の記念品として永く傳ふるに足るであらう。刻まれた俳句及びその作者筆者は左の如くである。

茶袋はぬふた處が面白い	西鶴	筆者	島田青峯
木がくれて茶摘も聞くや時鳥	芭蕉	同	小澤碧堂
茶の花や白にも黄にも憂東な	蕪村	同	河東碧梧桐
婆どのゝ眼鏡をかけて茶摘かな	一茶	同	中村樂天
摘みためし手のひらの茶のこぼれけり	子規	同	寒川鼠骨

## 第六 五十周年記念論文集刊行

茶に關する學術並に實地の研究は、各専門の權威者によりて夫々行はれて居たが、茶業組合創立五十周年記念に際しその業績を印刷發表することとし、各其擔當者に執筆を乞ひ左記十二篇を得、取敢ず之を一本に纏め、昭和十年十二月梓に上し發行した。名づけて『茶業組合創立五十周年記念論文集』といふ。此の種茶業關係の論文は元よりこの十二篇に止まるにあらず、他に幾多深遠廣汎なる研究多く目下尙ほ研究繼續中のものもあり、他日夫々纏めて、第二輯、第三輯となし發表することとなるであらう。即ち右第一輯に載録せる論文の題目並に筆者は左の通りである。

茶の香の化學的研究	京都帝國大學教授	農學博士	武居三吉
紅茶の香味と水色	臺北帝國大學教授	農學博士	山本亮
綠茶の單寧物質に就て	理化學研究所	農學博士	辻村みちよ
綠茶より分離したるカロチンに就て	理化學研究所	農學士	同上
茶のヅキタミンCにつきて	理化學研究所	農學士	丸山捨吉
山城地方に於ける覽察茶園に關する研究(第一報)	京都帝國大學教授	農學博士	大江修司
「ヤマチャ」調査報告	京都府農林技師	農學士	谷口熊之助
日本茶業の將來と茶樹品種の育成	鹿児島高等農林學校教授	農學博士	竹崎嘉徳
茶樹の挿木繁殖と育苗	京都帝國大學教授・農學博士	農學士	押田幹太
奈良縣農林技師	農學士		

滿洲國皇帝陛下奉迎

茶樹苦瓜蟲殺蟲劑に就きて  
茶葉葉捲蟲の生熊並に防除法  
釜蒸製玉緑茶生産の推移

農林省農事試驗場技師 河田 篤  
財團法人名和昆蟲研究所長 名和 梅吉  
宮崎縣農林技師 堀 地 重 義

(四三〇)

### 第八章 滿洲國皇帝陛下奉迎

滿洲國皇帝陛下の、日本皇室御訪問は近代の盛儀にして兩國の親善と東洋平和の根幹を固むる上に於て一新紀元を劃せるものである。康徳皇帝陛下には昭和十年四月二日新京御出發、六日東京に御着、我皇室との間に御打解けられたい御交驛があつて、十五日御退京、夫より京都、大阪等を御遊覽の上御歸滿遊ばされたが、滿洲國は將來日本茶の大需用地として大に期待され居るのみならず、北鐵接收に關聯して對露物資拂の中に日本茶を含まれたる等、茶を通じての日滿親善は一段その濃厚を加ふるに至れる折柄とて、茶業組合中央會議所としては、全國百餘萬の日本茶業者を代表して、御訪日の 滿洲國皇帝陛下に對し奉り、奉迎の誠意を表し奉るため、會頭中村圓一郎氏の名を以て奉迎文を捧呈し銀製花瓶、及び靜岡縣産紅茶及綠茶を錫製茶壺入となし献上することとし、四月十日午前十時、會頭代理、中央會參事加藤德三郎氏之を捧持、御旅館赤坂離宮に參入捧呈したる處何れも御嘉納の光榮に浴した。尙ほ、隨員一同に對しては錫器入日本茶、隨員附一同には罐入日本茶を贈呈した。奉迎文、及び之に對する滿洲國の嘉賞文並に隨員氏名左の如し。

#### 奉 迎 文

陽春天地ニ浴ク、麗光東方ニ滿チ滿テリ、長クモ  
大滿洲國 皇帝陛下 龍船ヲ海洋ニ浮ベ長途轉廻日本ノ地ヲ訪マセラレ先ヅ帝都東京ニ我ガ

皇宮ヲ御親訪、康徳ノ御代ヲ昭和ノ聖代ニ變ゲ崇高北ヒナキ元首トシテ御交歡ヲ遂ゲサセラル東京ノ史上空前ノ盛儀ニシテ兩國ノ臣民等シテ歡仰感激措ク能ハザル所ナリ  
伏シテ惟ルニ

皇帝陛下 天稟ノ徳高ク英明ノ識博ク新興帝國ノ統治其宜シキニ協ヒ建國ノ遠圖長策ハ  
皇帝登極ノ詔書ニ宣ハセラレタルガ如ク 日本國トノ協力同心ヲ信條トシテ洪範ヲ垂レサセラレ外ハ中華民國、ソヴエト聯邦其他國際聯盟諸國トノ關係ニ於テ勤キナキ威信ヲ示シ内ハ財政軍政民政ヲ整ヘ早クモ王道樂土ノ大理想ヲ完フセラル尙ニ世界ノ驚異ニシテ兩國ノ清快之ニ過グルモノナシ我等日本帝國内ニ於テ事ニ茶業ニ從フモノ新ニ善隣盟邦ヲ得テ和享ノ素地固キヲ加フ益々發奮激勵製茶産業ニ依ル兩國ノ親善ニ努力シ以テ  
皇帝陛下御親訪ノ大御心ニ應ヘ奉ランコトヲ期ス、茲ニ日本ノ一小臣中村圓一郎國內百萬ノ茶業者ヲ代表シ謹ンテ奉迎ノ赤心至情ヲ捧テ御旅程一路御平安ヲ祈リ奉ル  
誠恐誠惶頓首頓首

昭和十年四月六日

茶業組合中央會議所會頭

從六位勳四等

中

村

圓

一

郎

謹上

#### 右に對する滿洲國嘉賞挨拶狀

運啓者、月前敝國

皇帝陛下 訪問

貴國皇家之際

貴會頭献上 銀製花瓶

錫器入紅綠茶

當經呈嘉納遊

諭 致謝專啓敬頌

時祉

茶業組合中央會議所會頭

中 村 圓 一 郎 殿

康徳二年五月二十日

滿洲國皇帝陛下奉迎

滿洲帝國宮内府大臣

沈

瑞

瑞

瑞

瑞

(四三二)

滿洲國皇帝陛下奉迎

〔四三二〕

運啓者 此次敝國

皇帝陛下 訪問

貴國皇室 鄙人等委在隨扈之列 承

貴會頭贈以名貴之品 足爲永久紀念 今當平安歸國之際 特代表隨扈同人 致表謝意 專啓敬頌

時祉

茶業組合中央會議所會頭 中村 圓一郎 殿

滿洲帝國宮内府大臣

沈

瑞

麟

康德二年五月二十日

滿洲國皇帝陛下隨員氏名

宮内府大臣	沈 瑞 麟	宮内府次長	入 江 貫 一	尙書府大臣	賈 金 鐘
外交部大臣	謝 介 石	總務廳長	遠 藤 柳 作	侍從武官長	張 海 鵬
宮内府總務處長	許 寶 蘭	宮内府警衛處長	修 傳 照	宮内府掌記處長	張 允 愷
尙書府秘書官長	高 木 三 郎	宮内府侍醫	徐 恩 允	宮内府侍衛官長	工 藤 忠 愷
宮内府秘書官	加藤内藏助	宮内府囑託	小 泉 三 郎	宮内府侍衛官	熊 吉 正 一
參議府秘書官長	荒井靜雄	總務廳囑託	中 島 比 多 吉	外交部政務司長	神 吉 正 一
軍政部次長	郭 恩 霖	江防司令官	平 井 乾 茂	宮内府秘書官	傳 法 平
宮内府囑託	林出賢次郎	尙書府秘書官	羅 福 三	宮内府侍衛官	存 蔡 法
宮内府侍衛官	連 清 宮 宗 親	宮内府秘書官	劉 傑 三	宮内府禮官	張 存 格
宮内府翻譯官	清 宮 宗 親	總務廳理事官	山 田 弘 之	宮内府禮官	張 存 格
宮内府事務官	橋 燕 瑛	宮内府翻譯官	莊 壽 爾	總務廳理事官	佐 藤 正 一
陸軍騎兵少校	鄭 沈 蕪	侍從武官	張 蕪 堃	宮内府奏事官	吳 天 培

第九章 各種博覽會品評會

第一 巴奈馬太平洋萬國博覽會

桑港に誇る日本茶

中米巴奈馬運河の開通と、太平洋發見四百年記念とを兼ねた米國巴奈馬太平洋萬國大博覽會は、大正四年(一九一五年)二月二十日より十二月三十一日迄桑港金門灣頭景勝の地に於て開催された。米國政府に於ては、先の聖路易、市俄古、費府の萬國博は勿論、佛國巴里の博覽會を遙かに凌駕せる宏壯雄偉の内容外觀を以て世界に誇示せんものと、經費五千萬弗を豫定し幾多の歳月を費して一大豪華の觀樂境を現出した。地域は東西二哩半南北半哩、面積六百三十英町に及び、桑港市の北端丘麓、風光明媚の金門灣を一望の下に抱擁し、場内の布置看容は中央の大宮殿と四百三十三呎の大寶玉塔を起點として周圍に放射的に、美術、教育、經濟、文藝、製造、工藝、機械、交通、農業食品、園藝、採鑛冶金等の陳列館を行儀よく配列し、是等を連ねるに大小十餘の塔を以てし、更に地元加州並に米國各州政府館、合衆國聯邦政府、參加諸外國館等嚴然威儀を正し、外に飛行場、競馬場、動物園、觀兵場から娛樂餘興の裝美等、近代建築の粹を錘め、技師ジュレスグエリン氏が一代の智叢を揮つて、彫刻塗裝五彩絢爛、夜は色取々の電燈照

各種博覽會品評會

〔四三三〕

明を以て一大不夜城を浮出さしめて居た。

この博覧會に参加せる世界締盟三十五個國に先んじ、隣接日本の出品館は場内西南端の一角より東方芝生に伸び、園藝館に接して佛蘭西館を歴し、東北の教育館から美術館に連なる長六百呎、面積五千坪を占め、北面のスクロップには日本式の幽雅な庭園を取合はすなど、新興日本が世界的産業雄飛の第一歩をこゝに踏み出すものとしてその意氣斐まじく日本協賛會は之が爲めに十萬弗の資を投じて興行區域に活躍し、斷じて他列國の比肩を許さなかつた。殊に右の日本庭園は、日本政府の經營で、京都工藝學校教授武田五一氏が靈腕を揮ひ、築山、池汀、溪流等自然の布置に草木の配色、四阿、燈籠、懸橋など日本そのものを現はし、接待館には京都の金閣寺に擬した二階建を以て貴賓を喜ばせ、外に事務所や、臺灣、日本の喫茶店など何れも異彩を放つて居た。

當時米國を唯一の顧客とする日本茶の出品宣傳については、政府先づ之に意を致し、大正三年四月農商務大臣の名を以て我が茶業中央會議所に出品宣傳を懇懇し來り、本所は直に之に關する事務を開始し、各種委員會の議を凝らしたる結果、大々的喫茶店の經營と製茶の出品を決し、大正三、四年度の別途會計豫算編成に際しては政府の補助を申請し、六月四日の販路擴張委員會に於て、

△臨時博覧會評議員 伊藤佛藏、相澤喜兵衛、海野孝三郎、伊藤市平、古谷竹之助

の五氏を囑託、茶寮の設計その他の準備を進むる一方、相澤城之助氏を臨時博覧會事務員に任命、取敢ず先發渡米せしめ、博覧會に關する全般的の調査報告並にこれが準備に當らしめた。次で同月十五日の常任委員會に於て臨時博覧會事務取扱規程を定め、出品並に茶寮に關する方針の確立、事務の處理に當ることとなつた。其規定は左の如くで、この規定中にはサンデイゴ市に開催の巴奈馬カリフォルニア博覧會をも加へ、其協賛株式會社經營の日本喫茶店に對しては金二千圓に相當する配布茶及飲料茶を補給し、その監督として西派遣員を之に當らしめたのである。

#### 販路擴張委員會臨時博覧會事務取扱規程

第一條 販路擴張委員會ハ大正四年北米合衆國カリフォルニア州サンフランシスコ市ニ於テ開設スベキ巴奈馬太平洋萬國博覧會並ニ同年同洲サンデイゴ市ニ開設スベキ巴奈馬カリフォルニア博覧會ニ對スル製茶ノ出品及喫茶店經營ニ關スル一切ノ事務ヲ取扱フモノトス

第二條 臨時博覧會ノ爲メニ特ニ左ノ役員ヲ置ク

△評議員 若干人 △事務員 若干人 △庶務員 若干人

第三條 評議員ハ博覧會ニ經驗アル者ノ内ヨリ委員長之ヲ囑託スルモノトス

事務長ハ海外派遣員ヲ以テ之ニ充ツ、事務員及雇ハ一般内外人中ヨリ委員長之ヲ選任ス

第四條 評議員ハ臨時博覧會ニ對スル製茶ノ出品及喫茶店經營ニ關シ重要ナル事項ヲ審議ス

事務長ハ委員長ノ命ヲ受ケ内外ノ業務ヲ掌理ス、事務員及雇ハ委員長又ハ事務長ノ命ヲ受ケ内外ノ事務ヲ分掌ス

第五條 桑港ニ臨時博覧會出張事務所ヲ置キ事務長ヲシテ之ヲ管理セシム

第六條 出張事務所ニ左ノ係ヲ置キ事務員ヲ以テ之カ主任トナス

△外交係 △庶務係 △會計係 △厨房係 △給仕係

第七條 委員長ハ委員中ヨリ一名ヲ選ビ臨時渡航セシメ製茶出品並ニ喫茶店ノ建設及經營ニ關シ指揮監督ノ任ニ當ラシムルコトアルベシ

第八條 委員長ハ委員中ヨリ一名ヲ選ビ博覧會開會中米國ニ滞在セシメ會計監督ノ任ニ當ラシムルコトアルベシ

以上の規程により、現地實際上の準備を進め、場内に於ける日本茶寮は本館十九坪、茶室十五坪、四阿五ヶ所に分ち、建設費三萬圓の見積で、静岡市大橋甚平氏に請負はしめ、其本取組立を静岡市下魚町寶臺院境内に於て行ひ、九月廿日竣工中村圓一郎、西派遣員等の檢閲を経て解體、十月十一日横濱出帆の春洋丸にて米國に搬送、十一月五日地ならしに着手、本館は十二月廿六日、喫茶店、茶席其他は翌年一月十四日完成、博覧會開會前から開館好評を博した。一方製茶

の出品は全國主産地より募集せる四十點中優秀品三十五點を選抜裝飾を施して出陳した。我が中央會の同博事業概要は左の如くである。

**喫茶店**

喫茶店の位置は日本敷地内庭園の東北角で正門前的大通とスコット街入口よりの大路、それに美術、教育、園藝三館に通ずる三交又點に位し、最も重要な地域を占め、臺灣喫茶店と相對し、建坪九十坪、足利時代の純日本古式總檜白木造りで、四疊の茶室に接して十疊の客席を設け、出来るだけ多數を收容して日本茶の眞味を理解せしむる仕組みとなし庭園も政府の施設と調和を失せざる様四阿其他に周到なる注意を拂つたこと勿論である。

**(イ)喫茶店の開設**

喫茶店本館は大正三年十二月二十四日に完成したので山脇事務官の同意と博覽會側の諒解を得、開會前なるに拘らず同月二十五日のクリスマス會に特に蓋開けをなし、白人少女五名を雇入れて茶汲をなさしめた。この第一日の來賓はムーワー大博社長、クロニクル新聞社長及大博役員、山脇事務官、沼野領事其他の内外人、新聞記者等約七百名に達し頗る盛會で好評を博した。かくて翌二十六日より一般に公開して營業を始めたが、博覽會開會前の喫茶店は一寸その類がなく、早くから一般の人氣を渡つた形であつた。

**(ロ)入場者の概數**

博覽會の開會は四年二月二十日、之に備ふるため同月十六日を以て一先づ休業したが、前年クリスマス会の蓋開けから同日までの入場者約七千人、收入九百六十九弗餘で、喫茶店としての收支も立派に償つたばかりでなく、之により博覽會準備の就業者來觀者に多大の便宜を與へて居た。かくて二月廿日博覽會の開會と共に堂々開館し、一日の來客三千百六人を數へ、引續き大評判で毎日多忙を極めたのである。従つて、十二月四日の閉館まで九ヶ月半の茶寮客實に二十七萬四千人といふ多數であつた。其月別入場者左の如し。

- △大正三年十二月六九〇人    △四年一月三、三六一人    △二月一八、三九七人    △三月一九、二六六人(茶席一三八人)
- △四月一八、二七八人(茶席二九八人)    △五月二〇、四九七人(茶席四三六六人)    △六月二三、八〇八人(茶席四二二人)
- △七月三五、三八五人(茶席八七九人)    △八月三八、三七五人(茶席一、〇一五人)    △九月二八、九二八人(茶席八一九人)
- △十月二七、二二九人(茶席六三五五人)    △十一月三二、七三二人(茶席一、二六〇人)    △十二月七、〇八三人(茶席三三二人)
- △合計二七四、〇二九人(茶席六、二三四人)

更に其の收入の月別統計は左の如くである。

- △大正三年十二月九七弗四五仙    △四年一月四六二弗四五仙    △二月二、〇〇六弗三五仙    △三月二、四九八弗二五仙(茶席四〇弗〇五仙)
  - △四月二、三〇四弗一〇仙(茶席一〇八弗九五仙)    △五月二、七四七弗六〇仙(茶席一六四弗六五仙)    △六月三、二〇七弗(茶席一六三弗二〇仙)
  - △七月五、五六〇弗八五仙(茶席三一〇弗)    △八月六、二二八弗八五仙(茶席三三六弗四五仙)
  - △九月四、五八〇弗八〇仙(茶席二六八弗九五仙)    △十月四、二五二弗(茶席二二七弗七〇仙)    △十一月五、二二二弗三〇仙(茶席三五九弗九〇仙)
  - △十二月一、〇八八弗九〇仙    △合計四〇、〇五五弗九〇仙(茶席二、〇六五弗七〇仙)
- (ハ)宣傳の概要**    入場者へのサービスには、母國の美人七人と、之に白人女給五名同監督一名を配し、ホテルや料理店に於て二十五仙に値する一杯のティーカップに日本煎餅二三枚を添へて僅かに十仙、而かも純良なる茶味豊涼で各國人殊に辨當携帯の入場者には多大の満足を與へた。是れ固より犠牲的の宣傳サービスで、外に三仙乃至五仙位の景品さへも添付したが、この景品費積つて七千五百弗にも上り、日本茶宣傳の効果は確かに百パーセントを突破して居た。その配布景品は、
- △静岡縣聯合會澤所寄贈の廣告用扇子五萬本、配布用見本茶六萬個    △中央會調製櫻、菊、茶等を意匠化した善、廣告用小帽子茶に關する繪端書
- などで是等の山盛りサービスにより、日本茶に對する印象を深め、一度之を味へるものは忘れ難き親しみを以て、日本茶販賣所に對して注文照會し來るもの頗々たる有様であつた。

**日本茶席**

日本の茶の湯式を會得せしむる爲めの茶席は茶寮の一部、本館附屬別館として日本庭園の丘上に設けた。これは工事が遅れて、三月八日にヤット茶席開きといふことになつた。この茶席は全く純日本式で、その道に堪能なる説明人を附して、幽趣雅致に富める薄茶の古式を實演し、日本の茶道が、禪道、武士道女禮等に貫せる趣味思想を有するものなることを味得せしむることに努め、茶を通して日本の精華を深く米國の社會各層に紹介した。この茶席を訪ひ、薄茶を味ひ、茶道の玄妙を了得せるもの一千八百人にも及んだことは驚異に値する事實であつた。尙この茶席に伴ひ、客の感興を牽く爲め、音楽に於ては日本の琴を弾じ、美術に於ては山本祥雲畫伯の席畫を行ひ、之を景品として茶の湯の客に贈呈し、種々の角度から日米親善にまで多大の貢獻をなしたのである。

**出品茶** 日本茶は場内食料品館内に陳列された。そこは正門を入つて右手に當り、區劃された第四番目が日本品の陳列場で、その東北隅に於て正門に面したる所が製茶の陳列場になつて居り、館内目抜の位置を占め喫茶店とも程遠からぬ便利の處にあつた。

(イ)出品茶の装置 日本茶陳列の爲めに與へられた十六坪(間口五間半奥行三間)の面積に、背景を茶園の油輪とし、右手に茶室、その設欄には、赤穀子の口覆を糊紐で結んだ信樂燒茶壺を列べ、全國の選抜出品綠茶磚茶三十五點は、ガラスの飾瓶に詰め、傍らに等身大の夫人及令嬢の人形をあしらひ、背景茶園の連景として模造の茶樹を植え、こゝにも二人の茶摘人形を配し、説明の揭示板には、生産額、貿易額、販路地等の解説を簡明に記し、老巧織田利三郎氏は等の監督として縦横に手腕を振つたものである。出品茶の主なるもの左の如し。

- △煎茶二種 静岡縣茶業組合聯合會講所 △再製茶同龍茶 静岡市富士合資會社 △同上 静岡縣東陽製茶會社 △同上 同中村圓一郎 △同上 同野野德次郎 △同上 同日本製茶會社 △同上 同村松製茶會社 △同上 同東海製茶會社 △狭山茶 埼玉縣紫田武平 △煎茶 金澤市高岡五平 △同上 高知縣上野山村農會 △同上 奈良縣春日製茶會社 △煎茶 熊本縣小川製茶會社 △煎茶 京都渡邊辰三郎 △玉露 同松尾清之丞 △福茶 同中村藤吉 △煎茶 茨城縣木村哲郎 △同上 宮崎縣森傳助

右茶室の傍には造花の櫻や紅葉を季節によりて取換へ人形も四季それんの衣裳に改め、茶樹も春は若芽、秋冬には花や實を以て氣分を現はすやうに仕組んだ。因に人形は大阪津の國屋、衣裳は高島屋、背景は東京裝飾株式會社、造花は百貨商店の調製に係るものである。

(ロ)設備と配布物 陳列場には電氣裝飾をなし、電熱湯沸しを裝置して簡單なる無料喫茶の設備をなす外日本茶を解説せる英文小冊子、喫茶店案内圖及宣傳用見本茶等を備へて來觀者に配布する一方、山家謙太郎氏を聘して日本茶の製法特長、飲用法等の説明をなさしめたが、食料品館は毎日立錫の余地なき迄の大入りで其數幾百萬なるを知らず、この滿目環視の中で日本茶の存在を明かにし得たるは近來の大成功と云ふべきであつた。以上出品物の審査については中央會派道の茶寮監督伊藤市平氏審査員に、同事務員相澤城之助氏補佐に任せられ審査會議を有利に導き綠茶に最高大賞牌、紅磚茶に金牌、日本庭園及茶室に名譽金牌を獲得せしめ、日本茶をして大いに氣を吐かしめた。

**出品物の處分**

四年八月十八日の『食料品館デー』に、館内出品者釀出の景品中へ、日本出品の人形も加へた處、抽籤の結果、米國の某夫人が一等賞として令嬢人形を獲得して大歡び、更に同月三十一日の『日本デー』には、奥様人形が二等賞として米國の一夫人に當り、その他の出品物はカリフォルニア州サクラメント市の州立農會に寄贈永久に同會に保存することとし、喫茶店本館は桑港ゲリー街の豪商サツタ氏の手に歸し、加州サンマテオの避暑地ローサルトの同氏別荘内に移され、本館屋上の看板はそのまゝ日本茶の表識として殘され。茶席は銀行家ドラム氏購入して加州ミルバレーの別荘に移し、桑港博の名残を止めて居る。以上建築物並に備品等の處分に關しては、博覽會閉會後僅々二週間に之を終了し、殘務は舉げて事務員相澤城之助氏に委し、相澤監督、西管理人其他男女係員等時を移さず歸國の途についた。

**役職員の動靜**

日本茶寮監督兼會計主任伊藤市平氏は四年四月三日出發、滯在四箇月にして歸朝、中央會販路擴張委員伊藤仙太郎氏も四月三日出發、十九日桑港着、博覽會内の茶寮を視察、更に東部各地の調査を了して七月一日歸朝した。同氏の視察談によれば、今回の對博覽會施設は確かに日本綠茶を米國人の腦裡に植付けたに相違ないが博覽會閉會後は更に太平洋沿岸各都市に對し新聞廣告又は喫茶店政策を以て、廣く強く米國人の印象を深めることが一段と必要であらうとの事であつた。次で九月二十二日には尾崎伊兵衛氏茶寮監視として出發、十月八日桑港到着滯在十六日にして歸朝、十月二十三日には相澤喜兵衛氏出發、博覽會閉鎖後の殘務を處理し、出張諸員を引纏めて大正五年一月四日歸任した。この外日本茶寮事務及び其他の業務に従事せる諸員は左の如くである。

- 桑博日本茶寮諸員 △管理人 西巖 △外交係兼厨房係主任 相澤城之助 △會計係兼庶務係主任 加藤祐義 △事務員 西村博、北川民次、竹内哲治、藤田計次郎、岩城久吉、小島一郎、石間實榮、増田正邦、山本喜太郎、尾鷲梅吉、服部幹兄、熊谷直隆 △雇 西林太郎、山家謙太郎 △給仕係主任監督 西智恵子 △給女 中原信子、山田きよ子、森井はる子、楠



本みゑ子、磯山千代子、楠本きく子、新谷すゑ子、市島はな子(履)  
給女、カービー、ホルムス、シムブソン、チャルトン、パーカー

△チエツカー、白人給女監督、ウインターロード

△白人

### 對博覽會經費の精算

中央會の桑博參加經費は大正三、四兩年度別途會計として編成更に日本喫茶店費及び製茶出品陳列場費の兩部に分ちて經理した。其決算の内譯は左の如くである。

#### 桑博 日本喫茶店の部

◇收入 中央會支出三一、二〇八圓九八錢五厘、政府補助二二、〇〇〇圓、雜收入八三、六一五圓六四錢(茶葉料七九、三九一圓六八錢、雜收入四、二二三圓九六錢) 借入金一六、〇一一圓三六錢、合計一五二、八三五圓九八錢五厘

◇支出 喫茶店建築備品及備品費三一、七四四圓七七錢(建築其他運搬費二〇、九七二圓八二錢、備品費六、四八八圓五五錢、建築増設、修繕、備品費三、二八〇圓八三錢、瓦斯水道下水取付費一、〇三二圓五七錢) 飲用茶費一、二九六圓八七錢、茶碗ナフキ費一、三二九圓二二錢、景品菓子費一、四八六圓一八錢、瓦斯、電氣、電話、其他雜費四、四〇三圓五八錢、役員出張費四、八〇〇圓、従業員給料旅費手當二八、九九〇圓七一錢、交際費五、三二六圓一一錢、事務費一、九四八圓八九錢(委員書記内地旅費及雜給九七七圓九〇錢、通信及運搬費四七八圓九六錢、備品消耗品雜費四七二圓〇三錢) 小冊子及印刷費一、二八七圓八三錢、無代配布茶費其他二六、五五四圓二五錢(配布茶一、五五三圓三八錢、サンドウイツチ一三、五六六圓〇四錢、アイスクリーム三、九九六圓二七錢、砂糖費九九四圓七五錢、雜費六、四四三圓八一錢) 廣告費二、四〇〇圓九九錢、茶店收入歩合費八、一九三圓六四錢、監督及視察費三、一一三圓〇八錢、三年度借入金償却一四、四五一圓九五錢五厘、△備品費二、〇〇〇(但し朱書) 剩餘金五、五〇七圓九二錢、合計一五二、八三五圓九八錢五厘

#### 出品製茶陳列場の部

◇收入 中央會支出二、四九五圓七八錢、政府補助金(補助額ニ齊シキ物品補給、背景費六七六圓四〇錢、模造茶樹生茶樹費二八四圓五〇錢、人形費三三〇圓、人形、衣裳費二〇八圓五〇錢、計一、四九九圓四〇錢)

◇支出 陳列場裝飾費一、五九三圓三六錢(背景費一五七圓四九錢、模造茶樹生茶樹費三四三圓七一錢人形費三〇〇圓六〇錢、人形衣裳費三二九圓六四錢、茶壺見本費一六〇圓八二錢、荷造運搬費三〇一圓一〇錢) 出品茶取扱費一八圓一七錢、陳列場監督及監督費二〇二圓二六錢、雜費六八一圓九九錢(電燈ヒーター取付及電燈料九九圓三六錢、案内書印刷費四〇三圓九五錢、食料館デパート廣告費一圓一三錢、土砂買入防火設備其他雜費一二七圓五五錢) 合計二、四九五圓七八錢

#### 桑博と日本茶の出品

中央會議所囑託

伊藤仙太郎

記述報告

巴奈馬太平洋萬國大博覽會ハ千九百十六年桑博ノ有志者之ヲ提唱シ加洲法律ノ下ニ千九百九年『巴奈馬バシフキツク、インターナショナル、エキスポジション』ナル會社設立ノ許可ヲ受ケ諸般ノ準備行爲ヲナシ同年二月合衆國議會ノ議定ヲ以テ同年八月十四日大統領タフト氏親シク臨テ起工式ヲ舉ゲ豫定ノ期間ニ竣工シタルモノニシテ、會場敷地ハ東西約二哩南北約半哩面積實ニ六百三十五英加ノ平坦地ナリ北方ノ一帯ハ青波渺茫タル桑博灣ニ沿ヒ東ハ兵營敷地ト連リ金門公園ニ連續シ東西ハ桑港市街ニシテ海陸交通機關ハ遺憾ナク整頓セリ。

建築ハ古今東西萬國ノ諸様式ヲ取捨綜合セシモノニシテ各館毎ニ色彩異ナリ内外ノ美ヲ添フルニ彫刻ヲ以テシ其數實ニ壹萬數千ヲ算ス、各種ノ樹木ハ鬱蒼トシテ館外ノ周圍ヲ飾リ内庭ハ無數ノ噴水アリ又花卉ヲ集メテ常ニ百花爛漫タリ中央ニ高塔アリ寶玉塔ト稱シ層々八階天ニ聳ユ其高サ四百三十三呎之レニユニバース、コートノ正門ナリ、重要陳列館ヲ分チテ十一トナス則チ機械館、運輸館、教育及社會經濟館、農業館、工業館、食品館、美術館、文藝館、園藝館、製造館、坑冶冶金館ナリトス。

會場設備ノイルミネーションハ最近發明ニ係ル間接電燈式即チ隱蔽電燈ヲ巧ミニ使用シ外見一燈ヲ見ズシテ而モ宏大ナル會場ノ全部ハ燦トシテ輝キ草木ノ葉芽ニ至ルマデ日中尙之レヲ見ルニ異ラズ、又洞内ニ色彩電燈ノ裝置アリ、強力探照燈ノ作用ニヨリ光色ニ種々ナル變化ヲ與ヘ會場ヲ限ナク照ス等其光力ヲ使用スルノ精巧ナルハ蓋シ未嘗有ノ壯觀ナリ。

日本國出品物ハ機械館ノ外毎館相當ノ位置ニ陳列アリ、就中工業館出品ハ種類點數頗ル多ク面積又狭カラズ同館中大ニ異彩ヲ放チ衆目ヲ引クニ足レリト雖モ、唯出品物累積シテ陳列法ノ宜シキヲ得ザルモノ、如キハ聊カ遺憾ナリキ。

日本茶ハ百二十七部六百二十九類ニシテ食料館中西方出入口ノ正面ニ陳列ノ位置ヲ占メ、四阿造リノ茶席ニ美人ガ子供ヲ伴フノ人形ヲ配置シ、垣ニ擬シタル硝子塙ニ多量ノ製茶ヲ充塞シ極メテ衆目ニ觸レ易カラシムル裝置ヲ以テ出品物ヲ陳列シ、又庭園ハ茶畑

各種博覽會品評會

〔四四二〕

ニ擬シ田舎娘ノ摘芽ヲ爲ス實況ヲ示スノ趣向ハ同館中優勝ノ地位ト技巧トヲ以テ衆目ヲ引クヲ得、當局ノ考案宜シキニ副ヒ日本茶ノ廣告ニ至大ノ利益ヲ與ヘタルヲ疑ハズ。

日本喫茶店ハ日本政府館ニ接續シ臺灣喫茶店ト隣接ス、其ノ位置會場ノ稍々中央ニ當リ前面ハ大通ニ沿ヒ右側通路ニシテ交通ノ便最モ好キ地點ナリ、建築ハ日本式ニシテ内部ノ裝飾雅緻アルモ外觀上柱丈ノ短キ爲精嬌小ノ感アルハ遺憾ナリ、然レドモ庭園ハ純日本式ニシテ其樹木ト盆栽ハ横濱植木株式會社ノ出品物ニ屬シ、悉ク趣味アルモノニシテ眺望ヲ添ヘ、茶酌女ハ妙齡ノ日本婦人ナルニヨリ比較的好奇心ノ多キ白人ハ皆足ヲ止メ、多キハ二千五百人ヲ下ラズ各種喫茶店中最モ股盛ヲ呈シ居レリ、又日本庭園内ニ附屬ノ茶室アリ、建築ハ純日本式ニシテ最モ瀟洒ヲ極メ薄茶並ニ玉露ヲ供シ、日本茶ノ眞味ヲ披露シツ、アリ、此處ニハ餘興トシテ山本祥雲畫伯ノ席上揮毫アリ、或ハ琴ヲ彈ジ尺八ヲ吹奏シテ大ニ白人ノ稱贊ヲ受ケツ、アリ。

支那茶ハ少量ノ出品物ヲ小壇ニ收メ階段的ニ無趣味ナル陳列裝置ニテ食品館中出品者互ニ種々ナル裝置ヲ以テ衆目ヲ導クノ趣向ニ比シ、來觀者ノ印象極メテ淺少ナルベシ、尙同國ノ廣告ノ設備ニ係ル喫茶店モ同館内ニ在リテ騒擾ヲ免レズ故ニ來客多カラズ、暑氣ノ加フルニ隨ヒ一層來客減少ノ模様ナリキ。

印度錫蘭茶モ(リプトン會社)米國代理店ニ於テ出品ヲナシ又喫茶店ヲ館内ニ設ケ其廣告ニ熱心ナルモ支那茶ノソレニ似テ當ニ多數ノ來客ヲ認メズ。

今回ノ大博覽會ハ各館ヲ通ジ日本出品ハ著シク陳列其他進歩シ衆目ヲ引クニ足レリ、然レドモ米國出品物ノ一々使用法並ニ應用法ヲ實行シ詳細ニ説明ヲ與ヘ、又ハ活動寫眞若クハ自動的寫眞畫ニヨリ出品物ノ内容ヲ示シ觀覽者ニ其順序結果ヲ知得セシムル等周到懇切ヲ極メタル方法ニ比スレバ、日本出品物ハ未ダ多大ノ缺點アルヲ見ル。

日本茶出品モ陳列場ニ於テ時々見本茶ヲ配布スルニ當リ、來觀者ノ多クハ摘芽ノ方法ヲ知ラン事ヲ求ムルモノアルニヨリ中央會議所ハ臨時ニ「デモンストレーション」ノ爲山家謙次郎氏ヲ雇入レ日々陳列場ニ於テ來觀者ニ摘採ヨリ製造方法迄一々詳細ナル説明ヲナスト同時ニ見本茶ヲ配布シ、飲用法ヲ教導シ又喫茶店ヲ案内シ、日本茶ノ廣告トシテ遺憾ナキニ至ラシメタルハ蓋シ日本出品中日本茶アルノミトス。

之レヲ要スルニ日本綠茶ヲシテ米國人ニ紹介シ販路ノ擴張ヲ規劃シタル今回ノ出品措置ハ其効果渺シトセズ、博覽會終了後ハ更ニ米國太平洋沿海ノ都市ニ對シ、新聞ノ廣告ニ將タ喫茶店ニ經濟ノ許ス限リ日本茶ヲ米國人ニ印象セシメ販路ノ普及ヲ計ルハ最モ必要ナリトス。

各地視察ヨリ得タル意見

我綠茶ノ販路及需用ノ狀況ヲ觀察スルニ北米合衆國ニ於テノ大需用地ハ東部ニシテ市俄古市ヲ中心トスルミシガン、ウイスコンシン、イリノイ、ニューヨーク、オハイオ、ミネソタ、ペンシルバニア等ノ諸洲ニシテ、是等ノ地方ニ需用セラルルハ蓋茶ヲ主トシ純茶ハ僅少ノ需用アルニ過キス、中部及太平洋沿岸ノ諸洲ハ是ニ反シテ純茶ノ需用多ク蓋茶ハ却ツテ僅少ノ實行アルノミ。而シテ需用ノ趨勢ハ最近ノ統計ニ依レバ人口ノ年々増加スルニモ拘ラズ綠茶輸入額ハ年々減少ノ傾向アリ、最近三年間ノ同國輸入茶統計左ノ如シ。

種別	一九一二年	一九一三年	一九一四年
臺灣烏龍	一七、七九二、二八六	一四、八六六、〇六六	一五、三六三、九二六
福州烏龍	二、六三三、六六九	七〇五、〇〇一	一、三三五、一六〇
工夫(コングー)	八、九八四、五三二	六、六三四、七七五	四、七七四、八五二
印度錫蘭	二七、四四五、四〇〇	二五、八八八、二五三	二七、八三三、三九四
錫蘭綠茶	一、二五七、二〇七	八七三、八四五	五五九、二三四
平水綠茶	六、二七一、六七七	一一、三〇〇、七三三	一〇、五二二、七六九
カンヅリ綠茶	二、〇三三、七四九	二、八〇二、八八七	一、九〇四、〇一一
日本綠茶	三、七三三、九九一	二九、七四三、八四七	二五、九九九、四一七
同粉茶	二、五九九、〇二五	二、〇三二、〇三三	一、六三九、七二六
センテツト、ベコー	一七、三三三	三八、〇三九	八二、〇二七
センテツト、カントン	四六六、四一〇	五七一、六四五	五六九、〇八六
カントント	三三六、三三三	三三〇、九三五	三六〇、三九四
ケーパー	一三、五三三	六、六〇〇	一三、五三三
合計	一〇一、六四四、四三三	九五、六三三、六〇〇	九〇、八九七、四八四

各年四月三十日ヲ以テ終ル十二ヶ月分  
各種博覽會品評會

〔四四三〕

各種博覽會品評會

(四四四)

是ニ由ツテ之ヲ觀レバ日本綠茶ハ甚シキ不況ノ感ナキニアラズト雖更ニ深ク是ヲ觀察スレバ決シテ悲觀スベキニアラザルヲ知ル、今日日本茶ノ輸入減少ノ原因多クアルベキモ印度錫蘭茶ノ盛ニ廣告ヲナシテ擴張ニ努力シ我販路ヲ蠶食シタルト、米國現政府ノ政策ガ消極的ナルヲ以テ一般ノ不景氣ヲ誘致シタルニ因ルモノノ如ク我ガ綠茶ノ價格ガ近年々騰貴セル亦其一因タラズンバアラズ北米合衆國ノ製茶小賣價段ハ從來是ヲ數等ニ區別シテ一定シ容易ニ其價格ヲ變更セズ、故ニ輸入價格ガ騰貴スレバ卸商又ハ小賣商ノ利益減殺セラレ、ヲ以テ自然日本茶ノ販賣者ノ數ヲ減ズルヲ免レズ、即チ日本茶ノ騰貴ハ間接ニ印度錫蘭支那茶ノ輸入増加ヲ助長スルニ至ルモノニシテ、此點ヨリ見ル時ハ日本茶ガ漫ニ價格ノ高騰ヲ望ムハ決シテ販路ヲ擴張スベキ所以ニアラズ、要ハ良好ノ品ヲ製出シテ需用者ノ嗜好ヲ増進セシムルト同時ニ需用者ニ對シ大々的ノ廣告ヲナシテ販路ノ擴張ヲ勵行スルニアリ、而シテ本年ハ合衆國及加奈陀ノ各地トモ殘荷多カラズ、就中中等品以下ノ如キハ殆ンド地ヲ拂フノ狀況ニ在リ且ツ歐洲戰亂ノ爲印度錫蘭茶ハ輸入減少ノ傾向ニシテ價格又前年ニ比シテ騰貴シタルハ我綠茶ニ對シ好影響ヲ與フベキコト豫想ニ難カラズ、若シ夫レ斯ノ如キ好況ヲ以テ本年ノ製茶貿易ヲ爲スヲ得バ國家ノ爲向ニ慶賀スベシト雖如斯ハ戰時ノ變遷ニシテ寧ロ俸俸ナリト言フモ過言ニアラザルベシ。而シテ歐洲戰後ニ於ケル歐米實業界ノ奮起振興ハ是ヲ豫測シテ認リ無カルベク、此秋ニ際シ印度錫蘭ノリプトン、リウチウエー等ノ大會社ハ必ズ米加兩國ニ猛進シ以テ一旦失ヒタル販路ヲ恢復シ更ニ他ヲ略取ノ方策ニ出ツベキヲ信ズ。我が日本茶モ此猛進ニ遭ハバ勢ヒ起ツテ之ニ對抗セザル可ラザルモ、斯クテハ多大ノ費用ヲ要シ其實行又容易ニアラズ。寧ロ方今戰時ノ慮ニ乘ジテ販路ヲ擴張スルノ勞少クシテ効多キニ如カザルヲ思惟ス、其擴張ノ方法ニ至テハ固ヨリ多々アリ、新聞雜誌電車等ノ廣告、見本茶配布、量品添付等皆緊切ニシテ桑港蘇原喫茶店、クリーハウスノ渡邊喫茶店等ニ補助ヲ與ヘテ日本茶ノ眞味ヲ紹介セシムル又其法タルヲ思フ殊ニ加奈陀ニ於ケル我が綠茶ハ往年一千萬封度ノ輸入ヲ有シタルモ印度錫蘭茶ノ爲ニ其販路ヲ蠶食セラレテ近年々減少シ現ニ昨年ノ如キハ僅ニ四百萬封度ヲ輸出セルニ過キズ、是ヲ同地ノ輸入統計ニ徵スルニ即チ左ノ如シ。

加奈陀製茶輸入統計

種別	一九一〇年	一九一一年
日本綠茶	四、二八九、七〇五	三、三三三、六三七
錫蘭綠茶	七、六一、〇〇六	五、五七一、七六一
支那綠茶		
其他ノ綠茶		
合計	一一、〇〇〇、七一一	八、八六五、三七四

種別	一九一〇年	一九一一年
印度綠茶	五七五、九五〇	四九九、〇八二
錫蘭綠茶	九、九、五六五	七六、四八八
支那綠茶	二、〇七七、〇七三	二、三三三、三三八
其他ノ綠茶	三、六、七三六	四〇四、五七九
合計	一、五、六六六	一、三、七七一、〇八二

(其年四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄ヲ一ケ年トス)

由來加奈陀ハ綠茶ノ需用多ク千九百十二年ノ輸入總額ハ實ニ九百六十二萬五千餘封度ニシテ其過半ハ印度錫蘭支那等ヨリノ輸入ナルニ戰亂ノ爲是等ノ輸入減少シ價格高騰セル商況ナレバ今日コソ雖ニ奪ハレタル我綠茶ノ販路恢復ニ於テ實ニ逸ス可ラザル最好時機ナリト謂フベシ。如上ノ實況ナルヲ以テ米加兩國ニ於テ此際販路擴張ニ努ムルノ甚ダ緊要ナルヲ感ズルモ米加兩國ニ對シテ同時ニ勵行スルハ經濟上不可能ノ嫌無キニアラザルヲ思ヒ、緩急ヲ謀リ費途ヲ察シテ本年ハ先ヅ是ヲ加奈陀ニ行フノ最モ適切ナルヲ信ズ、而モ此時機ヲ利用セバ費用比較的僅少ニシテ多大ノ效果ヲ收ムルヲ得ベシ、且ツ印度錫蘭支那等ノ綠茶ハ執レモ品質粗惡ニシテ香味ニ乏シ、今是ニ代フルニ我が綠茶ヲ以テシテ其優秀ナル香味ヲ知ラシメナバ他日若シ印度錫蘭茶ノ突撃ニ遇フモ是ヲ退クルヲ得ベク我が綠茶ノ販路ハ着々トシテ開拓ヲ持續スルニ至ラン、而シテ此擴張事業ヲ永久ニ有效ナラシムルハ内製茶品質ノ好良ヲ要シ品質ノ好良ハ一ニ生産ノ改善ニ俟タザルベカラズ。特ニ茲ニ警戒ヲ加フベキハ本年ノ商況ガ前途ノ如ク良好ニシテ中等品以下ノ如キハ一層活潑ノ賣行ヲ見シカ、從來我が生産家ノ通弊トシテ粗製濫造ニ流レ僅ニ標準茶ニ抵觸セザルガ如キ粗製茶ヲ以テ一時ノ利ヲ占メシコトヲ謀ル者ナキヲ期シ難シ、若シ斯ノ如キ下等茶ガ多數輸入セラル、ニ於テハ自ら我綠茶ノ不評ヲ來タシ折角畫策施行スル擴張事業モ爲ニ其效果ヲ奏セザルノミナラズ遂ニ其廉價ヲ失墜シテ悲境ニ陥ランモ測ル可ラズ。最近日本花産ノ輸入狀況ニ徵スルモ粗製ノ爲數年ナラズシテ輸入數量ヲ減ジ、昨年ノ如キハ殆ンド往年ノ半額ニ達セズシテ其需用ハ益々減退ノ狀況ナル

各種博覽會品評會

(四四五)

ニアラズヤ。況ンヤ茶葉ハ印度錫蘭ノ如キ勁敵ヲ有スルニ於テオヤ。我ガ茶業者ハ茲ニ鑑ミテ一層ノ注意ト警戒トヲ怠ルベカラズ。故ニ新業ノ健全ナル發達ヲ求メント欲セバ内生産ヲ改良シ租税茶ノ取締ヲ勵行シテ品質ノ優良ヲ圖リ、外獲ニ乗ジテ販路擴張ニ努ムルノ最モ緊要切實ナルヲ認ム。故ニ右及報告候也。

### 第二 獨立記念費府萬國博覽會

北米合衆國獨立百五十年記念萬國博覽會は一九二六年(大正十五年)六月一日より十二月一日迄、米國費府に於て開催された。是より先同國に右の計畫あるや時恰かも印度茶對抗米加廣告戦に乗り出した矢先とて大正十四年七月桑港日本人商業會議所其他より我が中央會議所に對し製茶關係の出品を勧誘し來つたが、當時未だ帝國政府としての参加が決定しなかつたので唯調査準備を進むるに過ぎなかつた。其後同年九月政府は之に参加を決定、出品打合會を開くべき旨を以て本會議所にも出席方通告して來た。同博の性質規模出品關係事項は左の如くであつた。

- △名稱は米國獨立百五十年記念萬國博覽會 △主催は同博覽會協會 △目的は 米國獨立記念として、美術、科學、産業、通商、貿易、天産等に關する世界的進歩の實狀展覧 △會の總裁は費府市長 △期日會場は 一九二六年(大正十五年)六月一日より十二月一日迄費府に於て開く △我國は 政府として之に参加す出品は政府監督の下に之を行ふ △日本品陳列場は一干坪を契約す △我國の出品は産業文化を代表するに足る權威あるもので大體政府に於て團體的に之を選定す △其選定方針は米國其他への輸出品、我國の文化風俗産業國情を紹介するに適するもの、及び他の諸國の出品と比較して我産業の改良進歩に資すべきもの等 △出品物の運賃、陳列場料金は政府の負擔とす △出品人代表の米國渡航に補助金を交付す

右の方針により本會議所も出品團體として政府の選定を受け、同博農業食料館内に約三十坪の出品場を豫定され、之に對する經費三分の一及代表渡航者の補助を受くることになり、その準備設計等は販路擴張委員會に諮りて決定、政府よりは十五年二月左の如き補助金交付の指令があつた。

一、其會議所ハ大正十五年三月十日ニ出品物ヲ所定ノ場所ニ送付スベシ右期間定ニ送付ナキトキハ指令ヲ取消スコトアルベシ

二、其ノ會議所出品物ニ付テハ政府ノ鑑査ヲ爲サマルニ付自己ノ責任ヲ以ツテ左ノ標準ニヨリ出品物ノ鑑定ナル選擇ヲ遂ゲ且其候一ツ期スベシ

(イ) 輸出ヲ促進スル見込アル物 (ロ) 我國文化風俗國情及産業ノ現狀ヲ紹介スルニ適セル物

三、其ノ會議所出品物ニハ其ノ會議所ノ名ノミヲ附スベシ但シ産地名又ハ番號ヲ附スルハ此ノ限りニアラズ

四、出品物ハ賣約ヲナスコトヲ得即賣ハ原則トシテ之ヲ認メズ但シ褪色腐敗等ノ虞アルモノニシテ政府派遺監督官ノ認可ヲ受ケタルモノハ此限りニアラズ

五、出品物ノ賣價ハ隨意ナルモ政府派遺監督官ニ於テ不當ト認ムルトキハ之ヲ變更セシムルコトアルベシ

六、本命令ニ違背シ若ハ不都合ノ所爲アリタルトキ又ハ實際支出額ガ豫算額ニ比シ著シク僅少ナリト認ムルトキハ何時ニテモ補助金ノ全部又ハ一部ノ返還ヲ命ズルコトアルベシ

右の政府指令に基き、本會議所は、十四年度追加豫算として經費二萬圓を計上し出品陳列其他の實際準備に取掛つた。同博覽會は百五十年前に於ける獨立の歡喜を記念するものであつて、費府の南端景勝の地に一千エーカーを劃し九個の大館三百の小館を點綴し、經費二千五百萬弗といふ大規模を誇り、出品は世界四十餘箇國に及び、大正十五年五月三十一日の開場式には國務卿ケロツク、商務卿フーヴァー、我松平大使その他内外有力者多數參列、首府華盛頓より飛來せる飛行機は、ターリツチ大統領のメツセージを投下して豪華なスタート陣を展開した。

こゝに日本部の出品は第二館工藝館(茶は農業食料館)の一部に一千坪を劃し經費百二十萬圓を以て異彩ある裝飾陳列をなし、別に二千坪のジャパニーズ、ティー、ガーデン(日本茶園)を圓陣形に造り、園内に典雅なる二階建純日本式喫茶ホールを設け、觀覽者に對するサービスに力を致したる結果、當時の親日色を益々濃厚ならしめ、全會期を通じて六百五十萬の博覽會入場者に多大の感銘を與へたのであつた。

かゝる中に、本會議所の施設せる日本茶出品並に之に伴ふ各種事業の概要は左の如くである。  
陳列場の裝飾 陳列棚其他裝飾等之をヒロセ興業會社に請負はしめて調製、商工省の鑑査を経て荷造りの上、十五

年四月二十日前橋丸で積出した。その概観を縮説すれば、

一、陳列場は農業食料館内政府の指定場所に五間四方を取り、四隅一尺宛を残して圓く四寸高の床を張り、その圓内を中心より放射的に三區分して高十二尺のバックを作り、一面は金閣寺、他の二面は宇治と富士の油繪にて彩り、金閣寺面には九尺に六尺の茶室に等身大の茶の湯人形を配し、臺司、風呂、金屏風などよろしく、奥座敷人形がお茶を立て、合儀人形が客となつて居る優美な風情、茶室の庇には『養神庵』の額をかけ、外廻りは庭石、燈籠、花茶の木に松や楓を植込み、宇治と富士面には造形茶樹で區劃正しく茶園を現はし、矢張り等身大の茶摘人形、その他總てお茶摘風景で、周圍遠近程よき所に日本の名花櫻を點綴してある。

出品茶の種類

こゝに陳列の日本茶は、種類別に硝子の瓶詰めとなし、別に風雅な信樂燒の蓋付茶壺七個に緞子の蔽ひ、紅の打紐結びをなし觀覽者の目を牽きつけた。出品茶の種類は左の如く、審査の結果高級賞を授與された。

△輸出向綠茶、釜茶(静岡産) 龍茶(天下一(静岡産)) アイノ茶(静岡、熊本、宮崎産) △抹茶(京都産) △玉露(京都産) △碾茶(京都産) △紅茶(静岡産)

各種の宣傳施設

日本茶の出品陳列を更に宣傳上に意義づける爲め、英文パンフレット『世界の至寶日本茶』二萬部、表に茶園裏に茶効を英文で認めた日本團扇二萬本を調製、夏の日本デーに無償配布をなし宣傳効果百パーセントであつた。又同博關係の新聞雜誌にも廣告したが、その掲載紙は左の如くである。

△産業協會日本出品案内 △ジャパン、マドバートイザイ費府博覽會特別號 △ジャパン、エキスピット(商工省印行) ジャパンタロニクル社費府博覽會特別號

日本茶店開設

本會議所には當初茶店開設の計畫はなかつたが、外國館區域に印度の大喫茶店あり、同所日本村に臺灣喫茶店はあるも之では物足らず、西政府代表及び日本産業協會等からも日本綠茶の喫茶店即賣店開設の希望あり、本會議所も之に鑑み、サンアントニオの神宮榮藏氏に經營を委託し八月七日から茶店を開設した。建設費一萬八千弗、設備

其他諸費七千弗合計二萬五千弗であつた。同茶店は非常の好評で毎日數百人の來客あり、何れも中央會より送附せる煎茶及抹茶に菓子、サンドウキツチを添え、景品として見本茶、パンフレット、團扇等をサービスしたので日本茶の印象は益々深まつて行つた。この茶店は同博最終日の十一月三十日まで繼續し、閉會後は他の出品物と共に費府商業博覽會に寄贈した。

代表者の補助渡航

商工省の補助命令により中央會代表渡航者は販路擴張委員三橋四郎次氏と決定、同氏は七月十三日横濱出帆の春洋丸で渡米、費府博覽會の上歐洲をも視察し昭和二年一月五日歸朝した。氏が九月十四日付大西洋上ホメリツク號から中央會に寄せた、日本茶米加宣傳報告、並に意見の摘録左の如し。

三橋四郎次氏の報告意見書

- 一、商品ヲ追従セシムルノ方法ヲ缺除シタル廣告宣傳ハ其ノ效果多カラザルベシ  
廣告ヲ以テ好奇心ヲ起サシムルモ是ヲ購入シ得可キ店舗(茶銘ハナシトスルモ)ヲ示サザレバ畫龍點睛ヲ忘ル、ニ類セザル乎米國婦人ノ買出ハ一時間見當デアル其ノ氣短ハ素早キ商人ニヨリ眼前ニ推シ付ケラレタ日用品ヲ取ルカラ『リプトン』ヲ退ケテ日本茶探シニ時間ヲ空費シナイハ當然デアル
- 二、日本茶舊來消費ノ地盤維持ト其ノ地方ニ於ケル販路擴張ニ主力ヲ集注スルコト  
日本茶ノ數量ト現在宣傳費トヲ以テシテ全米加總體ヲ相手トスルハ數ヲ無視シタルモノデハアルマイ乎 然ラバ印度茶ハト反問スル人ガアルカモ知レナイガ『リプトン』『ホワイトロイズ』『リジニウエー』等ハ其茶自身ガ各々年々數百萬圓ヲ各自ノ商標宣傳ニ投ジテ居ルカラ其ノ上ニ印度茶ト云フ抽象的教育宣傳ニ多少ノ意味ハアル是レトテモ其ノ效果ヲ疑フ人ハ妙クナイ況ンヤ日本茶ニハ何モ無イ
- 三、日本茶ノ消費ハ米國ニ於テ部分的デアルカラ宣傳戰モ部分戰デアラネナルマイ  
日本茶ノ影モ無ク是ヲ購フ可キ方法ヲ知ラザル部分ニ迄モ因ヨリノ少額資金ヲ薄ク力無ク撒布スルハ考ヘモノデアラ故ニ如何ニ發行部數ガ全米ヲ覆フニシテモソレ丈ケノ理由ヲ雜誌廣告ハ意味ヲナサ無イ又雜誌ノ效力ニ付テモ現ニ米國ニ於テ印錫茶宣傳ガ

唯一『タオチー』ヲ例外トシテ全米的ニ販路ヲ有スルモ全部新聞廣告ニノミ傾注スルハ研究ヲ要ス

四、日本茶消費状態即チ卸屋、仲買、小賣ヲ經テ日本茶が米國ニ於テ現ニ消費セラル、實際

如何ニ包裝セラレ或ハ混合セラレ又ハ『バラ』茶ニテ賣ラレ其ノ利益ハ取扱者消費者ノ云分、及印度茶が現ニ執リツ、アル策動

其ノ組織及實績經過ヲ研勝勵結是ニ對應ス可キ根本方針ヲ樹立スル事ナク卒然トシテ我が茶業界未曾有ノ大宣傳ヲ單ニ二三外人

ニ委シテ其ノ所期ノ目的ヲ達セントスル如キ感アルハ稍用意ノ周到ヲ缺ク雖イアリトノ評ガアル

既ニ『キャンベーン』デアル宣傳戰デアル以上敵ヲ知り地形ヲ審カニシ自ラツ計リ初メテ機動策戰ノ準備ニ入ルコトヲ得可シ實

戰ハ而シテ後開戰ス可ク敵ノ風聲ニ漫然ト兵ヲ進ムルハ必勝ヲ期スル所以ニ非ズトノ評モアル

五、『シカゴ』在住委員ト『ダムソン』商會トノ連絡十分ナラザルヤノ觀アリ

例セバ四月一日我が宣傳開始ニ於テモ例ノ『サラダ』茶ノ廣告ハ依然トシテ日本茶正面攻撃ヲ續行シ來リタルモ委員ハ之ヲ看過

シ馬耳東風タリ却ツテ第三者が見兼ねテ『サラダ』茶ニ警告ヲ發シ『ダムソン』商會ヲ促シテ漸ク彼ヲ反省セシメタル如キ又『ダ

キタミンC』ハ吾等ノ有力ナル武器ナル故ニ我委員會ハ屢々之ニ就テ論議セルニモ係ラズ『ダムソン』商會ハ在米委員ヨリ一言

半句モ之ニ就テ注意ヲ受ケザリシ如シ

六、在米委員ハ廣告ニハ素人デアリ『ダムソン』商會ハ茶ニ素人デアルカニモ考ヘラル

其結果ニヤ我が廣告戰ノ形式多ク印度茶ノ模倣ニ陥リタル傾向ガアル慌テ屋デ日本茶廣告ヲ讀ムモ末尾ノ『日本茶』ト云フ文字

ヲ見落スカ又忙シ屋デ無關心ニ例ノ印度茶廣告ト稱メ込ム米國人ガアツタトスルソレハ大變デアアル内容のニモ熱中寒省廣告ハ

『キツプリング』印度物語ニ出デタラン其ハ印度ニテハ可ナランモ夏時ゾーデ、アイスクリーム國ト迄呼バル、米國ノ實狀ニハ

餘リ懸隔ガアルトモ考ヘラル、

七、愚案トシテハ

(A) 十六年度以下ノ計畫トシテハ新聞廣告ヲ現在以下ノ程度トシテ之ヲ適地ニ續行スル、他ハ廣告ト對應ス可キ販路擴張別案

ヲ立テ、之ニ主力ヲ注グ、然ラバ其ノ別案ヲ如何ニシテ立ツ可キ乎有爲ナル者ニシテ米國ニ於ケル各種宣傳戰ノ組織實施方法其

效果ヲ實地研究セシムルト同時ニ我日本茶ノ販賣系統消費ノ真相ヲ踏査セシメ其ノ材料ヲ基礎トシテ眞ニ米國ヲ知り米國人ヲ理

解シ然カモ茶ノ經驗アル者——例ヘバ草依、石井、西、神宮氏ノ如キニ商務官又ハ領事ヲ加ヘ廣告屋及在米茶商ノ意見ヲ聽キテ

各種ノ具體案ヲ立テ是ヲ特別委員會ガ慎重、審議ノ後決定ス

(B) 而シテ是ガ實施ニハ十分ニ權限ヲ付シタル有力ナ監督者ヲ選米セシムル

要スルニ宣傳戰ノ策動中心ヲ確立スルコト

八、輸出外人ニモ明瞭ナル方法ヲ以テ公平ニ費用ヲ負擔セシムルコトハ自己ノ懷中ニ關係スル金員ノ支遣ニハ責任ヲ感ズルノ人

情ニ立脚スルト同時ニ宣傳戰本來ノ性質ニ鑑ミルモ當然ノコトデアル

九、最後ニ申シ上ゲ可キハ米國ニ於ケル廣告宣傳戰ハ組織的科學的ノ程度ヲ超ヘテ今日デハ『廣告宣傳ハ心理學』ナリト云フコト

ハ最早珍ラシイ議論デハナイ、故ニ茶ノ『キャンベーン』モ是ヲ米國ニ試ムル以上ハ正ニ然ル可キデアアル若シ然ラズシテ其ノ效

果無キニ終ランカ吾人ハ那邊ニ其ノ結果ヲ招來ス可キヤガ分ラナイ

### 第三 市俄古進歩一世紀萬國博覽會

#### 意氣込む日本出品

一九三三年、米國大シカゴ市が、市制百年を記念して世界博覽會史上に近代の豪華陣を

張つた『進歩一世紀萬國博覽會』は、人類文化に對する進歩發達の實狀を一堂に集めたもので、全世界人の眼を驚かすに

充分であつた。場所はシカゴ市に北面シグラランド公園より第五十七街に至るミシガン湖岸一帯の埋立地で、南北八哩に

延び、面積九十六萬坪を擁し世界の参加二十二箇國、規模の大、輪換の美、全く現世紀に於ける最大の誇りであつた。

我が帝國も進んで之に参加し、國內の各種産業團體をして優秀なる生産品を出品せしめ、それ／＼の規模に應じて國

庫補助金を交附した。我が中央會亦日本産業協會と力を合せて出品協會を結成し、政府筋や南滿鐵道なども之に合流、

帝國の象徴たる日本館の建設を以て他の諸國に對抗することになつた。

同博の開館式は一九三三年（昭和八年）五月二十七日ルーズベルト大統領代理フアーレー郵政長官臨席の下に舉行さ

れたが、日本館は準備の都合があつて六月五日に蓋を開け、十一月十二日の閉會日まで、會場内人氣の中心となつたの

である。全會期百七十日、その入場者は當時全世界經濟不況の悩みに閉され居たるに拘らず、二千二百餘萬人といふ、米

國從來の何れの博覧會にも嘗て比類なき最高のレコードを作り、日本館のみにても二百五十萬人の多きに上つて居た。我が中央會は、去昭和四年度を以て對米廣告戰の五箇年繼續事業を終了し、翌五年度よりその剩餘金を積み立てた二十七萬餘圓を以て、出品並に喫茶店の施設に當り、日本茶の大々的宣傳に乗り出した。その喫茶室は、日本館内最左端の一角に約四十坪の敷地を得て之に建設、別に十三坪を割して日本特有の茶の湯席を設け、前者は六月七日後者は七月五日から開設、喫茶室は毎日午前十時より午後六時まで、土曜日曜は特に夜八時まで延長した。茶席に於ける日本茶道の手前は、説明つきで目前にその幽玄なる眞髓を味はしめ、八月二十五日の日本デーには參加國代表のクエーン二十二名を招待し、他の一般群衆にはラウドスピーカーで、その状況を放送し別に小冊子をも配布し、抹茶煎茶兩々相俟つて宣傳是れ努め効果は元より豫想以上であつた。今中央會施設の概況を左に記述する。

**喫茶室** 日本館左端の一角に、間口五間奥行八間の場所を區切り、入口に江戸前茶舗を形取つて之に出品茶を陳列し、下町風の娘人形が案内役、日本國旗や、櫻の花で内外を裝飾、美術的の椅子テーブル、窓のカーテン、壁がけの水彩並に日本畫、旋風機や裝飾電燈も日本色を充分に象徴し、サービスガールはアメリカ生れの日本娘を桑港及シカゴから四人、テキサスから二人合計十人の外、男の學生四五人にも手傳はせて評判よく、殊に土曜日曜には是等サービスガールの振袖姿が優美で外人達の目を喜ばせた。喫茶室内の設備は

テーブル三十脚、椅子百二十脚、水鏡面幅一尺二寸長一尺八寸十二枚、日本初繪額面長十尺幅三尺八枚、大型扇風機四脚、小型裝飾青色電燈八脚、事務用テーブル及附屬器具一式、金銀登録器一臺、電話一機、アイス製作用シューカー三脚、シンク臺一臺、アイスクリュー容器一臺、料理用ヒーターシンク、運ビ盛(漆器金剛石目境研出蒔繪三ツ組、大形盆幅一尺二寸、長一尺八寸九組即二十七枚)茶碗八百餘個(東京製)茶匙一千本、クリ盆一千三百六十枚(小田原製)砂糖入(ガラス製直徑二寸五分高約六寸の容器に砂糖を充しデールに備えて客の好みにより自由使用に任す)紙ナゲキン二十萬枚(約一尺四寸の白色縮紙に茶葉マークを緑色に刷込みたるもの)

など、云ふもので相當微細の點にまで用意された。この喫茶室の賣上げは營業開始の六月七日より最終日の十月三十一日まで合計二二三、七二九弗三二仙で、入場者は約十二萬人、日本館入場者の約一割を占めて居た。喫茶室賣上の月別は

△六月四、五六七弗八一仙

△七月七、三八七弗八六仙

△八月五、七九九弗七〇仙

△九月三、七四一弗七八仙

△十月二、

二二三弗一七仙

となつて居り、この内の七月が特に多かつたのは例の評判の抹茶によるアイスティーが大部分を占め賣行が凄かつた爲めである。アイスティーの外にホット、ティーをも試みたが、シカゴの夏の酷熱には如何に物好きの外人も、この熱い煎茶に手を出すものなく、寒暖計の水銀が段々下つて、秋から冬の訪れが近づくにつれ相當賣足よく十一月などは始どホットティーに轉向の模様であつた。喫茶のお客は女客九割男客一割といふ比率で、サービスとしてお茶一杯に日本煎餅三枚を添えた。之は桑港の勉強製菓會社及びロスアンゼルス、梅屋より仕入れ、尙ほ日本の蟹罐詰、鮎罐詰も紐育の日本蟹罐詰聯合會、同野崎兄弟商會等より無償提供あり、味の素鈴木商會よりも宣傳用味の素の寄贈を受け、蟹や鮎は、野菜サラダ、サンドウキツチ等に用ひ、客の希望によりては配分もした。喫茶室内のサービス品目及其の値段は左の如くであつた。

△フルーツ・アイスチー二〇仙    △煎餅付アイスチー一〇仙    △煎餅付ホットチー一〇仙    △クラブミート・サラダ四〇仙  
△ツナフィッシュ・サラダ三〇仙    △ハム・サンドウキツチ一五仙    △アメリカン・チーズ・サンドウキツチ一五仙    △スイス  
チーズ・サンドウキツチ二〇仙    △コムビネーション・サラダ三〇仙    △ストライズド・キヌカン・シヨハト・メイト・サラダ二〇仙  
△カリホルニヤ・レタス二〇仙    △クラブミート・サラダ・サンドウキツチ二〇仙    △ポテト付ハットチキン・サンドウキツチ  
四五仙

喫茶室の經營方針としては、無料サービスよりも米人の好みにまかせ相當の代價を徴し之に種々の景品を添ゆるのを得策とし以上の値段を附したのは却つて大の成功であつた。元來日本緑茶に對する外人の嗜好は極めて難販で、茶葉も

玉緑茶もその區別を知らず、茶には必ず砂糖やレモンを入れて吞むといふ有様で、嗜好よりも安價が最も大切な條件であつた。この喫茶室ではアイステイが好評で豫定よりも多く賣れ會期中に消費せる原料の抹茶八十五貫を米國へ取寄せるのに非常の骨折であつたが、蓋茶は一、七七六封度、玉緑茶は六八〇封度、合計二、四五六封度から用意したのに、押上に行つて一、二五六封度も剩し内一五〇封度は宣傳用として、紐育のケール商會に廻し他は客の求めに應じ一封度、半封度、四半封度の罐入又はセロファン袋入として賣却し、配布茶も最初は無料配布の豫定であつたが、關稅その他の關係で半ば有代半ば無代で處分した。その配布茶は

△蓋茶二四、九六〇個 △玉緑茶八、六四〇個（合計換算三、三九三封度）  
 等で、その外扇子は宮内といふ美術學投出身の青年畫家に客の似顔を描かせ一本三十五仙に賣つた。配布用の印刷物等は左の如くである。

△英文小冊子二種一五、〇〇〇部 △繪畫五種四二、〇〇〇組 △團扇二四、九〇〇本 △扇子九、九〇〇本 △竹人形八、〇〇〇個

**陳列茶** 出品茶は喫茶ホールの入口江戸前茶舗の中に陳列した。その陳列茶は十日目毎に新しきものと取り換へ尙ほ京都から送つた茶もこゝに陳列して一般の觀覽に供した。陳列茶の内譯左の如し。

△蓋茶上中下二四封度 △龍茶上中下二四封度 △アイノ茶上中下二四封度 △玉緑茶上中下二四封度 △紅茶（オレンヂベコ、ベコ、BOP、BP、スーチョン、ゲスト六種）四八封度 △圓形綠茶六枚 △京都製 煎茶六〇〇匁、玉露上中八百匁、煎茶八百匁、抹茶一貫匁

**茶席** シカゴ博覽會に、幽玄なる日本茶道を以てヤンキー連の頭を柔げ併せて日本茶宣傳に資せんと、三井の最高顧問益田孝男の肝煎で、數寄を凝らした純日本茶席を三井家の寄附として之を中央會に委任して來た。材料工事總て内地に於て之を辦じ、一旦小田原の益田邸で組立てたる上解體シカゴに送り、東京加茂組派遣の職人により日本館

庭園に建設したのである。茶席の庭園には三州岡崎市の石工藝術研究所の製作せる石燈籠一組、手水鉢一組（ツクバイ其他）飛石十一個、日本樂器會社寄贈の飛石代用品十六個（シデ不土材）等を配置し芝生、樹木植込等は日本館所屬大塚氏擔當、三橋中央會理事以上の總てを監督して見事に出來上つた。この茶席には、日本から熊々渡航した益田男推薦の近藤千陰、隆廣子の兩嬢が得意の茶の湯手前を見せ、同行せるマーガレット、アイグルハート嬢が説明役である。七月五日開席、その風雅なる茶道禮式が米國人の目に止まつて何れも喝采、入場希望一日百餘名に上つたが一回の所要時間が多く全部を満足せしむることは出來なかつた。殊にこの茶席には煙房の裝置がないので七月五日から九月一杯の夏の内文け開設、而かもその間毎週月曜日を奉仕者の爲め休日としたので、正味六十日の開設であつた。一日の時間は午後一時より四時までとし、招待百十名、來客百六十四名で入場料一名五十仙を徴した。幽雅な薄茶一服にも深き印象を止めたやうであつた。

**賣店** 米國人は理由なくして物を人から買ふことを喜ばぬ風があり配布物も出來る丈け相當の値段で賣る方がよいといふので新たに賣店なども計畫した。こゝでは、茶の五仙袋を始め、時繪罐入（四半封度）三十五仙、半封度五十仙、煎餅四枚辻占三個を一組として十仙に賣り、繪葉書は六枚一組六仙で一萬六千組、英文小冊子は、日本デー其他で無料配布をなし殘部を一部一仙で賣つた、之は自由販賣とし一仙銅貨を投じては勝手に持ち去らしめ、團扇、扇子は喫茶室で配布したもの、外は、團扇二本五仙、扇子似顔畫のもの一本三十五仙、竹製人形は茶摘女、籠負女、元祿女、桃割娘、法被男、小供など一個最初の十仙を後に五仙とし賣行旺盛二度目の荷物を静岡から取寄せた程である。その人形は静岡工業試験場製一三、九六五個、鳥田製一、〇〇〇個であつた。竹製の盆は客に茶を出す時サービスに用ゆる豫定であつたがそれを賣店で一個竹幹盆二十五仙其他十五仙で四百個を賣り盡した。この賣店は六月下旬より開始し十一月十二日終了したが、九月四日の勞働デーには一日百八十五仙といふ賣上げであつた。月別の賣上げは左の如くである。



△八月一、三九九九六六仙

△九月一、三九三九一〇仙

△十月一、四三六四〇〇仙

△十一月二四四四八仙

△合計四、四七三九五四仙

### 各種の宣傳施設

評判の茶の湯は、茶席以外でも屢々實演し、八月二十五日の日本デーに於ける各國タキーン招待日などは全く茶の湯のクライマックスともいふべき光彩を放つて居た。同博覽始末の爲め、八年十月渡米した加藤中央會參事は、何は兎もあれ同國大統領に日本茶献納の使命を帯び、囑託神宮榮藏氏を帶同、首府華盛頓に赴き、賄給の鐘に納めた日本茶をルーズベルト大統領夫人及副大統領に献じ最大の好感を以て採納された。更に我が大使館に配布の緑茶百二十個を贈りたる外、シカゴ、紐育等の帝國領事館、在米三井、三菱及岩井商會等にも夫々寄贈し、鐵道列車内の廣告取次ケーブルス商會に對しても同商會の若林龍雄氏を通じて茶百二十封度、配布用緑茶及抹茶の外アイスティー作り方の印刷物二十枚を添え寄贈した。招待其他の催しは、七月八日出淵大使夫妻一行を中心に日本デーを行ひ、茶席を開放し、内外諸名士にはアイスティーを接待し、夜は日本館庭園に於て映畫會を行ひ來館七萬人といふ盛況を呈した。七月二十三日には日本館の正門開きを舉行、日本出品協會長杉原榮三郎氏の提唱でメインゲートを開設、正午三橋中央會理事令嬢千壽子嬢によりティーブが切られ、門外に待ち構へた群衆は先を争つて館内になだれ込んだ。此日も茶席にはN・B・Cラヂオ放送部が出張してこの状況を放送し、例のアイグルハート嬢は日本茶の湯につき十五分間説明放送を行つた。更に八月二十五日の日本デーには前述の如く列國タキーン招待の席上、帝國政府代表其他在留日本有志等七十餘名も參列、宮本監督(靜岡聯合會理事)の挨拶をアナウンサーのネグレイ氏通譯し、ラウドスピーカーにより場内の群衆に放送、日本萬歳歡呼の中に茶席の湯が始まる。見物は珍らしげに目を見張る、近藤、隆の兩嬢は動ずる色もなく手捌き鮮かに手前を見せる、ア嬢の説明も手に入つたもの、かくて茶の湯の終りには、群衆に對して英文小冊子、配布茶、團扇などを配布し、喫茶室の方は休業して來賓の午餐席とし、餘興には松田しげみ嬢の獨唱、松川フラン

シス姉妹のピアノ及ヴァイオリン合奏、列國タキーン中の三女性が異國情緒豊かな獨唱があつて午後四時この日の幕を閉じた。來賓には夫々お土産を贈呈したが、タキーン達には別に日本の繪日傘を添えた。九月十八日には北米台案國茶卸賣商懇談會がシカゴ市ミシガン街のマガイナクラブに開かれ、アーウキン・ハリソンス・ホキットニー商會社長アトウツド氏等の肝煎で日本茶宣傳のデモを行ひ、ポスター提灯の下で茶の湯を行ひ、喫茶室からアイスティーを運んで一同を歡ばせた。

凡そ以上の如く日本デー以外機會ある毎に、博覽會を中心にあらゆる宣傳施設をなし、日本茶の印象を深く彼の地に植付けることに怠りなく、一面シカゴ市の社交雜誌に茶の湯宣傳の廣告を二回掲載し、ロスアンゼルスの日米會に煎茶三斤と繪端書三百組とを贈つた。

### 特派及雇傭

シカゴ博に於ける茶業施設の喫茶室及茶席其他中央會事業に對しては、監督として前半三橋中央會理事、後半宮本靜岡縣聯合會理事之に任じ、事務整理の爲めには加藤中央會參事渡米したが、特派並に彼地の雇傭係員は左の如くである。

- △喫茶室主任 神宮榮藏氏(テキサス洲サンアントニオ、日本喫茶室主、中央會囑託) △事務員 石原一郎、後藤卓二(中會央會書記) 三橋千壽子(同囑託) 厨房員 鈴木康吉、關丈夫(靜岡縣會議所雇) △茶席 近藤千枝、隆廣子、マーガレット・アイグルハート嬢 △雇傭關係者 △給仕女 神宮ふみ子、同ゆり(神宮氏令嬢) 三浦かほる、小川歌子、松田しげみ、藤田愛子(桑港) 松川フランシス、同リリアン、服部アゼリア、同ドロシー(市俄古) その他臨時雇傭關係、外人四名、邦人二名 △料理室 石原玄水(コック長) 山田義數、荒川某、染谷勇夫(コック) ジャック、ワイグレイ(皿洗) 臨時雜役夫 小野寺謙吉、柏至朗、南里映二(大學生) 外七名

### 經費の精算

シカゴ博參加經費は昭和七、八兩年中中央會特別會計としてこれを經理し且つその決算は、内地計算と米國計算の二種に區分し、一は圓、一は弗を以て表はされて居る。

内地計算の分 (圓計算)

(四五八)

◇收入 繰入金(日本特販費より) 二〇〇、〇〇〇圓 喫茶料(此分米國計算に表す) 中央會議所支出 二九、〇〇〇圓 合計金 二二九、〇〇〇圓

◇支出 事務費 一三、二七一圓一八錢(報酬及俸給五、五〇〇圓 旅費三、七九一圓〇四錢 通信運搬費二、八一四圓五九錢 消費品費一、一四二圓七〇錢 雜費二、五〇八圓五錢) 事業費 五三、三三三圓四六錢(出品費一〇、九〇四圓一〇錢 喫茶室費一〇、六四五圓一三錢 宣傳費一七、九二九圓四一錢 交際費四、七一四圓二六錢 運搬費九、一四〇圓五六錢) 監督費 二五、〇〇〇圓 參加費 一三、〇〇〇圓(出品協會負擔金) 雜支出 三、六二二圓九〇錢 慰勞及記念品費 二二、八七〇圓五一錢 合計 一三一、〇九八圓〇五錢

外六萬九千圓米國計算の喫茶店事業に繰入、差引残高 二萬八千九百一十四圓九十五錢 昭和九年度本豫算に繰入

米國計算の分 (弗計算)

◇收入 事業費 一八、八〇二弗五〇仙(邦貨六萬九千圓百圓につき二十七弗換算) 喫茶室收入 二九、三三四弗〇一仙 合計 四八、一三六弗五〇仙

◇支出 事務費 八、六三一弗七〇仙(報酬、俸給、旅費、通信運搬、消費品、雜費等) 事業費 三六、五〇〇弗一五仙(出品費、喫茶室費、宣傳費、交際費、運搬費等) 監督費 九、〇〇〇弗 雜支出 六、二五五弗四四仙 合計 四六、六五八弗二九仙

以上差引剩餘金 一、千四百七十八弗二二仙(邦貨換算四千九百二十七圓四十錢) 三十一弗替り) 昭和九年度本豫算に繰入、報告書の結論 以上の外詳細なる内容は、特販委員會編纂の『市俄古博覧會參加報告書』に記載しあり、こゝにはその結論のみを採録す。

結論 今回の世界博覧會に於ける日本館は、他國出品館に比し、その内容、外觀共悉かに優れ、出品物の統一、館内の清楚等他國館に到底見出し得ざる氣品さを備えたりしは、最も喜ばしき現象なりと謂ふべし。即ち外國出品館に在りては、米國、伊太利その他一二館を除く外は、凡て所謂内地の淺草式仲店に似たる觀ありて、内地諸般の展覧會に見る如き嚴肅さは殆んどなく、極言すれば只單なる記念品賣店の如き感あるもの多數なり。是れ或は最近世界各地にて屢々開催される、世界博覧會なるもの、風潮な

りとも思考さる。而して今回の日本館出品物が果して生産家或は製造元の博覧會なるもの、十分認識の下になされたものなりや疑無き能はず、尙其出品の世話を爲す個と出品者個との連絡十分ならざりし憾あり、故に出品者にして、其出品物が米國內地に歸揚げざるに際し、本インボイス(送狀)面上價格の何もの輸入税を課せらるゝや、尙又之れを鐵道運送によりて、シカゴに到着し、博覧會場内に持ち運ぶ場合の手續き手数料並に運賃は如何なるや、更に本品は館内にて賣却せし場合は、賣上收入上の賣上税何%を課せらるゝや、尙又、館内に持ち運ぶ以前即ち陸揚の際又は持ち運びたる時、検査官の都合によりて輸入税を徴せざりし場合の賣残品の處分に當りては、本品は如何程に減價賣却をなし、その價格に對して如何程の課税を受くるものなるや等々、恐らく出品するに先立ちて是等を承認の上にて參加出品に同意したる出品者何人ありや、然るに今回は右の如き連絡の相當に缺如せるものあるを見たり、尙博覧會内に於ける設備、陳列等に就ても、代表者を派遣せし團體さへもが出先に於て内地に於ては想像の及ばざる各種の苦心ありし點は甚だ遺憾とするところなるも、幸にして吾が茶業のみならず全般に亘りて相當の好成績を挙げ得たるは、至幸と云ふ可く、是は一に各出品者間の協力に基くもの其の多きに居る。今後の世界博覧會に際しては指導即ち政府、世話係り即ち今回の出品協會と云ふ如きものと、出品者間に十二分の意志の疎通と事前に周到の研究と準備とを必要とす。

尙本博覧會に参加し更に近感したるは、參加者が團體たると國家たるとを問はず、其の出品物又は自國文化の單なる紹介に満足せず、是を宣傳し認識せしめ、其貿易増進の基因たらしむる事は是れ努め、宣傳に商品を附随せしむる事を常に忘るゝ事なく、所謂商品と宣傳との『アイデンテハイ』を博覧會出品の場合に於ても之を忘るゝ事無し、然るに日本館出品は十年一日の如く展覧會意識を脱却せず、單に教育的効果を以て満足し依然として古色蒼然たる舊套を被るは、所謂食はずして高揚子式自己陶酔の譏りを免れざるもの或は是れあるやを恐る。

殊に日本館が酷暑時、夜間開館をなさずして、夜涼を求め來る無數入場者の怒りを購ひたる如きは、如何なる方面より見るも遺憾千萬にして其損失の程度思ひ半ばに過ぐるものあらん。

第四 全國製茶品評會

第一回 一出品五十貫と云ふが如き大量の品評會は、過去三回の經驗によりて局部的には効果の大なるものあるを認めたるも出品點數の少きに失する弊があるので、大正五年には之を改めて各種製茶の五斤品評會を催すこととなり

(四五九)

同年定時會の決議に基き其の『第一回全國製茶品評會』を静岡縣茶業組合聯合會議所主催として新たに左の如き規定を作成、全國に向つて之が出品を促した。出品の種類は再製綠茶、碾茶、玉露茶、冠せ茶、煎茶、紅茶、磚茶の七種（一點五斤、磚茶五枚）とし、出品者は所屬茶業組合を経て六月十日迄に申告書、九月三十日迄に現品を提出せしむることゝしたが、第一回の事ではあり輸送其他の關係で十月上旬まで出品を受けその總點數四百二點、區域二府十五縣に及んで居た。規定の全文左の如し。

第一回全國製茶品評會規定

- 第一條 品評會ハ大正五年度ノ製茶ヲ以テ左ノ手續ニ依リ施行スルモノトス
- 第二條 出品ハ内國生産ノ再製綠茶、碾茶、玉露茶、冠せ茶、煎茶、紅茶及磚茶トス
- 第三條 出品ハ一口ニ付製茶和五斤トス  
但シ磚茶ハ五枚ヲ以テ一口トス
- 第四條 出品ハ各種團體若クハ個人ニ於テ之ヲナシ所轄茶業組合聯合會議所ヲ經テ出品ノ手續ヲナスモノトス
- 第五條 出品ハ其品名數量價格住所氏名ヲ明記シ本年六月十日迄ニ所轄茶業組合聯合會議所ヲ經テ主催府縣茶業組合聯合會議所ヘ申告シ九月三十日迄ニ現品ヲ同所ヘ送付スルモノトス
- 第六條 出品茶ハ必ス箱ヲ用ヒ變質セザル様完全ナル荷造ヲ爲スヘシ  
但シ出品ニ關スル荷造及運賃ハ出品者ノ負擔トス
- 第七條 出品茶ハ希望ニ依リ競争入札ノ方法ヲ以テ賣却シ代金ハ收納次第所轄茶業組合聯合會議所ヲ經テ出品者ニ送付スルモノトス
- 第八條 出品茶一口ニ付五十匁及三十匁ノ二種、磚茶ハ一枚ヲ取り陳列及審査用ニ供ヘルモノトス
- 第九條 出品茶ノ審査及褒賞授與ハ十月中ニ施行スルモノトス
- 第十條 褒賞ハ一等、二等、三等ノ三種トス  
但シ賞與ハ一等金拾圓、二等金四圓、三等金二圓トス

第十一條 授與ノ割合ハ出品總數ノ三割五分以内トシ一等十七分ノ一、二等十七分ノ二、三等十七分ノ十四以内トス

第十二條 同一出品人ニシテ二點以上授賞セラル、場合ハ其最高ノモノノミニ對シ賞與ス

第十三條 出品茶ノ審査點數ハ左ノ例ニ據ル  
形狀 三十點、色澤 二十點、水色 二十點、香氣 二十點、味 二十點、合計百十點トス

第十四條 審査委員ハ七名以内トシ本所會頭之ヲ囑託スルモノトス

第十五條 褒賞ハ本所會頭之ヲ授與ス

第十六條 審査ノ決定並ニ發賣處分ニ對シ異議ヲ申立ツルコトヲ得ス

以上の出品は到着順に番號を付し、審査用として五十匁三十匁の罐入各一本及磚茶一枚を抜取り審査員には

- △静岡縣 中村圓一郎、原崎源作、笹野徳次郎
- △東京府 大林雄也
- △埼玉縣 繁田武平
- △三重縣 加藤彌太郎
- △京都府 上林樹道

の諸氏を囑託、十月二十一日より七日間嚴密なる審査を行ひ公平なる採點の結果、一等八點、二等十六點、三等百十八點、合計百四十二點の入賞者を選抜、十一月十二日を以て静岡縣茶業聯合會議所樓上に於て褒賞授與の式典を挙げた。來賓は農商務省伊藤農産課長、安河内静岡縣知事、上田同内務部長、守屋同産業課長、水野静岡市助役、その他各府縣聯合會議所會頭、中央會役員等で、受賞者を合せて百四十餘名出席、北川静岡聯合會副會頭舉式の辭を述べ、大林審査長の審査報告ありて大谷中央會頭より賞状賞品を授與し、訓辭として將來に處するの道を訓へ、司會者尾崎静岡聯合會々頭の式辭、伊藤農産課長の訓話、來賓の祝辭、受賞者總代の答辭を以て盛況裡に第一回の行事を終了した。審査報告、府縣別成績一覽表、並に受賞者氏名左の如し。

審 査 報 告

茶業組合中央會議所第一回全國製茶品評會ヲ静岡縣茶業組合聯合會議所ニ囑託シテ開催セラル、ニ當リ不肖等現品ノ審査ヲ囑託セ

ラレ十月二十二日ヨニ二十八日ニ至ル七日間嚴密ナル審査ヲ遂ゲ罷ニ其成績ヲ舉ケテ授賞ノ裁決ヲ請ヘリ茲ニ褒賞授與式ニ當リ審査ノ概要ヲ報告スルヲ得タルハ不肖等ノ光榮トスル處ナリ

今回ノ出品總數ハ四百二點ニシテ之ヲ種別スレハ抹茶一、玉露茶十四、紅茶十四、再製茶十四、煎茶三百五十九ナリ出品ノ區域ハ二府十五縣ノ廣キニ涉リ其最モ多キハ静岡ニシテ百七十八之ニ次クモノ京都三十五、埼玉二十七、滋賀二十六、三重二十五、茨城二十一、長崎十九、東京十六、奈良十四、福岡十三、高知七、岐阜六、鹿児島宮崎各四、熊本三、愛媛岡山各二トナス現品ノ審査ハ規定ニ遵ヒ形狀ニ重キヲ置キ其得點形狀三十、色澤水色香氣味ノ四項ハ各二十合計百十點ヲ滿點トセリ特ニ出品人名及產地ヲ知ラシメサル様匿名トナシ產地ヲ混シタル番號ノミヲ以テ之ヲ施行セリ而シテ從來ノ審査法トハ其手續ヲ異ニシ各項毎ニ主任ヲ互選シ形狀ハ笹野氏、色澤ハ原崎氏、水色ハ中村氏、香氣ハ繁田氏、味ハ大林氏ノ分擔トナシ假リニ採點シタルモノヲ合議協定スル事トセリ、形狀及色澤ノ鑑定ハ出品全部ヲ出シテ之ヲ行ヒ水色ハ八十品香氣二十五乃至三十品ヲ一回分トナシ各項毎ニ茶碗ヲ改メ加之水色以下ハ茶碗ニ番號ヲ記スモ製品ヲ示サス以テ審査ノ公平ヲ嚴守セリ殊ニ優等品ニ至リテハ之ヲ再審査ニ附シ更ニ最後ノ決定ヲナシタリ

今出品ヲ通覽スルニ玉露茶及内國用小賣品ノ少數ヲ除ケハ概シテ輸出用ニシテ優良ナル製茶多キヲ占メタルハ誠ニ喜フヘシ蓋シ出品量五斤制ナルカ爲メ斯ノ如キ着賞ナル出品ヲ得タルモノナラン、就中香味芬爽形狀細摺、色澤水色共ニ佳良ナルモノ少カラザリシハ實ニ製造ノ進歩ヲ賞ス可ク又栽培ノ懇到ヲ褒ムヘキモノアリト雖多數ノ中ニハ缺點ノ存スルモノ亦少カラズ茲ニ其著顯ナルモノヲ舉グレハ乾燥鈍クシテ貯藏ニ堪ヘサルモノ、製法ニ熟セサルタメ貯藏後色澤、水色香氣ノ劣化セルモノ又ハ荷造不完全ニシテ木箱ニ入レタルモノ内函武力製ナルモ印能淺キモノ等ノ如キハ將來改良注意ヲ要スヘキ諸點ナリ、水色ニ故障ヲ生セサル範圍ニ於テ完全ナル火入ヲナシタル出品ノ少カリシハ製法ノ進歩ニ比シ未タ足ラサルモノアルカ如シ。火入レ法ハ更ニ一段ノ研究ヲ要ス可キ所トナス、味ニ於テ苦味ノ濃シキモノ往々之レアリ蒸シ方ニ於テ尙一層ノ研究ヲ積マハ更ニ水色ノ改善ト共ニ味ノ改良ヲナス事ヲ得ヘシ又咽喉越シ好ク清爽ノ感ヲ深カラシムル所ノ優品アリシモ形狀伴ハサルタメ點數ノ合計ニ於テ上位ヲ占ムルニ至ラザリシハ誠ニ惜シム可シ玉露茶ニ至リテハ四五ノ優等品アリテ出品者ノ苦心大ニ頌スヘキモノアリ

紅茶ハ最近技術ノ進歩見ルヘキモノアリテ形狀最モ佳ナリト雖モ色澤ノ上ニ少シク黒キ感シテ殘セシモノ又ハ赤ク濁ヘ同時ニ水色ノ濃厚ナルモノアリト雖モ味ノ之レニ伴ハサルカ如キハ將來尙ホ研究ヲ要スル處ナリ

再製茶ニ在リテハ精製尤良ニシテ色澤佳ナリト雖モ香味ノ配合ニ於テ少シク缺點ナル處ナキ輸出品者ノ注意ヲ要ス、要スルニ多少ノ

缺點アリシト雖モ從來ノ出品ニ比シテ之ヲ觀レハ總テノ點ニ於テ進歩ノ跡顯著ナルヲ認ム  
右審査ノ結果ヲ報告ス

大正五年十一月十二日

審査委員

府縣別成績一覽表

府縣別	出品數			合計	府縣別	出品數			合計
	壹等	貳等	參等			壹等	貳等	參等	
静岡縣	一七八	五	五	七五	高知縣	一	一	一	一
埼玉縣	七	一	一	二	岡山縣	一	一	一	一
茨城縣	三	一	一	二	岐阜縣	一	一	一	一
福岡縣	三	一	一	二	熊本縣	一	一	一	一
東京府	六	一	一	二	鹿兒島縣	一	一	一	一
三重縣	六	一	一	二	奈良縣	一	一	一	一
長崎縣	九	一	一	二	愛媛縣	一	一	一	一
滋賀縣	三六	二	二	二〇	宮崎縣	一	一	一	一
京都府	五	三	九	二二	合計	二〇	二六	二八	二四

受賞者氏名

- △再製綠茶 (貳等) 茨城渡邊幸一、(參等) 三重伊藤小左衛門、静岡駿遠製茶合資會社、小笠採切製茶株式會社、三重近藤吉平
- △玉露茶 (壹等) 静岡築地光太郎、東京宇田川彦太郎、(貳等) 東京二葉喜太郎、京都松尾嘉平治、(參等) 京都坂部卯之助 鳥羽伊兵衛
- △煎茶 (壹等) 滋賀洞與三吉、静岡森下藤四郎、滋賀植田舉邦、静岡岩田文吉、的場文藏、蘆澤兵九郎、(貳等) 京都橋本庄之助、静岡西村藤十、遠藤只吉、滋賀馬越小太郎、植田稔、埼玉服部重藏、静岡棟金次郎、滋賀曾和太三郎、京都辻利兵衛、静岡西井戸晋次、埼玉大野喜三郎、静岡大棟藤吉、埼玉雪平萬藏、(參等) 滋賀中溝柳助、静岡藤川共同社、中村勘次郎

各種博覽會品評會

各種博覽會品評會

(四六四)

△煎茶 京都府紀伊郡伏見町築山翠香園、埼玉縣入間郡豐岡町繁田武平、靜岡市安西外新田茶業組合中央會議所製茶研究會  
 △再製綠茶 靜岡縣小笠原郡西方村堀之内富士合資會社堀之内支店、同縣志太郡藤枝町佐野德次郎  
 △玉露茶 京都府紀伊郡伏見桃山京都府茶業組合聯合會議所  
 △抹茶 京都府紀伊郡伏見町築山其二郎  
 △紅茶 靜岡市安西外新田茶業組合中央會議所製茶研究所、同市同研究場

△紅茶 (三等) 福岡許斐久吉、古賀義一郎、上田千代吉、福岡縣茶業組合聯合會議所

製茶參考品

△煎茶 京都府紀伊郡伏見町築山翠香園、埼玉縣入間郡豐岡町繁田武平、靜岡市安西外新田茶業組合中央會議所製茶研究會  
 靜岡縣榛原郡吉田村中村圓一郎、同縣同村吉田村農會會長中村圓一郎  
 △再製綠茶 靜岡縣小笠原郡西方村堀之内富士合資會社堀之内支店、同縣志太郡藤枝町佐野德次郎  
 △玉露茶 京都府紀伊郡伏見桃山京都府茶業組合聯合會議所  
 △抹茶 京都府紀伊郡伏見町築山其二郎  
 △紅茶 靜岡市安西外新田茶業組合中央會議所製茶研究所、同市同研究場

以上出品茶及び參考品の外、品評會に現れた各府縣の製茶現勢、世界製茶生産消費國圖表、日本製茶産額比較統計圖表、靜岡縣榛原郡茶業組合出品の郡内製茶産額年別統計圖表、其他各種の圖表數點を陳列して、翌十三日より一週間一般の展覧に供し、出品茶は出品者の希望により品評會終了後競賣に付したが何れも好成績であつた。

**第二回** 第二回品評會は、京都府茶業組合聯合會議所の希望により、その主催として翌大正六年同地に開くこととし、規定を制定して事務一切を京都に委任した。出品は三府十五縣に亘り總數七百四點に達し、第一回に比して三二點を増加し居り、如何に全國當業者の生産向上心を刺戟したるかを窺ふに足るであらう。その規定は左の如く内容は第一回と大同小異のものである。

第二回全國製茶品評會規定

- 第一條 品評會ハ大正六年製茶ヲ以テ左ノ手續ニ依リ施行スルモノトス
- 第二條 出品ハ内國生産ノ再製綠茶、曬茶、玉露茶、冠セ茶、紅茶、煎茶及磚茶トス
- 第三條 出品ハ一口ニ付製茶和五斤磚茶ハ五枚トス
- 但シ定量ニ滿タサルモノハ參考品トス
- 第四條 出品ハ各種團體若クハ個人ニ於テ之ヲナシ所精製聯合會議所ヲ經テ出品ノ手續ヲナスモノトス
- 第五條 出品ハ其品名、數量、價格、住所、氏名ヲ明記シ本年六月三十日迄ニ主催地茶業組合聯合會議所ヘ申告シ九月三十日迄ニ現品ヲ同所ヘ送付スルモノトス
- 第六條 出品茶ハ必ず變質セサル様完全ナル荷造ヲナスヘシ
- 但シ出品ニ關スル荷造及運賃ハ出品者ノ負擔トス
- 第七條 出品茶ハ總テ返付スルモノトス
- 但シ競賣希望者ハ九月三十日限り申出ルツ要ス代金又ハ出品ハ所精製聯合會議所ヲ經テ送付スルコト其ノ送金手数料及運賃ハ出品者ノ負擔トス

各種博覽會品評會

(四六五)

各種博覽會品評會

〔四六六〕

- 第八條 出品茶一口ニ付陳列及審査用トシテ八十匁、磚茶ハ一枚ヲ使用スルモノトス
- 第九條 出品茶ノ審査及褒賞授與ハ十月中ニ施行スルモノトス
- 第十條 褒賞ハ一等、二等、三等ノ三種トス
- 但シ賞金ハ一等金拾圓、二等五圓、三等金二圓トス
- 第十一條 授與ノ割合ハ出品總數ノ三割五分以内トシ一等十七分ノ一、二等十七分ノ二、三等十七分ノ十四以内トス
- 第十二條 同一出品人ニシテ二點以上授賞セラル、場合ハ其最高ノモノ、ミニ對シ賞與ス
- 第十三條 出品茶ノ審査方法ハ審査會ノ決議ニ據リ別ニ之ヲ定ム

各出品茶は左記の委員により慎重公平なる審査が行はれたのである。

△審査長 農林省宮地鐵治 △委員 中央會大林雄也、滋賀大原重右衛門、靜岡中村圓一郎、奈良杉本久三郎、埼玉紫田武平、三重柿彌十郎、京都渡邊辰三郎

第二回の出品茶は、前茶、再製龍茶蓋茶、玉露、曬茶、紅茶、冠せ茶、磚茶等で品質製法共に進歩の跡あり、總點數七百四點中一等十四點、二等二十九點、三等百九十七點、合計二百四十點の入賞者を決定、十月二十四日宇治町公會堂に於て褒賞授與式を擧げ、道家農務局長、大谷中央會頭その他の來賓を加へ出席者二百餘名、主催地代表の司會の辭、宮地審査長の報告授賞申請あり、大谷中央會頭より賞狀賞品を授與して告辭を述べ、仲小路農相祝辭(農務局長代讀)來賓祝辭、受賞者總代松尾嘉平次氏の答辭にて式を終る。因に出品茶は他の參考出品六十一點と共に、公會堂内に陳列して同月十六日より二十六日まで一般の展覧に供した。府縣別成績一覽表、受賞者氏名左の如し。

府縣別成績表

府縣別	出品數	壹等	貳等	參等	合計	府縣別	出品數	壹等	貳等	參等	合計
靜岡縣	一七五	五	二二	九九	六六	奈良縣	一〇五	一	二	七	一〇
京都府	一三三	五	六	六	一七	埼玉縣	六	一	一	一	三

府縣別	出品數	壹等	貳等	參等	合計	府縣別	出品數	壹等	貳等	參等	合計
滋賀縣	三三	一	二	二六	三三	東京府	六六	一	一	一	三
三重縣	四〇	一	二	九	一三	新潟縣	六	一	一	一	三
大阪府	六六	一	一	六	一三	福岡縣	五	一	一	一	三
茨城縣	三三	一	一	二	四	臺灣	二	一	一	一	三
熊本縣	二二	一	一	四	六	石川縣	一	一	一	一	三
宮崎縣	二〇	一	一	三	五	合計	七〇四	一四	元	一七	二四〇
高知縣	九	一	一	一	三						
岐阜縣	八	一	一	三	五						

受賞者氏名

- △再製龍茶 (壹等) 靜岡富士合資會社堀之内支店、(貳等) 靜岡辻安吉、(參等) 靜岡駿遠合資會社、高田伊之助、森町製茶株式會社、京都出石宗之助
- △磚茶 (壹等) 京都中村藤吉、(貳等) 京都桑原善助、(參等) 京都入江宗太郎、奥山仙造、山田庄三郎、伊藤善四郎、能勢孫市
- △玉露茶 (壹等) 京都田村太吉、松屋嘉平治、横井半七、辻利兵衛、(貳等) 京都平岡甚太郎、平岡平治、秋山覺治郎、(參等) 京都高山七郎兵衛、中川幾太郎、奥西芳太郎、小山政治郎、片岡淺次郎、菊岡光太郎、北川半兵衛、辻井作次郎、阪部卯之助、北川保次、鳥羽伊兵衛
- △冠せ茶 (參等) 滋賀柳田新之丞、京都村上猪之助
- △煎茶 (壹等) 靜岡山本新作、千頭共同販賣所、榎田權一、山本嘉三郎、滋賀曾和太三郎、植田稔、埼玉栗田惣作、三重岡田耕平、京都田村太吉、(貳等) 靜岡森越重吉、中道武四郎、大棟藤吉、芹澤清、西本春吉、中村才吉、芹澤兵九郎、鈴木寅平、滋賀白木善三郎、山本清一郎、左近彌平、京都奥田留吉、永谷角太郎、三重東谷三之丞、奈良近藤長三郎、向良森太郎、岐阜神付製茶改良組合、埼玉田畑六之助、(參等) 靜岡望月兼十、森龜吉、森下藤四郎、井澤五郎三、川根茶業會、尾崎元次郎、西井戸晋次、松本八十八、中村光四郎、望月榮太郎、直里茂太郎、岩田文吉、松浦五兵衛、内牧産業組合、森忠一、水上

各種博覽會品評會

〔四六七〕

房吉、西井戸宗一、鈴木萬吉、鈴木治郎助、北島吉太郎、諸田新一、中村金藏、中川根村青年會、中村覺太郎、的場文藏、梶山幸作、北島初太郎、大棟金次郎、井澤醇一、小田清作、木村彦太夫、飯島貞作、細江共同製茶所、竹田留吉、森森太郎、栗田和作、志太郡茶業組合、靜岡縣茶業組合聯合會議所附屬製茶研究所、海野嘉一、鈴木榮藏、綠茶共勵會、誘益社、萩原茂七、塚崎健次郎、望月熊吉、大石幸七、安倍郡茶業組合、小林清次郎、石神久吉、石川幸正、水野信一郎、西村藤十、長島源二郎、津藤泰吉、海野和作、埼玉縣郡重藏、發智庄平、中島角太郎、宮本三喜、落合勘次、高橋一郎、町田源四郎、渡邊庄太郎、關隆三郎、大野喜三郎、中村俊平、横田保太郎、藤野惣五郎、高師靜治、藤野定次郎、室岡產治郎、雪平萬藏、大野良平、内田佐重、紫田庸三郎、越前部彌治郎、中島順一郎、粕谷元治郎、佐久間光太郎、新井伴次郎、滋賀惟忠平、藤田純太郎、酒井彦平、馬越小太郎、大谷敬吉、洞彌市郎、小椋伴三郎、植田舉邦、曾和治正、洞森與吉、洞與志一、杉本種藏、中溝柳助、小西太市、平尾仁平、佐藤菊次郎、川居又吉、上野文彌、左近豐治、左近淺次郎、白木安次郎、奥西伊兵衛、小椋熊吉、西田房吉、植田林藏、奈良吉田松松、森脇奈良吉、萩本熊太郎、山岡虎藏、大矢健治郎、植矢佐四郎、白井精市、宮西保吉、岩崎六藏、佃豐治郎、今中伊藏、洞三治郎、中北茂三郎、中北茂治郎、中西精次郎、小久保若松、松本直治郎、大阪本田新三郎、栗谷喜八、市川榮次郎、桂光郎、岡田彦藏、笠谷忠七、京都淺田甚兵衛、横田平四郎、前田晋昭、山本萬太郎、梅田幸一郎、相樂郡茶業組合製茶試驗場、田中藤右衛門、田中宇一郎、久保宇七、橋本要松、西村幸太郎、松阪友次郎、山中直次郎、島本熊次郎、太田太一郎、西出小重郎、岩井勘造、松本茂左衛門、三重色太共同製茶場、小林貞次郎、石九長左衛門、中川三五郎、近藤吉平、野村綾三郎、野崎善太郎、柿治郎丸、宮崎森傳助、堀浦製茶傳習所、金森傳三郎、岐阜水戸野製茶改良組合、中川製茶改良組合、伊佐治兵衛、茨城渡邊梅二郎、渡邊幸一、熊本星原第一共同製茶場、吉永清左衛門、木田佐膳、原製茶傳習所、新潟石田榮吉、東京加藤謙一

△紅茶 (貳等) 靜岡縣立農學校、福岡古賀儀一郎、三重茶業組合聯合會議所、(參等) 福島許斐久吉、大石琢磨、上野千代吉、靜岡吉村愛人、高知大黒徳太郎、三重茶業組合

第三回

前二回の成績に鑑み第三回品評會は大正七年九州各團體聯合を以て熊本縣茶業聯合會議所に開催した。

其の出品茶は碾茶、玉露、紅茶、磚茶の外、普通再製原茶、バスケ再製原茶、内國向煎茶、輸出向再製綠茶及バスケ再製綠茶の九種とし、出品者はその品名に製造工手名、數量、價格、出品人住所氏名を記録して六月三十日迄に主催地に

申告九月二十日迄に現品を送付すること等大體前回と其の手續を同じとして居る。第三回規定左の如し。

第三回全國製茶品評會規定

- 第一條 品評會ハ大正七年製ノ茶ヲ以テ左ノ手續ニ依リ施行スルモノトス
- 第二條 出品ハ内國生産ノ碾茶、玉露、普通再製原茶、バスケ再製原茶、内國向再製煎茶、輸出向再製綠茶、バスケ再製綠茶、紅茶及磚茶トス
- 第三條 出品ハ一口ニ付製茶和五斤磚茶ハ五枚トス
- 但シ定量ニ滿タザルモノハ參考品トス
- 第四條 出品ハ各種團體若クハ個人ニ於テ之ヲナシ所轄聯合會議所ヲ經テ出品ノ手續ヲナスモノトス
- 第五條 出品ハ必ズ第二條ニ掲ゲタル品名ヲ明記シ且ツ其製造工手名、數量、價格、出品人ノ住所氏名ヲ記シ本年六月卅日迄ニ主催地茶業組合聯合會議所ヘ申告シ九月二十日迄ニ現品ヲ同所ヘ送付スルモノトス
- 第六條 出品茶ハ必ズ變質セザル標完全ナル荷造ヲナスベシ
- 第七條 出品茶ハ聽テ返付スルモノトス
- 但シ發賣希望者ハ九月三十日限り申出ヅルヲ要ス代金又ハ出品ハ所轄聯合會議所ヲ經テ送付ス其ノ送金手数料又ハ運賃ハ出品者ノ負擔トス
- 第八條 出品茶一口ニ付陳列及審査用トシテ八十枚磚茶ハ一枚ヲ使用シ之ヲ返付セザルモノトス
- 第九條 出品茶ノ審査及發賣授與ハ十月中之ヲ施行スルモノトス
- 第十條 發賣ハ一等、二等、三等ノ三種トス
- 但シ賞金ハ一等金拾圓、二等金五圓、三等金二圓トス
- 第十一條 發賣授與ノ割合ハ出品總數ノ三割五分以内トシ一等十七分ノ一、二等十七分ノ二、三等十七分ノ十四以内トス
- 第十二條 同一出品人ニシテ二點以上授賞セザル、場合ハ其最高ノモノ、ミニ對シ賞與ス
- 第十三條 出品茶ノ審査方法ハ審査内規ニ據ル
- 第十四條 審査委員ハ七名トシ互選ヲ以テ委員長一名ヲ置キ本會頭之ヲ囑託ス

第十五條 褒賞ノ審査會ノ採點ニ據リ本所會頭之ヲ授與ス  
第十六條 審査ノ決定並ニ觀賞處分ニ對シ異議ヲ申立ツルコトヲ得ズ

豫定の期日までに出品したのは、静岡、三重、京都、佐賀、埼玉、鹿児島、滋賀、福岡、宮崎、長崎、奈良、高知、茨城、岐阜、大阪、東京、兵庫、新潟等總數七百七十點で中参考品や出品取消を除くと七百二點、審査は十月五日迄に終了、同日より廿日迄熊本市公會堂に陳列一般の觀覽に供したが、時恰も全國茶業者大會の開かるゝあり、熊本市の協賛諸團體は同縣茶業聯合會と協力公會堂内に喫茶店を開設、紅綠茶の接待を行ふなど非常の盛況であつた。審査員は。

△審査長 農商務省技師宮地鐵治 △審査員 中央會大林雄也、靜岡笹野徳次郎、京都渡邊辰三郎、長崎清田文吉、熊本手島岩雄、宮崎稻垣政太郎、福岡宮原政雄

の諸氏で褒賞授與式は、十月十七日右公會堂に舉行、中央會大谷、尾崎正副會頭、前田正名氏の外中央會議員及役職員各府縣聯合會役員、其他來賓、受賞者等八百名出席。主催地熊本縣聯合會々頭阿部野利恭氏の舉式挨拶、經過報告ありて宮地審査長の審査概評、大谷會頭の褒賞授與式並に告辭、來賓太田熊本縣知事、前田正名翁、佐柳熊本市長其他の祝辭、受賞者總代本田佐膳氏の答辭にて式を終る。受賞者は一等十三點、二等二十八點、三等二百一點、合計二百四十一點で其氏名左の如し。

受賞者氏名

- △碾茶 (壹等) 京都小山元次郎、(貳等) 京都中村藤吉、(參等) 京都松尾忠輔、魚山久次
- △玉露 (壹等) 京都桑原善助、(貳等) 京都辻利兵衛、(參等) 京都飯部助之助、林屋合資會社、松崎金三郎、魚西芳太郎
- 美濃郡陸田會
- △糖野製 (貳等) 佐賀田中徳松、(參等) 長崎宮崎儀市、森山寅市、佐賀今村市松、井手庄藏、古賀平吉、太田榮吉、吉村藤十、吉村徳松、山口元吉、中島七郎、福岡尋常高等小學校、山口庄七、山崎伊曾治

- △普通再製茶 (壹等) 山本清一郎、村和太三郎、曾和常吉、島山山村高彦、藤野定次郎、滋賀河津圭一、村上重太郎、靜岡西村藤十、岩田文吉、三重野村俊三郎、(貳等) 京都菱井嘉助、松井彌兵衛、埼玉落合勲次、高師靜治、藤澤惣五郎、福岡岩田品吉、井林菊一郎、的場文藏、祝山幸作、松下主馬吉、井澤五郎三、榎田權一、権原茶業組合、滋賀植田吉太郎、植田學邦、熊本西豐藏、(參等) 東京比留間清十郎、京都辻重藏、高田卯一郎、田守一郎、玉井源次郎、和田眞一、久世茶業組合、前田善照、土井乙三郎、桑原善助、田中藤右衛門、ナキリヤ茶店、菊岡光太郎、北村繁治郎、大阪岡田彦藏、桂光郎、埼玉登畑庄平、野口善太郎、栗原惣作、中島忠八、野口力藏、高橋一郎、矢島政五郎、繁田庸三郎、粕谷久次郎、富摩文平、大野喜三郎、渡邊庄太郎、田畑久次、奈良大西石松、三重土方文英、池山常右衛門、岡田嘉藏、中川三五郎、山北梅藏、柴山彌平、菊山萬藏、中川忠三郎、平野安次郎、靜岡西本春吉、同縣茶業組合會所製茶研究所、芹澤清、大石敬吉、中井澤伊平、千頭製茶共同販賣所、望月藤吉、岩田直次郎、森下藤四郎、石川嘉平、森忠一、澤間製茶共同社、尾崎元治郎、北島初太郎、田畑幸作、森下傳太郎、村松平八、直里茂太郎、海野和作、細江共同製茶所、夏木字平、大村吳一郎、鈴木萬吉、細江改良組合、井澤醇一、中村金藏、鈴木榮藏、中尾貞次郎、滋賀北田太一郎、藤田親太郎、曾和治正、辰岡清太郎、石田房次郎、白木喜十郎、佐藤菊次郎、服部平三郎、平尾仁平、奥西伊九郎、中森國藏、小西大市、柳田義兵衛、小椋幸吉、左近豐吉、鹿兒島深堀代七郎、古澤六郎、熊本縣井上義幸、熊本兼吉、谷崎長吉、太田佐信、中園實、松本徳太郎、尾形彌藏、菊地忠吉、小浦村傳智所、阪崎太吉、坂本久吉、工藤功、中村竹松、大平庄藏、鹿兒島大角てい、下村吉右衛門、川上親信、村岡藤一郎、片野阪宗右衛門、阪口製茶吉、堀切武兵衛、宮崎五日町製茶傳習所、原田益一郎、杉村安之助、森傳助、新潟渡邊喜一郎
- △バスケ再製茶 (貳等) 三重中世古藤助、岐阜新田重次郎、熊本吉永清左衛門、(參等) 三重小森貞次郎、三重縣茶業組合聯合會藤所、藤田吉十郎、靜岡鈴木寅平、青野猪之吉、鈴木茂三郎、大棟龍吉、合名尾崎國産會社、前島米吉、西本珍平、福井藤藏、遠藤泰吉、大石幸七、上田正平、熊本原製茶傳習所、長崎壯次郎、小山忠雄、榎木孫八郎、松下耕治、黒木倉市、本多藤藏、中竹健右衛門、阪本岩藏、椎葉大作、竹口廣藏、末松新太郎、宮崎野口淺太郎
- △内嚮向再製茶 (參等) 京都西尾若香園、埼玉間野米吉、中村俊平、茨城木村伊八、靜岡倉藤清作、滋賀植田學邦、福岡小野徳次郎、宮崎森博助、鹿兒島吉見八左衛門
- △嚮出向再製茶 (壹等) 靜岡吉田國太郎、(貳等) 靜岡渡邊製茶合資會社、池邊源一、(參等) 京都倉谷太郎、靜岡吉村愛人、藤部彌七、杉本昭作



△紅茶 (貳等) 靜岡橋本次三郎、福岡大石政廣、三重村田新一、(參等) 佐賀福島善太郎、松尾庄三郎、三重堀内貞次郎、三重郡紅茶研究所、野崎喜太郎、野呂久一、加藤要藏、矢田久一、松山捨松、鎌田常吉、西村梅三郎、松井與三吉、森本梅吉、須藤勝次郎、奈良湯淺製茶場、靜岡吉村愛人、靜岡茶業聯合會製茶研究所、岡村德次郎、高知北村茂馬、大里徳太郎、福岡許斐久吉、中尾七三郎、堤新五郎、甲木忠八、野中正行、福岡上野千代吉

△綠茶 (貳等) 熊本九州綠茶株式會社

第四回

大正八年度事業としての第四回品評會は、開催地の決定を見ざりし爲め遂に九年度に持越され漸く三重縣津市と決定、同縣茶業聯合會議所を主催とし、三月評議員會の議を経て、左の如く規定を制定、四月各府縣茶業組合を通じて全國に發表した。

第四回全國製茶品評會規定

- 第一條 品評會ハ大正九年製ノ茶ヲ以テ左ノ手續ニ依リ施行スルモノトス
- 第二條 出品ハ内國生産ノ碾茶、玉露茶、普通再製原茶、バスケ再製原茶、内國向再製煎茶、輸出向再製綠茶、バスケ再製綠茶、紅茶及磚茶トス
- 第三條 出品ハ一口ニ付製茶和五斤磚茶ハ五枚トス
- 但シ定量ニ滿タサルモノハ參考品トス
- 第四條 出品ハ各種團體若クハ個人ニ於テ之ヲナシ所精聯合會議所ヲ經テ出品ノ手續ヲナスモノトス
- 第五條 出品ハ必ス第二條ニ掲ケタル品名ヲ明記シ且其製造工手名、數量、價格、出品人ノ住所氏名ヲ記シ本年六月三十日迄ニ主催地茶業聯合會議所ヘ申告シ九月二十日迄ニ現品ヲ同所ヘ送付スルモノトス
- 第六條 出品茶ハ必ス變質セサル様完全ナル荷造ヲナスヘシ但シ出品ニ關スル荷造及運賃ハ出品者ノ負擔トス
- 第七條 出品茶ハ總テ返付スルモノトス
- 但シ運賃希望者ハ九月三十日限り申出ツルヲ要ス代金又ハ出品ハ所精聯合會議所ヲ經テ送付ス其送金手数料又ハ運賃ハ出品者ノ負擔トス

第八條 出品茶一口ニ付同列及審査用トシテ八十枚磚茶ハ一枚ヲ使用シ之ヲ返付セサルモノトス

第九條 出品茶ハ審査及賞授與ハ十月中之ヲ施行スルモノトス

第十條 賞與ハ一等、二等、三等ノ三種トス

但シ賞與ハ一等金拾圓、二等金五圓、三等金二圓トス

第十一條 賞授與ノ割合ハ出品總數ノ三割五分以内トシ一等十七分ノ一、二等十七分ノ二、三等十七分ノ十四以内トス

第十二條 同一出品人ニシテ二點以上授與セラル、場合ハ其最高ノモノ、ミニ對シ賞與ス

第十三條 出品茶ノ審査方法ハ審査内規ニ據ル

第十四條 審査委員ハ四名トシ本所會頭之ヲ囑託スルモノトス

第十五條 審査長ハ農商務省ヨリ派遣ヲ請フモノトス

第十六條 賞與ハ審査會ノ採點ニ據リ本所會頭之ヲ授與ス

第十七條 審査ノ決定並ニ觀覽處分ニ對シ異議ヲ申立ツルコトヲ得ス

主催地たる三重縣茶業聯合會議所では之が經費として金六千七百六拾四圓五拾錢を豫算に計上し大々的熱意を以て之に當り、同年九月二十日迄に出品現物を受入れ。

△審査長 宮地鐵治 △審査委員 大林雄也、原崎源作、渡邊辰三郎、伊藤六治郎

の諸氏により十月五日より審査を開始し一日平均百十點の割合を以て四日間に出品四百四十點(人員四百二十五名)を審了し、更にこれを審査委員會に附し、内規及び標準茶に照して嚴正なる採點を行ひ、入賞者を決定した。出品は一府十六縣に亘りその種類は普通綠茶、即ち普通再製原茶及内國向再製煎茶最も多く、而も大部分手揉製にして品質概ね優良であつた。其入賞者には、一等九名、二等十八名、三等百廿六名が選拔され十月十八日を以て津市の三重縣會議事堂に於て賞授與式を舉行、中央會大谷尾崎正副會頭、宮地茶業試驗場長、各府縣茶業組合役員並關係者、山陽三重縣知事以下高等官、同縣會議員及各郡市長、其他出品者等約一千名出席、柚三重縣聯合會々頭の舉式の辭、大谷中央會頭の

戊申詔書捧讀、宮地審査長の審査報告ありて大谷會頭より賞狀賞金を授與し、柿三重縣聯合會頭の式辭、農商務大臣代理の告辭代讀、木津三重縣會副議長の祝辭、受賞者總代の答辭にて式を終了す。審査報告並に受賞者氏名左の如し。

審 査 報 告

第四回全國製茶品評會ノ出品審査終了シ本日ヲ以テ褒賞授與ノ式典ヲ舉ゲラル、ニ當リ審査報告ヲ爲スヲ得ルハ不肖ノ光榮トスル處ナリ審査ハ各出品ニ暗號ヲ附シ形狀、色澤、水色、香氣、滋味共ニ各別ニ附點シ合計點ニヨリ品位ノ優劣ヲ定メ擬賞ハ各別別ニ之ヲ行ヒ全然點數ノ順位ニ從ヒ其間何等附附ヲ加ヘザリ出品ハ一府十六縣ニ亙リ總點數四百四十、人員四百二十五名也令種類別ニ概評ヲ試ムレバ普通通産茶乃チ本會規定中ノ普通再製煎茶及ビ内國向再製煎茶ハ今回ノ出品中最モ重要ノモノニシテ其點數二百七十三ナリトス、出品ノ大部分ハ手採製ニシテ品質優良ノモノ少カラズ近時機械製茶盛ニ行ハル、ニ至リ手採茶漸次減少シ其製品モ亦粗惡ニ流ル、傾向アリテ世間手採技術ノ退歩ヲ疑フモノ少ナカラズト雖モ今回ノ出品ヲ見ルニ製造者ニシテ注意ヲ拂フ時ハ頗ル良品ヲ製造スルヲ得製茶ニ關スル智識及ビ技能ニ至リテハ決シテ退歩セザルノミナラズ寧ロ進歩セル處アルヲ認ムルハ大ニ喜ブベキ處ナリトス、將來我國製茶ノ大部分ヲ機械ニ依ルベキハ疑ナキ處ナルモ其品質ガ優良ノ手採茶ト履行シ得ルニ至ルヲ期セザルベカラズ而シテ是ニ到達スルハ決シテ容易ノ事ニアラズ諸方面ヨリ大ニ機械製茶ノ研究ヲナスハ極メテ必要ナルト共ニ一面ニ於テ手採茶ヲ維持スルノミナラズ益々之レヲ發達セシムルハ獨リ我國製茶ノ品位維持上大ニ必要ナルノミナラズ機械製茶ノ改善上貢獻スル處モ亦極メテ大ナルベシ本類出品中品質ノ最モ良好ナリシハ滋賀縣朝宮ノ産ナリトス本產地品ノ優良ナルハ獨リ本會ニ於テ然ルノミナラズ前三四ニ於テモ亦然リ一ハ其地ノ頗ル製茶ニ適スルニヨルベシト雖モ主トシテ當業者ノ多年ノ努力奮勵ノ結果ナルベシ手採製茶ノ研究ニ志アルモノハ宜シク純ヲ是ニ取ルベシ滋賀縣ニ次ギテ品質優良ナリシハ三重、靜岡及ビ埼玉縣ナリトス三重縣ノ出品ハ前三四ニ比シテ品質著シク良好ナルハ喜ブベキモ、靜岡、埼玉共ニ滋賀ニ比シテ遜色アルノミナラズ前回は比シテ著シク劣ルノ感アルハ遺憾トスル處ナリ、バスケ再製煎茶ハ出品百二點ナリ本類ニ屬スルモノハ審査員ノ認定ニヨルモノ少ナカラズ是等ハ形狀良好ニシテバスケ再製煎茶トシテモ支障ナク且ツ出品者ノ利益ト認メタルモノニシテ其多數ハ敢テ内地用品又ハ茶葉再製茶原料トシテ不適當トナシタルニアラザルナリ本類ノ出品ハ三重縣約七割ヲ占メ擬賞セル優品ノ多數モ亦本縣産ナリトス前回ノ出品ニ於テ本縣産ハ其平均ニ於テハ形狀ハ他府縣ニ優レルヲ認メタルガ今回モ亦然ルヲ證セリ

輸出向再製煎茶ハ出品點數僅カニ八點ナリ本類ノ製品ガ我國ノ製茶中最モ重要ナルハ勿論ナリト雖モ今回ノ出品トシテハ重キヲ置サズ且ツ品質ノ特ニ優良ナルモノ少シ煎茶出品數九ハ全部京都府ノ出品ナリ玉露ハ出品點數二十ニシテ約七割ハ山城産ニシテ其他ハ三重縣産ナリトス、山城産ハ玉露及煎茶ハ概シテ其品質良好ニシテ其ノ優等品ニ至リテハ色澤極メテ美ニシテ香味モ亦之ニ伴ヒ栽培、製造及貯藏ニ關スル技能極メテ優秀ニシテ用意ノ周到ナル實ニ賞スベシ其多クハ其品質ニ比シ擬賞低キニ失スル感甚ク深キモ出品數ニ對スル擬賞率自ラ制限アリテ誠ニ己ムヲ得ザルモノアリ然レドモ此二類ノ出品ニヨリ山城茶ノ聲價ヲ高ムル事極メテ大ナルモノアリ且ツ煎茶、玉露ノ研究ハ學術上極メテ趣味アルノミナラズ一般製茶ノ改善上資益スル處鮮少ニアラザルナリ紅茶出品點數、二十六内二十點ハ三重縣ノ出品ナリトス之ヲ前回ニ比スレバ品質著シク改善セラルルヲ認ム而シテ品質ノ最モ良好ナルハ三重縣志摩郡産ニシテ大ニ見ルベキモノアリ然レドモ之ヲ印度錫蘭ニ比スレバ尙著シク遜色アルヲ免レザルノミナラズ水色、香味、共ニ稍々其性質ヲ異ニスルモノアリ我國ノ紅茶ニ關シテハ尙根本的研究ヲ要スベキモノ甚ク多ク氣溫地勢及土性ト品質トノ關係ノ如キモ亦其一ニシテ今回ノ出品ハ研究上ノ資料トナル處少ナカラザルヲ覺ユ抑モ己ヲ知り又人ヲ知ルハ極メテ必要ナルト共ニ又實ニ至難ノ事ナリ而シテ本會ノ如キハ出品者自己製品ノ品質上ノ位置ヲ知ルニ於テ誠ニ得難キ好機會ナリ採點表發表ノ期ニ至リ注意研究セバ得ル處極メテ大ナルベシ、從來製茶ノ優品ヲ産スル地ハ殆ド府縣別ニ限定セルノ感ヲナスモノ少カラザリシモ全出品ニ付テ點檢セバ各府縣共ニ優良品ノ生産ニ適スルノ土地少ナカラザルヲ知ルベシ茶葉ノ改良又ハ販賣ニ從事スルモノモ亦本會採點表ニヨリ研究セバ必ズ得ル處アルベシ、審査ノ結果一等賞九、二等賞十八、三等賞百廿六ヲ撰拔擬賞シ既ニ閣下ノ決裁ヲ歷タリ希クハ褒賞ノ授與アラシム事ヲ

大正九年十月十八日

審査長 從四位勳四等 宮 地 織 治

受 賞 者 氏 名

- △磯 茶 (壹等) 京都松北園茶店、(貳等) 京都横山牛七、(參等) 京都能勢孫市、桑原善助
  - △玉露 茶 (壹等) 京都林屋製茶合名會社代表社員林屋新兵衛、(貳等) 京都松北園茶店、(參等) 京都平岡甚太郎、阪部卯之助、岩間榮治、玉井源次郎、武村松宗、北川牛兵衛、小山政治郎
  - △糖野 茶 (參等) 長崎宮崎侯市
- 各種博覽會品評會 (四七五)

△普通種茶 (壹等) 三重小林貞次郎、森本七兵衛、滋賀洞與志一、植田舉邦、山本晴一郎、三重伊藤茂三郎、(貳等) 三重加藤傳十郎、小林金之助、若尾熊太郎、磯貝義太郎、土方文英、靜岡鈴木萬吉、芹澤清、森越重吉、滋賀辰岡拾藏、奥西伊九郎、植西吉太郎、曾和太三郎、埼玉市村高彦、奈良洞三治郎、(參等) 靜岡松下藤一、岩田文吉、中川根村製茶共同販賣組合誘益社、岩田平藏、千頭製茶共同販賣所代表者大石千代吉、的場文藏、小澤松五郎、梶山幸作、望月鶴吉、井澤五郎三、田畑幸作、森下藤四郎、大塚信一、埼玉小澤德吉、田畑久次、雪平萬藏、野口善太郎、田中平五、大野喜三郎、栗原惣作、粕谷金三、石井喜十郎、近藤平治郎、三重橋次郎九、三重製茶傳習所、野村四郎三郎、中川忠三郎、野崎善太郎、清水市太郎、中川三五郎、森本幸、平野安次郎、野村三郎、廣田辰次郎、谷本仁助、野呂齋太郎、寺尾庄藏、中世古藤助、鳥羽才五郎、秋元周吉、中川久兵衛、前田千代松、伊藤渡藏、多瀬市之助、中村辰三郎、岡田耕平、石丸長左衛門、小坂清五郎、藤田政次郎、中川久雄、井上吉助、水谷源之治、坂口泉水園、辻本長松、福森茂十郎、加藤貞太郎、正井松五郎、菊見製茶株式會社、堤榮藏、中西市兵衛、中井角太郎、近藤勝次郎、伊藤彦市、上野清次郎、後田米藏、浦辻嘉藏、戸田重吉、山本仙吉、西村平吉、滋賀曾和治正、曾和常吉、曾和芳翠園、青木寅吉、小山良平、有限責任近江茶購買組合、植田林藏、小椋周藏、小西太市、前田利三郎、佐藤菊次郎、正田磯八、吉村小太郎、柳田茂兵衛、大原平藏、大西梅吉、宮崎森傳助、岸良溪、南崎十藏、井上泉、京都前田格三、岩井勘造、片岡淺次郎、岡井新次郎、秋山覺治郎、山中重兵衛、水谷角太郎、倉谷太郎、奥田留吉、淺田貞次郎、松坂秀太郎、多田己之助、松井彌兵衛、西井正治、奈良中島寅藏、岩井淺次郎、新潟石田榮吉

△輸出向再製茶 (貳等) 靜岡磯部彌七、(參等) 靜岡海野金次郎、吉村愛人  
 △紅茶 (壹等) 三重鶴方共同紅茶製茶組合代表前田丈右衛門、(貳等) 三重中西利三治、(參等) 三重鶴方紅茶製茶共同製茶組合、谷本茂一、伊藤義正、野呂久一、須藤勝次郎、山中彌三兵衛、岡田平助

第五回

第四、第五回は期せずして同一年度の大正九年に於て之を開催することを餘儀なくされて終つた。といふのは、前回三重の會にも記し置きたるが如く、八年の開催地未決定の爲め已むなく九年に持越され居たるに拘らず、次回即ち第五回の主催地埼玉縣茶業組合聯合會議所に於ては、九年度の開設を豫定してその縣費補助を申請し、三重縣も亦一年後れの第四回開設を豫定して同様の準備を進め、兩縣相前後して其の開設方を本中央會に申請し來つた。事情

既に斯の如くなるを以て中央會は同年三月の定時會に於て兩縣同一年度内の開設を已むなきものとして認定し、經費補助の程度並に規定の制定其他の一切を評議員會に委任、こゝに一年二回即ち第四回に續いて哈ど同時に第五回品評會の開催となつたものである。

第五回全國製茶品評會規定

- 其點數二府十六縣臺灣に及び五百六十一點を數へて居た。規定左の如し。
- 第一條 品評會ハ大正九年製ノ茶ヲ以テ左ノ手續ニ依リ施行スルモノトス
  - 第二條 出品ハ内國生産ノ綠茶、玉露茶、普通再製原茶、バスケ再製原茶、内國向再製煎茶、輸出向再製綠茶、バスケ再製綠茶、紅茶及磚茶トス
  - 但シ第四回全國製茶品評會ニ出品シタル製茶ハ本會ニ出品スルコトヲ得ス
  - 第三條 出品ハ一口ニ付製茶和五斤磚茶ハ五枚トス
  - 但シ定量ニ滿タサルモノハ參考品トス
  - 第四條 出品ハ各種團體若クハ個人ニ於テ之ヲナシ所轄聯合會議所ヲ經テ出品ノ手續ヲナスモノトス
  - 第五條 出品ハ必ず第二條ニ掲ゲタル品名ヲ明記シ且其製造工手名、數量、價格、出品人ノ住所氏名ヲ記シ本年六月三十日迄ニ主催地茶業組合會議所ヘ申告シ十月十五日迄ニ現品ヲ同所ヘ送付スルモノトス
  - 第六條 出品茶ハ必ず變質セサル様完全ナル荷造ヲナスヘシ但シ出品ニ關スル荷造及運賃ハ出品者ノ負擔トス
  - 第七條 出品茶ハ總テ返付スルモノトス
  - 但シ願賣希望者ハ十月三十日限り申出ツルヲ要ス代金又ハ出品ハ所轄聯合會議所ヲ經テ送付ス其送金手数料又ハ運賃ハ出品者ノ負擔トス
  - 第八條 出品茶ハ一口ニ付陳列及審査用トシテ八十枚磚茶ハ一枚ヲ使用シ之ヲ返付セサルモノトス
  - 第九條 出品茶ノ審査及賞授與ハ十一月中之ヲ施行スルモノトス

各種博覽會品評會

〔四七八〕

- 第十條 褒賞ハ一等、二等、三等ノ三種トス
- 但シ賞與ハ一金拾圓、二金五圓、三金二圓トス
- 第十一條 褒賞授與ノ割合ハ出品總數ノ三割五分以内トシ一等十七分ノ一、二等十七分ノ二、三等十七分ノ十四以内トス
- 第十二條 同一出品人ニシテ二點以上授賞セラル、場合ハ其最高ノモノ、ミニ對シ賞與ス
- 第十三條 出品茶ノ審査方法ハ審査内規ニ據ル
- 第十四條 審査委員ハ四名トシ本所會頭之ヲ囑託スルモノトス
- 第十五條 審査長ハ農商務省ヨリ派遣ヲ請フモノトス
- 第十六條 褒賞ハ審査會ノ採點ニ據リ本所會頭之ヲ授與ス
- 第十七條 審査ノ決定並ニ採點處分ニ對シ異議ヲ申立ツルコトヲ得ス

主權地埼玉縣聯合會議所に於ては、審査委員の選任並に審査長として宮地技師の派遣方を中央會經由にて申請しその決定を待つて十一月二日より四日迄、出品茶の斤量検査を行ひ採取見本について、審査を開始し、その採點標準を左の如く定め委員は夫々の分擔につき同月九日全部の審査を終了した。

種 類	形 狀	色 澤	香 氣	水 色	滋 味	合 計
碾 茶	二〇	六〇	二〇	五〇	五〇	二〇〇
玉 露 茶	四〇	四〇	二〇	五〇	五〇	二〇〇
普通再製原茶	四〇	三五	三五	四五	四五	二〇〇
巴斯ケ再製原茶	六〇	四〇	三〇	四〇	三〇	二〇〇
内國向再製煎茶	四〇	三五	三五	四五	四五	二〇〇
輸出向再製茶	四〇	三五	三五	四五	四五	二〇〇
巴斯ケ再製茶	六〇	四〇	三〇	四〇	三〇	二〇〇

採 點 標 準

紅 茶	綠 茶	烏 龍 茶	玉 露 茶	玉 露 茶	玉 露 茶	玉 露 茶
三〇	四〇	六〇	四〇	四〇	二〇	二〇〇
一〇〇	四〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇〇

右審査の結果擬賞者として一等十一名、二等二十二名、三等百五十四名、合計百八十七名を選抜、十一月十三日、同縣川越高等女學校に於て褒賞授與式を舉行、田中農商務次官、伊藤農産課長、堀口埼玉縣知事、宮地茶業試驗場長、粕谷綾部兩代議士、同縣郡町會議員並各官公衛長、縣内外茶業關係役員及代表者受賞者等六百餘名出席、大谷中央會々頭開會の辭を述べて戊申詔書を捧讀し、宮地審査長の審査報告により大谷會頭褒賞を授與し、池谷埼玉縣茶業會頭の式辭田中次官の農相告辭代讀、堀口同縣知事其他來賓の祝辭、受賞者總代の答辭にて式を閉づ、因に同會出品茶は川越町北尋常小學校内に陳列して一般の縦覽に供した。

審査報告及び府縣別成績一覽表、受賞者氏名左の如し。

審 査 報 告

第五回全國製茶品評會審査終了シ本日ヲトシテ褒賞授與ノ式典ヲ舉行セラル、ニ際シ審査ノ成績ヲ報告シ授賞ノ申請ヲ爲スヲ得ルハ不肖ノ大ニ光榮トスル所ナリ

審査ハ出品ヲ全部匿名トシ形状、色澤、水色、香氣、滋味ノ五項目ニ付キ各別ニ審査附點シ其合計點ノ高下ニヨリ優劣ヲ判定擬賞セリ今回ノ出品ハ二府十六縣及ビ臺灣ニ亘リ出品點數ハ五百六十一點ニシテ前回ニ比シ百二十點ヲ加ヘタリ今種類別ニ概評ヲ試ムレバ

碾茶ハ出品五點ニシテ品質ノ見ルモノ少ナカリシ

玉露ハ二十三點ニシテ山城産ハ品質概シテ良好ニシテ他地方産ノモノハ形状、色澤、香味共ニ凡テ著シク劣レリ特ニ山城産優等品ニアリテハ品質極メテ優良ニシテ眞ニ賞賛ニ値セリ

普通再製原茶二百六十九點巴斯ケ再製原茶六十一點合計三百三十點ニシテ今回ノ出品中最モ重キヲ爲スベキモノナリ殆ンド手採製ニシテ優品ニ乏シカラザリシガ一般ニ最モ良好ナリシハ滋賀縣朝宮産ナリトス本産地ハ第一回ヨリ今回ニ至ル五回ヲ通シテ常ニ首席ヲ占メ一頭地ヲ拔ケルハ誠ニ滋賀縣茶業者ノ名譽ト云フベシ其栽培製造ノ方法ヲ維持發達セシムルハ獨リ本産地ノ爲メノミナラ

各種博覽會品評會

〔四七九〕





各種博覽會品評會

(四八四)

- 第一條 本品評會ハ製茶ノ製造ニ對スル生産家ノ自覺ヲ促シ製造方針ヲ確定セシムルヲ以テ目的トス
- 第二條 本品評會ハ大正十四年度ノ製茶ヲ以テ現行ニ定ムル手續ニヨリ奈良縣茶業組合會議所ニ於テ主催ス
- 第三條 出品ハ本邦内生産ノ原茶ニシテ煎茶、玉露茶、手揉製煎茶、機械製煎茶、紅茶ノ五種トス
- 第四條 出品ハ一點ニ付煎茶紅茶ハ五貫匁煎茶玉露茶ハ一貫匁トス但シ定量ニ滿タサルモノハ參考品トス
- 第五條 出品ハ各種團體若クハ個人ニ於テ之ヲナシ所轄聯合會議所若クハ茶業組合ヲ經テ出品ノ手續ヲ爲スモノトス
- 第六條 出品ニハ必ス第三條ニ掲ゲタル品名及其ノ製造方法數量(皆掛風袋正味ノ明記ヲ要ス)出品人住所氏名ヲ明記シ五月三十一日迄ニ主催地聯合會議所ヘ申告シ六月二十日迄ニ現品ヲ同所ニ送附スルモノトス
- 第七條 出品人ハ種類ノ異ナルモノニ非ラザレハ二點以上ヲ出品スルコトヲ得ス
- 第八條 出品茶ハ必ス變質セサル様完全ナル荷造ヲナス可シ但シ出品ニ要スル荷造費及運賃ハ出品者ノ負擔トス
- 第九條 出品茶ハ到着ノ都度其ノ非賣タルノ表示アルモノノ外之ヲ賣賣ニ附シ代金ハ所轄聯合會議所若クハ茶業組合ヲ經テ送附ス但シ送金手数料又ハ非賣品タルニヨリ返付スル製茶ノ運賃ハ出品者ノ負擔トス
- 第十條 出品茶一點ニ付煎茶ハ陳列用審査用及賣見本用トシテ百匁煎茶及玉露ハ八十匁ヲ使用スルモノトス
- 第十一條 出品ノ審査ハ九月賣見本授與ハ十月中之ヲ施行スルモノトス
- 第十二條 賣見ハ一等、二等、三等、四等ノ四種トシ左記賞金ヲ授與スルモノトス
  - △壹等 金貳拾圓
  - △貳等 金拾圓
  - △參等 金五圓
  - △四等 金貳圓
- 第十三條 同一出品人ニシテ二點以上入賞セル場合ハ其ノ最高ノモノノミニ授賞ス
- 第十四條 出品茶ノ審査方法ハ審査内規ヲ定メ之ニ據ルモノトス
- 第十五條 審査員ハ本所會頭之ヲ囑託スルモノトス
- 第十六條 同一ノ製茶ヲ數人ニ分配シテ出品シタルモノト認定シタル時又ハ申告シタル製茶方法ト異リタルモノト認定シタル時ハ其ノ審査ヲ拒絕ス
- 第十七條 賣見ハ本所會頭之ヲ授與ス
- 第十八條 審査ノ決定並ニ賣見處分ニ對シ異議ヲ申立テ得ル事ヲ得ス

出品茶共同販賣ノ狀況報告

出品製茶ハ六月二十日ニ至リテ大半着荷セルヲ以テ、六月二十一、二ノ二日間ニ係員、役員立會ノ上嚴密ニ見本採取ヲナシタル後、七月五日ヲ第一回共同販賣日ト決定シ茶業組合會議所各關係者各府縣茶商人ニ其旨通告ヲ發セリ。

當日ハ第一回ヨリ四回ニ亙リテ各回五十點ヲ提出シ賣見ニ附シタリ

一回ノ賣見ヲ一時間半ト豫定シ見本ノ鑑定ヲ四十分トシ現品受付番號順ニ依リテ競争入札ヲナシメ一回毎ニ開標シテノ都度落札者ヲ發表シタリ、特別ノ豫定價格ノ指定ナキモノト雖モ本所ニ於テ評價ヲ入札右價格ニ其シキ差異アルモノハ販賣セス其他ハ全部賣見ヲナセリ。

引續キ七月十二日ニ第二回七月二十五日ニ第三回前同方法ニヨリ販賣ヲナセリ。

前同ニ比シ商人ノ出席少カリシモ各商人ノ賣見ニヨリ相當ノ賣行キヲ見タリ。

△總販賣見本提出點數 四百三十七點 △内豫定價格ニ達セサル點數 八十五點 △販賣セル點數 三百五十二點(内譯玉露 三十八點 煎茶 四十四點 煎茶 二百七十點) △此販賣價格合計 金壹萬壹千五百五拾圓 △煎茶最高一貫目金貳拾圓 最低一貫目 金四圓五拾圓 △玉露最高一貫目 金六拾貳圓 最低一貫目 金貳拾圓 △煎茶最高一貫目 金六拾圓 最低一貫目 金貳拾五圓

以上ノ販賣成績ヲ得タリシモ販賣期日ノ六月末ヨリ七月、八月ハ梅雨ヨリ土用ト茶感産期トテ各商人ハ品箱ミノ烈シク且ツ荷問ヘノ時期ニテ販賣ニ對シ時期宜敷カラスト考ヘタルニ倉庫ノ都合モアリ保管ニモ相當ノ經費ヲ要スルモノナレハ止ムヲ得ス實行セザルハ遺憾ナリキ

以上共同販賣に附するに先立ち、六月二十一日より二日間、係員、役員立會ひ到着順により一定量の審査用見本を採取し、九月五日より同縣添上郡役所内に於て審査を開始した。審査委員は、

△審査長 農林省農部 山澤副會頭の兩氏加はり審査内規を定めて慎重に之に當つたが、其採點方法は先例を破つて品質本位の見方から、形状よりも内容に重點を置き、價格、乾燥、製造の手續、出品期日等の諸事項をも考慮に加へ、

(四八五)

各審査項目に亘りそれ／＼主査を置き、左記の如く分擔して審査に當つた。

△形状(正) 原崎源作(副) 中村藤吉      △色澤(正) 藤山宇藏(副) 加藤彌太郎  
△香氣(正) 繁田武平(副) 原崎源作      △味(正) 中村藤吉(副) 藤山宇藏  
△水色(正) 加藤彌太郎(副) 繁田武平

右の審査に用ゐたる採點標準は左の如きものであつた。

種別	形状	色澤	水色	香氣	味	合計
種茶	一〇	三〇	一〇	二五	二五	一〇〇
玉露	一五	二〇	一五	二五	二五	一〇〇
煎茶	一八	一七	一五	二五	二五	一〇〇

右により審査の結果、擬賞者一、二、三、四等十八點、三、四等四十點、四等八十點、合計百四十八點を選抜。十月二十日、奈良市公會堂に於て褒賞授與式を舉行、來賓早速農林大臣代理關部彰氏、池松京都府知事代理、鈴木奈良縣知事兼齋藤内務部長、多湖勸業課長、森田同縣會議長、淺田同縣農會會長、及び全國府縣聯合會々頭其他、中央會より尾崎副會頭以下相澤理事等列席、式は奈良縣聯合會副會頭山澤兵一郎氏の開會の辭、杉本同縣會頭の戊申詔書捧讀、審査長關部農産課長の審査報告並に授賞申請あり、尾崎中央會副會頭より褒賞並に同縣茶業功勞者表彰狀を授與し、會頭に代つて式辭を朗讀、主催地奈良縣杉本會頭の式辭、關部氏の農租告辭代讀、鈴木奈良縣知事其他來賓の祝辭、受賞者總代、被表彰者總代の答辭等ありて、午後一時半式を終る。

審査報告、及び府縣別成績一覽表、受賞者氏名左の如し。

審 査 報 告

第六回全國製茶品評會審査終了報告書本日付トシテ褒賞授與ノ式典ヲ舉行セラル、ニ際シ審査ノ成績ヲ報告シ授賞ノ申請ヲ爲スヲ得ルハ不肖ノ光榮トスル所ナリ

本審査ニ於テハ出品ハ全部之ヲ製名トシ審査項目ハ形状、色澤、水色、香氣、滋味ノ五種ニ分チ各別ニ審査點シ其ノ合計點ノ多寡ニ依リ優劣ヲ判定擬賞セリ。

今回ノ製茶品評會ノ目的ハ茶ノ製造ニ關シ時勢ノ要求ニ應スヘク生産家ノ覺醒ヲ促シ舊來ノ製茶方法ニ一改革ヲ加ヘシメントスルニアリ而シテ此ノ趣旨ニ照シテハシテハ審査ノ方法ハ自ら従前ノ慣例ニ拘泥スルヲ得サルモノアリ即チ從來ハ茶ノ品評ニ當リ概シテ其ノ外觀的方面即チ形状、色澤、水色等ニ關シ重キヲ置クニ過キタル嫌疑アリシカ茶ノ本質ト現時ニ於ケル内外製茶嗜好ノ趨勢トニ鑑ミルトキハ外觀ヨリモ寧ロ其ノ實質的方面即チ香氣及滋味等ニ付キ特ニ注意ヲ拂フヲ以テ其ノ本體トナスヘキモノト認メ今回ハ新ニ此ノ方針ノ下ニ審査ヲ行フコト、ナセリ

出品ハ三府十三縣ニ亘リ其ノ點數四百三十七點ニシテ前同ニ比シ百二十五點ヲ減シタリ蓋シ今回ノ出品ハ從來ニ於ケルモノト其ノ懸ヲ異ニシ大量出品ナリシ關係上出品茶ノ製造困難ナルモノアリシニ因リテ今種別別ニ點評ヲ試ムレハ  
種茶ハ出品四十三點ニシテ全部京都府ノ産ナリ特別ノ優品ヲ見サレト雖モ品質概シテ良好ナリ中ニ二三點機械製ノモノヲ認メ  
玉露ハ出品五十五點ニシテ中ニ機械製及半機械製九點ヲ有ス、種茶ト同様格段ノ優品ナカリシト雖モ品質概シテ良好ナリ就中京都府下ノ出品ニ優品多キハ寧ロ當然トスヘキモ静岡及埼玉縣下ノ出品ニ係ルモノニ相當優秀ナルモノヲ見タルハ頗ル意ヲ強ウスルニ足レリ、玉露ノ機械製法ニ最近ノ發達ニ關セルカ而シテ品質殆ト手揉製上品ニ劣ラサルモノヲ有シ大部分既ニ實用ノ域ニ達セルモノ、如ク認メタル、ハ定ニ欣フヘキ現象ニシテ更ニ一層ノ工夫ヲ要ラスニ於テハ全然其ノ機械化ヲ期シ得ヘシ。

手揉製種茶ハ出品百二十一點ニシテ埼玉奈良京都等ノ出品中ニハ品質頗ル優秀ナルモノナキニアラスト雖モ概シテ前同ニ比シ進歩ノ跡ヲ認ムルコト能ハス是レ蓋シ機械製茶ノ勃興ニ伴ヒ其ノ發達ニ處ケルヲ示スモノナル乎  
機械製種茶及半機械製種茶ハ合計二百二十二點ニシテ内純機械製ハ百三十九點ノ多數ヲ占メタリ、是等ハ今回ノ出品中最モ重キヲ爲スモノニシテ何レモ前同ニ比シ著シキ進歩ヲ示セリ唯機械製茶ノ先進地タル静岡縣下ノ出品カ豫期ニ反シテ少數ナリシハ寂寞ノ感アリト雖モ鹿兒島、埼玉、奈良、京都、三重等ノ各府縣ヨリノ出品中ニ比較的優品多ク殆ト手揉高級品ニ劣ラサル逸品ヲ見受ケタルハ是等ノ地方ニ於ケル近來ノ機運ヲ窺フニ足ルヘク前途ノ有望ナルヲ祝セサル能ハス、然レトモ多數ノ出品中ニハ尙形状粗大



各種博覽會品評會

〔四八八〕

ナルモノ、生業ノ取扱不良ナル爲業傷ミテ生シタルモノ、水色混濁セルモノ、滋味淡白ナルモノ、糖質、油質等ノ異臭アルモノ、或ハ機械ノ使用法不熟練ナル爲品質ヲ損シタルモノ等夥カラス是等ノ出品者ハ今回ノ成績ニ鑑ミ其ノ改良ニ付キ十分ノ注意ヲ持ハシコトヲ望ム。

紅茶ハ内地ノ生産多カラサルニ依ルヘシト雖モ一點ノ出品ヲモ見ルコト能ハサリシハ遺憾ナリト謂ハサルヘカラス。要之今回ノ出品ハ前回ニ比シ概シテ成績良好ニシテ就中機械製茶ニ於テ著シキ進歩ヲ見タリ然リト雖モ仔細ニ之ヲ檢スルトキハ尙改良ノ餘地夥カラサルモアルヲ以テ是等ニ就テハ更ニ一段ノ研究ヲ望ム、惟フニ今回ノ茶業界ハ一大覺醒ノ時機ニ遇セルモノニシテ製茶品質ノ點ニ關シテハ内外需要者ノ嗜好ニ適スル香味良好ナル茶ノ製造ニ留意スルヲ必要トスルト共ニ茶業經營ノ方法ニ關シテハ事情ノ許ス限リ機械製法ヲ採用シテノ經濟的生產ト其ノ生産ノ増加トヲ圖リ以テ時勢ノ推移ニ適應スル所ナルヘカラス。審査ノ結果ハ一等賞十名、二等賞十八名、三等賞四十名、合計百四十八名ヲ撰拔擬賞セリ若クハ賞賞授與アラントコトヲ大正十四年十月十七日。

審査長 農林技師 從五位勳五等 間 部 彰

府縣別成績一覽表

府縣別	出品數	壹等	貳等	參等	四等	合計
東京府	二	一	一	一	一	四
京都府	一三	三	八	一	一	一三
大阪府	一	一	一	一	一	四
奈良縣	一五	一	一	一	一	四
埼玉縣	四	一	一	一	一	四
靜岡縣	三	一	一	一	一	四
三重縣	三	一	一	一	一	四
宮崎縣	一	一	一	一	一	四
鹿児島縣	一	一	一	一	一	四
府縣別	出品數	壹等	貳等	參等	四等	合計
前賀縣	三	一	一	一	一	四
兵庫縣	五	一	一	一	一	四
愛媛縣	二	一	一	一	一	四
熊本縣	九	一	一	一	一	四
茨城縣	六	一	一	一	一	四
石川縣	二	一	一	一	一	四
高知縣	二	一	一	一	一	四
總計	四七	一〇	一八	一〇	一〇	一八

受賞者氏名

△手揉煎茶 (壹等) 埼玉箱谷金藏、小澤徳吉、奈良大和茶普及會、淨土製茶共同組合、京都狹川市太郎、(貳等) 宮崎森傳助、奈良森本豊治郎、今西新太郎、京都時田其三郎、谷口幾太郎、井岡秀次郎、奥村宗伯、埼玉池野頼義、島村政吉、(參等) 埼玉田畑久治、我野丈平、滋賀近江茶販賣組合、白木喜三郎、大原平藏、京都山本清次郎、今西寛三、奈良藤山俊徳、奈良茶業研究會、岡田由松、中島寅藏、鹿児島宇田文藏、(四等) 埼玉大榮太郎吉、町田源四郎、カフエン俱樂部代表吉田富五郎、雪平幸次郎、近藤一平、吉田平一郎、滋賀洞清吉、植田稔、白木安次郎、洞武藏、曾和治正、植西又吉、山本藤太郎、辻本彌一郎、曾和太三郎、井田岩吉、上西吉太郎、奈良南田共同製茶組合、廣田京松、古川繁利、上田徳松、平田徳松、豊田岩吉、横田慶藏、中西信一、中村末吉、静岡森下藤四郎、松下藤一、岩田文吉、栗田源一郎、京都早川安治郎、播磨元太郎、中島卯之松、熊本植田金作、渡邊孝行、市川喜太郎、宮崎渡邊民三郎、三重浦辻嘉藏、菊山萬藏、倉本榮太郎

△機械煎茶 (壹等) 鹿児島後嶺上農事小組合、埼玉渡邊三平、奈良久保田清吉、(貳等) 鹿児島横山助右衛門、福留伸右衛門、埼玉栗原惣作、大野良平、三重小林貞次郎、(參等) 京都築山甚太郎、太田太一郎、山本友次郎、埼玉平沼正三、繁田庸三郎、中村俊平、山田彌重、宮崎九南製茶南條福一、梯孝二郎、静岡安倍郡茶業組合、奈良上岡市太郎、(四等) 三重村田長右衛門、新町共同製茶組合、廣田辰次郎、静岡池ヶ谷桂作、寺尾幸作、鈴木友次郎、宮崎日高經次、石川大八郎、奈良鹽田善六、今西平智、幸場喜太郎、的場佐市、林勝治郎、澤田松太郎、西谷松次郎、井上直次郎、埼玉野村平吉、市村高彦、市川製茶場、島村多七、宮本三喜、長尾北村庄次郎、古川豊造、上村佐太郎

△玉露 (壹等) 京都平岡甚太郎、(貳等) 静岡築地光太郎、京都小西茂左衛門、(參等) 京都築山甚三郎、田宮富造、秋山豊治郎、埼玉紫田誠一、(四等) 埼玉發智金次郎、京都並川愛次郎、前川政一、山本榮治郎、北岡清次郎、藤村太三郎、久保田吉之助、石川高木政之丞

△茶 (壹等) 京都渡邊竹次郎、(貳等) 京都太田伍一郎、久保田清次郎、(參等) 京都太田愛之助、小西周次郎、奥西芳太郎、大石末吉、(四等) 京都菊岡助一郎、平野甚兵衛、清水卯三郎、能勢孫一、細川利助、大石宗八、山田庄右衛門

第七回(茶業組合創立五十周年記念) 過ぐる大正十四年奈良縣に於て第六回の全國品評會を開設した

る以來、海外宣傳其他内外多事にして、中央會としての品評會事業は一時中絶の已むなき事情にあり、此間十有餘年、

各種博覽會品評會

〔四八九〕

製造販賣共に頗る多角的となり、從來緑茶一點張なりし經營は、玉緑茶、紅茶、玉露、冠せ茶、碾茶等各方面に涉りて日本茶の足場を多岐ならしめたのに鑑み、昭和九年、茶業組合創立五十周年記念事業として、こゝに第七回全國製茶品評會を開催し、全國當業者をして互にその技を競はしむると共に、製品の時代的傾向と、經濟的反映とを知らんことに目標を置き、同年四月品評會規程を制定發表して、全國業者の出品を促がした。規程に擧げられた出品茶の種類は、煎茶、玉緑茶、玉露茶、碾茶、紅茶の五種で、別にかぶせ茶をも審査に加へ、参考品には各種の再製加工茶を出品せしむることとし、その審査には近代の新要求として製茶に課せられて居る理化學的判別を加味する方針を以て總ての準備を整へ、出品の分量は一點につき和斤二斤を一斤罐二個(玉露は半斤罐二個)に收めしめ、その解説書は八月三十一日まで、現品は九月十六日まで、静岡縣金谷町(牧野原)國立茶業試驗場内中央會議所審査部に提出せしむることとなし夫々の手続きを進めたが、右期日迄の出品點數三府三十一縣より参考品を加へて五百九十點の多きに上り、前回よりも品質優秀且つ百五十二點を増加するの盛況であつた。品評會の規程、品評會の趣旨及び其の施行方法説明書は左の如くである。

茶業組合創立五十周年記念第七回全國製茶品評會規程

- 第一條 本品評會ハ茶業組合創立五十周年ヲ記念シ各府縣生産茶ノ品質ノ長短並其性質ヲ明カニシ當業者及研究者ノ參考ニ供シ我國茶業ノ改良發達ヲ促スヲ以テ目的トス
- 第二條 本品評會ハ茶業組合中央會議所之ヲ主催シ茶業組合創立五十周年記念第七回全國製茶品評會ト稱ス
- 第三條 本品評會ハ静岡縣静岡市ニ於テ之ヲ開催ス
- 第四條 出品茶ハ昭和九年本邦内地ニ於テ生産セラレタル原茶ニシテ出品者ノ生産シタルモノタルコトヲ要シ其ノ種類ハ煎茶、玉露茶、玉露茶、碾茶及紅茶トス但シ内地向又ハ輸出向再製茶及製茶ノ加工品其ノ他各種ノ製茶並内地以外ニ於テ生産セラレタル製茶ハ參考品トシテ之ヲ出品スルコトヲ得

第五條 第四條本文ニ規定セル出品茶ノ各府縣割當數ハ別表ノ通トス

第六條 出品茶ハ一點ニ付二斤(和斤)トシ一斤罐入二個トス但シ容積粗大ナル製茶ハ一斤罐二個ニ滿ツル量トシ玉露茶ハ半斤罐二個トナスコトヲ得

第七條 出品者ハ團體又ハ個人トシ所轄茶業組合聯合會評所(聯合會議所ナキ府縣ニアリテハ茶業組合)ニ於テ選抜シ取願メノ上之ヲ出品スルモノトス

第八條 出品茶及參考品ノ出品ニ要スル荷造費及運賃ハ出品者ノ負擔トス

第九條 出品茶及參考品ニハ必ス品名及出品者ノ住所氏名ヲ明記シ別ニ定ムル様式ニ依ル解説書ヲ付シ解説書ハ昭和九年八月三十一日迄ニ現品ハ同年九月十五日迄ニ静岡縣藤原郡金谷町茶業試驗場内茶業組合中央會議所主催第七回全國製茶品評會審査部ニ到着スル様送付スルモノトス但シ參考品ニ付スヘキ解説書ニシテ前項ノ様式ニ依リ難キモノハ出品者ニ於テ適宜ニ記載スルモノトス

第十條 出品物ハ審査陣列及調査研究用トシテ使用シ之ヲ返付セサルモノトス但シ參考品ニシテ特ニ返戻ヲ希望セル物ハ此ノ限ニ

第十一條 審査ハ昭和九年十月中ニ褒賞授與式ハ同年十一月中ニ之ヲ施行スルモノトス但シ時宜ニ依リ變更スルコトアルヘシ

第十二條 褒賞ハ一等、二等、三等ノ三階級トシ入賞者ニハ各之ニ相當スル賞牌ヲ授與ス入賞セサル出品者及有益ナル參考品ノ出品者ニ對シテハ記念章ヲ授與ス

第十三條 褒賞授與ノ割合ハ出品總數ノ三割五分以内トシ各等ノ割當數ハ審査長審査委員會ニ諮リ之ヲ決定スルモノトス

第十四條 同一出品ニシテ二點以上授賞スヘキモノアル場合ニハ其ノ最高等級ノモノ、ミニニ授賞ス

第十五條 出品人ハ褒賞ノ授與ヲ拒ムコトヲ得ス

第十六條 審査ニ關スル規定ハ審査長審査委員會ニ諮リ之ヲ定メ會頭ニ報告スルモノトス

第十七條 審査長ハ農林大臣ニ其派遣ヲ申請スルモノトス

第十八條 審査員ハ本所會頭之ヲ囑託ス

各種博覽會品評會

第十九條 審査上必要アリト認メタルトキハ審査顧問ヲ置クコトヲ得審査顧問ハ會頭之ヲ囑託ス  
 第二十條 褒賞ハ審査長ノ稟請ニ依リ本所會頭之ヲ授與ス  
 第二十一條 審査ノ決定ニ對シテハ異議ノ申立ヲナスコトヲ得ス

(四九二)

各府縣出品茶數割當表

茶業組合創立五十周年記念第七回全國製茶品評會規程第五條ニ依リ各府縣ノ出品點數ノ割當ヲ左ノ通定ム。

府縣名	出品點數	府縣名	出品點數
靜岡縣	一〇〇	奈良縣	二五
京都府	四〇	滋賀縣	二〇
三重縣	三〇	熊本縣	二〇
鹿兒島縣	三〇	宮崎縣	二〇
埼玉縣	二五	茨城縣	一五
		其他府縣	各一〇

解說書様式

- 一、製茶ノ種類 (煎茶、冠セ茶、玉露茶、蒸製玉露茶、釜蒸製玉露茶、碾茶、紅茶等トシ參考品ノ名稱ハ適宜ニ記載スルコト)  
 一、一貫匁ノ價格 (製茶ノ最目ヲ斤ニテ現ハス習慣ナルトキハ百斤價格トスルモ可ナリ、此場合ニハ和斤ナルヤ封度ナルヤヲ明カニスルコト、參考品ノ價格ハ適宜ニ記載スルコト)  
 一、機械製又ハ手採製  
 一、原料生産地 (府縣郡町村字等)  
 一、原料生産地ノ地形 (山間部、平坦部等、谷間ニアリテハ谷川ノ流レノ方向、傾斜地ニアリテハ其傾斜ノ方向等ヲ成ルベク記入スルコト)

入スルコト)

- 一、標 高 (海拔幾尺又ハ幾メートル、但シ不明ナル時ハ高地低地トスルコト)  
 一、原料生産地ノ日射ノ強弱 (『終日日射強シ』『地形、樹蔭等ノ關係ヨリ日射弱シ』等成ルベク詳細ニ記入スルコトヲ望ム)  
 一、原料生産地ノ地質、土性 (壤土、埴土、腐植土、硬質壤土、硬質埴土等、地質系統ノ明カナルモノハ成ルベク之ヲ記載スルコトヲ望ム)  
 一、製造ノ目的 (内地需要、米國向、モロツコ向、ソヴエート聯邦向、滿洲向等)  
 一、販賣先  
 一、審査上特ニ注意ヲ要スル事項 (『香氣ヲ主トス』『味ヲ主トス』『色澤ヲ主トス』等、特ニ要望スベキ點ナキトキハ強テ記入スルニ及バズ)  
 一、參考トナルベキ事項 (任意ニ成ルベク詳細ニ記述スルコトヲ望ム但シ特ニ記スベキ事ナキ場合ニハ強テ記入スルニ及バズ)

品評會ノ趣旨並施行方法說明書

- 一、趣旨 本品評會ハ茶業組合創立五十周年ヲ記念シ各府縣生産茶ノ品質ノ長短並其性質ヲ明カニシ出品茶ヲ通シテ全國ノ製茶ノ狀態ヲ知り製茶ノ方針並販賣上ノ參考ニ資シ且ツ茶樹品種改良、其他學術的研究ニモ貢獻センコトヲ期ス從テ從來ノ品評會ニテ行ハレタル普通審査法ノ外成ルベク化學的分析並其他ノ調査ヲモ行ヒ精確ナル報告書ヲ作成シ五十周年記念ノ意義ヲ全フセントス依テ出品者ハ固ヨリ各府縣茶業組合聯合會議所、縣茶業組合、縣、組合ノ技術員、指導者等ニ於テ本會ノ趣旨ヲ贊シ充分ニ協力セラレ受賞以外ニ各産業地ノ品質ニ關スル實狀ヲ知ルコトニ重キヲ置キ出品茶並解説書ハ實際ト相違セザル様深甚ノ注意ヲ拂ハレンコトヲ希望ス
- 二、出品茶ノ種類 從來ノ本所主催ノ品評會ニ於テハ原茶ト共ニ内地向、輸出向再製茶モ出品セラレタルガ出品茶ノ大多數ハ原茶ナリシ而シテ第六回品評會ニ於テハ出品茶ハ凡テ原茶ニ限定セリ今回ハ第六回ノ例ニ準ジ一般出品ヲ原茶トシ(再製茶ハ參考品トセリ)其調製ノ程度ハ從來ノ本所主催品評會ニ於ケル出品茶ニ準ズルモノトス
- 三、出品方法 各府縣ニテ成ル可ク品評會ヲ開催シ適品ヲ選抜出品セラル、コトヲ希望スルモ府縣ニ於テ品評會ヲ開催セサル場合

(四九三)

各種博覽會品評會

各種博覽會品評會

〔四九四〕

- ニハ適宜ノ方法ニ依リ之ヲ選抜シ茶業組合聯合會議所、縣茶業組合（茶業組合規則ヲ施行セザル縣ニアリテハ適宜ノ機關）ニ於テ取極メ出品スルモノトス
- 出品ニ際シテハ成ル可ク全府縣下ノ製茶ノ品質ヲ明カニスルコトニ注意シ出品ヲ一區域内（例ヘバ或一郡）ニ集中セザル様注意セラレンコトヲ望ム
- 尙府縣ニテ品評會ヲ開催シタル場合ニハ參考トシテ其成績表ヲ送付セラレンコトヲ望ム
- 四、出品數量 從來ノ本所主催製茶品評會ニ於テハ第一回ヨリ第五回迄ハ出品茶ノ量ハ煎茶一點五斤、第六回ハ五貫匁ナリシモ今回ハ成ル可ク廣ク全國ノ製茶ヲ蒐集スルノ便宜上ト各府縣茶業組合等ノ協力ニ依リ適當ナル出品茶ヲ得ルノ確信トニヨリ出品量ヲ減少セリ
- 五、參考品 一般出品ハ原品ニ限リタルモ内地向及輸出向再製茶（成ル可ク原茶ヲ添付セラレンコトヲ望ム）、臺灣産茶、外國産茶、其他各種ノ製茶、製茶ノ加工品等ハ參考品トシテ出品セラレンコトヲ希望ス
- 六、解説書 解説書ハ必ズ之ヲ提出スルモノトス
- 解説書ノ正確ナルヤ否ヤハ本品評會ノ目的達成上重要ナル關係ヲ有スルヲ以テ組合技術員、府縣技術員其他適當ノ人ニ於テ其適否ヲ檢シ又ハ出品者ニ代リテ記載シ其適正ヲ期セラレンコトヲ望ム
- 七、解説書及現品送付ノ期日 從來ノ品評會ニ於テハ往々現品ノ到着遲滞シ審査上ニ支障ヲ來シタルコト少ナカラザリシヲ以テ今回ハ必ズ期日通解説書並出品茶ヲ送付セラレンコトヲ望ム
- 八、各府縣ノ出品點數、茶樹ノ栽培面積、製茶ノ產額 從來ノ本所主催品評會ニ於ケル出品點數ヲ主トシ現在ノ各産茶地ノ狀態、本會ノ目的達成並審査上ノ便宜等ヲ考慮シ出品點數ノ配當ヲナセルヲ以テ成ル可ク配當通り出品セラレンコトヲ希望ス尤モ各府縣ノ都合上配當數ニ違セザルハ已ムヲ得ザルモノトス但シ參考品ハ此ノ配當數中ニ含まレザルモノトス
- 九、審査方針 審査ニ關スル規定ハ審査長之ヲ審査委員會ニ諮リテ決定スベキモ大體ノ方針トシテハ品質ニ於テハ特殊ノモノヲ除クノ外外觀ヨリモ内容ニ重キヲ置キ販賣品トシテノ適否、需要ノ廣狭、價格ノ適否、及高低等ヲ考慮スル見込ナリトス
- 特色アル優良茶（例ヘバ香氣特ニ優秀ナルガ如キ）ハ他ノ審査事項ニ於テ優ル處ナシトスルモノ之ヲ推賞スル見込ナリトス
- 一〇、授賞數 出品總數ノ三割五分以内トシ一等、二等、三等ノ三階級トス其割合ハ審査長之ヲ審査委員會ニ諮リテ決定スベキモノトス
- 一等及二等ノ割合ヲ從來ノ本所主催品評會ニ於ケルヨリモ増加スル見込ナリ

賞與ハ從來ハ賞金ナリシモ今回ハ記念ノ意味ヲ以テ賞牌ヲ授與スルコト、セリ

- 一一、審査ノ場所 靜岡縣椛原郡金谷町農林省茶業試驗場審査室トスル見込ナリ
- 一二、出品物陳列場ハ靜岡縣靜岡市内トスル見込ナリ
- 一三、陳列期間 審査終了後五日乃至十日間ノ見込ナリ

特ニ參考トナルベキ出品茶ハ相當長期間茶業試驗場ニ依託保存シ閱覽ニ供スル見込ナリ

右の規程及び要項により出品された解説書及び現品は、同年十一月八日より十七日迄、牧野原國立茶業試驗場内の審査室に於て

△審査長農林技術部部 農林省茶業試驗場技術師出村要三郎、宮崎縣立農事試驗場川南分場地方農林技術師堀地重義、農林省茶業試驗場技術師高橋重、靜岡縣立農事試驗場茶業部地方農林技術師丸尾結六、靜岡縣茶業組合聯合會議所技術師小泉武雄、京都府茶業研究所長地方農林技術師淺田美穂 △審査顧問（同上）東京池田万藏、靜岡原崎源作、同縣有三、三重加藤彌太郎、農林省農林局農林技術手久木元猛、京都桑原善助

の諸氏熱心審査に當つたが、殊に今回の品評會には、新時代の要求により理化學的審査を加へて、その成分等についても優劣を吟味して採點を參酌し、將來の製茶研究に資することとした。その審査方法の内容は左の如くである。

理化學的審査説明

化學的審査法中、製茶ノ水分ハ茶業試驗場要報第一號製茶乾燥簡易檢定法ニヨリ、單仁、アントキア、及ビ可溶有機物ハ同場彙報第一號第一號所載ノ簡易化學的審査法ニ依ル、檢定ノ要領ハ左ノ如シ。

水分檢定法 出品茶到着後速カニ供試茶ヲ採取シ、鹽化コバルト試液紙ニヨリ含水量ヲ比色檢定シ其ノ水分含量%ヲ示セリ。

煎茶、冠セ茶、蒸製玉綠茶、玉露及碾茶三十四%臺ハ乾燥良、五十六%臺ハ中位、七%以上ハ不良

紅茶ハ四十五%臺乾燥シテ良、六%臺中位、七%以上ハ不良

萎妙茶ハ通例六一七%ニシテ八%以上ハ乾燥不良

各種博覽會品評會

〔四九五〕

全室素定量法 試料(細粉)〇・五耗ノ筒ヲ通セシモノ)〇・四瓦ヲ分解器ニ採リ濃硫酸一〇耗及ビ酸化劑(硫酸加里ト硫酸銅トヲ重量比九一一ニ混合セシモノ)三瓦ヲ加ヘ加熱分解シ鹽入式ケルダール室素定量改良法ニヨリ室素ヲ定量シ、固形物百分中ノ量ヲ示セリ。

室素含量ト品質關係、出品茶ノ分析結果ヲ通覽スルニ室素多キモノ必ズシモ品質ノ優位ヲ示サズト雖モ室素含量ト品質トノ間ニハ相當ノ關係ヲ有シ室素含量多キモノ品質概シテ良好ナリ。

可溶有機物、供試茶七分(二・六二瓦)ヲ製茶審查茶碗ニ秤取シ、之ニ熱湯(蒸留水)一八〇耗ヲ注加シ五分間浸出シ茶滓ヲ除キソノ浸出液五耗ヲ別個ノ茶碗ニ取リ、之ニ「インヂゴ」一耗ヲ加ヘ蒸留水一〇〇耗ヲ注加シ、過滿飽加里液ニテ滴定シ最後ノ一滴ニテ黄金色透明トナルニ要セシ過滿飽加里ノ量ヨリ「インヂゴ」ヲ酸化スルニ要セシ過滿飽加里液ノ量ヲ控除シ、ソノ數ヲ茶碗一個ノ浸出液ニ換算シ該「耗」數ヲ以テ可溶有機物ノ多少ヲ間接ニ比較表示セリ。

一、玉綠茶、及紅茶ノ浸出ニハ英國式審查茶碗ヲ用ヒ、茶重、二・八三瓦、熱湯一三〇耗、浸出時間五分間トセリ

一、審查茶碗一個中ノ浸出液ハ煎茶、玉露及ビ碾茶ハ一六〇耗、玉綠茶及ビ紅茶ハ同一一四耗トス

一、過滿飽加里 (Oxalic Acid 19.00K.Mil.)

可溶有機物 ソノ「耗」數ノ多キモノハ可溶分多キヲ示ス、煎茶一五〇以上ハ稍々多ク一四〇臺ハ中位、一三〇臺以下ハ過少蒸製玉綠茶ハ煎茶ニ準ズ、茶炒製玉綠茶ハ一二〇一三〇ハ稍々多ク、一一〇一三〇ハ中位、一〇〇以下ハ過少、冠茶ハ一三〇一四〇臺概シテ上位、一五〇臺ハ中位、一六〇以上ハ過多、玉露ハ一三〇以上ハ過多、一〇〇一三〇臺ハ中位、一〇〇以下ハ過少、碾茶ハ六〇一七〇臺概シテ上位、八〇臺稍々多ク、一〇〇以上ハ過多、紅茶ハ七〇以上ハ稍々多ク、七〇一五〇ハ中位、五〇以下ハ過少ニシテ水色、味共ニ淡白ニ失ス

單仁比色法、供試茶ノ浸出法ハ前記溶分ノ場合ト同ジ、ソノ浸出液ヨリ二耗ヅ、審查茶碗ニ取リ、之ニ水一〇耗ヲ加ヘ、鹽化鐵(四〇〇分ノ一)二耗ヲ加シ之ニ水一七〇耗ヲ加ヘテ鹽化鐵ニヨル單仁反應ヲ左記單仁比色標準表ニ比較シテ檢定セリ。

單仁色彩度	單仁比色標準表	單仁色彩度	單仁比色標準表
一 號	〇・〇〇〇一五六	九 號	〇・〇〇〇一五五四
二 號	〇・〇〇〇一二六	一〇 號	〇・〇〇〇一七二二

三 號	〇・〇〇〇二九四	一 號	〇・〇〇〇一九七四
四 號	〇・〇〇〇五四六	二 號	〇・〇〇〇二一四二
五 號	〇・〇〇〇七九八	三 號	〇・〇〇〇三九四
六 號	〇・〇〇〇九六六	四 號	〇・〇〇〇二六四六
七 號	〇・〇〇〇二一八	五 號	〇・〇〇〇二八一四
八 號	〇・〇〇〇一三八六		

煎茶ハ一三號ハ稍々濃厚ニシテ一一一二號ハ中位、一〇一九號ハヤ、少ナシ、九號以下ハ過少、味淡白ニ失ス、一四號以上ハ濃厚ニ失スルモ「アントキアン」反應〇一二號ノモノハ概シテ良品ニ屬ス、蒸製玉露茶一二一四號ハ上位、一一一〇號ハ中位、九號以下ハ淡白ニ失ス、茶炒茶ハ大體煎茶ニ準ズ

玉露ハ一二一三號ハ上位、一一一〇號ハ中位、一四號以上ハ濃厚ニ失ス、碾茶ハ七一八號ハ上位、九一一〇號ハ中位、一一號以上ハ濃厚ニ失ス、紅茶ハ九號以上ハ稍々濃厚、八號ハ中位、七號以下ハ淡白ニ失ス

アントキアン檢定法 製茶審查茶碗(米國式)ニ供試茶七分(二・六二瓦)ヲ秤取シ、之ニ熱湯ヲ注加シ五分間浸出シタル後速カニ茶滓ヲ除去シ其ノ浸出液ニ稀鹽酸(一一三)七一八滴ヲ滴加シ、其ノ濃度ヲ左記「アントキアン」色素標準表ニ比較シテ檢定セリ。

アントキアン色彩度	アントキアン濃度	アントキアン色彩度	アントキアン濃度
〇 號	〇	五 號	一〇〇〇〇分ノ一
一 號	一二八〇〇分ノ一	六 號	八〇〇〇分ノ一
二 號	六四〇〇分ノ一	七 號	四〇〇〇分ノ一
三 號	三二〇〇分ノ一	八 號	二〇〇〇分ノ一
四 號	一六〇〇分ノ一	九 號	一〇〇〇分ノ一

〇號ハアントキアン反應ナキモノ、香號ヲ増スニ從テアントキアン量ヲ増加ス

煎茶〇一二號ハアントキアン少ナク、三一二四號ハ中位、五九九號ハ赤芽ニシテ製茶ノ品質不良ノモノ多シ、玉綠茶ハ煎茶ニ準ズ冠茶ハ〇一一號ハ上位、二一三ハ中位、四一九號ハ過多、玉露及碾茶ハ正常品ハアントキアン含有セズ、二號以上ノモノハ玉

露トシテノ資格ヲ缺クモノ多シ、紅茶ハ之ヲ檢定セズ  
水素イオン濃度 供試茶ノ浸出ハ前記可溶有機物ノ檢定ノ場合ト同様ニシ、ソノ浸出液ヲ供用シテ板野式電氣的キンヒドロソ水素  
イオン濃度測定器ニヨリ測定セリ。

水素イオン濃度ト製茶品質トノ關係ハ未ダ明カナラズ本檢定ニ依レバ茶ノ浸出液ハ極メテ微酸性ニシテ綠茶ハ各種別ニハ大差ナ  
キモ紅茶ハ綠茶ニ比較シテ酸性稍々強シ

水色ノ檢定 煎茶、玉露及ビ碾茶ハ米國式ニ依リ玉綠茶及ビ紅茶ハ英國式ニヨリ普通審査ト同様ニ夫々五分間浸出法ニヨリ浸出液  
ヲ作り同溶液ノ一部ヲ取リテ「ロヴキボンド・ナントメーター」(Løvland Tanninmeter) ヲ用ヒテ檢定シ水色ヲ既知ノ濃度ヲ有スル  
赤 (Red) 黄 (Yellow) 及ビ青 (Blue) ノ三原色ヲ以テ表示セリ、同測定ハ水槽ハ一・五リ、人工光線ヲ照源トシテ兩側ニ六〇「ワ  
ット」ノバルランプヲ使用セリ。

表中Rハ赤色 (Red) Vハ黄色 (Yellow) 及ビBハ青色 (Blue) ヲ表示シ、bハ輝度 (Brightness) ヲ示セリ

煎茶ハR〇・二〇・三、V一・〇〇・二、B〇・一〇・二ハ概シテ良、R〇・四又ハ〇・一ハ中位、R〇・五以上ハ赤味多シ、蒸  
製玉綠茶ハR〇・三、V二・二、B〇・一〇・二ハ概シテ上位、R〇・五以上ハ赤味多シ、釜炒茶ハR〇・四〇・  
五、V二・〇〇・三ハ概シテ上位、R〇・六中位同〇・七以上ハ赤味多シ、冠茶ハR〇・二、V一・〇〇・一ハ概シテ上位、  
R〇・三ハ中位、同〇・四以上ハ赤味多シ、玉露R〇・一〇・二、V一・一〇・一ハ概シテ上位R〇・三、V一・五  
ハ中位、R〇・四、V一・六以上ノモノハ水色濃厚ニ失スルカ又ハ赤味多シ、碾茶ハR〇・二〇・二、V〇・六一・二、B〇・一  
ハ概シテ上位、R〇・三、V二・〇〇・一以上ハ赤味多シ、紅茶R六・〇、V一七・〇以上ハ水色濃厚概シテ上位、R四・五一五・〇ハ中位  
R四・〇以下ハ水色淡白ニ失ス

以上の如く極めて綿密なる審査を行ひ、各委員の意見採點を綜合し、十一月二十五日の審査委員總會に於て最後の等  
級を決定してこれを會頭に提出、記念會に於ける褒賞授與に資した。かくて右の褒賞授與式は昭和十年二月一日午後一  
時半より東京九段軍人會館二階ホールに於て舉行、農林大臣代理小山田事務官、農林技師間部彰、久木元農林屬、其他  
代議士、茶業議員、新聞記者等來賓參列、受賞者及び一般組合員等二百餘名着席、中央會議所理事三橋四郎次氏舉式の

辭を述べ、會頭中村圓一郎氏申詔書を捧讀、審査長間部彰氏より別記の如き審査の經過及び結果を報告して褒賞授與  
を申請し、中村會頭より各種茶一等以下の入賞代表者に對し賞狀賞牌を授與す、その代表者左の如し。

- △煎茶 (機械製) 一等平沼正三 (埼玉) 二等中興勝繁 (奈良) 三等佃豐次郎 (奈良)
  - △煎茶 (手採製) 一等塚崎健次郎 (静岡) 二等水谷吉次郎 (京都) 三等町田儀平治 (埼玉) △玉露茶 一等石上誠一 (静岡) 二等山本榮次郎 (京  
都) 三等山本嘉兵衛 (東京) △碾茶 一等福井文吉 (京都) 二等小西茂雄 (京都) △カブセ茶 二等神山光  
次郎 (埼玉) 三等遠藤泰吉 (静岡) △玉綠茶 (蒸製) 一等中村米作 (静岡) 二等西出長五郎 (石川) △玉綠  
茶 (焙野製青柳製) 一、二、三等田中徳松 (佐賀) △紅茶 一等宮城源一郎 (静岡) 二等、三等淺沼淺次郎 (静岡)
- 右終りて、中村會頭の式辭、農林大臣告辭 (小山田事務官代讀) 來賓山口忠五郎 (静岡) 渡邊辰三郎 (京都) 兩氏の祝  
辭、受賞者總代平沼正三氏 (埼玉) の答辭あり、三橋理事閉式を告げ、來賓には夫々午後の酒餐を饗し、盛況裡に三時  
全く散會した。

審 査 報 告

審査報告書、會頭式辭、農林大臣告辭、來賓祝辭、受賞者總代答辭、茲に受賞者氏名は左の如し。

茶業組合創立五十周年記念第七回全國製茶品評會褒賞授與ノ式典ヲ舉行セラルルニ際シ審査ノ成績ヲ報告シ授賞ノ稟請ヲ爲スヲ得  
ルハ光榮トスル所ナリ  
今回ノ品評會ハ嘗ニ茶業組合ノ創立五十周年ヲ記念スルニ止マラズ出品茶ヲ通ジテ最近ニ於ケル各府縣産茶ノ長短並其ノ性質ヲ審  
ニシ以テ今後ニ於ケル我が製茶方針ノ確立並内外販路ノ擴張ニ資シ併テ學術的研究ニ貢獻センコトヲ期シタルモノナリ  
今回ノ審査ハ概實ニ於テハ從來ノ慣例ニ從ヒ普通審査ニ重キヲ置キタルモ時代ノ要求ニ基キ審査項目ニ多少ノ變更ヲ加ヘ其ノ評點  
ヲ加減シ又熟練ナル當業者諸氏ヲ煩ハシテ商品價値ヲモ査定シ更ニ理化學的審査ニツキテハ多大ノ勞費ヲ忍ビテ之ヲ遂行セリ之  
等ノ結果ハ載セテ審査成績表ニ明ニセリ仔細ニ之ヲ検討スルトキハ得ル處夥ナカラザルベシト信ズ

今回ノ出品ハ三府三十一縣ノ廣キニ亙リ且ツ臺灣其ノ他ヨリノ有益ナル參考品ノ出品モアリタルヲ以テ總數五百九十點ニ上リ前回は比シ百五十二點ヲ増加セリ此ノ如ク全國ノ製茶ヲ普ク一堂ニ集メ得タルハ嘗テ其ノ例ヲ見ザル所トス審査成績ノ詳細ハ別ニ發表スベキヲ以テ茲ニハ其ノ概評ヲ試ミントス

一、機械製茶ハ我が茶業ノ現況ニ鑑ミ出品點數ノ首位ヲ占ムルモノト期待シタルニモ係ラズ手揉製ニ比シ著シク少ク且ツ主要産地タル靜岡縣ノ出品僅ニ八點、三重縣ハ七點、京都府ノ如キハ出品皆無ナリシハ茶業ノ實狀ニ即セザルコト遠ク甚ダ遺憾トスル所ナリ然ルニ埼玉、奈良、鹿兒島等ノ諸縣ヨリハ相當ノ出品アリ且ツ比較的優良品モ多ク近年之等地方ノ機械製茶技術ノ進目醒シキモノアルヲ認メタリ然ルニ未ダ形狀不統一ニシテ香味淡白ナル等ノ缺點モアリテ一般的ニハ製茶ノ氣品ニ於テ手揉製ニ比シ尙相當ノ距離アリト認メラルルヲ以テ更ニ一段ノ努力ヲ要ス

二、手揉製茶ハ概シテ先進茶業地ト稱セララルル地方ノ出品多ク從テ優良品多シ從來斯ノ種製茶ハ兎角形狀ノ整正ニ急ナルノ餘リ内質ヲ損ジタルモノ多キ弊アリシガ今回ハ此ノ點ノ著シク改善セラレタルハ喜ブベシ

三、『カブセ』茶ハ從來玉露ノ代用トシテ用ヒラレ一般ニ排斥セラレタルガ最近ニ於テハ簡易ナル蒸籠セハ需害豫防並製茶ノ品質改善上有効ニシテ又茶業經營上極メテ肝要ナル製茶期間ノ延長ニ資スル所尠ナカラザルモノトシテ獎勵セララルニ至レリ而シテ今回ノ出品ハ此ノ目的ヨリスルトキハ冠セ度多キニ過キ實質ニ於テ煎茶ノ領域ヲ脱シタリト認メラルルモノ多シ注意ヲ要ス

四、玉露茶ノ出品ハ三府九縣ニ亙リ京都府ノ出品ノ大部分及靜岡縣産ノモノ一部ハ品質極メテ優秀ナリシガ他ハ概シテ不良ニシテ中ニハ玉露茶トシテノ資格ヲ缺クモノアラリ肥培並製法ニ付一段ノ研究ヲ要ス

五、煎茶ハ京都府及愛知縣ノ産ナリ京都府ニ於テハ既ニ之ガ機械製ニ成功シ優良品ノ多カリシハ喜ブベシ愛知縣産ノモノハ其ノ品質未ダ京都府産ノモノニ及バザルコト遺憾シ

斯ノ茶ハ從來内地ニ於テ一部人士ノ嗜好品タルニ止マリシガ近時内地需要モ漸ク増加ノ傾向ヲ示シ又輸出品トシテモ將來有望視セラレワアルヲ以テ之ガ生産並貯藏、加工等ニ付注意ヲ拂フノ要アリ

六、玉露茶ハ所謂海外新販路向トシテ最近頗ニ重要性ヲ加ヘタリ今回出品ノ湯蒸製ハ主トシテ靜岡縣産ニシテ蒸度及水色等ニ於テハ相當改善ノ跡ヲ認メ得タルモ尙形狀不統一、香味淡白、乾燥不良等ノ缺點ヲ有スルモノ多シ

並蒸製玉露茶ハ主トシテ九州地方ノ出品ニ係リ輸出向トシテ割合ニ適品多ク最近其ノ製茶技術ノ向上ヲ認メ得ベシト雖モ外觀ノ割合ニ内質之ニ伴ハズ概シテ香味淡白ナル憾アリ

七、紅茶ハ靜岡、鹿兒島、三重及石川四縣ヨリ出品アリ靜岡産ノモノ概シテ品質優秀ナリ由來内地産紅茶ハ數年以前迄ハ内外共ニ殆ド之ヲ問題トスルモノナキ狀況ニアリシガ昭和八年ヨリ相當數量ノ海外輸出ヲ見ルニ至リタル結果頗ニ世ノ視線ヲ集メ亦其ノ製造技術モ相當ノ進歩ヲ示シ今回出品ノ首位ノ二、三點ノ如キハ内地産紅茶トシテハ稀ニ見ル良質ノモノニシテ今後ノ努力ニ依リ優良ナル國産紅茶ノ出現ヲ期待シ得ベキヲ思ハシメタリ然ルニ中級品以下ノモノニアリテハ未ダ水色、香味共ニ淡白ニシテ中ニハ青臭味ノ相當甚シキモノアル等今後改善ヲ要スルモノ尠ナカラズ要之今回ノ出品ハ品質概シテ良好ニシテ就中海外新販路向製茶ノ進目醒シキモノアリシハ喜ブベシ然リト雖之ヲ仔細ニ觀察スルトキハ改善ヲ要スル點亦尠カラザルヲ以テ一段ノ努力ヲ切望セザルヲ得ズ

惟フニ我が國ノ茶業ハ内外ノ狀勢ニ鑑ミ今ヤ重大ナル轉回途上ニアルモノニシテ茶業者ノ一大覺醒ノ時機ト謂ハザルベカラズ即チ内ニ在リテハ時代ニ即シタル茶業經營法ノ改善ヲ要スルモノアルハ勿論製茶ノ内地嗜好ノ變遷ハ現代人士ノ好尚ニ投ズベキ新製茶ノ出現ヲ要求シ又外ニ於テハ海外新販路ノ開拓ニ依リ輸出茶ノ種類ハ俄ニ複雜多岐ニ亙リ而モ之等ハ何レモ未成品ヲ以テ一時ヲ糊塗シツツアルノ實情ニアル等可及的急進ニ研究解決ヲ爲サザルベカラザルモノ頗ル多シ故ニ茶業者ハ須ラク速ニ舊套ヲ脱シ以テ茶業革新ノ機會ヲ逸セザランコトヲ期セザルベカラズ

今回ノ審査ニ當リテハ先例ヲ破リ一等及二等ヲ著シク増加シ一等賞三十三點、二等賞六十八點、三等賞九十九點、合計二百點ヲ擧げセリ

昭和十年二月一日

審査長 農林技師從四位勳三等 間 部 彰

本邦茶業ノ世界的躍進期ヲ前ニシテ本所主催茶業組合創立五十周年記念第七回全國製茶品評會ノ審査全ク其終ヲ告ゲ愛ニ大臣閣下並ニ官民才賢ノ貢獻ヲ委フシテ賞授與ノ式典ヲ舉グルハ本所ノ最モ光榮トシ且ツ欣幸トスル所ナリ

本品評會ハ全國各府縣ノ生産茶ニヨリ其品質ノ長短並ニ性能ヲ明カニシ出品茶ヲ通シテ全國製茶ノ狀態ヲ知り製造及ビ販賣ニ對スル方針樹立ノ參考ニ資シ兼テ茶樹品種ノ改良其他學術的研究ニ貢獻センコトヲ期シ其審査ニ關シテモ從來ノ方法以外特ニ化學的分

各種博覽會品評會

析等ノ新機軸ニ據リ努メテ精確ナル審査ヲ行ヒ次ノ時代ヲシテ眞ニ其據ル所ヲ知ラシメ以テ本品評會ノ意義ヲ高メ功果ヲ完フセン  
 コトニ深ク思フ致シタリ其出品點數實ニ五百四點外ニ參考品八十六點ニ達シ何レモ新時代ノ日本茶業ヲ代表スベキ優秀製品ノミニ  
 シテ之ガ審査ニ當リテハ其優秀ヲ定メ等級ヲ附スルニ大ナル苦心ヲ拂ヒタル程ニテ如何ニ其内容ノ充實シ居タルカヲ推知スルニ足  
 ルベク本品評會ノ使命モ亦之ニ依リテ完全ニ果サレタリト謂フコトヲ得ベシ惟フニ本邦茶業ノ過去ニハ輝ケル活躍ト苦難ノ體驗ト  
 ヲ備ヘ之ニ幾多先覺ノ熱意ト努力トヲ加ヘテ今日ノ盛運ヲ致セルモ前途尙ホ多難ヲ免レズ本品評會ノ入賞者諸氏ハ其光輝アル成果  
 ニ鑑ミ益々技術經營ノ合理的向上ニ精勵シ範ヲ全國ニ垂レ我百萬ノ製茶當業者ト共ニ日本茶將來ノ大發展ニ力ヲ致サレンコトヲ切  
 望シテ止マザル次第ナリ一言以テ式辭トス

昭和十年二月一日

茶業組合中央會議所會頭

從六位勳四等 中 村 圓 一 郎

### 農林大臣告辭

近時我が茶業ハ内外ノ狀勢概シテ有利ニ展開シツツアリト雖尙極メテ多事多端ニシテ内ニ在リテハ生産ノ改良増殖、茶業經營方法  
 ノ改善等ニ關シ更ニ一段ノ努力ヲ加フルノ要アルハ勿論各種飲料トノ對抗上現代人士ノ好尚ニ投ズベキ新製茶創製ノ必要ニ迫ラレ  
 外ニ於テハ海外新販路ノ開拓ニ伴ヒ他國產茶トノ競争愈々熾烈ヲ極メ時ニ或ハ我が製茶ノ品質上ニ非難中傷ヲ加フルノ實狀ニ在リ  
 而シテ之ガ對策トシテハ廣告宣傳固ヨリ忽諸ニ附スベカラズト雖要ハ内外共ニ價額低廉ニシテ良質純正ナル製品ヲ供給スルヲ以テ  
 第一義ト爲サザルベカラズ如斯我が茶業内外ノ狀勢ハ特ニ生産方面ニ於テ改善ノ急ヲ要スルモノ夥シトセズ  
 茶業組合中央會議所故ニ見ル所アリ茶業組合創立五十周年記念事業ノ一トシテ製茶品評會ヲ開催シ製品ノ優秀ヲ審査品隨シ以テ製  
 茶生産ノ改善ニ關シ基準ヲ示シ當業者ノ嚮フ所ヲ指示シ其ノ覺醒ヲ促スノ資ト爲セリ尙ニ機宜ヲ得タルノ舉ト謂フベシ  
 今回ノ出品ハ其ノ點數頗ル多數ニ上リ品質亦概シテ良好ニシテ就中玉綠茶、碾茶、紅茶等ノ海外新販路向製茶ノ進境著シキモノア  
 リト聞ク是レ當業者諸子ノ熱心不斷ノ努力ノ賜ニ外ナラズ我が茶業ノ爲慶賀ニ堪ヘザル所ナリ然レドモ今後更ニ研究改善ヲ要スベ  
 キ事項亦鮮カザルヲ以テ審査ノ實績ニ鑑ミ一層ノ研鑽ヲ積ミ以テ新業ノ進展ヲ圖ルノ覺悟アラムコトヲ望ム

一言述べテ告辭ト爲ス

昭和十年二月一日

農林大臣 山 崎 達 之 輔

### 來 賓 祝 詞

春光未ダ地上ニ普ネカラズト雖も梅花既ニ香ヲ發シテ萬物生々ノ氣滿チ恰カモ我が茶業ノ前途ヲ祝福スルガ如シ此ノ時ニ當リ茶業  
 組合創立五十周年記念第七回全國製茶品評會褒賞授與ノ盛典ヲ舉ゲラレ不肖ソノ席末ニ列ス先榮何物カ之ニ過ギン

惟フニ時代ノ進運ハ我が茶業ニ對シテモ幾多ノ改善充實ヲ促シ學理ト實際ニ即シ内外ノ需用ニ應ジテ合理的ノ經營ニ努メ特ニ海外  
 ノ新販路ニ向ツテ花々シキ成果ヲ收メツ、アルハ最モ注目スベキ新現象ト言フベク斯ル重要時機ニ於テ從來ノ普通審査以外新機軸  
 ノ下ニ化學的審査ヲ加味シタル本品評會ノ如キノ意義最モ深ク數百ノ出品悉ク優秀ナルヨリ見テ入賞製品ノ更ニ全國的ニ拔群ナ  
 ルハ謂フヲ待タズ之ヲ陳列會場ニ就テ見ルニ總テ苦心ノ結晶ニシテ我が日本茶ノ誇リトスルニ足リ本日ノ榮譽ノ決シテ偶然ニアラ  
 ザルハ勿論我等茶業者ノ指針トモナリ激勵トモナリ將來ニ資スル所甚ダ大ナルモノアルヲ信ズ  
 茲ニ入賞者諸氏ニ對シ祝意ト敬意トヲ捧ゲ今後益々成果ヲ舉ゲラレンコトヲ切望ス

昭和十年二月一日

静岡縣茶業組合聯合會議長

山 口 忠 五 郎

### 來 賓 祝 辭

茶業組合中央會議所主催ニ係ル茶業組合創立五十周年記念第七回全國製茶品評會褒賞授與式ヲ舉行セラルルニ當リ其席末ニ列スル  
 ヲ得タルハ最モ光榮トスル所ナリ  
 現下國家ノ情勢ヲ見ルニ經濟的ニ對外的ニ非常時ニ際會シ之レガ打開ノ要多々アリト雖も就中各種産業ノ發展ニ依リ國力ノ充實ヲ  
 企圖スベキ事最モ肝要ナリトス

各種博覽會品評會



各種博覽會品評會

〔五〇四〕

然シテ茶業ハ本邦ニ於ケル重要ナル産業ニシテ之ガ消長ハ國家經濟ニ影響スル處甚々多シ  
最近製茶需要ノ向上ニ伴ヒ生産ノ増進著シキモノアルハ誠ニ悦バシキ現象ナルモ茶業經營ノ骨子トスベキ茶園ノ培養製造方法等ニ  
於テ改善ヲ要スベキ點渺カラズ此ノ秋ニ當リ茶業組合中央會議所ハ茶業組合創立五十周年記念ニ當リ全國製茶品評會ヲ開催シテ之  
レガ改善發達ヲ圖リ製茶品質ノ向上ヲ期セラレントスルハ誠ニ時宜ニ適シタル企ニシテ茶業進展上寄與スル所甚々大ナリ  
實クハ將來益々生産改良方面ノ施設ト相俟チ製茶販路ノ擴張ニ努メ貿易ノ振興ヲ劃サルト共ニ受賞者諸氏ノ發奮努力ニ依リ本邦  
茶業ノ隆昌ヲ期セラレム事ヲ望ム  
聊カ所懐ノ一端ヲ述ベテ祝詞トス  
昭和十年二月一日

受賞者總代答辭

京都府茶業組合聯合會議所  
會 頭 渡 邊 辰 三 郎

本日茲ニ茶業組合創立五十周年記念第七回全國製茶品評會受賞授與ノ式典ヲ舉行セラルルニ方リ農林大臣閣下並貴顯ノ光臨ヲ辱フ  
シ賜フニ名譽アル褒賞及懇篤ナル高諭ヲ以テセラレ  
生等受賞者一同感激措ク能ハザル所ナリ自今一層精勵シ茶業ノ改良發達ノ爲微力ヲ致シ以テ本會開催ノ御趣旨ニ報ユル所アラソコ  
トヲ期ス不肖受賞者ニ代リ謹ミテ答辭ヲ陳ブ  
昭和十年二月一日

受賞者住所氏名

煎 茶 (機械製)

受賞者總代  
平 沼 正 三

等級	住所	氏名	等級	住所	氏名
一等	埼玉縣入間郡東金子村	西郎 芳次郎	一等	埼玉縣入間郡東金子村	西郎 芳次郎
同	奈良縣添上郡月瀨村	小牧 三二	同	奈良縣添上郡月瀨村	小牧 三二
同	鹿兒島縣川邊郡知覽町	永里産業組合	同	鹿兒島縣川邊郡知覽町	永里産業組合
同	同 揖宿郡眞住村	日向屋茶舗	同	同 揖宿郡眞住村	日向屋茶舗
同	埼玉縣入間郡入間村	櫻山共同製茶所	同	鹿兒島縣川邊郡枕崎町	今給 黍 誠 吾
同	宮崎縣兒湯郡木城村	小磯 竹光	同	鹿兒島縣揖宿郡眞住村	別府 伴左衛門
二等	三重縣多氣郡五ヶ谷村	別府 伴左衛門	二等	鹿兒島縣薩摩郡宮之城町	中原 千里
同	奈良縣添上郡月瀨村	島村 政吉	同	鹿兒島縣薩摩郡松山村	矢鋪 文治郎
同	三重縣多氣郡五ヶ谷村	長峰 重一	同	埼玉縣入間郡鶴ヶ島村	市村 高彦
同	奈良縣添上郡月瀨村	市村 高彦	同	奈良縣添上郡田原村	鈴木 文太郎
同	鹿兒島縣嚙啗郡財部町	長峰 重一	同	宮崎縣宮崎市延岡新市街	上之國 康一
同	埼玉縣入間郡金子村	市村 高彦	同	埼玉縣入間郡金子村	藤井 佐三翁
同	宮崎縣兒湯郡高鍋町	鈴木 文太郎	同	茨城縣猿島郡幸島村	小山 庄藏
同	三重縣多氣郡川添村	上之國 康一	同	鹿兒島縣川邊郡枕崎町	佃 豐治郎
同	宮崎縣兒湯郡上穂北村	藤井 佐三翁	同	奈良縣山邊郡波多野村	埼玉縣茶業研究會
同	奈良縣山邊郡波多野村	佃 豐治郎	同	埼玉縣南埼玉郡日勝村	西久保 丑松
同	鹿兒島縣川邊郡知覽町	埼玉縣茶業研究會	同	奈良縣添上郡柳生村	
三等	奈良縣磯城郡都村	西久保 丑松	三等	埼玉縣入間郡豐岡町	
同	三重縣三重郡菟野町		同	奈良縣添上郡月瀨村	
同	宮崎縣兒湯郡香田村				

各種博覽會品評會

〔五〇五〕

各種博覽會品評會

同 岐阜縣老郡多良村  
 同 宮崎縣兒湯郡高鍋町  
 同 三重縣多氣郡川添村  
 同 宮崎縣那城市藏原町  
 同 鹿兒島縣川邊郡笠砂村  
 同 奈良縣山邊郡針ヶ別所村  
 同 岐阜縣加茂郡東白川村  
 同 埼玉縣入間郡鶴ヶ島村  
 同 奈良縣添上郡田原村  
 同 鹿兒島縣掛符郡額娃村  
 同 兵庫縣有馬郡小野村  
 同 熊本縣菊池郡津田村  
 同 靜岡縣榛原郡金谷町  
 同 埼玉縣入間郡三芳村

上等共同製茶組合  
 長峰重五郎  
 小林春吉  
 森美老園本店  
 大浦與左衛門  
 小田與左衛門  
 下深川共同製茶組合  
 神土製茶生産組合  
 宮本三喜  
 廣岡千太郎  
 都外川喜内  
 檜田隆雄  
 矢野一平  
 川崎辰平  
 茶(手揉製)  
 澤本彌一  
 高木武左衛門  
 三宅勝藏  
 杉本順吉  
 吉村末吉  
 森田英二郎

同 岐阜縣不破郡關ヶ原町  
 同 鹿兒島縣肝屬郡鹿屋町  
 同 奈良縣山邊郡波多野村  
 同 熊本縣葦北郡佐敷町  
 同 埼玉縣入間郡富岡村  
 同 三重縣四日市市西河倉川  
 同 兵庫縣多紀郡北河内村  
 同 和歌山縣日高郡眞妻村  
 同 埼玉縣南埼玉郡内牧村  
 同 鳥根縣大原郡大東町  
 同 高知縣香美郡上並生村  
 同 岡山縣苫田郡中谷村  
 同 京都府綴喜郡宇治田原村

伊藤勇吉  
 宮内清  
 藤井伊市郎  
 吉田彌吉  
 大野良平  
 平野安治郎  
 共同製茶業近製茶工場  
 藤藪光藏  
 齋藤清助  
 青木兵三郎  
 西尾安長  
 安藤己太郎  
 塚崎健次郎  
 木村勝太郎  
 吉川儀十郎  
 辻本伊久一  
 清水軍左衛門  
 田和英一

〔五〇六〕

二等 京都府綴喜郡宇治田原村  
 同 京都府綴喜郡田原村  
 同 大阪市東區石町二丁目  
 同 京都府相樂郡湯船村  
 同 滋賀縣愛知郡東小椋村  
 同 靜岡縣靜岡市大岩町  
 同 大阪府堺市中之町  
 同 京都府相樂郡東和東村  
 同 靜岡縣靜岡市追手町  
 同 靜岡縣靜岡市聖一色  
 同 大阪市北區曾根崎町  
 同 京都府綴喜郡田原村  
 同 京都府相樂郡湯船村  
 三等 靜岡縣志太郡德山村  
 同 滋賀縣甲賀郡大野村  
 同 京都府綴喜郡宇治田原村  
 同 新潟縣中蒲原郡新開村  
 同 福岡縣八女郡横山村  
 同 埼玉縣入間郡富岡村  
 同 靜岡縣安倍郡長田村  
 同 東京市日本橋區通二丁目

水谷吉次郎  
 木原森太郎  
 稻葉藤兵衛  
 宗貞一  
 小椋伊三郎  
 望月安次郎  
 柴谷太郎兵衛  
 早川宗吉  
 安倍郡茶業組合  
 寺尾幸作  
 山本太市郎  
 福田彌太郎  
 宗正一郎  
 長島龜太郎  
 草名清五郎  
 利田金五郎  
 渡邊喜一郎  
 久間猛之  
 小澤德吉  
 糟屋岩吉  
 山本嘉兵衛

二等 滋賀縣愛知郡東小椋村  
 同 靜岡縣志太郡德山村  
 同 大阪市東區高麗橋詰町  
 同 滋賀縣甲賀郡大野村  
 同 靜岡縣志太郡東川根村  
 同 滋賀縣甲賀郡土山町  
 同 三重縣三重郡水湮村  
 同 滋賀縣甲賀郡朝宮村  
 同 埼玉縣入間郡三芳村  
 同 茨城縣久慈郡佐原村  
 同 三重縣三重郡水湮村  
 同 靜岡縣志太郡朝比奈村  
 同 埼玉縣入間郡入間村  
 三等 鹿兒島縣日置郡伊集院村  
 同 茨城縣結城郡西豐田村  
 同 京都府相樂郡湯船村  
 同 滋賀縣愛知郡東小椋村  
 同 奈良縣添上郡樺本町  
 同 京都府綴喜郡田原村  
 同 京都府相樂郡湯船村  
 同 奈良縣山邊郡福住村

佐藤喜一  
 松下豐一  
 市川榮治郎  
 近江製茶株式會社  
 西村長吉  
 大原平藏  
 清水岩吉  
 井田久次  
 田成俊  
 吉成格夫  
 辻島榮太郎  
 前田儀平  
 町田順一  
 東島吉重  
 小島重治  
 柚木重治  
 森崎林吉  
 勝山宇藏  
 垣内多三郎  
 田村信治  
 淨土共同製茶組合

〔五〇七〕

各種博覽會品評會



等級	住	所	氏名	等級	住	所	氏名
一等	長崎縣北松浦郡世知原村	瀬田	田中徳松	二等	長崎縣東彼杵郡上波佐見村野口川	田崎	米四郎
二等	佐賀縣藤津郡野野町大字下野	照本	中島宗次	三等	長崎縣東彼杵郡被杵村	高坂	要吉
同	長崎縣東彼杵郡川棚村木場	中島	宗次				
三等	佐賀縣藤津郡野野町	吉村	卯太郎				
同	佐賀縣藤津郡野野町宇不動山	吉村	卯太郎				
等級	住	所	氏名	等級	住	所	氏名
一等	宮崎縣兒湯郡高鍋町	柿原	政一郎	二等	宮崎縣西臼杵郡諸塚村	奥平	銀藏
二等	宮崎縣兒湯郡高鍋町	三好	好實	三等	熊本縣熊本市新町三丁目	森本	利三吉
三等	宮崎縣西臼杵郡諸塚村	友枝	忠太				
同	熊本縣上益城郡濱町	片山	良治				
等級	住	所	氏名	等級	住	所	氏名
一等	静岡縣小笠郡川野村	宮城	源一郎	二等	静岡縣駿東郡鹿根村	淺沼	淺次郎
二等	静岡縣小笠郡川野村	三橋	春雄				
同	静岡縣富士郡今泉村	富士	紅茶製造所	三等	静岡縣榛原郡相良町	静岡	紅茶株式會社
三等	鹿兒島縣川邊郡知覽町	吉元	好哉	同	静岡縣榛原郡初倉村	柴田	貞次
同	三重縣志摩郡鶴方村	鶴方	紅茶組合				
同	静岡縣志太郡藤枝町	志太郡	茶業革新同志會				

△備考 以上入賞者及び出品全部の採點表は中央會議所發表の『第七回全國製茶品評會出品茶審査成績表』に記載しあり。

### 第五 五十貫製茶品評會

日本茶の品質改善問題は、何れの時代に於ても其必要を叫ばれて居るが、全国的に之が獎勵の目的を以て、特に大量品評會を企てたのは大正の初年、對米輸出の危機に瀕した當時である。即ち本所は大正二年度に於て第一回の五十貫製茶品評會を主催し、多大の成果を収めたのに鑑み、翌三年度に於ても之を繼續開催に決し、同年二月第三十五回定時會に於て豫算三百圓を決議し、四月第二回品評會の規定を作成、各府縣聯合會議所に通告出品を勧誘せるに、期日の六月十五日迄に規定の静岡市本所出張所に提出したる出品二十五點に達した。是等の出品茶は、静岡市場に於て競賣に附し其市場値段を定むると共に審査見本として百匁罐三個を保存し、同年十一月二十二日、審査委員大原重右衛門、中村圓一郎、繁田武平、殿岡噉石、大林雄也の五氏によりて嚴密なる審査を行ひたる結果、一等一名、二等四名、三等七名、合計十二名の入賞者を決定し、翌四年二月農商務省會議室に開會の第三十六回定時會席上に於て之が褒賞授與の式典を擧げた。品評會の規定、審査報告書同概評並に入賞者左の如し。(第一回は前茶業史に收録)

#### 第二回五十貫製茶品評會規定

- 第一條 品評會ハ大正三年ニ於ケル壹番茶ヲ以テ左ノ手續ニ依リ施行スルモノトス
- 第二條 出品ハ一口ニ付製茶五拾匁以上トス
- 但シ出品ハ茶業組合聯合會議所、團體、若ハ個人ニ於テ之ヲナシ所轄茶業組合聯合會議所ヲ經テ手續ヲナスモノトス
- 第三條 出品ハ一府縣三品ニ限ルモノトス
- 但シ特別ノ事情アル場合ハ之ヲ增加スルコトヲ得
- 第四條 出品茶ハ採切製法ニ限ル

各種博覽會品評會

但シ天下一製法ノ茶ハ出品スルコトヲ得ス  
 第五條 出品茶ハ其點數ヲ本年五月十日迄ニ本所へ申告シ六月十五日迄ニ現品ヲ静岡市追手町本所静岡出張所へ送付スルモノトス  
 第六條 出品茶ノ容器ハ必ス箱ヲ用ヒ變質セサル様完全ナル荷造ヲ爲スヘシ  
 第七條 出張所ニ於テハ着荷ノ後静岡市内ニ於テ競争入札ノ方法ニ依リ賣却シ其代金ハ收納次第茶業組合聯合會議所又ハ所轄茶業組合ヲ經テ出品者ニ送附スルモノトス  
 但シ運賃其他手数料ハ出品者ノ負擔トス  
 第八條 出品茶ハ賣却ノ際約百匁入ノ罐三本ニ取り置キ審査用ノ見本トナスモノトス  
 第九條 出品茶ノ審査ハ本年十一月中ニ爲スモノトス  
 第十條 出品茶ノ審査點數ハ左ノ例ニ依ル  
 形狀二〇、色澤二〇、水色二〇、香氣二〇、味二〇、合計百點  
 第十一條 授賞ハ一等、二等、三等ノ三種トス  
 第十二條 賞與ハ金員ヲ以テシ其額左ノ如シ  
 一等金拾五圓、二等金拾圓、三等金五圓  
 第十三條 審査成績ノ報告賞授與ハ翌年定時會ノ時ニ行フモノトス  
 第十四條 審査委員ハ七名トシ適宜本所會頭ヨリ指名囑託スルモノトス  
 第十五條 審査ノ決定並賣處分等ニ對シテハ異議ヲ申立ツルコトヲ得ス

審査報告書

今回出品ノ茶ハ總數二十五點ニシテ静岡、埼玉、茨城、東京、熊本、滋賀、兵庫ノ各府縣當業者ヨリ提出セラレ十一月二十二日各審査員立會慎重審査ノ結果壹等一人貳等四人參等七人合計十二人ヲ得タリ依テ茲ニ賞與ヲ授與アラシコトヲ申請ス

審査概評

本年ノ出品ハ之ヲ前回ニ比スレハ上下ノ差異概シテ少ク審口善ク揃ヒタルノ感アリテ競賣價格一貫目四圓已上ノモノ僅ニ二品三圓

己下ノモノ亦二點ニ止マリ他ハ三圓蓋ノモノノミナリ昨年ノ如キ最優等ノ茶モナキ代リニハ殊ニ劣リタル出品モ亦之ナカリキ一  
 以下授賞ノ茶ハ大體ニ於テ技術上申分ナシト雖モ其他ノ品ニ於テハ肥培、乾燥、貯藏ノ點ニ於テ尙不完全ノモノ少カラス形狀ハ概シテ輸出ニ叶ヒ且ツ内外用ニモ適スルモノ多ケレトモ色澤ニ於テハ概シテ二三點ヲ除クノ外完全ナラサルモノ多シ是レ前回ノ報告ニ於テ述ヘシカ如ク主トシテ乾燥ノ不十分ナルニ由ルモノナラン殊ニ香味ノ十分ナラサルモノ多キハ專ラ肥培ノ不十分ニ基クモノニシテ將來製造技術ノ進歩ヲ圖ルト共ニ一層培養ノ周到ナランコトヲ希望シテ止マサル所ナリ  
 大正四年二月八日  
 製茶品評會 審査委員

受賞者氏名

△壹等 (金拾五圓) (静岡) 千頭製茶共同販賣所  
 △貳等 (金拾圓) (静岡) 風間佐一郎、太田保太郎、井澤五郎三、(埼玉) 山崎覺太郎  
 △參等 (金五圓) (茨城) 横川國吉、(静岡) 明進社大野忠吉、勝間田村中茶友會飯田榮太郎、鈴木邦雄、誘益社、④共同製茶所、鈴木支店  
 △感謝狀受領者 (静岡) 鈴木文四郎、鈴木祐一、鈴木秀雄、望月助太夫、鈴木孫太郎、山本茂夫、海野敬、(東京) 東京府茶業組合事務所、(熊本) 多久共同製茶所、(滋賀) 平尾仁平、(茨城) 細野安之助、鶴見安作、(兵庫) 丸尾岩太郎

四年度も繼續

大正四年度に於ても亦之を繼續することとなり第三十六回定時會の決議を経て、左記規定を制定各府縣に對して出品を促したるに、豫定の期日までに到達したるもの十二點、總數量五百九十三貫五百五十匁、賣上代金一千八百九十四圓六十八錢で外に出品取消のもの二點あつた。品評會規定左の如し。

第三回五十貫製茶品評會規定

第一條 品評會ハ大正四年ニ於ケル一番茶ヲ以テ左ノ手續ニ依リ施行スルモノトス  
 第二條 出品ハ一口ニ付製茶五十貫以上トス  
 但シ出品ハ茶業組合聯合會議所團體、若ハ個人ニ於テ之ヲナシ所轄茶業組合聯合會議所ヲ經テ出品ノ手續ヲ爲スモノトス  
 各種博覽會品評會  
 (五二二)

各種博覽會品評會

〔五一四〕

第三條 出品ハ一府縣三品ニ限ルモノトス  
但シ特別ノ事情アル場合ハ之ヲ増減スルコトヲ得  
第四條 出品茶ハ揉切製法又ハ機械應用製法ノ茶トス  
但シ天下一製法ノ茶ハ出品スルコトヲ得ス  
第五條 出品茶ハ其點數ヲ本年五月十日迄ニ静岡市追手町本所出張所へ申告シ六月十五日迄ニ現品ヲ送付スルモノトス  
第六條 出品茶ノ容器ハ必ス箱ヲ用ヒ變質セサル様完全ナル荷造ヲ爲スヘシ  
第七條 出張所ニ於テハ著荷ノ後静岡市内ニ於テ競争入札ノ方法ニ依リ賣却シ其代金ハ收納次第茶業組合聯合會議所又ハ出品者ニ送附スルモノトス  
但シ運賃手數料等ハ出品者ノ負擔トス  
第八條 出品茶ハ賣却ノ際見本トシテ約百匁入ノ罐三本ヲ取り置キ審査用ニ供スルモノトス  
第九條 出品茶ノ審査ハ本年十一月中ニ爲スモノトス  
第十條 出品茶ノ審査點數ハ左ノ例ニ依ル  
形狀二十點、色澤二十點、水色二十點、香氣二十點、味二十點、合計百點  
第十一條 授賞ハ一等、二等、三等ノ三種トス  
第十二條 賞與ハ金員ヲ以テシ其額左ノ如シ  
一等金拾五圓、二等金拾圓、三等金五圓  
第十三條 審査成績ノ報告賞授與ハ翌年中央會議定時會ノ時ニ行フモノトス  
第十四條 審査委員ハ七名以内トシ適宜本所會頭ヨリ指名囑託スルモノトス  
第十五條 審査ノ決定並賣賣處分等ニ對シテハ異議ヲ申立ツルコトヲ得ス  
斯くて五月二十八日到着の出品茶を先頭とし、前年通り静岡市鷹匠町一丁目静岡製茶株式會社の倉庫に收め、六月二十日を以て競争入札に附し、越えて十月十二日、市外々新田紅茶研究所内に於て審査會を開いた。其の委員は大原重右衛門、中村圓一郎、原崎源作、坂三郎の四氏で外に海野出張所長、及び塚野、馬場兩氏立會ひ、一等一名、二等二

名、三等七名、計十名の入賞者を選抜、翌五年二月第三十七回定時會に於て賞授與式を舉行した。審査報告並受賞者氏名左の如し。

審 査 報 告

茶業組合中央會議所主催製茶品評會ノ審査ハ大正四年十月十二日ヲ以テ執行セリ審査委員ハ慎重ナル審査評議ヲ遂ケタル後一等賞一點、二等賞二點、三等賞七點ヲ得タリ今出品茶ニ對スル所感ヲ述ヘンニ一等賞入選山崎氏ノ茶ハ形狀色澤優良ニシテ香味芳醇ナレトモ貯藏中稍變質ノ跡ヲ認ムルヲ遺憾トス故ニ火入方法ニ就キ今一段ノ研究ヲ望ム、二等賞大棟氏ノ出品茶ハ水色透明香氣清爽味亦無難ニシテ製造及火入等ノ注意周到ナルヲ褒フヘシト雖モ、強テ批評スレハ硬葉ノ爲メ風味濃厚ナラス優良茶トシテ首位ヲ占ムル能ハサリシヲ惜ム、同賞誘進社ノ出品茶ハ風味濃厚ナレトモ蒸熱其度ヲ過キ且ツ製造中水分ノ發散十分ナラス爲メニ幾分酸酵ノ氣味アルヲ認ム、三等賞杉山氏ノ茶カ滋味ニ於テ苦澁ニ過キタル永井上田兩氏ノ茶カ形狀可ナルモ香味清爽ナラサルハ製造中火力ト揉捻力トノ平衡ヲ失シ若クハ火入不十分ナルカ爲メニシテ其他微量ノ土臭ト炭煙臭ノ附着セシ茶ヲ散見セルハ共ニ改良ヲ要スル點ナリトス、若シ夫レ選外ノ茶ニ至ツテハ火入不良ノ爲メニ色澤變退シ香味ノ拘スヘキモノナク製造當時ノ面影ヲ存セサルハ甚ダ遺憾ニシテ出品者ノ猛省ヲ乞フヘキコトナリトス  
以上審査ノ成績ヲ報告シ茲ニ擬賞者ニ對シ相當ノ褒賞ヲ授與セラレンコトヲ謹ムテ申請ス  
大正五年二月

製茶品評會 審査委員

受 賞 者 氏 名

- △壹等 (金拾五圓) (埼玉) 山崎覺太郎
- △貳等 (金拾圓) (静岡) 大棟藤吉、誘益社
- △參等 (金五圓) (静岡) 杉山次郎、永井善藏、上田正平、川岡美作、大石莊平、上田七太夫、松井儀市
- △等外 (静岡) 海野敬、(兵庫) 丸尾岩太郎

各種博覽會品評會

〔五一五〕

### 第六 全國手揉茶競技研究會

歐洲大戰の影響による製茶品質の低下を防ぐため中央會は手揉法の保存獎勵に乗り出しその先決事業として大正五年六月十八日より十日間、静岡市安西外新田緑茶技術員養成所に於て第一回手揉茶競技會を開催、緑茶手揉法研究に資することとなり左記規定に依り全國優秀の製茶技術者十一名を選抜招集して、同一條件の下に實地製造を競技せしめ其の技能及操作の順序優劣を考査して製茶改良の一大指針となした。

#### 緑茶手揉製法研究規定

- 第一條 本研究ハ緑茶ノ香味水色色澤ヲ秀絶ナラシムル爲メ蒸シ方、葉打法、廻轉揉、揉切、仕上げ揉ノ手續及形狀ヲ佳良ニシテ而モ香味、水色、色澤ノ劣ル處ナキ製法ヲ研究調査シテ緑茶ノ製造改良ニ資スルヲ目的トス
- 第二條 本研究ハ大正五年六月十八日より同月二十七日ニ至ル十日間静岡市安西外新田ニ於テ施行ス
- 第三條 本會ニ主任一名審査員七名會計一名ヲ囑託ス
- 第四條 主任ハ審査及一般事務ヲ處理スルモノトス
- 第五條 審査委員ハ實地製造ノ手續ヲ審査シテ香味、水色、色澤、形狀ノ製造方法ニ依リ變化發現スル事項ヲ詳細會頭ニ報告ス可シ
- 第六條 本研究ヲナス爲メ静岡、京都、三重、滋賀、埼玉ノ一府四縣下ヨリ十名ノ優秀ナル技術員ヲ募集シテ一人一日蒸葉量四貫目ノ製造ヲナサシム
- 第七條 研究事務施行ノタメ補助員三名ヲ雇用ス
- 第八條 補助員ハ掛員ノ指揮ヲ受ケ生葉及蒸葉ノ供給蒸シ方製品ノ處理ヲナス
- 第九條 蒸葉ハ完全ニ混浴シテ一貫目宛技術員ニ分配スルモノトス
- 第十條 焙爐用木炭ハ一人一日二貫目以内トス
- 第十一條 製茶ハ記號ヲ付シ煉火ヲ入レ見本三十包宛ヲ紙包トナシ殘品ハ各自ノ大袋ニ入レ積團ニナス可シ

第十二條 製品ハ匿名ヲ以テ審査スルモノトス

第十三條 審査及研究ニ差開ヲ生ゼザル範圍ニ於テ一般ノ觀覽ヲ許ス事アルベシ

右の研究競技施行中は本會議所大林技師、静岡縣飯塚技師之を監督し、各府縣より出場せる十一名の代表選手達は、何れも精根を盡し全能力を發揮してその妙手を振ひ、一焙爐一貫目の蒸生葉を投入して、得意の廻轉、横廻轉など、目にも止まらぬほどの速技に各其特色を現はし、一焙爐大體三時間内外にて仕上げ參觀者として一驚を喫せしめた。出場選手左の如し。

△静岡 西原榮藏、芳村多喜次、青木喜作 △京都 本田徳松、加藤伸藏 △埼玉 櫻井惣七、細田梅吉 △三重 岩間徳藏、同彦四郎 △滋賀 北忠次、山神寅次郎 △埼玉 櫻井惣七、細田梅吉 △三重 岩間徳藏

#### 第二回研究會

手揉研究競技の第二回は翌大正六年六月二十一日より二十五日迄、静岡市安西本會議所々屬製茶研究所に於て開催、前年度に倣ひ各府縣選抜の優秀技術者十一名參集、大林技師監督の下に、それらの特技を競はしめ各種製法の長短を研究して全國的に緑茶製造法の統合整一に資したが、審査員との間に協定された理想的の製造操作は左の如きものであつた。

一 蒸し方 蒸し上げの度合は青臭の去る途端則ち箸心の滑り初むる時を以て上となす(一貫目の生葉蒸し上げ四分及至五分とす)本法は蒸葉一貫目を標準となす

二 葉振 約二十五分、葉振ひは露切と葉打とより成り初の五六分間は蒸露を去る爲めに露切を行ふ凡そ二百五十包の蒸葉を兩手に取り高さ三尺位上げ能く振ひ捌く次に葉打に移り同じ高さの處へ上げたものを手早に最も早く振ひ落し漸次一手の量を増し常に助炭中央に堆く休まざる心懸必要なり而して漸く軟柔となり若し試に其少量を採りて之を揉むときは汁液の出づる事甚しからざれば以て終りとなすに適す  
(備考) 助炭面の火度は中央部に於て縦に五寸位掌を當て、擦することを適度とし紙底の焦げるが如きは高きに過ぐるものとす總じて低き火度の助炭にて製造したる茶は香氣從て低きものになり而して水分多き間の葉振ひは前記適度の火度を少しく低

く用ふるの心得必要なり廻轉抹の際にも亦水分多き初めの頃は高き火度の助炭を低く使用するの手續と並に極めて疾速なる手使ひとを要す

三 廻轉抹 約四十分（形状を造るには約五十分）廻轉抹は葉團大きく手廻はり遅ければ其内部に熱を高めて蒸れ易く色澤碧綠なる良好の目標を懸望すべし故に廻轉抹は成るべく小玉となし手早く廻轉して茶葉同士に摩擦する様になし常に助炭一面の葉が動き濡色を呈するを力の掛け度とす之をなさんがため交互擦掛けに長く轉旋する様に手を使ひ中央一部の紙面に不絶隠現する様茶葉の散轉に心懸くべし又茶葉は助炭面の熱き部分を通過するも停滯することなく常に熱まりては冷める様疾速なる手使をなし茶の本色を出さしむるを上となす揉磨の際忽ち水分の出で過るは葉振の不足に由る然れば廻轉抹の初より一體に稍々力を懸け得べき様葉振に過不足なきこと肝要なり或は葉振の初は故らに火度を低めることあれども是亦香氣發展のためには面白からず故に廻轉抹に於ては熱き火度の中央部は成るべく通過するのみにて茲に堆息することを忌む左右適度の部分に於て葉の体むものは寧ろ中央部に堆息するものに比し優れりと謂ふべし又廻轉抹は途長に廻轉して摩擦抹をなすべく其長さは凡そ三尺許其速度は一分間百四十回以上にも上ることあり且手廻りを能くし乾燥に不齊なき様注意すること必要なり

更なる形状佳なる茶を製造せんと欲せば五分乃至十分間は練り廻轉をなす此方法は玉解の前に當り葉を二手に分け一手は爐の左右に散らし他の一手を練り心水を浮かし濡れ色を呈せしめて玉解きを容易ならしむ

四 玉解 約五分、玉解は練抹を終りたる時直に行ふ方法にて一時に力を弛めざる様頻繁に横抹を行ひたる後手早々に揉切の手使を行ひ浮びたる水分を心に引込まざる様充分揉切るをとなす

五 中上げ 約十分、助炭の掃除は先づ霧を吹き置き一方中上げ茶の放冷始末をなしたる後に之をなす

六 中揉 （中火後揉切）約三十分、投入したる茶葉全部を爐の前面に向ひ指先を用ひ三手にて重ね拾ひをなし手早々に玉解揉切をなす此の力の掛け度合は小玉の出来ざる程度にして撻り落すこと五分乃至十分間順次乾くに從ひ葉揃を多く行ひ（六手拾ひ位まで）最も力を加へて揉切をなす揉切の押手々使ひは重に掌の兩端を用ひ其の中部は緩く使ふ引手々使ひは受け手も引手も共に食指及重に小指の先を締め力を入れて泳ぎ形を斟酌しつゝ心より左右に揉み出さしむ此間漸次乾くに從ひ肘付け揉を増す（備考）此の三十分間は常に濡色を保存し少しも潤碧の色澤を帯びしむるを佳とす

是れより數狭く山高く手早く大廻しに深く斜揉する處の立手葉揃様をなしつゝ形状を附し十五分間以内にして之を止め「コクリ」又は板「コクリ」を七八分間行ひ二手又は三手分け揉切にて乾燥に移す而して香味色澤揉みの場合に在りては葉揃揉は四五分間に止め板「コクリ」を行ひ仕上げ揉を了る形状揉のものは前記の如く少しく長く立手葉揃揉をなす、乾し度は凡て濡れ肌にて干すべし

右研究競支の審査員並に代表選手左の如し。

- △審査員 繁田武平、殿岡巖石、杉山彦三郎、加藤彌太郎、岡本耕一
- △選手 玉入江丑之助、松井高次郎、△京都上野留吉、野村香松 △滋賀植西繁藏、堀篤松 △三重秋元周藏 磯和作市
- △静岡寺島幸作、田中平七 △奈良鶴田多吉

### 第三回研究會

越えて大正十年八月十日より五日間第三回目に當る全國手揉茶研究競技會を静岡市安西製茶研究所に於て開催、左記諸氏選ばれて各府縣の代表として出場、大林技師を監督主任とし、助手平田重市、係員小野田勝太郎、谷川余作太郎の諸氏審査研究に當り、毎日二倍燻宛の製造競技により技法の長短を査察した。出場選手左の如し。

- △静岡櫻井新次、青木喜作 △京都上田留吉 △奈良東口庄藏 △埼玉細田梅吉 △滋賀洞光藏

## 第十章 各種茶業重要會議

### 第一 全國茶業會頭會議

第一回 全國的茶業關係の會議は、從來その必要あるごとに茶業大會又は集談會等種々の形式に於て之を招集開催しその都度重要なる事項の決定を見たのであるが、世界大戰後の經濟變動による我國茶業界の打撃は實に深刻なるものがあり、製産費低減を目途とする機械の濫用は恐るべき品質の粗悪化を招き、之が是正立直しの急務は大正十一年初



頭に於て各方面に叫ばれ、種々の實際的對策は次々に講究施行さるゝに至つたが、之と同時に従來の茶業大會に代るべき全國各府縣茶業聯合會議所會頭會議を開き、統制力と實行力とを以て決議の實果を收むる必要を感じ、同年二月の中央會定時會に於て、之に關する豫算五百圓を計上し、夫々準備を整へ、新年度會頭の四月二十一日午後一時を以て東京日本貿易協會に其第一回を開會するに至つた。

之より先同日午前十時、中央會事務所に於て本所評議員會を開き、會頭會議に提出すべき諮問事項の内容を檢討協定して午後の會議に臨んだのである。出席者は末記十四府縣の茶業組合聯合會議所會頭並代理者で、農商務省より岡本農務局長臨席し非常なる緊張裡に開議、先づ大谷中央會頭の挨拶ありて、岡本局長茶業者の覺悟について警告的講演を試み、續いて、左記中央會の諮問事項を上程、提出者の説明、質問應答の後、委員に附託して、答申案を練ることとなり座長大谷會頭は、静岡(三橋四郎次)三重(小森久郎)埼玉(市村高彦)熊本(手島岩雄)京都(玉井源次郎)の五氏を指名して第一日を終る。

諮問事項

- 一、本年ノ製茶生産ニ方栽培、摘採、製造、販路擴張上各施設ノ事項及是等ニ關スル宣傳ノ注意事項如何
  - 二、粗製茶粗惡茶ノ取締上、生産検査實行ニ關シ急務トスベキ事項如何
  - 三、内地荷票料賦課ノ公平ヲ期スルメ實行ヲ要スベキ事項如何
  - 四、中央會議所ト各府縣聯合會議所トノ氣脈聯通上、一層改善ヲ要スベキ事項如何
- (理由) 昨十年後半期以降海外市場ノ製茶需貨漸ク減少シテ需要次第ニ増加シ、内地ニ於テ品拂底ヲ告ゲタルメ植物茶ノ市價昂騰ヲ來シ上等茶ハ却ツテ高價果ヲナシ其ノ賣行甚ダ思シカラザルノ現象ヲ呈セリ若シ本年此傾向ニ惑サレ專ラ植物製造ニ傾注スルガ如キ事アラバ、勢ヒ植物ノ生産過剩ヲ招クト同時ニ、海外市場ニ於ケル日本製茶品質低下ノ因ヲ成シ、折角順潮ニ向ハントスル我

製茶貿易ヲ再ビ不況ニ陥ラシムル虞アリ、故ニ此ノ時ニ方リ克ク時世ニ適應シタル方策ヲ樹ツルト共ニ、益々粗製茶粗惡茶ノ取締ヲ嚴ニスルハ刻下喫緊ノ問題ニ屬ス。而シテ如上ノ施設經營取締ノ勵行等ニ關シ一層中央會議所ト各府縣聯合會議所トノ氣脈聯通ヲ圖リ協力事ニ當ルノ必要アリ、是レ今回特ニ會議ヲ開催シテ茲ニ緊切ナル諸事項ヲ提起シ其ノ對策ヲ諮問スル所以也。

以上の諮問に對する答申案作成の委員會は第二日の二十二日午前十時より中央會事務所に開會、互選を以て京都の玉井源次郎氏を委員長に推し、研究熟議左記答申案を纏め、午後一時より開會の本會議に報告して満場一致可決し、別に希望事項として二項を取極め、最も効果的に第一回の會頭會議を閉じた。

諮問答申

第一問 中央會議所ヨリ左ノ警告ヲ發セラレシコトヲ望ム(警告) 日本茶ノ生命ハ他産品資本位ニアリ、品質ノ向上ヲ計ルニハ

△第一、茶樹栽培ノ周到ヲ期スルニアリ △第二、軟芽摘ノ勵行ニアリ △第三、生葉即日製勵行ニアリ △第四、機械使用ニ注意懇切ナルニアリ △第五、製茶乾燥貯蔵ヲ全ウスルニアリ目前ノ小利ニ惑ヒテ粗製ヲナセバ遂ニ日本茶業ノ將來ヲ危クシ、性ヨキ製茶ハ毫モ悲觀ノ要ナク内外ニ賞讃ヲ博シ永遠ニ安全ナリ。

第二問及第三問 此際一層規約ノ勵行ヲ期シ取締ノ實行ヲ舉ゲンガ爲メ特ニ中央會議所ニ検査員若干名ヲ置キ府縣聯合會議所ト並シテ之レガ實行ヲ期スル事

第四問 左ノ二項ヲ實行セラレシコトヲ望ム

- (一)中央會議ハ毎年一月中開會スルコト
  - (二)毎年中央會議並府縣聯合會議所會頭會議ヲ開催スルコト
- 希望條件 (一)明治四十二年農商務省告示二百四十二號中央會議々員ノ總數及其ノ配當ハ各府縣ノ現況ニ鑑ミ適當ニ更正スル程其筋ニ稟請セラレシコトヲ望ム (二)時勢ニ順應スベク中央會議所規約改正案ヲ明年ノ中央會定時總會ニ提出セラレシコトヲ望ム
- 出席代表者 (會頭) △東京府田口傳右衛門 △京都玉井源次郎 △大阪野口泰弘 △埼玉市村高彦 △茨城丸山義一 △奈良杉本久三郎 △滋賀長政次郎 △石川稻葉長平 △愛媛森岡牛五郎(副會頭) △三重小森久郎 △和歌山豊田信太郎(副組長) △神戸河波野松太郎(理事) △静岡三橋四郎次 △熊本手島岩雄 (以上十四名)

因に右答申に基き、五月中央會議所警告を各府縣に發し静岡縣は之を新聞紙に掲載且つ縣下一般に對し宣傳ビラを配布した。(警告書別項三九一頁ニ在リ)

**第二回** 特に臨時會として大正十一年十一月十二日、静岡縣茶業組合聯合會議所に開催、末記各會頭及び代理者出席農商務省伊藤農産課長、宮地國立茶業試驗場長列席、相澤中央會理事座長席に着き會議に入るに先ち、伊藤農産課長は、

最近米國市場に於ける日本茶は他の各國産茶に比して格高の爲需用の勃興を見る事が出来ない、目下日本茶は一付度三十五仙内外の取引であるが、他國茶と競争して優越の地位を占めんには是非共之を二十二三仙迄引下げなければならぬ。而も一面木葉、粉末などの混入多き日本茶は需用者の満足を得る事困難の状況にあるから此際日本茶の輸出は價格引下の道を講ずると共に、不良茶に對する嚴重なる取締りを要する。

との意見を述べ、これに對し松浦静岡會頭は『お説御尤もではあるが現下内外の需給關係より見て、一朝一夕に改め難いのを遺憾とする』と述べ各府縣會頭からも意見の開陳ありて、中央會提出左記諮問案の討議に移つた。

諮 問 事 項

一、製茶品質ノ向上ヲ圖ル爲中央會議所聯合會議所及組合一致協力ノ下ニ嚴ニ茶生産ノ検査、取締ヲ勵行スル方法如何

(説明) 我が國ノ製茶ガ近年絶エズ海外市場ニ於テ品質低下ノ非難ヲ受ケツツアルハ、畢竟粗製濫造ノ弊風今猶昨ノ如キ結果ト斷ゼザルヲ得ズ。『水源清カラザレバ乃チ其ノ末流濁ル』茶生産ニ於テ粗製濫造横行スル時ハ奈何ゾ輸出製茶ノ品質低下ヲ防遏シ得ベキ、中央會議所ガ夙ニ生産改良ノ急務ヲ唱導シ、屢次警告ヲ發シタル所以ノモノハ全ク此ノ意ニ他ナラズ。全國當業者各位ガ克ク茶業ノ根本義ニ則リ、夜々トシテ改善ニ努メ、常ニ自己ノ生産ニ係ル製茶ノ海外廉價如何ヲ顧念スル所アラバ、製茶ノ品質ハ年ト共ニ自ラ精良トナルベキヤ論ナシ。然ルニ未ダ尙ホ斯業全般ノ利榮ヲ度外スルモノ多ク、依然粗製濫造相次キ、爲ニ或ル外

國茶商ニアリテハ早クモ我が製茶ニ對シ懸テ投ゲタル者サヘアル有様ナリ、主務省深ク此ノ情勢ヲ憂ヒ、今回中央會議所ニ對シ最モ懇切ナル注意ヲ與ヘラル、ニ至レリ、斯ノ如キハ當業者ノ不面目此ノ上モナキ次第ト謂フベク、宜敷各自慎戒三思スル所ナカルベカラズ。

今ニ於テ、内ニ粗製濫造ノ惡弊ヲ矯メ、外ニ製茶ノ名聲ヲ昂メントナラバ、窮極茶生産ノ検査、取締ヲ嚴ニスルヨリ急ナルハナシ。爾今中央會議所、聯合會議所及組合一致協力ノ下ニ銳意栽培、製法兩方面ニ向ツテ恒ニ斯業ノ根本義ニ基テ綿密ナル指導ト監視トヲ懈ルコトナクバ、各自ノ生産ニ係ル製茶ニ就テハ毎々茶季隨時臨檢ヲ行ヒ、且ツ平常普ク生産ニ關スル取締ヲ勵行スルニ於テハ必ズ粗製濫造ノ病弊次第ニ其ノ跡ヲ絶ツニ至ルベシ。

『利ハ元ニアリ、元ハ利ニアリ』當業者各位ニシテ一念此處ニ及ビ、克ク昨非ヲ悔ヒテ奮勵一番斯業將來ノ發展ニ協心戮力ヲ各ムナクンバ、我が業ノ前途敢テ悲觀スルヲ須キズ。唯希フ所ハ此ノ際ニ處スル當業者各位ノ決心覺悟ニアリ。今次臨時會頭會議ヲ開催シ、諮問スルニ該ノ刻下喫急ノ問題ヲ以テスル所以ノモノ即チ茲ニ存ス。若シ夫レ茶生産ノ検査及ビ普ク生産ニ關スル取締勵行方途ノ條々細節ニ至ツテハ忌憚ナク各位ガ意見ノ在ル所ヲ吐露シ、以テ充分ノ協議ヲ達セラレシコトヲ望ム。

大正十一年十一月十三日

茶業組合中央會議所會頭 大 谷 嘉 兵 衛

右に對し長滋賀、玉井京都、松浦静岡各會頭等より意見を述べて正午休憩、記念撮影の後再び開議、種々意見交換の上左記答申並に附帶決議としての建議案を決定してこの臨時會議を終了した。

諮 問 答 申

- 一、互ニ協力一致以テ生産家ノ覺醒ヲ促シ粗製濫造ノ弊風ヲ廓清スルコト。
  - 二、全國會頭會議ノ建議ニ基キ輸出貿易ニ對スル製茶検査ノ勵行ヲナスコト。
- 右全國會頭會議ノ決議ヲ以テ及答申候也

製茶検査ノ勵行ヲナスノ建議 (附帶決議)

各種茶業重要會議

輸出貿易ノ振否ハ本邦製茶ノ隆盛ニ趨クト衰微ニ陥ルノ岐ル、處ナリ。  
 近年製茶ノ輸出貿易ハ頗ル不振ヲ極メ、輸出額ノ如キ著シキ減少ヲ呈シタルハ、品質粗悪ノ爲輸出先ノ不評ヲ買ヒシ結果ナリトシ  
 中央會議所會頭自ラ各地ニ遊説シテ良茶製造ヲ叫バレ、亦屢々警告ヲ發シテ切リニ優良品ノ生産ヲ奨メラレタルガ、本年輸出ノ狀  
 況少シク好況ニ向ヒ漸ク愁眉ヲ開キタルニ早クモ既ニ粗悪茶輸出セラレタルノ聲ヲ聞ク、誠ニ嘆ハシキ限ナラズヤ。斯クテハ海外  
 ニ於ケル信用ハ何ヲ以テ此レヲ繋ガシヤ、近年木草類ノ粗悪茶ヲ輸出シ米國輸入検査ニ於テ不合格品ヲ出スコト計ナカラズ、爲メ  
 ニ本邦茶ノ品質非難ノ聲ヲ高メ、邦茶ノ聲價ヲ失墜セリ、今ニ於テ根本的矯正ヲサザレバ本邦茶ハ遂ニ海外市場ヨリ驅逐セラ  
 ル、ノ不幸ニ達着セムモ計リ難シ、故ニ之ガ改善方法トシテ從來ノ製茶検査所ヨリ廓清シ改革スベキハ之ヲ改革シ、擴張スベキハ之  
 ヲ擴張シ、以テ嚴重ナル検査ヲ行ヒ、粗製茶輸出ヲ絕對ニ防止シ、検査ノ目的ヲ達セラレンコトヲ望ム。  
 輸出製茶ノ検査ヲ行フハ粗悪茶生産取締上、及外國市場ニ於ケル本邦製茶信用上最モ緊要ナル最善策ナリト認メ候間、大正十二年  
 度ヨリ實施セラレンコトヲ會頭會議ノ決議ヲ以テ茲ニ建議候也。  
 大正十一年十一月十二日

- △京都府茶業組合會議所會頭 玉井源次郎 △大阪府茶業組合會議所會頭 野口泰弘 △奈良縣茶業組合聯  
 合會議所會頭 杉本久三郎 △滋賀縣茶業組合會議所會頭 長政次郎 △三重縣茶業組合會議所會頭  
 岡山定助 △岐阜縣茶業組合會議所會頭 長尾喜一郎 △兵庫縣茶業組合會議所會頭 小林常三郎
- 茶業組合中央會議所會頭 大谷 嘉兵衛 殿

右終つて同夜靜岡俱樂部に於ける地元主催の歡迎晩餐會に臨み、翌十三日は一行淺間神社參拜、ヘリヤ商會、再製工場  
 大谷村品種改良園、久能山、三保、清水築港、龍華寺等の視察遊覽をなし散會した。出席會頭左の如し。

- △東京府田口傳右衛門 △京頭府玉井源次郎 △大阪府(副會頭)市川榮治郎 △埼玉縣市村高彦 △三重縣(代理)谷本仁助  
 △靜岡縣松浦五兵衛 △滋賀縣長政次郎 △熊本縣(代理)手島岩雄 △宮崎縣(代理)堀地重義 △石川縣稻葉長平 △和歌山  
 縣(代理)長谷川金作

第三回 大正十三年一月十四、十五の兩日三重縣宇治山田市度會郡役所に開催、大谷中央會頭の挨拶ありて議

事に入り、左記議題を附議す。

中央會 諮問案

海外及内地製茶市場ニ於ケル販路ノ擴張ヲ圖ルニ當リ最モ緊要ナル事項及其ノ施設方法如何  
 (理由) 本所ハ多年海外販路ノ擴張ニ努メタル結果、直輸出ノ途從テ拓ケ略々市場ノ大勢ヲ明ニスルヲ得タルモ、近キ將來廣告  
 其ノ他ノ方法ニ於テ實施ヲ要スル緊切事項尠カラザルベク、又、最近内地ノ販路擴張上、各府縣會議所ノ盡サル所大ナリト雖モ  
 各地共通シテ施設スベキ緊要ナル事項亦尠カラザルベシ  
 之レ時局ニ鑑ミ本案ヲ諮問スル所以ナリ

協議 申合案

- 一、茶業統計及諸調査ニ關スル件 (茶業ニ關スル諸統計ハ斯業發展上ノ基礎トナル可キモノナレバ成ル可ク精細、正確且迅速ニ  
 調査スル事)
- 二、各府縣聯合會議所規約及豫算交換ニ關スル件 (製茶取締上其他ノ便利ノ爲メニ府縣聯合會議所ハ相互ニ規約並ニ豫算ノ交換  
 ヲ行フ事)

靜岡縣提出建議案 一、茶業組合中央會議所規約改正ヲ即時斷行スルノ件  
 (理由) 最近我が茶業界ノ情勢ハ舊來ノ手採製茶ノ域ヲ脱シ漸ク機械工業化セントスルノ趨向ニ在リ、然ルニ中央會議所規約ガ  
 今猶明治四十二年來ノ舊態ヲ改ムル處無キハ各府縣組合施設事業ノ進展ヲ妨グルノミナラズ、斯業ノ發達上直接間接ノ支障無キヲ  
 保セズ、例ヘバ同規約第三章販運方法ノ如キ其他枚舉ニ遑アラズ  
 議ニ大正十一年四月靜岡市ニ開會セル全國茶業組合會議ニ於テモ該規約改正ノ必要アルヲ認メ諮問事項答申中ニ附帶希望條件  
 トシテ滿場一致決議セルニモ拘ラズ其改正ノ緒ニ就カザルガ如キハ頗ル遺憾トスル處ナリ、故ニ之レガ改正ヲ大正十三年度定時中  
 央會議ニ於テ斷行ノ緊急必要ナルヲ認ム

京都府提出案 一、全國茶業會議所會頭會議ノ決議ニ依リ中央會議所會頭ノ名ヲ以テ主務省ニ販路擴張補助費下附ヲ請願セラレタシ  
 (理由) 製茶ハ本邦ノ一大特有産業ニシテ海外輸出品ノ主要品タリ、之レガ盛衰ハ外國貿易ノ浮沈ニ關スベク、之レガ伸縮ハ國家  
 經濟ノ消長ニ繫ルベク、國家重大ノ富源ニシテ其發達及擴張ハ勿論、其維持及復興ニハ國家之ニ關與スベキ義務アルモノト信ス  
 △世界ニ於ケル茶業ノ現況 (イ) 印度錫蘭茶業者ハ其豐富ナル資本ト殖民政策保護獎勵ノ下ニ近時益々販路開拓ノ計劃ヲ企テア  
 ルハ勿論、アラユル宣傳ト商略ヲ以テ日本茶ノ商域ヲ蠶食シ我ガ製茶ノ販路ヲ侵害スルニ至レリ (ロ) 印度及錫蘭茶業者ハ米國  
 及加奈陀ニ製茶ヲ賣弘ムルノ手段トシテ代理商ニ對シ獎勵補助ヲナスモノ、如シ (ハ) 米國及加奈陀ハ飲料品ノ一大競争場ニ  
 シテ製茶ト咖啡ト二大派ガ常ニ激争スルノミナラス、日本、支那、印度、錫蘭ノ各國茶ハ互ニ全力ヲ注イデ相競フノ實況ナレバ本  
 邦茶業者ニ於テ今後尙一層進取の方針ヲ取ルニ非ザレバ斯業ノ前途知ルベキノミ (ニ) 西比利亞、露國、南亞米利加、滿蒙地方  
 ノ市場ニ擴張ノ餘地アリ

右の中諮問案は石川縣會頭の勳議にて五名の委員附託に決し大谷會頭より三橋四郎次(靜岡)手島岩雄(熊本)玉井源  
 次郎(京都)井上傳十郎(高知)岡山定助(三重)の五氏を指名し、委員は慎重研究の結果、左の中答案を作成之を會  
 議に報告して決定した。

諮問 答 申

(一) 生産改良並ニ販路擴張ニ關スル機關ヲ設置スルコト (二) 國庫ノ補助ヲ受ケ各種ノ施設ヲ遂行スルコト  
 (説明) △從來中央會ニ設置シタル生産改良並ニ販路擴張委員會ニ更ニ各方面ヨリノ專門家ヲ加ヘ積極的ノ調査機關ヲ組織スル事  
 △茶業ハ主務省ヨリ明治三十年以降七萬圓國庫補助アリシモ其ノ後中絶シ現在農會置業等多大ノ補助アルニモ不拘茶業ニノミ  
 補助下附ナキハ遺憾ナリ、此ノ補助金ヲ以テ各種ノ施設事業ヲ完全ニ遂行セザルベカラザル事

右終つて次回の會頭會議開催地を京都に決定、同夜宇治山田市八日市場千秋樓に於ける大谷中央會頭の招宴に臨んだ、  
 出席者は各府縣會頭、中央會評議員等六十七名に上り盛會であつた。翌十五日は一同外宮内宮參拜、兩陛下、攝政  
 宮殿下の萬々歳と、國家の安康邦茶の隆盛に祈願をこめた。出席者左の如し。

- △中央會(會頭) 大谷嘉兵衛(副會頭) 尾崎伊兵衛(理事) 相澤喜兵衛(技師) 大林雄也(海外派議員) 西郷昇三(書記) 加藤徳三郎、大和誠人(出張所書記) 馬場寅藏(評議員) 松浦五兵衛、中村圓一郎、笹野徳次郎、大原重右衛門、栗谷喜八、渡邊辰三郎
- 木津慶次郎 △東京府(會頭) 山口傳右衛門(書記) 杉尾時郎 △東京市加藤治郎兵衛、渡邊惣十郎、池田萬藏 △大阪府(會頭) 野口泰弘(理事) 港昭 △兵庫縣(會頭) 小林常三郎 △埼玉縣(副會頭) 山崎豊太郎 △奈良縣(技師) 池田幸太郎 △靜岡縣(理事) 三橋四郎次(監督検査員) 藤田要之助 △靜岡縣再製組合川福兼吉 △滋賀縣(會頭) 大浦貞治郎 △愛媛縣(會頭) 森岡半五郎 △熊本縣(理事) 手島岩雄 △宮崎縣(副會頭) 須藤清壽 △京都府(會頭) 玉井源次郎(技師) 田邊實・△岐阜縣(理事) 片岡泰三 △石川縣(會頭) 稻葉長平 △高知縣(副會頭) 井上傳十郎 △三重縣(內務部長) 水上七郎(農商課長) 小西竹次郎(屬) 坂本平三郎(技師) 國持武雄、田鏡清格(山田市市長) 岸本康通(市組合長) 野村四郎三郎(度會部長) 渡邊恒三郎(書記) 奥野齊之助(技師) 山中彌五郎(山田署長) 橋本和三郎(多氣郡技師) 谷本仁助 △三重縣(會頭) 岡山定助(副會頭) 小森久郎(評議員) 野呂巽之助、中西長三郎、加藤彌太郎、服部喜之助(書記) 三井安三、高山傳七(技師) 高山與七 △中央會(検査員) 野崎善三郎

第四回 大正十三年十一月六日京都市烏丸通京都市商業會議所に開會左記各議案を協議決定した。

中央會議所提案

一、海外駐在商務官存続ヲ政府へ稟請スルノ件  
 (理由) 大正十一年海外ニ商務官設置セラレテ以來其ノ指導ヲ得本邦茶業ノ海外發展上裨益スル處甚大ナリシカ今回政府ハ行財整理ノ許ニ商務官制度ヲ廢止セムトスルノ風説アリ現下茶業海外貿易ノ狀況ニ鑑ミ之カ存廢ハ斯業發展上重大ナル影響ヲ及ホスヲ以テ其ノ存續ニツキ全國茶業組合會頭會議ノ決議ニヨリ政府ニ稟請セントスルモノナリ(滿場一致可決)

協議事項

- 一、各府縣(聯合會議所アル)ニ中央會議所囑託検査員一名ヅツヲ設置スルノ件 (各府縣會頭賛同)
- 二、二府縣以上ニ亘ル中央會議所規約違反處分方法ニ關スル件 (宿題)

- 三、中央會議所規約第五十七、第五十八條ニヨル違約金協定ニ關スル件（宿題）
- 四、茶素原料認定法ニ關スル件（静岡ノ認定方法ニヨル）

指 示 事 項

- 一、中央會議所規約中取締検査ニ關スル條項ヲ府縣聯合會議所規約並茶業組合規約ニ挿入スルノ件
- 二、中央會議所規約第十條ニヨリ報告例ニ定メタル各種報告ノ正確ト迅速トヲ期スルノ件

各 府 縣 提 出 問 題

- 一、中央會議員ノ各府縣配當數ヲ更正セラレムコトヲ主務省へ稟請アリタシ（京都府）  
（理由） 明治四十二年農商務省告示第二百四十三號ノ中央會議々員ノ總數及各府縣ノ配當數ハ時代ノ進運ト各府縣ノ實狀ニ合致セサルモノト認ム宜數適當ニ更生セラレンコトヲ其訪へ稟請アリタシ
- 一、南洋滿洲及朝鮮等へ販路擴張ノ件（京都府）  
（理由） 本邦綠茶ノ發展上販路ヲ廣ク各地ニ需メサルベカラザルノ時運ニ際シ特ニ南洋、滿洲及朝鮮等ニ販路ヲ擴張スルハ最モ急務ナリト信ス
- 一、茶業組合中央會議所主催ノ下ニ全國茶業技術員（技手、検査員、書記）協議會ヲ開催セラレタシ（京都府）  
（理由） 從來中央會議所ハ其規約第九條ノ役員（會頭）協議會ヲ開催シ來リシカ茶業ノ指導獎勵ノ實際ニ從事スル技術員ガ茶業諸般ニ關スル知識ノ交換ト業務ノ聯絡ヲ圖ルハ刻下緊要ノ急務ト信ス
- 一、府縣外移出荷票料金各府縣聯合會議所ニ取得スル附加額ヲ一定ニシテハ如何（愛媛縣）
- 一、茶業組合聯合會議所ノナキ各縣下茶業取締方ノ件（愛媛縣）
- 一、本年五月米國加洲大學「ハウス」博士ニヨリ本邦綠茶ニ多量ノ「ウキタミン」含有セルコトヲ發見次第我理化學研究所三浦博士ニヨリ「ウキタミン」Cノ含有セルヲ發見セラレタリト聞ク中央會議所ニ於テハ是ノ絶好ノ機會ニ乘ジ米國及我内地其他ノ方面ニ大々的販路擴張ノ宣傳セラレムコト及ビ右調査報告ヲ望ム（大阪府）

出席者氏名

- △東京府田口傳右衛門、小泉修造 △大阪府市川榮次郎、港昭 △静岡縣中村圓一郎、宮本雄一郎、森雅司 △埼玉縣市村高彦 △岡山縣武田林治郎 △奈良縣杉本久三郎、池田幸太郎、曾根俊一 △岐阜縣五十川源右衛門、片桐泰三 △滋賀縣小堀甚三郎、遊佐元之助 △兵庫縣小林常三郎、藤井藤吉 △愛媛縣森岡牛五郎 △三重縣小森久郎 △熊本縣手島岩雄、森本利三吉 △高知縣土居貢 △中央會議所大谷嘉兵衛、尾崎元次郎、松浦五兵衛、笹野徳次郎、大原重右衛門、木津慶次郎、渡邊辰三郎、栗谷喜八、加藤祐義、西郷昇三、藤田要之助 △農商務省久木元猛 △京都府藤赤土正強、田中脩、田邊貢、中村國太郎、大井賢壽彦 △京都府聯合會議所玉井源次郎、秋山登治郎、桑原善助、中村藤吉、築山其四郎、松本茂一郎、大村小兵衛、石井吉次、伊藤徳太郎、稻垣政太郎、村上多一、高田安治、水越豊松、大谷繁次、池田傳 △静岡縣川福兼吉、樋田亮三 △埼玉縣足立曹一郎

第五回

熊本市國産共進會の開催を機會に大正十四年四月四日、同市商業會議所に開會、中央會より大谷會頭初め評議員其他各府縣より會頭其他役員當業者等約七十名出席、來賓久木元農林屬、谷口鹿兒島高等農林教授、杉本熊本商工課長其他列席、會頭大谷嘉兵衛氏より

此の度全國茶業會頭會議を當熊本市に開くに當り、地元縣として格別の御高配を賜り洵に難有く、又全國會頭以下多數の茶業關係者諸氏が千里を遠しとせずして來會されたるは感謝に堪えない。提出問題は何れも重要性を多分に有し居れば慎重に御審議を切望する。更に此際特に感謝の意を表したきは、御當縣に於ては明治年代より深く茶業に力を注がれ、かの川路利基氏の如き單に熊本縣と云はず、九州並に全國の茶業につき苦心奔走せられて今日あるを致したることである。當面の製茶貿易は露國への道も開かれ前途に光明を認め居るので將來一段の御高配を願ひたい。

と慇懃なる挨拶を述べ、議長席について開議、中央會提出の議案より順次協議を進め、熱心なる質疑應答を経て、先づ中央會の分に對しては全部原案を認め、次で各府縣の提出問題を審議した。其議案左の如し。

中 央 會 協 議 事 項

- 一、茶業組合聯合會議所經費豫算ノ形式ヲ一定スルノ件
- 二、第四十七回中央會議（十四年二月定時會）ノ決議ニヨリ本所規約ニ定メラレタル製茶ノ検査、違約處分及賦課金徵

- 收ニ關スル事務ノ執行ヲ府縣聯合會議所及茶業組合ニ囑託スルノ件
- 三、大正十四年度全國製茶品評會開催ニ關スル件
- 四、本所ヨリ各府縣ニ配置スル囑託検査員督勵方ニ關スル件
- 五、賦課徴収金ニ關シ經費分擔金賦課金徴收規程第七條ヲ勵行スルノ件

各府縣提出問題

- 一、茶樹品種改良促進ニ關スル件（埼玉縣）
  - （理由） 茶樹品種改良ノ遅々トシテ振ハザルハ茶業界ノ一大缺陷ト云ハザルベカフズ、即チ我が茶業界ノ現状ニ鑑ミ適當ナル方法ニ依リ之レガ改良促進ヲ計ルハ新業改良上最モ急務ナリト認ム。
- 一、農林省ニ茶業ノ専任技師ヲ置カレンコトヲ建議アリタシ（京都府）
- 一、茶業組合中央會議所ニ茶業専任技師ヲ置カレンコトヲ望ム（京都府）
- 一、生産改良並ニ内外販路擴張ニ關スル權威アル機關ヲ設置セラレムコトヲ望ム（京都府）
- 一、メートル法實施ニ付中央會議所ノ所見如何（大阪府）
- 一、中央會議所内地荷票中番茶用ヲ作成シ、料金を本茶用ノ半額ニ改正セラレムコトヲ望ム（大阪府）
- 一、中央會議所規約第十二條第四項ノ「製茶ニ他物ヲ混ジタルモノ」ノ解釋ヲ問フ（大阪府）
- 一、今回政府ハ農村振興ニ關スル施設獎勵費ヲ増額セラル、ニ際シ、茶業上各種ノ事業施設ヲ獎勵シ之レガ助成補助費ヲ相當支出セラレン事ヲ主務省ヘ稟請スルノ件（三重縣）
- （理由） 製茶ハ本邦産物中殊ニ重要ノ地位ニアル事業ナルヲ以テ、今回政府ガ農村振興ニ關スル獎勵補助費ヲ増額セラル、ニ當リテハ、新業各種ノ改良研究、試験等ノ事業施設ヲ獎勵シ、之ガ助成補助費ヲ他ノ農産業ニ對比シ相當均富ノ程度ニ支出セラレン事ヲ本官ノ決議ヲ以テ其ノ筋ヘ稟請ヲ望ム。
- 一、米、加兩國及ビ英、佛、露ニ向テ大イニ日本茶ノ宣傳ヲナスコト（高知縣）
- 一、宣傳費ハ一年約二萬圓トスルコト（高知縣）

- 一、宣傳費ハ移出茶百斤ニ付五錢ヲ課スルコト。但シ賦課スベキ茶ハ四千萬斤ノ見込ナリトス（高知縣）
- （理由） 米加兩國ニ於ケル日本茶ノ販路ハ近年漸ク減退シ將來憂フベキ點少カラズ、其原因ハ粗製濫造或ハ代價不廉等殆ンド枚舉ニ遑アラズト雖、要スルニ需用者ニ知ラザルモノ多キニ依ル。今其一例ヲ舉グレバ米國ノ消費者ハ大抵老人ノ一部及ホテル並ニ婦人司會ノ集會等ノ場合ニシテ、彼國民ノ多クハ之ヲ知ラザルニ基因スト云フモ不可ナキナリ、殊ニ日本綠茶ハ多量ノヴキタミンヲ含有スト果シテ然ラバ此レ我茶ノ特徴ニシテ且ツ權威ナリ此ヲ標榜シテ邁進セバ、米加兩國ノ販路類勢ヲ挽回スルコト易々タルノミナラス、更ニ進ンデ世界ニ販路ヲ開拓スル可能性ヲ有ス、故ニ區々タル小策ヲ用ヒズ一大決心ヲ以テ大々的宣傳ノ要アリ此レ本案ヲ提出スル理由ナリ。

右各案については夫々提案者の説明ありて質疑應答を重ねたが、京都府提案中の第三案に對しては静岡縣の宮本氏より

現に中央會議所に委員會の設けがあるのに、更に屋上屋を架するが如き機關の設置を要望するは穩當を缺くであらう。

との反對意見あり一時休憩して協調を圖り、其間奈良縣の提議により『生産改良並に内外販路擴張に關シ充分なる權威を保つべく此際一層各機關の活動を望む』と修正して可決。大阪提出の第二項は地方により番茶と本茶との見解を異にする點もあり、取締上尙ほ研究の餘地ありとして宿題となし、三重縣の提案は政府が農村振興費として決定した二百五十萬圓中副業獎勵に振當つべき費用三十餘萬圓の幾部分を茶業獎勵に振向くるやう中央會議所會頭より政府に懇請することとして満場一致決定。高知縣提案の米加並に英、佛、露への日本茶宣傳は静岡縣宮本氏提議により第一米加への宣傳を主體として可決。第二、第三の費用の點は單に參考とするに止め、其他は何れも原案を可決、最後に静岡縣より口頭を以て、

省令ニ於ケル茶業組合理則第二十四條中役員ノ任期三ヶ年トアルヲ四ヶ年ニ改正セラレンコトヲ政府ニ申請セラレタシ

との建議を提出異なく決定、次で埼玉縣より次回の會頭會議開催地を埼玉縣にとの希望があつて議事を終了、大谷會頭並に地元會頭原田熊本縣内務部長の挨拶ありて全く閉會し、夫れより市内手取本町靜養軒に於て大懇親會を開き、翌五

日は共進會、水前寺等を視察解散した。出席者左の如し。

出席者 △東京田口傳右衛門、加藤治郎兵衛、小泉修造 △静岡中村圓一郎、宮本雄一郎、増田角太郎、瀧泰三、川崎兼吉 △高知井上傳十郎 △鹿児島橋本次右衛門 △岡山武田林治郎 △京都玉井源次郎、池田傳、桑原善助、築山甚四郎、大村小兵衛 △滋賀小堀甚三郎 △福岡藤木芳尾、泉地由太郎 △長崎清田文吉 △大阪港昭 △奈良杉本久三郎 △宮崎須藤清馨、堀地重義 △埼玉足立曹一郎 △熊本原田内務部長、手島岩雄、井上義幸、長船壯次郎、森本利三吉

第六回

前年會議席上の希望に従ひ大正十五年十月二十九日埼玉縣川越市會議事堂に開會、出席者は東京、大阪、京都、奈良、三重、静岡、岐阜、石川、神奈川、愛媛、宮崎、埼玉等三府九縣の會頭並代表者で、大谷中央會頭議長席につき前回決議事項の處理經過を報告したる後、中央會提出の四議案を附議、委員五名を擧げて他の各府縣提出の議案と共に調査研究を重ね、委員會の成案を埼玉縣代表者より本會議に報告、滿場異議なく可決の後大谷會頭の講演あり閉會す。中央會並各府縣提出の協議事項左の如し。

中央會提出協議案並報告事項

- 一、報告事項 (イ) 第五回會頭會議ニ於テ協議セル事項ノ經過報告
- 二、協議事項 (イ) 外國輸出及府縣外移出茶荷造統一ニ關スル件 (ロ) 茶業ニ關スル智識ヲ普及シ趣味ヲ涵養スル爲メ教育機關トノ聯絡方法ヲ講ズルノ件 (ハ) 販賣茶ノ品質向上方ニ關スル件 (ニ) 都市組合ノ豫算並ニ規約ノ改正ヲ中央會議所ニ報告セシムルノ件

各府縣提出議案

- 一、輸出製茶ノ検査ヲ嚴重ニ勵行スルコト(京都府)  
(理由) 最近本邦製茶ノ輸出減少セル主ナル原因ハ品質ノ低下セルニヨルモノト信ズ製茶貿易振興ノ挽回策トシテ製茶ノ輸出検査ヲ嚴重勵行スルコトハ粗悪茶ノ輸出ヲ防止シ一面粗製品生産ノ取締トナルベシ

一、茶業組合中央會議所主催ノ下ニ全國茶業組合員協議會ヲ開催セラレタシ(京都府)

(理由) 茶業ノ指導獎勵ノ實際ニ從事スル技術員ガ諸般ニ關スル智識ノ交換ト業務ノ聯絡ヲ圖ルハ割下緊要ノ急務ナリト信ズ

一、愛媛縣及福井縣ニ對シ茶業組合規則ヲ施行セラレン事ヲ主務省ヘ建議スルノ件(岐阜縣)

(理由) 右兩縣ノ茶業ハ近來著シク發展シ其產額前者ハ七、八萬貫、後者ハ十三、四萬貫ニ達スルニ至レリ加之茶業組合規則ヲ施行セル近接府縣茶商人等ガ該地方産ノ粗悪茶ヲ賣買スルガ爲メニ施行地タル各府縣ニ對シ惡影響ヲ及ボスヲ以テ中央會議所ハ兩縣ニ茶業組合規則ヲ施行セラルル様主務省ヘ建議セラレ之等ト同一情況ノ地方アラバ充分調査ノ上共ニ同様ノ取扱ヲナサム事ヲ望ム

一、移出茶荷物荷票改正ノ件(愛媛縣)

改正希望ノ要點次ノ如シ (イ) 移出荷票ヲ甲乙ノ二種トスル事 (ロ) 甲ヲ本荷票トシ乙ヲ番茶荷票トスルコト (ハ) 荷票料金ハ乙ハ甲ノ半額トスルコト

一、明治二十二年農商務省令第七號ニヨリ明治四十二年九月三十日ヨリ茶業組合規則ノ施行ヲ停止セラレタル各府縣中山口、廣島、徳島ノ三縣ヲ復活セラレム事ヲ其筋ヘ建議スルコト(愛媛縣)

一、全國茶業組合職員退職給與規程設定ニ關スル件(埼玉縣)

(理由) 官公署、會社其他各團體執レモ職員ニ對シ恩給或ハ一時金支給等ノ規程アリシテ安ジテ其職ニ精勵セシメツ、アルモ我が茶業組合ニアリテハ全國統一の該規程ナク其遺憾トスル所ナリ因テ職員生活上ノ安定ヲ圖リ専ラ職務ニ勉勵セシメ一面人材ヲ登用シ以テ茶業ノ發展ニ資セムトス

一、大正十六年度ニ於テ茶業生産改良獎勵費ノ増額ヲ本會ヨリ中央會議所ヘ建議スルコト(奈良縣)

一、中央會議所内地荷器中番茶用ヲ作成シ料金を本茶用ノ半額ニ改正セラレムコトヲ望ム(關西二府六縣聯合)

(理由) 從來中央會議所ニ於テ發行シ試課セラルル内地府縣移出ノ荷票ハ番茶ニ對シテモ普通通料金を課スルハ其當ヲ得ズ殊ニ關西特有ノ刈落シ番茶ノ如キ價格低廉ナルモノニ於テヤ今ヤ喫茶趣味ノ向上ト宣傳ニヨリ番茶業者ノ打撃ハ頗ル大ニシテ窮迫困憊ノ實狀ニ思フ致ス時斯業ノ前途深憂ニ堪ヘズ希クバ宜敷御洞察ノ上上年度ニ於テ必ズ本茶用及ビ刈落シ番茶用ノ二種類ニ區別スル様本會ノ決議ヲ以テ改正アラシコトヲ望ム。

第七回

昭和二年四月十六日愛媛縣道後町公會堂に開會、松浦中央會々頭議長席に着き、前回決定事項處理經過

を報告の後、協議事項の討議に入り、中央會提出案についてはその方針に従ひ全國茶業者協力一致之が理想實現に邁進する事として其實行案を可決した。提出案並に實行案左の如し。

中央會提出議案

一、生産改良方針實行ニ關スル件

(イ) 品質ニ關シテハ一般的ニ良茶ノ需要ヲ喚起セシムルヲ以テ目的トシ其改善ヲ根本義トスル事 (ロ) 生産量ニ關シテハ理想的茶園ノ新植ヲ適當ニ獎勵スルヲ以テ其主義トスル事 (ハ) 茶業ノ經營ニ關シテハ機械製ノ自國自製ニ接近セシムルヲ以テ其主義トスル事

(實行案) 茶ノ價格ハ他ノ飲料ニ比シ低廉ナルヲ宣傳スル事、美味ノ茶ヲ使用スル様入レ方等ヲ指導シ、小賣茶ノ包装容器ヲ研究シ、嫩芽ノ新ラシキモノヲ製造シ蒸シヨリ貯藏迄注意スル事

右終つて午餐後再開、大阪府代表より同市茶業組合が本年四月十一日よりメートル法を實施する旨の報告あり、續いて左記各府縣提出議案の審議に移つた。

各府縣提出議案

- 一、製茶ノ生産改良並ニ海外販路擴張補助ヲ政府ニ稟請スル事 (京都府提出) 可決。
  - 一、製茶機械製造者同修繕業者並ニ販賣業者ヲ茶業組合員ニ加入セシムル様茶業組合規則ノ改定方ヲ農林省ニ建議スルノ件 (奈良縣提出) 宿題。
  - 一、茶業組合中央會議所囑託技手ヲ各府縣茶業組合聯合會議所ニ設置ノ件 (奈良縣提出) 宿題
  - 一、綠茶小口運賃基礎引下ニ付請願ノ件 (靜岡縣提出) 可決
  - 一、省令改正ノ場合ハ役員議員ノ任期ヲ四ヶ年トシ、役員豫算認可權撤廢ノ件 (靜岡縣提出) 可決
- 右靜岡縣提出の第一項に就ては、特に靜岡縣宮本理事より

綠茶の需要は近年著しく増加し特に下層階級及筋内労働者に驚く可き需用を示して來た、これは綠茶が人體營養素として最も重要なるグキタミンCを含有する爲めであつて、茶は今日實に生活の必需品となつて居る。

とて製茶の鐵道運賃算出基礎の引下げを主張して滿場一致可決の上直ちに鐵道省に請願することに決し議事を終了、それより松山市博覽會を視察し同夜明治樓に於ける晚餐會に臨んだ。出席者の重なるもの左の如し。

- △愛媛縣知事、内務部長、産業課長
- △岡本農林省技師
- △松浦中央會頭、加藤、西郷兩參事
- △玉井京都
- △市川大阪
- △小森三重
- △市村埼玉
- △稻葉石川
- △武田岡山
- △山澤奈良
- △田口東京
- △小堀滋賀各會頭
- △靜岡宮本、増田

第八回

昭和三年五月八日岡山市縣會議事堂に開會、中央會提出案は靜岡、京都、三重、埼玉、熊本の五委員に附託、意見を決定し各府縣提出の議案も夫々處理決定を見た、中央會提出案、同答申報告、各府縣提出案及び出席者左の如し。

中央會提出案

- 一、本邦茶ノ新販路ヲ擴張シ之ヲ助長スル爲メ各府縣ニ於テ施設ス可キ適當ナル事業及其ノ實行方法如何
- 二、茶業組合ノ充實ヲ圖リ其ノ活動ヲ促進セシム可キ方法如何

右答申事項

- 第一項 (イ) 新販路地ニ適應スル品位ノ綠茶ノ製造加工ニ付研究調査ヲナスコト (ロ) 新販路地ニ仕向タル適品集積ノ機關ヲ系統的ニ設クルコト
- 但シ(ロ)ハ中央會議所ト氣脈聯通ノ上實施スルコト
- 第二項 生産額組合員ノ僅少ニシテ事業不振經營難ニ在ル組合ヲ適當ニ廢合スルコト

各府縣提出事項



各種茶業重要會議

〔五三六〕

- 一、番茶粉茶ノ製茶荷票料金減額ノ件 (長崎縣)
  - 一、荷票制度改正ノ件 (岐阜縣)
  - 一、茶業組合役員表彰ノ件 (大阪府)
  - 一、刈落番茶ニ對スル府縣外移出荷票制定ニ關スル件 (同上)
  - 一、茶業組合規則中左ノ通り改正ノ件 (京都府)
  - (イ) 第十三條但書削除 (ロ) 第十九條中「地方長官ノ認可ヲ受クヘシ」ノ十二字削除 (ハ) 第二十二條中全國組合員中ヨリノ下ニ「選舉スベシ」ノ五字ヲ加ヘ以下二十五字削除
  - 一、次年度ヨリ一層品質改善ノ獎勵費ヲ増加セラレムコトヲ要望ノ件 (同上)
  - 一、政府ニ對シ製茶ノ生産改良並海外販路擴張補助費要望ノ件 (同上)
- 出席者** △東京田口傳右衛門、小泉修造 △京都玉井源次郎、池田傳 △大阪港昭 △長崎溝田文吉 △埼玉市村高彦 △奈良向井楢市、上岡龍尾 △三重小森久郎 △静岡鈴木辰次郎 △滋賀小梶甚三郎、富田作三 △岐阜片桐恭二 △石川新宅一郎 △愛媛森岡牛五郎 △高知土居實 △熊本手島岩雄 △宮崎堀地重義 △岡山丸吉佐太郎、武田林治郎、濱田敏、淺尾富太郎、尾崎熊太郎、福岡長藏 △岡山縣鹿島川直英、岩野基、笹井基 △茶業組合中央會議所栗谷喜八、三橋四郎次、加藤德三郎、西郷昇三、宮地鐵治、古澤惠曉

**第九回** 昭和五年四月十日農林省會議室に開會、栗谷副會頭座長席に着き各種の協議を遂げた。中央會並に各府縣提出案左の如し。

中央會提出協議事項

△製茶ノ生産改良ニ付將來補助スベキ事業ニ關スル件 △製茶宣傳ニ關スル件 △經費分擔金ニ關スル件

同打合事項

△昭和五年度賦課金ニ關スル件 △同年度府縣聯合會議所及組合へ交付スル徴收費ニ關スル件 △同年度事業補助ニ

關スル件 △同年度製茶販路擴張事業ニ關スル件

各府縣提出事項

- 一、時局ニ鑑ミ國產愛用獎勵ノ見地ヨリ各官衙卒先シテ綠茶ヲ飲用シ輸入飲料ヲ排除スルハ刻下ノ急務トス。右本會ノ決議ヲ以テ其筋(陣情)ヲ望ム (大阪府) 可決
- 一、茶業組合規則第二十四條、第三十七條ニヨル役員議員ノ任期三ヶ年ヲ四ヶ年ニ改正方請願ノ件 (静岡縣) 可決
- 一、製茶取引ニ關スル件 (静岡縣) 中央會ニ於テ調査研究スルコト
- 一、茶業組合規則中左記ノ通り改正方ヲ本會ノ決議ヲ以テ農林大臣へ稟請ノ件 (石川縣) 宿題
- 第一條ノ末尾ヘ次ノ通り追加ス (若シ費用負擔ヲ滞納シタルモノハ國稅徵收法ニ依ルベシ)
- 一、茶業組合中央會議所事業トシテ外國觀光客ノ多キ地ニ於テ無料喫茶店ノ開設ヲ望ム (京都府) 可決。東京、静岡、京都、奈良等ニ設置希望。
- 一、製茶取引單位統一ニ關スル件 (高知縣)
- (イ) 全國一齊ニ貫建制度ヲ勵行スルコト
- 一、製茶取締ニ關スル件 (同上)
- (イ) 製茶検査員ニ特殊權能ヲ與ヘルコト (ロ) 警察官吏ニ茶業取締知識ヲ修得セシムルコト (ハ) 茶業組合規則施行停止縣ノ取締ヲ嚴ニスルコト
- 一、製茶販賣機關ノ振興ニ關スル件 (同上)
- (イ) 適所ニ販賣幹旋所ヲ設ケ製茶ノ需給ヲ圓滑ナラシムルコト (ロ) 製茶經濟ヲ有利ナラシムルタメ適當ナル金融策ヲ講ズルコト (ハ) 茶ニ對スル觀念ヲ商品化セシムルコト
- 一、製茶販路擴張ニ關スル件 (同上)
- (イ) 對外的販路開拓ニ銳意努力スルコト (ロ) 既定販路ヲ寬食セラレザル様保守スルコト (ハ) 國內消費ノ増大ヲ期スルコト
- 一、茶業機關ノ發展策ニ關スル件 (同上)
- (イ) 關係者ノ全國的會合ノ機會ヲ増加スルコト (ロ) 協議決議事項ハ急速的ニ實行スルコト

各種茶業重要會議

〔五三七〕

一、茶業獎勵方針協定ノ件 (同上)

(イ) 新業研究機關ノ實績ニ基キ各地別ニ獎勵策ヲ樹立スルコト (ロ) 地方ノ獎勵策ニ對シテハ政府ニ於テ相當ノ助勢ヲナスコト  
一、全國茶業組合職員恩給法制定ノ件 (同上)  
(以上各項何レモ中央會ニ於テ考慮スベシ)  
一、生産改良實行方針確立ニ關スル件 (熊本縣) 可決

右議事終了後、露國輸出茶に關する件並に關西二府六縣會頭建議による番茶荷票料低減、全國茶業功勞者表彰等に關し質問あり、三橋理事より對露輸出の現況説明を始め、番茶荷票料低減は本茶との區別困難の爲め、俄かに實現六ヶしき事、功勞者表彰は府縣の進達ある場合考慮すべき事を答へ、猶ほ試驗場に病蟲部を新設する外副業獎勵金を茶業にも及ぼす様農林省側に要求し、中村靜岡會頭は農林當局に對しわが邦の重要産業たる製茶の現在將來につきより多くの理解と獎勵とを要望して午後三時閉會した。出席者次の如し。

出席者 △東京府會頭山口傳右衛門、書記小泉修造 △京都府會頭渡邊辰三郎、技手池田傳、同大谷繁次 △大阪府理事港昭 △神奈川縣會頭代理田中林藏、書記村松淑正 △長崎縣會頭高田文吉 △埼玉縣會頭市村高彦、書記淺野義太郎 △茨城縣會頭瀨谷司之介、技手太田義十 △奈良縣會頭林勝治郎、書記日浦實太郎 △三重縣會頭小森久郎 △靜岡縣會頭中村圓一郎、理事宮本雄一郎、主事増田角太郎 △滋賀縣會頭地平春吉 △岐阜縣理事片桐泰二 △石川縣理事新宅一郎 △愛媛縣會頭森岡牛五郎 △熊本縣理事宮原政雄 △高知縣組合長森田俊吉、技手吉村正義 △岡山縣組合長武田林治郎、書記尾崎熊太郎 △農林省技師岡出幸生 屬久木元猛 △中央會議所副會頭栗谷喜八、理事三橋四郎次、參事加藤德三郎技師宮地鐵治、取締員竹下仁三郎

**第十回** 昭和六年十一月二十三日京都府宇治町京都府茶業組合聯合會議所に開會、中村中央會頭開會並に會頭新任の挨拶を述べて座長席に着き、中央會提出議案より順次附議し、先づ諮問事項については委員に附託して答申案を作成することとし、座長は

小森久郎 (三重) 渡邊辰三郎 (京都) 市村高彦 (埼玉) 宮本雄一郎 (靜岡) 飯塚和吉 (熊本)

の五氏を指名し、委員一同別室に於て協議し、その成案を本會議に報告して之を決定、次で協議指示、報告事項以下各府縣提出の議案を附議決定して會議を閉ぢ、同夜中央會主催の懇親會に臨み、翌二十四日は一同栴尾高山寺に參拜明惠上人の遺物などを見學解散した。提出事項並に出席者左の如し。

諮問事項

△本所ノ事業獎勵費ニ付キ將來補助スベキ適切ナル事業如何 △茶業宣傳方策ニ關スル件

答申 (一) ハ從來ノ生産改良事業補助ニ加ヘテ販路方面ヲモ獎勵シ事業ヲ出來得ル限リ擴張スル事 (二) ハ活動寫眞、繪葉書

小冊子等ヲ調製宣傳シ居ル現在ノ方針ヲ以テ更ニ一段ノ努力ヲ拂フ事

協議事項

一、農林省茶業試驗場廢止問題ニ對スル今後ノ方針ニ關スル件

廢止反對ノ運動ヲ徹底セシムル爲メ各府縣ニ於テ十二月十日迄ニ茶業者大會ヲ開キ代議員二名以上ヲ選定十二月中旬東京ニ參集シテ運動方針ヲ協議決定政府當局ニ陳情スル事

指示事項 △本所規約第十五條ノ二ニ關スル件 △本所規約第十條ニ關スル件

報告事項 △農林省茶業試驗場廢止ニ關シ本所ノ採レル善後策ニ關スル件 △製茶海外販路ニ關スル件其他

各府縣提出事項

一、茶業組合中央會議所規約第十二條ノ二ヲ左ノ通り改訂セラレタキ件 (奈良縣)  
第十二條ノ二、茶業組合員ハ本所會頭ノ承認ヲ得テ製茶ニ他物ヲ混ジタルモノ (十分ノ五以下) ヲ賣買譲渡スルコトヲ得  
二、茶業デー實施方要望ノ件 (奈良縣)  
(一) ハ研究ヲ要スル爲宿題トシ (二) ハ時期ニ適セル事業ナル故實施ニ就テハ適切ナル時ヲ中央會ニ於テ選定シ、毎年春秋二

各種茶業重要會議

[五四〇]

- 同定盛大ニ行ツテ綠茶ノ需用ヲ喚起スル事ニ決定
- 一、自動車輸送製茶荷物ノ検査取締ニ關スル件 (静岡縣)
- 二、茶業組合規則中役員、議員ノ任期三箇年ヲ四箇年ニ改正方主務省ニ請願ノ件 (静岡縣)
- (一) ハ各府縣ニ於テ實情ヲ調査シテ本月十日迄ニ中央會ヘ報告セシムル事 (二) ハ本省ニ於テ更ニ考慮シテ善處スル事ニ回答ヲ得

- 一、國立茶業試驗場廢止反對ニ關スル件 (大阪府)
- (理由) 農村振興産業獎勵、國產品愛用其他獎勵宣傳ノ主旨ニ反シ政府ハ如何ナル理由ヲ以テ今日國立茶業試驗場廢止ヲナスヤ農村ノ現狀ヨリシテ反對ス
- 一、製茶機械ノ鐵道運賃輕減方ヲ鐵道大臣ヘ陳情スル件 (京都府)
- 一、農林省茶業試驗場廢止ニ對スル茶業組合中央會議所ノ採リタル對策及經過ノ件 (京都府)

出席者

△東京府會頭田口傳右衛門、書記小泉修造 △京都府會頭渡邊辰三郎、副會頭岩井武一、理事池田傳、書記芳川二郎、技手川井勘次郎、同大谷繁次 △大阪府會頭山本太市郎、理事港昭、検査員井澤宗治 △神奈川縣會頭代理田中林藏 △兵庫縣會頭中川幸太郎 △埼玉縣會頭市村高彦 △奈良縣會頭林勝治郎、書記日浦實太郎 △三重縣會頭小森久郎 △静岡縣會頭中村圓一郎 理事宮本雄一郎、技師小泉武雄 △滋賀縣會頭地平春吉 △岐阜縣理事片桐泰二、書記遠藤竹次郎 △石川縣理事新宅一郎 △愛媛縣會頭森岡牛五郎 △熊本縣技手飯塚和吉 △高知縣技手吉村正義 △岡山縣組合長武田林治郎、理事淺尾富太郎、技手尾崎熊太郎 △農林省屬久木元猛 △京都府茶業研究所長田邊資 △茶業中央會議所會頭中村圓一郎、副會頭栗谷喜八、理事三橋四郎次 參事加藤德三郎、技師宮地鐵治、囑託島居久作、取締役竹下仁三郎、書記土田友一、評議員玉井源次郎

第十一回

昭和七年四月二十二日石川縣金澤市西町公會堂に開會。

△農林省農務局長小平權一、久木元屬 △石川縣知事平賀周、同内務部長中村忠充、小倉農林課長、田野農林技師其他ノ諸氏列席 定期中村會頭開會の挨拶、石川縣會頭の歡迎の辭ありて、中村會頭座長席につき、各議案の協議に移り、中央會提出の

諮問案に對しては、座長指名の

田口(東京) 渡邊(京都) 山本(大阪) 市村(埼玉) 小森(三重) 宮本(静岡) 森田(高知) ノ七委員

に附託して答申案を作成し、本會の承認を経て決定、その他の議案も夫々協議決定後、一同金澤市に開催中の産業と觀光大博覽會を視察し、同夜料亭『鈔甚』方に於る、中央會及石川縣會頭主催の懇親會に臨み盛會を極めた。

議案並に出席者左の如し。

報告事項

一、第十回ノ會頭會議ニ於テ附議シタル協議事項ニ關スル件

- (一) 國立茶業試驗場ニ關スル件 (二) 全國茶業記念日設定ニ關スル件 (六月二日、十月一日)ニ決定 (三) 役員、議員ノ任期ニ關スル件 (四) 製茶機械鐵道運賃輕減陳情ニ關スル件

諮問事項

一、グリ茶ノ内地消費ヲ増進スル方策如何

(理由) 我々綠茶ノ新販路ヲ求メ輸出増加ヲ圖ラントスルニハ世界的ニ廣ク需要セララルグリ茶ニ依ラザル可ラズ、而シテグリ茶ノ輸出ヲ圓滑ニスルガ爲ニハ内地ニ於テモ之ヲ消費セシメ内外ノ需要ヲ共通ニスルノ要アリ、然ルニ現在ノグリ茶ハ内地嗜好ニ對シテ品質上尙多少ノ缺點アリ、又習慣上未ダ廣ク用ヒラルルニ至ラズ故ニグリ茶ノ内地消費ヲ増加セシムルガ爲メ適當ナル方策ヲ講ズルノ要アリト認ム

右答申事項

- (一) グリ茶ニ適當ナル名稱ヲ附スルコト (二) 内地向グリ茶ノ研究 (三) 農林省、中央會等ニテ適當ニ補助シテ販賣ヲナスコト (四) 品評會、博覽會ニ宣傳小冊子ヲ配布 (五) 茶商ヲシテ茶ノ販賣、宣傳ニ努力セシムル事

協議事項

一、全國茶業記念日實施方法ニ關スル件

各種茶業重要會議

[五四一]

△茶ノマーケット制定スルコトトシ意匠ハ中央會ニ一任ノ事 △各所各適當ナル方法ニヨリ記念ヲ講スルコト

各府縣提出案

一、德島縣並ニ廣島縣ニ茶業組合規則ヲ適用スルコトヲ茶業組合中央會議所ヨリ其筋ニ建議スルノ件 (愛媛縣)  
△可成加入ニ努ムルモ現狀ヨリ考ヘ機運ノ向上ヲ俟ツテ取運ブ事ニ決定

一、茶業組合規則中改正方請願ノ件 (石川縣)

(イ) 茶業組合規則中第十三條ノ(組長ヲ選任又ハ改選シタルトキハ地方長官ノ認可ヲ受ケ)ヲ削除スルコト (ロ) 茶業組合規則第十九條中(ノ認可ヲ受ケベシ)ヲ削除シ(ニ報告スベシ)ヲ加フルコト

△以上農林省當局ニ於テ改正上困難アルタメ機會ヲ見テ改正スル事ニ決ス。

一、農業保險中ニ茶ヲ加フル様農林大臣ニ陳情ノ件 (關西二府六縣)

(理由) 今回農林省ニ於テ計畫セル農業保險中ニハ米、桑ノミニ限定シ茶ヲ包含セザル模様ナルモ茶芽ノ凍霜ハ桑ト同様全國的ニ相當被害激甚ニシテ之ガ爲メ疲弊困憊セリ依ツテ之ニ加入セシムルコト緊要ナリト信ズ

一、茶ニ關係アル輸入飲料ノ關稅引上ニ關スル件 (例ヘバ紅茶、コーヒ、コ、ア、其他ノ飲料) (同上)

一、昭和八年度ニ於テ茶業組合中央會議所主催ノ下ニ全國製茶大量品評會並ニ茶園品評會ヲ開催セラレタシ (京都府)

一、茶業規則不施行地ニ於ル不正茶取締ニ關スル件 (岐阜縣)

出席者

△東京府會頭田口傳右衛門、書記小泉修造 △京都府會頭渡邊辰三郎、川井勘次郎 △大阪府會頭山本太市郎、理事港昭  
△神奈川縣會頭代理田中林藏 △埼玉縣會頭市村高彦 △茨城縣理事太田義十 △奈良縣會頭中島實藏、理事日浦實太郎 △三重縣會頭小森久郎 △靜岡縣理事宮本雄一郎、書記青島謙 △滋賀縣會頭地平春吉 △岐阜縣理事片桐泰二 △愛媛縣會頭森岡牛五郎 △高知縣組長森田俊吉、技手吉村正義 △岡山縣組長武田林治郎 △石川縣會頭稻場長平、副會組大幡佐平、理事新宅一郎 検査員杉村宗吉 △茶業組合中央會議所會頭中村圓一郎、副會頭栗谷喜八、理事三橋四郎次、評議員尾崎元次郎、同繁田武平、同野呂興之助、同玉井源次郎、同溝田文吉、同山口忠五郎、同榎葉幸藏、參事加藤德三郎、囑託技師宮地鐵治、囑託鳥居久作、取締員竹下仁三郎、書記土田友一、同石原一郎

第十二回

昭和八年四月十九日宮崎縣會議事堂に開會、中村會頭、階川宮崎縣會頭の挨拶あり、同縣知事の祝辭を縣内務部長代讀し、中村會頭を座長として議事に入り、三橋理事の各種報告説明に對して一二の質問應答あり、中央會の諮問事項については、當局の説明各府縣の質問の後ち座長指名による

△鹿児島縣渡治右衛門(委員長) △東京田口傳右衛門 △京都丸山徳次郎 △靜岡宮本雄一郎 △三重小森久郎 △埼玉市村高彦 △宮崎古山丈夫

の七委員に附託して答申案を練ることとし、爾餘の協議事項も夫々提案者の説明ありてその處理方を同一委員に附託し、委員は午餐後委員長を互選し、諮問答申その他の意見を取纏め之を本會議に報告して決定、議事終了後一同日向博覽會を視察し、懇親會に臨み盛會裡に夫々歸任した。各提出議案並に出席者左の如し。

報告事項 一、第十一回ノ會頭會議ニ於テ協議シタル事項報告ノ件

(1) 役員、議員ノ任期ニ關スル件 (2) 茶業組合規則中改正ニ關スル件 (3) 農業保險中ニ茶ヲ加フル件 (4) 全國製茶大量品評會並ニ茶園品評會ニ關スル件 (5) グリ茶銘改稱ニ關スル件 (6) 全國茶業マーケット制定及ラヂオ放送講演ニ關スル件其他

諮問事項

一、玉綠茶ノ内地需要促進上茶商ヲシテ販賣宣傳ヲナサシメル方策如何

△答申 主タル消費地ノ百貨店其他適當ナル場所ニ於テ宣傳ヲナシ玉綠茶ノ飲用普及ノ促進ヲ計ルコト

協議事項

一、度量衡法『メートル法』施行ニ關スル對策ノ件

(取引單位ヲ五百瓦及五十瓦ノ二種トシテ實行)

二、縣一圓茶業組合組織ニ關スル件